

調査研究資料 No.140

2023



戦後職業訓練関係資料集

《昭和20年～昭和33年》

〈下〉

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

職業能力開発総合大学校基盤整備センター

戦後職業訓練関係資料集

《昭和 20 年～昭和 33 年》

〈下〉

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

職業能力開発総合大学校基盤整備センター

研究チーム

- 原 案 佐々木 輝雄 職業訓練大学校
元教授
- 編 集 田 中 萬 年 職業能力開発総合大学校
名誉教授
- 企 画 新 井 吾 朗 職業能力開発総合大学校 能力開発応用系
准教授
- 事務局 砂 田 栄 光 基盤整備センター 企画調整部企画調整課
統括マネージャー

目 次

序	
まえがき	(1)
凡 例	(3)
解 説	(5)
第 I 編 GHQ 勸告・「日本国憲法」関連資料編	1
第 II 編 閣議・次官会議決定、審議会答申、民間団体建議編	33
第 III 編 行政組織編	137
第 IV 編 法令編	
IV 1 部 一般労務・職業指導関係	199
IV 2 部 公共職業補導関係	213
IV 3 部 技能者養成関係	225
IV 4 部 監督者訓練関係	298
IV 5 部 「職業訓練法」関係	304
(以上上巻)	
第 V 編 通牒・通達編	
V 1 部 一般労務・職業指導関係	1
V 2 部 公共職業補導関係	67
V 3 部 技能者養成関係	242
V 4 部 監督者訓練関係	327
(以上中巻)	
下巻資料目次	(1)
第 VI 編 国際的宣言・勸告編	1
第 VII 編 統計編	
VII 1 部 一般労務・学校教育関係	33
VII 2 部 公共職業補導関係	35
VII 3 部 技能者養成関係	58
VII 4 部 監督者訓練関係	68
戦後職業訓練関係年表	75
資料索引	110

下巻資料目次

第Ⅵ編 国際的宣言・勧告編	1
6-1 国際労働機関憲章	
6-2 職業安定組織の構成に関する条約	
6-3 世界人権宣言	
6-4 身体障害者を含む成年者の職業訓練に関する勧告	
6-5 年少労働者の保護と職業準備に関する条約	
6-6 農業における職業訓練に関する勧告	
6-7 職業訓練に関する勧告	
6-8 技術・職業教育に関する勧告	
第Ⅶ編 統計編	
Ⅶ1部 一般労務・学校教育関係	33
7-1-1 学校卒業者及び進学・就職率	
7-1-2 労働力人口及び失業率	
7-1-3 一般職業紹介状況	
7-1-4 昭和26年度労働省所管一般会概算要求額	
Ⅶ2部 公共職業補導関係	35
7-2-1 全国職業補導所名便覧	
7-2-2 職業補導状況（昭和23年8月1日現在）	
7-2-3 都道府県別職業補導状況（一般）	
7-2-4 公共職業補導実施状況（身体障害者職業補導を除く）	
7-2-5 公共職業補導種類別実施数	
7-2-6 補導生の実態	
7-2-7-1 補導生実態調査（昭和25年4月1日～昭和26年3月31日）	
7-2-7-2 補導生実態調査（昭和26年4月1日～昭和27年3月31日）	
7-2-8-1 公共職業補導所月報（総数）	
7-2-8-2 公共職業補導所月報（身体障害者分）	
7-2-9 公共職業補導所月報への入所あつ旋状況（計）	
7-2-10 昭和27年度公共職業補導所の職員定員	
7-2-11 昭和28年度職業補導事業予算	
7-2-12-1 補導種目別職業補導実施状況（一般）	
7-2-12-2 補導種目別職業補導実施状況（身体障害者）	
7-2-13 総合職業補導所の概要	
7-2-14 補導生就職先規模別調	
7-2-15 技能検定実施状況	
7-2-16 補導種目別職業補導実施状況（一般・臨時：27.4.1現在）	
7-2-17 補導生応募・入所・中退・修了就職調	
Ⅶ3部 技能者養成関係	58
7-3-1 技能者養成実施数	
7-3-2 都道府県別認可技能職種別技能習得者数	
7-3-3 技能種目別技能習得者数	
7-3-4 産業別技能習得者数	
7-3-5 規模別技能者養成認可事業場数	
7-3-6 技能種目別技能習得者並びに指導員資格調（昭和27年度）	

7-3-7 技能種目別技能習得者並びに指導員資格調(昭和 28 年度)

VII 4 部 監督者訓練関係		68
7-4-1	都道府県別監督者訓練受講者数	
7-4-2	都道府県別被訓練監督者数	
7-4-3	監督者訓練指導員職場補導員等現在数	
7-4-4	監督者訓練指導員職場補導員等現在数	
7-4-5	監督者訓練講習会受講者数	
7-4-6	監督者訓練講習会産業別受講者数	
7-4-7	職場補導員等都道府県別配置状況	
7-4-8	職場補導員産業別配置状況	

ISSN 1340-2404

調査研究資料 No.140

2023

THE INSTITUTE OF RESEARCH AND DEVELOPMENT
POLYTECHNIC UNIVERSITY

第VI編 國際的宣言・勸告編

1945年10月9日

〔6-1〕国際労働機関採択

国際労働機関憲章

前文

世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができるから、

そして、世界の平和及び協調が危くされるほど大きな社会不安を起すような不正、困苦及び窮乏を多数の人民にもたらす労働条件が存在し、且つ、これらの労働条件を、たとえば、1日及び1週の最長労働時間の設定を含む労働時間の規制、労働力供給の調整、失業の防止、妥当な生活賃金の支給、雇用から生ずる疾病・疾患・負傷に対する労働者の保護、児童・年少者・婦人の保護、老年及び廃疾に対する給付、自国以外の国において使用される場合における労働者の利益の保護、同一価値の労働に対する同一報酬の原則の承認、結社の自由の原則の承認、職業的及び技術的教育の組織並びに他の措置によって改善することが急務であるから、

また、いずれかの国が人道的な労働条件を採用しないことは、自国における労働条件の改善を希望する他の国の障害となるから、

締約国は、正義及び人道の感情と世界の恒久平和を確保する希望とに促されて、且つ、この前文に掲げた目的を達成するために、次の国際労働機関憲章に同意する。

第1章 組織

第1条

1 この憲章の前文及びこの憲章の附属書となっている1944年5月10日にフィラデルフィアで採択された国際労働機関の目的に関する宣言に掲げた目標を達成するために、ここに常設機関を設置する。

第2条 (編注：以下略)

附属書

国際労働機関の目的に関する宣言

国際労働機関の総会は、その第26回会期としてフィラデルフィアに会合し、1944年5月10日、国際労働機関の目的及び加盟国の政策の基調をなすべき原則に関するこの宣言をここに採択する。

1

総会は、この機関の基礎となっている根本原則、特に次のことを再確認する。

- (a) 労働は、商品ではない。
- (b) 表現及び結社の自由は、不断の進歩のために欠くことができない。
- (b) 一部の貧困は、全体の繁栄にとって危険である。
- (d) 欠乏に対する戦は、各国内における不屈の勇気をもって、且つ、労働者及び使用者の代表者が、政府の代表者と同等の地位において、一般の福祉を増進するために自由な討議及び民主的な決定とともに参加する継続的且つ協調的な国際的努力によって、遂行するこ

とを要する。

2

永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立できるという国際労働機関憲章の宣言の真実性が経験上十分に証明されていると信じて、総会は、次のことを確認する。

- (a) すべての人間は、人種、信条又は性にかかわらずなく、自由及び尊厳並びに経済的保障及び機会均等の条件において、物質的福祉及び精神的発展を追求する権利をもつ。
- (b) このことを可能ならしめる状態の実現は、国家の及び国際の政策の中心目的でなければならない。
- (c) 国家の及び国際の政策及び措置はすべて、特に経済的及び財政的性質をもつものは、この見地から判断することとし、且つ、この根本目的の達成を促進するものであり且つ妨げないものであると認められる限りにおいてのみ是認することとしなければならない。
- (d) この根本目的に照らして経済的及び財政的の国際の政策及び措置をすべて検討し且つ審議することは、国際労働機関の責任である。
- (e) 国際労働機関は、委託された任務を遂行するに当り、関係のあるすべての経済的及び財政的要素に考慮を払って、その決定及び勧告の中に適当と認める規定を含めることができる。

3

総会は、次のことを達成するための計画を世界の諸国間において促進する国際労働機関の厳粛な義務を承認する。

- (a) 完全雇用及び生活水準の向上
- (b) 熟練及び技能を最大限度に提供する満足を得ることができ、且つ、一般の福祉に最大の貢献をすることができる職業への労働者の雇用
- (c) この目的を達成する手段として、及びすべての関係者に対する十分な保障の下に、訓練のための便宜並びに雇用及び定住を目的とする移民を含む労働者の移動のための便宜を供与すること。
- (d) 賃金及び所得並びに労働時間及び他の労働条件に関する政策で、すべての者に進歩の成果の公正な分配を保障し、且つ、最低生活賃金による保護を必要とするすべての被用者にこの賃金を保障することを意図するもの
- (e) 団体交渉権の実効的な承認、生産能率の不断の改善に関する経営と労働の協力並びに社会的及び経済的措置の準備及び適用に関する労働者と使用者の協力
- (f) 基本収入を与えて保護する必要があるすべての者にこの収入を与えるように社会保障措置を拡張し、且つ、広はんな医療給付を拡張すること。
- (g) すべての職業における労働者への生命及び健康の十分な保護
- (h) 児童の福祉及び母性の保護のための措置
- (i) 十分な栄養、住居並びにレクリエーション及び文化施設の提供

(j) 教育及び職業における機会均等の保障

4

この宣言に述べた目的の達成に必要な世界生産資源の一層完全且つ広はんな利用は、生産及び消費の増大、激しい経済変動の回避、世界の未開発地域の経済的及び社会的発展の促進、一次的生産物の世界価格の一層大きな安定の確保並びに国際貿易の量の多大な且つ確実な増加のための措置を含む実効的な国際的及び国内的の措置によって確保できることを確信して、総会は、国際労働機関がこの偉大な事業並びにすべての人民の健康、教育及び福祉の増進に関する責任の一部を委託される同僚団体と十分に協力することを誓約する。

5

総会は、この宣言に述べた原則が全世界のすべての人民に十分に適用できること並びに、それをいかに適用するかは各人民の到達した社会的及び経済的発達段階を十分に考慮して決定すべきであるとしても、まだ従属的な人民及び既に自治に達した人民に対してそれを漸進的に適用することが文明世界全体の関心事項であることを確認する。

『勧告』

1948年7月9日

〔6 - 2〕 国際労働機関総会採択(条約第88号)

職業安定組織の構成に関する条約

国際労働機関の総会は、

理事会によりサン・フランシスコに招集されて、1948年6月17日にその第31回会期として会合し、

この会期の議事日程の第四議題である職業安定組織の構成に関する諸提案の採択を決定し、

それらの提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定したので、

1948年の職業安定組織条約と称する次の条約を1948年7月9日に採択する。

第1条

1 この条約の適用を受ける国際労働機関の加盟国は、無料の公共職業安定組織を維持し、又はその維持を確保しなければならない。

2 職業安定組織の本来の任務は、必要な場合には他の公私の関係団体と協力して、完全雇用の達成及び維持並びに生産資源の開発及び利用のための国家的計画の不可分の一部として雇用市場を最もよく組織化することである。

第2条

職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。

第3条

1 その体系は、当該国の各地理的區域について十分な数であつて使用者及び労働者にとって便利な位置にある地区職業安定機関及び適当な場合には地方職業安定機関の網状組織から成る。

2 この網状組織の構成は、

(a) 次の場合には、再検討しなければならない。

(i) 経済活動及び労働力人口の分布に重大な変化が起つた場合

(ii) 権限のある機関が、実験期間中に得た経験にかんがみて再検討が望ましいと認める場合

(b) 前記の再検討の結果改正を必要とする場合には、改正しなければならない。

第4条

1 職業安定組織の構成及び運営並びに職業安定業務に関する政策の立案について使用者及び労働者の代表者の協力を得るため、審議会を通じて適当な取極が行われなければならない。

2 それらの取極においては、一又は二以上の中央の審議会並びに必要な場合には地方及び地区の審議会の設置を定めなければならない。

3 それらの審議会における使用者及び労働者の代表者は、使用者及び労働者の代表的団体が存在する場合には、それらと協議の上それぞれ同数が任命されなければならない。

第5条

職業安定組織の労働者に対する職業紹介についての一般的政策は、第四条に定める審議会を通じて使用者及び労働者の代表者に諮問した上で決定しなければならない。

第6条

職業安定組織は、効果的な募集及び斡旋を確保することができるよう構成しなければならない。また、この目的のため、

(a) 労働者が適当な職業を見出すこと及び使用者が適当な労働者を見出すことを援助し、特に、全国的に適用される規程に従つて次のことを行わなければならない。

(i) 求職者を登録し、その者について、職業上の技能、経験及び希望を記録し、職業紹介のために面接し、必要な場合にはその肉体的及び職業的能力を評価し、並びに適当な場合にはその者が職業指導又は職業訓練若しくは職業再訓練を受けることを援助すること。

(ii) 使用者が職業安定機関に通告する求人及び使用者の求めている労働者の具備すべき要件について正確な情報を使用者から得ること。

(iii) 職業的及び肉体的能力を有する求職者を適当な職業に紹介すること。

(iv) 最初の職業安定機関が求職者を適当な職業に斡旋することができないか若しくは求人を適当に充足することができない場合又は他の適当な事由がある場合には、求職及び求人者を他の職業安定機関に連絡すること。

(b) 次のことを行うため適当な措置を執らなければならない。

(i) 労働力の供給を各種の職業における雇用機会に適

応させるため職業間の移動を容易にすること。

- (ii) 適当な雇用機会のある地域への労働者の移動を援助するため地域間の移動を容易にすること。
- (iii) 労働力の需要供給の一時的な地方的不均衡に陥る手段として、一地域から他の地域への労働者の一時的移動を容易にすること。
- (iv) 関係政府の承認を得て行われる一国から他国への労働者の移動を容易にすること。
- (c) 適当な場合には、他の公の機関、経営者及び労働組合と協力して、全国並びに各産業、各職業及び各地区における雇用市場の状況及び予想される発展に関するできる限り完全な情報を収集分析しなければならない。また、これを組織的且つ迅速に関係のある公の機関、使用者団体及び労働者団体並びに一般国民の利用に供さなければならない。
- (d) 失業保険、失業者扶助その他の失業者救済措置の実施について協力しなければならない。
- (e) 必要がある場合には、好ましい雇用状態を確保するための社会上及び経済上の計画の立案について他の公私の団体を援助しなければならない。

第 7 条

次のことを行うため措置を執らなければならない。

- (a) 職業別及び産業別による専門化を有益とする農業その他の活動部門については、各種の職業安定機関においてその専門化を促進すること。
- (b) 身体障害者のような特殊な種類の求職者の要求を十分に満たすこと。

第 8 条

職業安定及び職業指導の業務の範囲内において年少者に対する特別の措置を執り、且つ、発展させなければならない。

第 9 条

- 1 職業安定組織の職員は、分限及び勤務条件について、政府の更迭及び不当な外部からの影響と無関係であり、且つ、当該組織上の必要による場合を除く外、身分の安定を保障される公務員でなければならない。
- 2 職業安定組織の職員は、国内の法令で定める公務員の採用に関する条件に従い、その任務の遂行に必要な資格を特に考慮して採用しなければならない。
- 3 前記の資格を認定する方法は、権限のある機関が決定する。
- 4 職業安定組織の職員は、その任務の遂行のため適当な訓練を受けなければならない。

第 10 条

職業安定組織及び適当な場合には他の公の機関は、使用者団体、労働者団体その他利害関係のある団体と協力して、使用者及び労働者が任意に職業安定組織を充分に利用することを奨励するためあらゆる措置を執らなければならない。

第 11 条

権限のある機関は、公共職業安定組織と営利を目的としない私営の職業紹介所との間の実効的な協力を確保するため必要な措置を執らなければならない。

第 12 条

- 1 加盟国の領域内の広大な地域について、権限のある機関が、人口の希薄性又は発達程度にかんがみ、この条約の規定を実施することができないと認める場合には、その機関は、全面的に又は特定の企業若しくは職業について適当と認める例外を設けて、その地域をこの条約の適用から除外することができる。
- 2 加盟国は、国際労働機関憲章第 22 条に基づいて提出するこの条約の適用に関する第一回の年次報告において、本条の規定を適用しようとする地域を指定し、且つ、その規定を適用しようとする理由を示さなければならない。いずれの加盟国も、第一回の年次報告の日付の日の後は、こうして指定した地域を除く外、本条の規定を適用してはならない。
- 3 本条の規定を適用する加盟国は、その後の年次報告において、本条の規定を適用する権利を放棄する地域を指定しなければならない。

第 13 条

- 1 この条約を批准する国際労働機関の加盟国は、1946 年の国際労働機関憲章の改正文書によつて改正された国際労働機関憲章第 35 条に掲げる地域のうち同条 4 及び 5 に掲げる地域以外のものについては、批准の後なるべくすみやかに、次の事項を述べる宣言を国際労働事務局長に通知しなければならない。
 - (a) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えずに適用することを約束する地域
 - (b) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えて適用することを約束する地域及びその変更の細目
 - (c) この条約を適用することができない地域及びその適用することができない理由
 - (d) 当該加盟国が決定を留保する地域
- 2 本条 1(a) 及び (b) に掲げる約束は、批准の不可分の一部とみなされ、且つ、批准と同一の効力を有する。
- 3 加盟国は、本条 1(b)、(c) 又は (d) に基きその最初の宣言において行つた留保の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも取り消すことができる。
- 4 加盟国は、第 17 条の規定に従つてこの条約を廃棄することができる期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、且つ、指定する地域に関する現況を述べた宣言を事務局長に通知することができる。

第 14 条

- 1 この条約の主題たる事項が非本土地域の自治権の範囲内にあるときは、当該地域の国際関係について責任を負う加盟国は、当該地域の政府と合意して、当該地域のためにこの条約の義務を受諾する宣言を国際労働事務局長に通知することができる。

2 この条約の義務を受諾する宣言は、次のものが国際労働事務局長に通知することができる。

(a) 国際労働機関の二以上の加盟国の共同の権力の下にある地域については、その二以上の加盟国又は

(b) 国際連合憲章等によつて国際機関が施政の責任を負う地域については、その国際機関

3 本条 1 及び 2 に従つて国際労働事務局長に通知する宣言は、当該地域内でこの条約の規定を変更を加えずに適用するか又は変更を加えて適用するかを示さなければならない。その宣言は、この条約の規定を変更を加えて適用することを示している場合には、その変更の細目を示さなければならない。

4 関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、前の宣言において示した変更を適用する権利の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも放棄することができる。

5 関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、第 17 条の規定に従つてこの条約を廃棄することができる期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、且つ、この条約の適用についての現況を述べる宣言を国際労働事務局長に通知することができる。

第 15 条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知しなければならない。

第 16 条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国のうちその批准を事務局長が登録したもののみを拘束する。

2 この条約は、二加盟国の批准が事務局長により登録された日の後 12 箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、他のいずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後 12 箇月で効力を生ずる。

第 17 条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年の期間が経過した後は、登録のため国際労働事務局長に通知する文書によつて廃棄することができる。その廃棄は、その登録の日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国で 1 に掲げる十年の期間の経過の後一年以内に本条に定める廃棄の権利を行使しないものは、さらに 10 年間拘束を受けるものとし、その後は、本条に定める条件に基づいて、10 年の期間が経過するごとにこの条約を廃棄することができる。

第 18 条

1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准、宣言及び廃棄の登録を国際労働機関のすべての加盟国に通告しなければならない。

2 事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日について加盟国の注意を喚起しなければならない。

第 19 条

国際労働事務局長は、前各条の規定に従つて登録されたすべての批准、宣言及び廃棄書の完全な明細を国際連合憲章第 102 条による登録のため国際連合事務総長に通知しなければならない。

第 20 条

国際労働機関の理事会は、この条約の効力発生の後十年の期間が経過するごとにこの条約の運用に関する報告を総会に提出しなければならない。また、この条約の全部又は一部を改正する問題を総会の議事日程に加えることの可否を審議しなければならない。

第 21 条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その新条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国による改正新条約の批准は、改正新条約の効力発生を条件として、第 17 条の規定にかかわらず、当然この条約の即時の廃棄を伴う。

(b) 加盟国によるこの条約の批准のための開放は、改正新条約が効力を生ずる日に終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国で改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第 22 条

この条約の英語及びフランス語による本文は、ひとしく正文とする。 『勸告』

1948 年 12 月 10 日

[6-3] 国際連合総会採択

世界人権宣言

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義および平和の基礎であるので、

人権の無視および軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、また、人間が言論および信仰の自由と恐怖および欠乏からの自由とを享有する世界の到来は、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とについての最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳および価値ならびに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、いっそう大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権および基本的自由の普遍的な尊重および遵守の促進を達成することを誓約し

たので、

これらの権利および自由についての共通の理解は、この誓約を完全にするために最も重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人および各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導および教育によって促進することならびにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的および国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を宣明する。

第 1 条 [自由、平等] すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第 2 条 [差別の禁止] 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生その他の地位等によるいかなる種類の差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国または地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、または他の何らかの主権制限の下にあるとを問わず、その国または地域の政治上、管轄上または国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第 3 条 [生命、自由、身体の安全] すべての人は、生命、自由および身体の安全についての権利を有する。

第 4 条 [奴隷の禁止] 何人も、奴隷にされ、または奴隷状態に置かれることはない。奴隷制度および奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第 5 条 [拷問等の禁止] 何人も、拷問または残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰を受けることはない。

第 6 条 [人として認められる権利] すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第 7 条 [法の前の平等] すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第 8 条 [救済への権利] すべての人は、憲法または法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限ある国内裁判所による実効的な救済への権利を有する。

第 9 条 [逮捕・拘禁・追放についての保障] 何人も、恣意的に逮捕、拘禁、または追放されることはない。

第 10 条 [公正な裁判を受ける権利] すべての人は、自己の権利および義務ならびに自己についての刑事責任が決

定されるにあたって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を完全に平等に受ける権利を有する。

第 11 条 [刑事手続における保障] 1 犯罪上の罪に問われているすべての者は、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法または国際法により犯罪を構成しなかった作為または不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第 12 条 [私生活・通信・名誉の保護] 何人も、その私生活、家族、住居もしくは通信に対して、恣意的に干渉され、または名誉および信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉または攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第 13 条 [移動・居住の自由] 1 すべての人は、各国の境界内において移動および居住の自由についての権利を有する。

2 すべての人は、自国を含むいずれの国をも去り、および自国に帰る権利を有する。

第 14 条 [庇護権] 1 すべての人は、迫害からの庇護を他国において求めかつ享有する権利を有する。

2 この権利は、非政治犯罪または国際連合の目的および原則に反する行為を真の原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 15 条 [国籍についての権利] 1 すべての人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、恣意的にその国籍を奪われ、またはその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条 [婚姻・家族についての権利] 1 成年の男女は、人種、国籍または宗教によるいかなる制限も受けることなく、婚姻し、かつ家庭を形成する権利を有する。成年の男女は、婚姻中およびその解消に際し、婚姻について平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会および国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条 [財産権] 1 すべての人は、単独でまたは他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、恣意的に自己の財産を奪われることはない。

第 18 条 [思想・両親・宗教の自由] すべての人は、思想、良心および宗教の自由についての権利を有する。この権利は、宗教または信念を変更する自由、ならびに、単独でまたは他の者と共同して、および公的にまたは私的に、布教、行事、礼拝および儀式によって宗教または信念を表明する自由を含む。

第 19 条 [表現の自由] すべての人は、意見および表現の自由についての権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由、ならびに、あらゆる

手段により、また、国境にかかわりなく、情報および思想を求め、受け、かつ伝える自由を含む。

第 20 条 【集会・結社の自由】 1 すべての人は、平和的集会および結社の自由についての権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条 【参政権】 1 すべての人は、直接にまたは自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票またはこれと同等の自由な投票手続によって行われなければならない。

第 22 条 【社会保障、経済的、社会的および文化的権利】

すべて人は、社会の一員として、社会保障についての権利を有し、かつ、国家的努力および国際的協力を通じて、また、各国の組織および資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的および文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条 【労働の権利】 1 すべての人は、労働し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な労働条件を得、および失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の労働に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 労働するすべての者は、自己および家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障し、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充される公正で有利な報酬を受ける権利を有する。

4 すべて人は、その利益を保護するために労働組合を組織し、およびこれに加入する権利を有する。

第 24 条 【労働時間の制限、休息の権利】 すべて人は、労働時間の合理的な制限および定期的な有給休暇を含む休息および余暇をもつ権利を有する。

第 25 条 【生活の保障】 1 すべて人は、衣食住、医療および必要な社会サービスを含む自己および家族の健康および福祉のために十分な生活水準についての権利、ならびに、失業、疾病、能力喪失、配偶者の喪失、老齢または不可抗力による他の生活不能の場合に保障を受ける権利を有する。

2 母と子どもとは、特別の保護および援助を受ける権利を有する。すべての子どもは、嫡出であると否を問わず、同じ社会的保護を享有する。

第 26 条 【教育への権利】 1 すべて人は、教育への権利を有する。教育は、少なくとも初等および基礎的な段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育および職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教

育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の全面的な発展ならびに人権および基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国または人種的もしくは宗教的集団の相互間の理解、寛容および友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子どもに与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条 【文化についての権利】 1 すべて人は、自由に、社会の文化生活に参加し、芸術をたのしみ、かつ科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的または美術的作品から生ずる精神のおよび物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条 【人権実現の秩序の享受】 すべて人は、この宣言に掲げる権利および自由が完全に実現される社会的および国際的秩序に対する権利を享有する。

第 29 条 【社会に対する義務】 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利および自由を行使するにあたっては、他人の権利および自由の正当な承認および尊重を保障すること、ならびに民主的社会における道徳、公の秩序および一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利および自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的および原則に反して行使してはならない。

第 30 条 【人権破壊の禁止】 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団または個人が、この宣言に掲げる権利および自由のいずれかの破壊を目的とする活動に従事し、またはそのような目的を有する行為を行う権利を包含しているものと解釈してはならない。 『条約』

1950年6月30日

〔6-4〕国際労働機関総会採択(勧告第88号)

身体障害者を含む成年者の職業訓練に関する勧告

国際労働機関の総会は、理事会によりジュネーヴに招集されて、1950年6月7日にその第33回会期として会合し、

総会が一般職業訓練及びその若干の特殊部門の問題に関して既に若干の規定を採択したことに留意し、

この会期の議事日程の第九議題である身体障害者を含む成年者の職業訓練に関する諸提案の採択を決定し、

それらの提案が勧告の形式をとるべきであることを決定したので、

1950年の職業訓練(成年者)勧告と称する次の勧告を1950年6月30日に採択する。

I 定義

1 この勧告において、

- (a) 「職業訓練」という場合には、技術的、職業的又は監督的知識又は技能を習得し又は啓発することができる雇用のためのあらゆる形式の訓練であつて、その訓練が企業内で行なわれると企業外で行われるとを問わないものとし、且つ再訓練を含むものとする。
- (b) 「生産労働者」という場合には、監督者又は管理者たる資格以外の資格において経済活動のいずれかの分野において雇用され又は雇用のため訓練を受けている個人を含むものとする。

II 訓練の原則

- 2(1) 成年者の職業訓練は、雇用市場の状況及び趨勢、生産を改善し又は増加しようとする努力、並びに被訓練者を適当な職業に吸収する可能性に従つて、研究し、実施し及び発展させるべきである。
- (2) 成年者の職業訓練は、使用者及び労働者の団体が存在し、且つそれらの団体との協力のため適当な取極を行うことができる場合には、それらの団体と協力の上研究し、実施し及び発展させるべきである。
- 3 訓練は、特に昇進を容易にするため、成年者が習得している職業及び就職を希望している産業に関する基礎的知識を成年者にできるだけ与えるべきである。
- 4 失業成年者の訓練は、失業保険又は失業救済制度の代替手段としてすべきではなく、適当な職業を見出すため訓練を必要とする失業労働者の再雇用を容易にするため利用すべきである。

III 訓練の範囲

- 5(1) 青年のための訓練施設の応用、特別の施設の設置又はこの両方法の併用によつて、適当な訓練施設をできる限り成年者の利用に供すべきである。
- (2) 前記の施設は、この勧告に掲げる原則と方法に従い、国内事情、経済活動の諸部門の必要及び労働者の利害を十分に考慮して組織すべきである。
- (3) 前記の施設は、初歩訓練、再訓練、補充訓練及び昇進訓練のための適当な措置を包含するよう充分に発展させるべきである。
- (4) 前記の施設は、次の種類の者を訓練するため、適当な措置を特に包含すべきである。
 - (a) 適当な職業を見出すため訓練を必要とする復員者及び戦傷者
 - (b) 適当な職業を見出すため訓練を必要とする身体障害者
 - (c) その本来の職業での就職の可能性の少ない失業成年者又はその本来の職業での再就職を容易にさせるため訓練を必要とする失業成年者
 - (d) 長期にわたつて労働力の不足している職業の習得を希望する成年者

- (e) 技術的進歩の結果その職業において冗員となる労働者
- (f) 人員過多の職業に従事している成年者で他の職業に就くため準備することを希望しているもの
- (g) 政府管理の下に締結された移民協定に基く移住を希望する成年者で移民受入国の雇用事情にその技能を適合させるため訓練を必要とするもの
- (h) 労働者として入国を許される移民で移民受入国の雇用事情にその技能を適合させるため訓練を必要とするもの

6 企業外に設けられる成年者のための訓練施設への入所優先権は、必要な場合には、公益に従つて決定すべきである。

7 適当な訓練施設を生産労働者及び監督者の両者の利用に供すべきである。

8 女子も男子と同様に成年者のための訓練施設を利用する機会を与えられるべきである。

IV 訓練の方法

生産労働者の訓練

- 9(1) 職業選択は、訓練を受けるに先立つて行うべきである。
- (2) 前記の選択は、労働者に最もよく適した職業を決定することを目的とすべく、また、個々の場合において適当であり且つ労働者を適当に保護するように、その労働者の肉体的及び精神的な能力、並びにその職歴、適性及び興味に関する分析を包含すべきである。
- 10 各職業に関する訓練計画は、その職業に含まれる作業、熟練、知識及び安全率の組織的分析に基いて、使用者及び労働者の代表的団体が存在する場合には、それらの団体と協議の上樹立すべきである。
- 11 訓練期間は、次のことを考慮して決定すべきである。
 - (a) 訓練が終了した時に到達すべき熟練度
 - (b) 成年者をできる限り速かに生産的作業に就かせる必要の有無
 - (c) 前記の二要素の両者
- 12 効果的な訓練を確保する重要な要素として、被訓練者に対して、組織的な監督を行うための措置を執るべきである。

企業内における訓練

- 13(1) 使用者が個人的に又は他の使用者と協力して、その雇用条件に応じた且つその企業の技術的作業条件の許す範囲内の成年者のための訓練を行うよう、使用者を奨励すべきである。
- (2) (1)に掲げる訓練は、特に次のいずれかの場所で行うべきである。
 - (a) 現場
 - (b) 現場以外の通常の作業場
 - (c) 別個の工場
 - (d) 作業場又は工場以外の場所で訓練の必要に最も適した場所

(e) 訓練の種類及び目的並びに企業の技術的可能性に応じてこれらの諸方法の組合せ

14 現場で訓練を行う場合には、

(a) 被訓練者に割当てられる生産作業は、現実の訓練価値を有すべきであり、且つ

(b) 被訓練者は、被訓練者を訓練する能力のある監督者又は熟練労働者の指導の下に作業すべきである。

15 訓練を現場で行わない場合には、訓練は、最初の訓練期間が経過したときは、通常の作業条件にできる限り近似した条件の下で行うべきであり、且つ、可能な場合には、現実の生産作業又は同種の作業の遂行を含むべきである。

16(1) 現に教習を受けている職業に必要な熟練を習得するため必要な理論的知識を企業内で与えることができない場合には、被訓練者が賃金を失わずに企業外においてその知識を習得することができるような措置を執るべきである。

(2) 前記の場合においては、企業と知識を与える施設との間に緊密な協力を維持すべきである。

17 訓練中の成年労働者に対しては、法令、労働協約又は当該企業の規則に定める基準に従って、十分な報酬を支払うべきである。

企業外における訓練

18(1) 訓練の要件が企業内において満たされない場合には、権限のある機関は、他の場所において訓練の便宜を供与することを確保するため必要な措置を執るべきである。

(2) 前記の場合には、訓練は、

(a) 企業内に存在する条件にできる限り近似した条件の下で行うべきである。

(b) 使用者又は労働者の受容することができないような競争を避けるため必要な保障の下で、訓練の必要と両立する限り、生産作業又は同種の作業を包含すべきである。

(3) 訓練の方法及び内容が産業上の必要及び技術上の変遷に適合することを確保するため、訓練所又はその他の施設と関係使用者及び労働者の団体と被訓練者を雇入れる見込のある企業との間に緊密な協力を維持すべきである。

(4) 被訓練者が最少限度の作業速度及び技能を習得することができるように訓練を行うべきであり、且つ、被訓練者が現場で通常の作業速度及び技能を習得できるように実地訓練の期間を訓練中又は訓練後に置くべきである。

19(1) 権限のある機関によって実施され又は承認される訓練の期間中、報酬を受けない成年者は、権限のある機関から充分の手当を受領すべきである。この手当を決定するに当たっては、次の事項を充分考慮すべきである。

(a) 被訓練者が受領するかもしれない失業手当又はその他の手当

(b) 年令、家庭の責任、当該地方における生活費並びに交通費又は住宅費のような訓練と関連のある特別の個人的費用のような他の要素

(c) 雇用市場の要求に応じて成年者が訓練を受け且つ終了するのを奨励する必要の有無

(2) 財政的援助を受けることなしに職業訓練を受けることを望む成年者に対しては、適当な場合には、財政的援助を受けることなしに訓練を受けることを許可すべきである。

監督者の訓練

20 権限のある機関は、関係のある使用者及び労働者の団体と協力して、最も有効な訓練方法の発達を促進するため有用な且つ望ましいあらゆる措置を執るべきである。

21 監督者の訓練に関する公的及び私的活動については、緊密な調整を行うべきである。

22 監督者の訓練計画は、監督的職務の組織的分析に基づいて樹立すべきである。

23(1) 現に監督的地位にある者、又はこれに任命される者が特に次の事項に関する訓練を受けることができるような施設を設けるべきである。

(a) 作業方法

(b) 就業場所における人的関係

(c) 企業の各種段階における調整

(d) 教授方法

(e) 専門的事項に関する相互的信頼を含む責任の職務への適合

(2) 前記の訓練は、基本的には、次の方法のいずれか又はすべてによつて行うべきである。

(a) 実地教授と事例の分析を伴う討論会

(b) 現場訓練

(c) 講義

(d) 級別教授

(3) 前記の訓練は、特に次の手段のいずれか又は全部によつて編成し且つ発達させるべきである。

(a) 大学及び専門学校における特別講座

(b) この訓練を行うについて特別の責任を負う施設

(c) 企業内における適当な訓練

(d) 速成訓練を目的とする方法

教師の募集及び訓練

24(1) 権限のある機関は、使用者及び労働者の団体その他関係のある団体と協力して、公立私立の専門訓練所又は訓練施設における成年者の訓練に対して責任を負う教師に必要な最少限度の資格に関する基準を設定するため必要な措置を執るべきである。

(2) 前記の基準については、特に次の事項を考慮すべきである。

(a) 専門的能力及び一般的教育

- (b) 教授すべき職業に関する実際の経験
- (c) 年令
- (d) 成年者訓練に対する適性

(3) 権限のある機関は、公的機関によつて設立され、監督され又は補助金を与えられる訓練所又は訓練施設における前記の基準の適用を確保すべきであり、且つ、すべての他の訓練所又は訓練施設における前記の基準の適用を勧告すべきである。

25(1) 成年者訓練について責任を負う教師に対しては、その技術上及び教授上の熟練を発達させるため、理論的及び技術的性質を有する訓練並びに人的関係に関する訓練を含む専門的訓練を行うべきである。

(2) 前記の訓練は、必要な場合には、特に次の事項を含むべきである。

- (a) 初歩訓練
- (b) 補充訓練又は再訓練課程
- (c) 定期に企業内で行う実地作業

(3) 権限のある機関は、前記の訓練を奨励し、且つ、発達させる措置を執るべきである。

V 身体障害者の訓練

26 この勧告に掲げた訓練の原則、措置及び方法は、医学的及び教育的条件が許す限り、すべての身体障害者に適用すべきである。

27(1) 成年の身体障害者を適切且つ妥当な訓練施設に收容することを確保する措置を執るべきである。

(2) 身体障害者は、その障害の原因及び性質のいかんを問わず、またその年令にかかわらず、訓練及び雇用の合理的な可能性が存在する限り、前記の施設に收容すべきである。

28(1) 身体障害者の訓練は、できる限り障害者が雇用の見通しに応じてその職業上の資格及び適性を利用することができる経済活動を遂行することができるようにすべきである。

(2) 前記の訓練は、このため、

- (a) 障害の性質に適合し且つ作業の遂行が障害によつて影響されることの最も少ない業務に対する医学的助言の下に行われる選択紹介と調整されるべきである。
- (b) 可能な場合には、身体障害者が以前に従事していた業務又はこの業務に関連のある業務について行うべきである。
- (c) 可能な場合には、身体障害者が身体障害のない労働者と同等の条件で通常の労働をするのに必要な熟練を習得するまで続けるべきである。

29(1) 必要な場合には、身体障害者の訓練に先立つて、適当な医療的回復措置を執るべきである。

(2) 前記の回復措置は、当該身体障害者に対する爾後の訓練を容易にすることを目的とすべきであり、且つ、適当な場合には、適当な補装具の支給、心理学的処置並びに肉体的及び職業的治療方法を含むべきであ

る。

(3) 適当な場合には、身体障害者の訓練は、医療的回復措置の執られている間に、開始すべきである。

30 身体障害者の医療的監督は、適当な場合には、訓練中に行うべきである。

31 身体障害者は、可能な場合には、身体障害のない労働者と共に且つ同一の条件で訓練を受けるべきである。

32 障害の性質上、身体障害のない労働者と共に訓練を受けることができない身体障害者を訓練するため、特別の施設を設置し又はこれを発達させるべきである。

33 事業主が身体障害者の訓練を行うことを奨励する措置を執るべきである。前記の措置は、適当な場合には財政的、技術的、医学的又は職業的援助を含むべきである。

34 身体障害者の訓練に関する政策は、身体障害者の医療的回復措置、社会保障、職業指導、訓練及び雇用に関係のある諸団体間の緊密な協力のもとに、且つ、使用者及び労働者の団体と協力して、樹立し且つ実施すべきである。

VI 組織及び管理

35(1) 成年者の訓練に関する適当な且つ調整された計画は、関係のある経済活動の分野を代表する使用者及び労働者の団体と協力し、且つ、全国的、地域的及び地方的事情を斟酌して、権限のある機関によつて、又はその発議に基づいて、作成され、発展され且つ定期的に修正されるべきである。

(2) 前記の計画については、職業訓練に関する一般計画の他の部門との調整を行うべきである。

36(1) 権限のある機関は、関係のある使用者及び労働者の団体と協力及び合意の上、成年者の訓練に関する公私の活動の発達を促進し且つ調節するため必要な且つ望ましいすべての措置を執るべきである。

(2) 前記の措置は、適当な場合には、次の事項を含むべきである。

- (a) 訓練要件の範囲及び性質並びに利用することができる施設の決定
- (b) 訓練の条件及び方法に関する基準の設定
- (c) 各種の産業及び業務における訓練科目の決定
- (d) 訓練を実施する団体及び企業に対する技術的援助
- (e) 前記の団体及び企業に対する財政的援助

37(1) 公の機関の成年者の訓練に対する責任は、明確に規定すべきである。

(2) 前記の責任は、次のものに委任すべきである。

- (a) 一つの機関、又は
- (b) 数個の機関。但し、その活動については、緊密な調整を加えるものとする。

38 特に成年者を訓練のため募集し且つ訓練が終了した時に紹介するため、公共職業安定機関、訓練機関並びに関係のある使用者及び労働者の団体との間に、緊密な且つ継続的な協力を保持すべきである。

39(1) 訓練は、必要に応じて全国的、地方的及び地方的水準で設立され、且つ、関係のある機関並びに使用者及び労働者の団体を含む関係のある団体の代表者から構成される諮問委員会の援助を得て、発達させるべきである。

(2) 前記の委員会は、特に次の事項について助言する責任を負うべきである。

- (a) 全国的水準においては、成年者の訓練に関する政策及び計画の発達
- (b) 地方的及び地方的水準においては、全国的水準において執られた措置の適用、これらの措置の地方的及び地方的条件への適合並びに地方的及び地方的諸活動の調整

40(1) 権限のある機関は、代表する産業における成年者の訓練計画の実施を援助する任務を有する産業諮問委員会の発展を奨励すべきである。

(2) 成年者の訓練に関する政策の実施については、使用者及び労働者の団体の参加を確保する措置を執るべきである。たとえば、成年者の訓練のための学校又は訓練所の管理又はその技術的運営の監督に対し責任を負う団体にその代表者が執行的又は諮問的資格で参加するが如きである。

(3) 権限のある機関は、企業内の訓練計画の実施については、事業主がその企業に雇用されている労働者の代表と協力することを奨励すべきである。

VII 成年者の訓練における国際的協力

41(1) 加盟国は、必要で実行可能な場合には、且つ望ましい場合には、国際労働事務局の援助を得て、成年者の訓練を促進すべき措置に関して協力すべきである。

(2) 前記の協力は、たとえば、関係国間において相互に同意することができる措置であつて、次の方法で訓練を促進すべきものを含むべきである。

- (a) ある国に訓練施設を設置して、他国から選抜された職員が自国で習得することができない技能及び経験を習得することができるようにすること。
- (b) 訓練の組織を援助するため一国から他国へ経験者を貸与すること。
- (c) 訓練用の手引その他の資料を作成し、及びこれを頒布すること。
- (d) 資格のある職員を交換すること。
- (e) 訓練問題に関する情報を組織的に交換すること。『勧告』

1953年9月24日

[6-5] 国際労働機関アジア地域会議決議

年少労働者の保護と職業準備に関する決議

1947年にニューデリーに開催された国際労働機関のアジア地域予備会議及び1950年セイロンのヌワラエリヤに開催されたアジア地域会議の双方は、児童と年少者に適當の

保護及び職業機会を供与することの必要を強調したので、

ここに代表として出席した政府、使用者及労働者の側において、右の供与をなすことを一般にのぞんでいるので、

この目的を達成する速度と何れかの計画が実施される順序とは、各国の経済資源に依存するばかりでなく、これら等の国における憲法上の特性の相違にも依存することを考慮して、

国際労働機関のアジア地域会議は、1953年9月14日日本の東京に会議を開いて、

1952年にセイロンのカンデイに開催されたアジア諸国における年少労働者の保護に関する技術会議が到達した結論を研究したので、

ILO理事会は、右に確認した目標と、理想の達成について、また、この目的のために次に述べる要点を取り入れて、右の目標と理想を正常に且つ累進的に実現する総合計画を作成することが望ましいか否かを考察することについて、諸政府が最善の努力をするように勧奨することを要請する。

A 一般教育と職業訓練

- 1 適当な初等教育を授けることに対して高い優先権を与えなければならない。また、児童労働排除のための先決条件として、また、満足すべき職業訓練の不可欠の基礎として、可能な場合は、14才までの無料義務教育の導入に対して高い優先権を与えなければならない。
- 2 多くのアジア諸国における人口増加が高率であることを特に考慮して、次のような方法を用いて現存学校施設を最大限に利用することによって、教育の拡大を促進しなければならない。即ち、二部教授制、夜間学校、屋外学校、散在部落のための移動学校班、簡素で実用的な校舎の建設、人口の中心地から遠隔な地にある農園又は他の大企業において児童の教育施設を使用者が供与すること、また、可能な場合は、適確な有志教師の雇用等、
- 3 全日制無料初等義務教育を直ちに実施出来ない場合は、政府に、雇用中の児童と年少者に対し就業時間中に、定時制一般教育及び職業教育を授けることを要求することについての可能性を検討しなければならない。
- 4 児童と共同社会との間の連結関係を強化し且つ児童の実用的関心を刺戟する手段として、初等教育の中に実用的傾向を導入しなければならない。児童と年少者に対しその生活状態の改善に関心を喚起させるために学校と社会との間に密接な関係を進展し、基本的教育計画と社会発展計画（これ等の計画が存在するならば）に伴って、教科課程を統合しなければならない。
- 5 将来の労働者の一般的健康状態を改善し且つ身体障害又は疾病の危険を軽減するのに必要な個人衛生及び環境衛生の習慣を教え込むために、初等教育の枠内で、保健教育を奨励しなければならない。
- 6 適当な能力を持つ教師を誘引し且つ留職させるに必要な地位と雇用条件を初等学校教師に保障しなければならない。

- ない。教師の訓練には実用科目、保健教育及び学校と社会との関係の理解を包含しなければならない。
- 7 個人的福祉及び国民的福祉の見地から、教育を受けることの緊要性に対し世論を喚起しなければならない。
 - 8 初等教育終了後直ちに就職しない年少者に対し、職業的、技術的又は学理的性格の何れかの中等教育を受けなければならない。この各種の中等教育の地位については平等性を促進しなければならない。
 - 9 計画の良い教育制度を進展させるために、教育、労働及び保健の分野における権限ある機関の方針と活動を調整しなければならない。特に、一般教育関係機関と職業訓練関係機関との間に、適当な行政上の取りきめを設定しなければならない。
 - 10 政府は、職業訓練と技術教育を進展するに当って、熟練労働者についての現在並に将来の需要に関する計画を立て、国民経済の要請を考慮すると共に、少年及び少女の特別な興味と適性とを考慮して、彼等の欲求を考察しなければならない。
 - 11 年少労働者、見習者又は職場で訓練を受けるものに対し、訓練施設を夜間学校及び定時制昼間学校に拡大するような方法によって、職業訓練及び技術教育に関する現在の制度を最大限に利用しなければならない。
 - 12 政府及び地方機関は、必要な場合は、減免税のような特別誘因を用いて又は法的義務を負わせて、訓練施設の進展に使用者の参加を求め、技能者養成計画又は職業訓練計画を設定するように特に使用者を勧奨しなければならない。見習者の訓練と雇用を規制し且つ監督するために、特に年少者が訓練を受けている間に搾取されないことを確保するために、政府が、立法と監督又は他の適当な方法によって、適当な措置を講ずることがのぞましいと考えられる。
 - 13 訓練と各種の経済的条件との間に必要な調整を特に確保するために、実行し得る場合は、労使団体と労働及び教育当局とを代表する諮問委員会を進展させなければならない。
 - 14 授けられる訓練が、技能及び労働力の点で、経済の各部門の実際的欲求と合致することを確保するために、公私の職業訓練施設と課程を定期的に調査しなければならない。右の定期調査においては、訓練施設の機能に対し、特に授けられる課程、訓練生の監督措置及び実績に対し、特別に注意を払わなければならない。
 - 15 農村地域においては、農業生産の方法を改善し、農村の資源を増加し且つ都市地域への流出を緩和するために農業技術、家政学、家内工業及び一般の基本的職業についての職業訓練課程を少年少女のために設定しなければならない。この訓練課程は学校又は他の社会機関と関連して発展させることができる。
 - 16 すべての職業訓練課程は実用科目と関連理論の科目との双方を包含しなければならない。また、見習者及び現場訓練生の場合は、訓練を受けるべき最短期間を特定し

なければならない。

- 17 すべての職業訓練教科課程は生徒の選択した職業に関する保護法規に関する知識を包含しなければならない。また訓練中に適当な安全措置の使用を厳重に実施しなければならない。
- 18 職業科目が実際の経験と教授能力とを兼備する指導員、監督者又は職長によって教えられることを確保するように措置を講じなければならない。職業訓練を担当する技術的・管理的及び監督的職員が適当に準備を行うことの重要性を認識しなければならない。右の準備には、教える職業及び技能が真に必要なものであることを確保するために、基本課程及び補習課程の聴講と工業的事業所への見学を包含しなければならない。
- 19 落第生の数を少くし、入所生徒の俊敏と適性を確保し、訓練を促進させ、獲得し得る技能の水準を向上させるために、職業訓練生を慎重に選抜しなければならない。
- 20 適当な場合は職業教育施設と技術教育施設を利用して、児童及び年少者が直ちに雇用を求めることをせずに、彼等の教育を継続することが出来るようにするために、また継続するように勧奨するために、必要な財的援助及びその他の援助を供与しなければならない。無料の食事、無料の教授又は授業料及びその他の料金の免除、奨学金、必要な衣類と支給品、職業訓練の場合は作業衣と道具等の形での援助に対し時に重要性をおかななければならない。農村出身の生徒に対する泊り込み授業と特定の距離外に居住する生徒に対する交通の便宜をも講じなければならない。

B 職業指導と職業紹介

- 21 個人と経済と双方の利益のために、また、現在の一般教育と職業訓練から最も適切な利益を確保するために、公立職業安定機関は、現在の業務の枠内で、年少者の雇用機会と職業紹介に対して、特別の注意を払わなければならない。
- 22 これに関連して、公共職業安定機関に年少者の雇用問題に対し公衆の注意を集中させなければならない。また、代表諮問機関の設置を含めてあらゆる適当な方法で、学校及び政府機関並に社会機関が職業安定機関と協力するように奨励しなければならない。
- 23 権限ある機関は、
 - ㉑ 人間の利用し得る努力と技能の無駄を省いてこれを最も有効に利用することを促進する目的をもって、職業安定機関、職業訓練と技術教育の当局並に使用者との間に十分な連絡を維持することを確保するために、適当な行政的措置を進展させなければならない。
 - ㉒ 使用者と密接に協力し、また、経済開発計画に適当に留意して、現実の求人口及び潜在的求人口を慎重に検討し、年少者に対する将来の雇用を改善するために努力しなければならない。
- 24 権限ある機関は、年少労働者の職業紹介についての悪

弊を根絶し児童と年少者を不法に雇用することを排除するために、有効な措置を講じなければならない。

- 25 公共職業安定機関は、年少者のための職業紹介施設を進展させることに加えて、年少者に職業指導を供与することについて関与しなければならない。この目的のために、職業安定機関は、この問題についての行政上の責任の国内的及び地方的配分に基いて、教育当局及び大学と協力し又は協力を求め、また、労使団体及び、出来得る場合は、社会事業家の援助と支持を求めなければならない。
- 26 職業安定機関は、職業指導に必要な客観的な基礎を提供するために、実際の雇用口と訓練の機会に関して、また、経済開発によって影響を受けると思われるような工業、農業、運輸等の部門において予想される需要に関して手許にある資料又は入手し得る資料のすべてを組織的に収集分類する措置を講じなくてはならない。
- 27 次のような問題に関するすべて適切な情報に対し、教師と両親を通じて、年少者の注意を喚起一するために、あらゆる可能な方法を喚起しなければならない。
- ① 各種の職業に必要な能力と資格及びその将来の見込み、
- ② 拡大しつつある雇用の分野及び新規の雇用機会、及び、
- ③ 職業訓練と技術教育を受けるための計画と施設。
- 28 権限ある機関は、拡大しつつある雇用の新分野について、また、募集の必要が特に大きい特定の職業について、その覚書と将来の見込^マつについての小冊子とを作成し広く流布しなければならない。
- 29 職業指導業務は、指導を最も必要としている地域、例えば、多数の年少者が就職を希望し且つ、就職している大都市及び現在の職業安定施設が必要な人員を供給することが出来る大都市において、出来るだけ迅速に且つ広汎な基礎の上に開始されなければならない。
- 30 簡易で実際的な相談技術と職業指導技術を教授して中核となる適格な職員を養成することに対し、また、このような養成を需要と施設が拡大するにつれて累進的に進展させることに対して、出来るだけ早く且つ、奨学金、講習会及びゼミナールを通じて、注意を喚起しなければならない。

C 児童と年少者の雇用に関する規定の拡大

一 就労最低年令

- 31 政府は、最大の関心事の一つとして、可能な場合は現在保護的法令の適用の範囲外にある職業及び企業への児童の雇用を排除するための措置を講じなければならない。
- 32 就労最低年令を定めるに当って、無料教育施設の進展と義務的^マ就学の規定に対して正当に注意を払わなければならない。
- 33 学校卒業年令の引上げには、工業的及び非工業的職業への、また、可能な場合は農業への、就労最低年令の引

上げが伴わなければならない。

- 34 可能な場合は且つ学校施設を利用しているところ又は利用出来るところでは、就労最低年令を 14 才に定めることを考慮しなければならない。
- 35 14 才未満のすべての児童の教育のために十分な施設がまだ存在しないばあいは、その施設の拡大までの一時的措置として、現在保護的法令の適用範囲外にある職業への就労最低年令は少くとも 12 才に定めなければならない。

二 雇用への適正を決定し年少労働者の保護を確保する措置

- 36 政府は、事情が許すならば、権限ある機関が特定した年令未満の児童と年少者の就労に対する肉体的適性を決定するために、健康診断を行う規定を導入しなければならない。出生証明書又は出生登録によって年令を決定する方法が未だ発達していない場合は、右の規定は年少求職者の外見的年令を査定する方法を包含しなければならない。過労と健康に対する危険をもたらす職業へ就く場合の健康診断に対しては、特に重要性をおかななければならない。
- 37 権限有る機関が特定した年令未満の年少労働者に対し、その就労継続についての個性を確認するために、可能な場合は、適当な間において健康診断を行われなければならない。
- 38 この種の規定が未だ適用されていない職業に対し、事情が許すならば、年少者の労働条件に関する法令を漸次導入しなければならない。
- この法令は年少労働者の健康又は安全に対する危険な作業の禁止又は安全に対する規制、夜間作業の規制及び一日の休息时间、週休、年次有給休暇を含む十分な休息と閑暇に関する規定を包含しなければならない。
- 39 年少者に適用する規定をこのように拡大するに当りて、雇用されている年少者の保護を規定するについては、年少者が適当な職業に就く機会又は職業訓練と技能者養成を受ける機会に悪影響を及ぼさないような形式で措置を講じなければならない。
- 40 現存の悪弊を漸次除去するための規定を導入するために、家事サービスに児童及び年少者を雇用する条件に対し注意を払わなければならない。

三 法の運用を促進する措置

- 41 就労最低年令及び権限ある機関が特定した年令未満の雇用中の年少者の保護の二つに関する法規の運用を促進する措置、特に次の措置に留意しなければならない。
- ① 年令決定の方法として、義務的出生登録を出来る限り導入すること又は、この制度が国内領土の一部に実施されている場合は、これを拡大すること。
- ② 児童と年少労働者の就労に関し各種の法的要件が充足していることを権限ある機関が証明し且つ使用者が保管して監督に際して提出することができる就労許可書又は就労手帳のような書類を、のぞましい場合は、

導入すること。

- ㉔ 年少労働者に関する保護規定の実施を監督する責任がある機関は、専門の訓練を受けた職員をできるだけ包含すること。

D 計画の実施

- 42 政府は、より有効な活動を行うために、児童と年少労働者の職業準備と福祉に関係あるすべての機関の活動の調整を促進しなければならない。
- 43 権限ある機関は世論の支持、特に両親、教師及び両者の連合会、労使団体及び児童と年少者の福祉に関係ある有志団体の支持を求めなければならない。
- 44 年少労働者の欲求に関して、世論を喚起し且つ両親及び使用者の理解を進展させるように努力しなければならない。年少者の雇用条件と諸問題とについて、適当な機関によって調査研究が行われなければならない。
- また、社会の将来は児童及び年少者に対する配慮の如何に依存すること及び児童及び年少者の市民としての役割についての準備は何れの社会にとっても基本的な関心事であるべきことをすべての市民に自覚させなければならない。
- 45 政府は、経済開発計画と社会進展計画の樹立と遂行に当って、適当な場合は、雇用の機会、職業準備及び雇用についての適当な規制に関し、年少者の欲求に注意を払わなければならない。

- 46 政府は有効な管理及び監督機関を設置し、もし経済的及び社会的発展のための資源、要件及び計画と両立する場合は、年少労働者の生活条件とを改善するため、拡大技術援助計画及び同種の計画に基いて、ILO及びその他の国際機関を通じて、有用な援助を利用しなければならない。

(注) この決議の原案は年少労働者の保護に関する委員会が作成して会議に提出したもので、会議はその第十次本会議においてこれを審議し満場一致で採決した。

『時報』

1956年6月26日

[6-6] 国際労働機関総会勧告(第101号)

農業における職業訓練に関する勧告

国際労働機関の総会は、理事会によりジュネーブに招集されて、1956年6月6日にその第39回会期として会合し、

この会期の議事日程の第四議題である農業における職業訓練に関する提案の採択を決定し、

この提案が勧告の形式をとるべきであることを決定したので、

次の勧告(引用に際しては、1956年の職業訓練(農業)勧告と称することができる。)を1956年6月26日に採択する。

総会が、その第三回会期において、加盟国が農業職業教育を発達させるよう、特に、農業賃金労働者に対し、農業に従事するその他の者と同一条件でその教育を受けさせるように努めるべきである旨を規定した1921年の職業教育(農業)勧告を採択したので、

総会が、一般的職業訓練の問題を詳細に検討し、特に、1939年の職業訓練勧告及び1950年の職業訓練(成年人)勧告を採択したので、

国際労働機関の常設農業委員会が、農業における職業訓練の特殊な面を研究し、かつ、その問題に関して提案を行ったので、

加盟国が、農業における適当な職業訓練制度を確立し、又は拡張すべきであるので、

総会は、加盟国が、次の規定を国内事情の許す限りすみやかに適用すること、及びこれを実施するために執った措置について理事会の要請に従って国際労働事務局に報告することを勧告する。

I 訓練の原則及び目的

1 各国における公の機関若しくは他の適当な機関又は両者の結合は、農業における職業訓練が、効果的な、合理的な、組織的な及び調整された計画に基いて実施され、かつ、組織されるように確保すべきである。

2(1) 農業における職業訓練の目的は、各国において次のことの必要性に関連して明確に定めるべきである。

(a) 農業における各種の男女(未熟練の、半熟練の及び熟練の労働者並びに管理者、経営者及び農家の主婦)に対し、その職業の遂行に必要な技能及び知識を授け、従事する作業の社会的重要性の観念を注入し、並びに一般公衆に対し職業としての農業の重要性を認識させること。

(b) 農業において土地その他の天然資源、労働及び資本を一層有効に利用すること。

(c) 農業に欠くことのできない土壌その他の天然資源を保護すること。

(d) 農業における能率、生産及び収益を増進すること、並びに販売を容易にするため、及び特に栄養水準を向上させるために農産物の品質及び調製並びに農場におけるその適当な加工を改善すること。

(e) 収入、生活水準、雇用の機会、労働条件及び昇進の見込に関して農業と他の職業との間に存する均衡の欠如を是正するための一助として、農業におけるこれらの諸点を改善すること。

(f) 適当な場合には、農作業の機械化を促進すること、農作業の安全を徹底すること並びに特に女子及び児童のために農業における作業を軽減すること。

(g) 農業と経済活動の他の部門との間に雇用の適当な均衡を達成すること。

(h) 農村の青少年に対し適当な職業指導を行うこと。

(i) 適当な場合には、十分な数の青少年が農業の各部門にはいるように奨励すること。

- (j) 農業における季節的失業問題及び不完全雇用問題を克服すること。
- (k) 農業生産における技術的発展とその実際の利用との間の差をなくすこと。
- (1) 一般的に農村生活を改善すること及び農作業に一層満足して従事するように促進すること。
- (2) これらの目的のため、訓練は、適当な作業技術、作業方法及び判断力の発達についての教育並びに、適当な場合には、農場経営の計画、農場管理の原則及びその実際についての教育を含むべきである。その訓練は、特に社会的及び経済的発展の程度によつて決定されるところに従つて、農民のこの教育の吸収能力に漸進的に適応させるべきものであり、また、その訓練は、結局、農民が、詳細な内容において同等でなくとも、その質において都会人が受けている教育及び訓練と同等のものをできる限り受けることができるように組織すべきである。

II 訓練の範囲

- 3(1) 農業における職業訓練計画は、人種、宗教、国籍又は性別にかかわらず、また、土地に対する法律上の関係のいかんを問わず、全農民(たとえば、季節労働者、農村婦人及び農業に緊密に関連する職業に従事する労働者を含む将来及び現在の農業者及び農業労働者)をその対象とすべきである。
- (2) 必要な場合には、初期の段階において及び低開発国においては、その計画は、その範囲を、使用可能な職員が最も効果的に接触し、かつ教育することができる者並びに、教育の必要性及び効果が最大である地域及びそのような種類の者に限定することができる。
- (3) 訓練施設の欠如している低開発地域において最初に執るべき措置の一は、農業生活に対して理解及び同情を有し、かつ、可能なときは、農場の生活及び作業に経験がある訓練された教員及び指導員の団体を創設することではない。
- (4) そのように訓練された教員及び指導員を利用することができない場合にも、実地教育を行う資格を十分備えている経営者の農場又は土地については、その訓練施設を発展させるため、あらゆる可能な援助が与えられるべきである。
- 4(1) 低開発国においては、読み書きの能力を授ける計画には、高度の優先権を与えるべきである。一般に、職業訓練は、当該国において認められた基準に合致する一般教育(基礎科目の学習を含む。)がこれに先行するか、又は並行すべきである。職業訓練が学校制度の下に行われる場合には、一般教育がこれに先行し、かつ、並行すべきである。
- (2) 農業における職業訓練計画は、可能な場合には、正規の学科教育及び農村社会研究のような関連のある一般科目を含むべきである。
- 5 訓練課程の内容を決定するに当つては、特に次のこ

とを考慮すべきである。

- (a) 訓練を受けるべき者及び授けられる技能水準
- (b) 農地の構成、農業の発展の程度及び農業生産の形態
- (c) 農村雇用市場の傾向及び労働力移動の程度又は必要性
- (d) 農業共同社会の社会生活、慣行、習慣及び見通し
- (e) 関係分野に関する国内政策の大綱

- 6(1) 農民に対する職業訓練は、可能かつ適当な場合には、特に農業用器具の製作及び修理、農業用機械の保全及び簡単な修理、農産物の加工並びに農場建造物の建設及び保存に関する補足的技能の訓練を含むべきである。
- (2) 不完全雇用が現存し又は潜在する地域においては、可能かつ適当な場合には、男女両性に対し、補足的又は代替的雇用の手段を供与するため、農村手工その他の手工に関する課程を受けることを考慮すべきである。

III 訓練の方法

職業準備訓練

- 7 農村地域及び都市地域における教育水準の同一基準を確立するため及びその教育に共通の基礎を設けるため、適当な措置を執るべきである。農村小学校における教授法及び、適当な場合には、その教科課程は、農村地域の要求及び農村児童の環境を考慮すべきである。
- 8 健全かつ広範な基礎において一般教育を授けるため、自然についての理解を与えるため並びに手先の技術及び観察力を発達させるため、初等教育制度において授けられる正規の学科教育は、可能な場合には、学校作業の一部としての学校農園の利用及び家庭手工における実習によつて補足すべきである。この実地教育は、一般教育の課程及び計画を妨げるものであつてはならない。
- 9 低開発地域の農村共同社会における基礎教育制度は、調整された計画に基き、農業について、並びに農村工業、衛生、保健、食事、育児、食料保存、住宅、農村組織及び運輸通信のような事項について、改善された技術の知識を与えるように利用すべきである。低開発国の農民のうち原始的農法を用い、かつ、著しく生活水準の低い者、特に原住民に対し適当な訓練を行うことに留意すべきである。

中等学校における農業教育

- 10(1) 適当な場合及び中等学校において専門的な農業職業教育を行わない場合には、その農業教育は、一般的性格をもつべきである。農村地域におけるこの教育は、国内及び地方の事情に適応すべきである。農業教育を行わない場合には、農村中等学校の教科課程に農業教育を徐々に導入するように措置を執るべきである。この教育は、一般教育の課程及び計画を妨げるものであつてはならない。

(2) この教育は、可能な場合には、学校農園、実験農場その他の農場における実習によつて補足すべきである。このような作業は、教授上必要とするものに限定すべきである。

農業専門学校

11 農作業、農産物の生産及び販売並びに農場の経営及び管理その他必要な事項について十分な期間訓練する農業専門学校を設けるため、措置を執るべきである。

12 職業訓練計画の高度の段階においては、次のものを設置するために措置を執るべきである。

- (a) 農業の若干の部門について訓練を行う男女両性のための学校又は学校の専門部
- (b) 特種の農業労働者を訓練し、又は農業に必要な専門的な技能について訓練する男女両性のための学校又は学校の専門部
- (c) 農村家庭経済について訓練を行う学校又は学校の専門部

13 農業専門学校は、可能なかつ適当な場合には、教授を農作業に適応させ、かつ、必要な実地訓練を行うため、附属農場を有すべきである。これが不可能な場合又はそのような訓練を補足することが望ましい場合には、適当な農場又は試験場において必要な実地訓練を行うため措置を執るべきである。ただし、その訓練は、生徒の教育に必要なものに限定する旨の了解の下に行うべきである。

14 農業専門学校を設立するに当つては、次のことについて考慮すべきである。

- (a) 特に広範な農場を有し、かつ、人口密度の低い国においては、寄宿施設又は半寄宿施設の設置から生ずる利益
- (b) 教育水準が相当に高い共同社会においては、遠隔地の農業労働者のための通信教育制度及びラジオの利用並びに可能な場合には、これらの農業労働者の寄宿施設をもつ学校の補習課程への出席
- (c) 視聴覚教具の利用

短期課程

15(1) 短期課程、季節的課程、夜間課程及び移動課程は、次の場合には、特に適当であると認めるべきである。

- (a) 小農業者の子女及び保有農地に雇用されている農業労働者の子女に対しその職業的及び一般的知識を増進するように奨励する場合
- (b) 専門家又は農業者及び農業労働者に対し改善された技術又は新たに発見された技術を教授する場合
- (c) 特殊の作物の栽培、動物の飼育、器具又は機械の保全及び使用、農場の一般的維持作業並びに植物病、動物病及び害虫についての対策のような特殊な技能及び方法を特種の労働者に教授する場合

(2) 前記の課程は、地方の要求に応じて適当な時期に行うべきであり、また、長期課程が可能なかつ望ましい場合には、この代りとして行われるべきではない。

農場における訓練

16(1) 必要かつ適当な場合には、公の機関若しくは他の適当な機関又は両者の結合は、特に将来農場経営者となる者の訓練を完成するため、特に農業技術水準の比較的高い地域において、被訓練者を選定された農場に配置することを組織化すべきである。この訓練には、通常適当な一般教育が先行すべきであり、また、この訓練は、村落、広大な農地若しくは農園、協同組合農場若しくは団体開拓農地又は小保有農地若しくは中保有農地のいずれであるかを問わず、その地域独特の農場経営形態を考慮して組織すべきである。

(2) 訓練が行われる農場は、代表的なものでなければならず、かつ、必要に応じ、自己の農地以外の農地を使用することの可能性を考慮し、慎重に選定すべきである。農場における訓練は、可能な場合には、正規の学科教育によつて補足されるべきである。

普及講習会

17(1) 普及講習会は、科学的調査の結果を農業者の実用に供するため及び農業者の技術問題を当該講習会の解決にゆだねるため、設置し、かつ、各国の発展の水準に応じて可能な程度まで拡大すべきである。

(2) 農業者及び農業団体(使用者団体及び労働者団体を含む。)は、各自の普及講習会計画を進展させるように奨励されるべきであり、また、いかなる場合にも、公の計画及び類似の教育活動の発展及び利用に参画すべきである。

18 低開発国においては、簡易かつ実用的で地理的に拡大し及び内容的に充実することができる職業訓練計画が適当であるので、普及講習会が、これらの計画の発展及び農業開発計画の実施において特に重大な役割を有していることが認められるべきである。

19 普及講習会は、必要な場合には、他の関係機関とともに、青年のための計画の発展、青年のための農村クラブの組織並びに家庭及び社会の発展計画に貢献すべきである。

技能者養成

20(1) 農業が適当に組織され、かつ、実施方法が許す場合には、技能者養成制度の設定が考慮されるべきである。

(2) この制度は、農業の特殊部門、地域及び各種の労働者の必要に特に考慮を払つて設けるべきであり、かつ、所要の資格及び能力を有すると認められる指導員又は農業者をもつた寄宿施設のある養成所又は農場において実施すべきである。

(3) 権限のある機関は、被養成者が希望する農業部門における教育、被養成者の課業の訓練に有用な作業への限定、備品の供与並びに一般的及び専門的教育を授ける訓練学校への就学の義務について執られる措置を認可するものとする。

(4) 前諸項に掲げる措置は、法令、技能者養成の管

理を委任された公の機関の決定、労働協約若しくはこれらの方法の結合により、又はそれらのものがないときは、他の適当な方法によつて実施すべきである。

21 代表的な使用者団体及び労働者団体があるときは、それらの団体は、完全に平等な立場で、技能者養成制度の樹立、実施及び監督に密接に参画すべきである。

22(1) 技能者養成制度は、農業につく希望を明白に表明し、かつ、義務教育期間を終了し、又は終了見込の適格の志願者に対し開放すべきである。

(2) 被養成者の採用及び技能者養成計画は、労働、農業又は教育の分野において責任を有する機関(法令によつていかにどうかを問わない。)のうち各国の現状に照らして最も適当と認められるものの監督を受けるべきである。

(3) 配置される被訓練者の数を決定するに当つては、被訓練者及び成人労働者双方の利益のため、関係農場における経験のある成人労働者の数を考慮すべきである。

(4) 被訓練者が技能者養成課程を終了したときは、その被訓練者は、熟練労働者とみなされ、かつ、権限のある機関によりその旨証明されるべきである。

23(1) 被養成者の雇用条件は、当事者間の契約、労働協約、法令その他によるとを問わず、農業者及び被養成者のそれぞれの義務、養成期間、十分に農作業を行うために習得すべき知識及び技能の水準並びに一般教育及び専門教育を受ける訓練学校に就学する義務について明確に定めていなければならない。その規定には、被養成者に要求される作業を訓練に必要なものに限定すべきこと及び紛争が生じたときは、その紛争を解決のため権限のある機関に付託すべきことをも加えるべきである。

(2) 被養成者に対する報酬の最低額、報酬の増加、労働時間、休日、食事及び宿泊、保険並びに、病気及び災害給付は、法令、権限のある機関が発する規則、仲裁裁定、労働協約又はこの任務を委任された特別の機関によつて決定されるべきである。

(3) 代表的な使用者団体及び労働者団体があるときは、それらの団体は、平等な立場で、被養成者の雇用条件の決定、適用及び監督に参画すべきである。

24(1) 技能者養成の低段階においては、遂行した作業、養成期間並びに一般的に及び特種の作業において習得した技能の水準を明示して進歩の評価を行うべきである。この評価は、必要に応じ、実地試験によつて補足すべきである。

(2) 技能者養成の高段階においては、又は計画が一層進展した場合には、養成が十分に達成されたかどうかを権限のある機関が確かめるべきである。この場合には農業一般及び被養成者が希望する農業の特殊部門について実地試験及び学科試験をあわせて行うことを考慮すべきである。

教員及び農村指導者の訓練

25(1) 農業における訓練のあらゆる計画においては、農業及びそれに附随する職業に関連する施設の教員及び職員の訓練に優先権が与えられるべきである。それらの教員及び職員は、可能なときは、農場の生活及び作業について個人的経験を有すべきである。

(2) 訓練の過程は、必要な場合には、次の方法によつて促進すべきである。

(a) 適当な種類の訓練所の設置

(b) 農村開発センター並びに実演及び訓練のためのセンターの設置

(c) 高等農業訓練所の卒業生に対する特別短期訓練課程の開設。この課程は、必要なときは、農業の要求に適応し、かつ、近代的技術を考慮に入れた職業教育を教授することができるように当該卒業生を一層訓練するため、教授及び管理の問題並びにその作業の技術的内容にも関連すべきである。

26 高等訓練所における農業科の教員及び指導員は、

(a) 大学教育又はこれと同等の教育を受けた者であることが望ましい。

(b) 補習課程及び研究休暇のような方法によつてその知識を最新のものとしておくように援助され、かつ、奨励されるべきである。

教材

27 職業訓練計画において使用する教材は、調査機関の調査の結果及び他の科学的資料に基いて作成すべきであり、また、適当な教材が、教員及び生徒に対し系統的にかつ順序正しく提供されるべきである。

28(1) 農業科目は、特に地域及び地方の状況及び問題を考慮して教授されるべきであり、したがつて、教材は、被訓練者が将来就労する地域の経済組織に留意して選択すべきである。

(2) 教材及び教授用備品が他の国及び地域から持ち込まれる場合には、それらの教材及び教授用備品は、現地の要求に十分適合すべきものでなければならない。

29 特に訓練の初期の段階において、共通の特性及び問題を有する一群の国が存在する場合には、それらの諸国は、それぞれの間で直接協議することにより、教材の標準化を計るべきである。いかなる場合にも、教材の無料交換を奨励すべきである。

30 視聴覚教具は、前記の教材及び教授法に代るものではないが、特に読み書きのできない者が多数存する社会においては、訓練計画において重要な地位を占めるべきである。特に幻燈の利点に留意すべきである。

IV 農村団体その他の関係団体

31 農業者団体、農業労働者団体(労働組合を含む。)、農村婦人団体、農村青年団体及び協同組合のような他の関係団体は、農業訓練のあらゆる部門において重要な役割を果たすべきである。これらの団体に対し、農業訓練の改善に積極的に関心をもつようあらゆる方法で奨励すべ

きである。

V 国内的措置

32(1) 訓練計画についての責任は、最善の成果をおさめることができる機関に委任すべきであり、また、この責任が若干の機関に連帯で委任される場合には、訓練計画の調整を確保するための措置が執られるべきである。地方機関は、訓練計画の進展に協力すべきである。農業における使用者団体及び労働者団体並びに他の関係団体が存在するときは、それらの団体は、緊密な協力を保つべきである。

(2) 次の目的のため、公私の課程に対しある程度の調整を計るよう奨励すべきである。

(a) 被訓練者が一段階から他の段階へと順序正しく進むこと。

(b) 訓練計画に適度の統一性を保持することを条件として、それぞれの地域又は職業部門の要求に応じて措置が執られること。

(c) 農業調査機関、普及講習会及びすべての訓練機関が密接に協力して活動することができること。

33(1) 権限のある機関は、農業の各部門の訓練を受けるための資格要件、訓練期間及び課程期間、教材及び教科書、教員の資格、俸給及び労働条件、学級生徒数、教科課程、試験要件並びに訓練修了が認められる条件の事項に関し、必要ときは各地域別に、その一般基準を漸次作成すべきである。これらの一般基準を作成するに当っては、代表的な農業者団体及び農業労働者団体並びに、他の関係機関が存在するときは、それらの機関と協議するために適切な措置が執られるべきである。

(2) 職業訓練のあらゆる段階において、訓練計画の作成及び実施についての民間の創意を奨励すべきであり、また、基準の適用は、認可された訓練機関に一任すべきである。この訓練機関は、必要に応じて適当な機関の監督を受ける。

34 訓練計画に対し現地からの財政的援助が多くの場合必要とされているが、公の機関も、適当かつ必要と認める程度まで、種々の方法、すなわち、補助金の下付、土地、建造物、交通手段、設備及び教材の提供、訓練期間中の被訓練者の生活費又は賃金に対する奨学金その他の方法による援助並びに適格の被訓練者(特に訓練のための費用を支払うことができない被訓練者)の寄宿施設を有する農業学校への無償入学等の方法によつて公私の訓練計画を援助すべきである。

35(1) 公の機関若しくは他の適当な機関又は両者の結合は、職業訓練計画が農業に関連する他の公の活動と調整されることを確保すべきである。特に、これらの機関は、殊に土地、農業クレジット及び市場の利用性を考慮し、将来の農業労働者のために開放される長期の雇用及び定住の機会に照らして、職業訓練計画を樹立することを確保すべきである。

(2) 公の機関若しくは他の適当な機関又は両者の結合

は、訓練を修了した者の配置を容易にし、かつ、その者に対し、適当な農場又はその訓練及び技能にふさわしい農業雇用を見いだすに当つて援助を与えるため、すべての必要な実際の措置を執るべきである。

36 公の機関若しくは他の適当な機関又は両者の結合は、たとえば、農業における生活水準及び生産水準の向上並びに 2 に定める目的の達成等に関し、訓練計画の効果を評価する方法を発展させるべきであり、かつ、達成した進歩についてひんばんに評価すべきである。

VI 国際的措置

37(1) 可能なときは、特に同様な農業条件にある国の間においては、農業者、農業労働者、農村青年、農業科教員、研究者、専門家及び科学的農業文献の国際的交換が奨励されるべきである。

(2) 適当なときは、農業における研究、普及及び職業訓練のための国際センターを発展させるべきであり、また農業研究者、農業普及員及び農業学校教員の国際的会合をも促進すべきである。 『勧告』

1962年6月27日

[6-7] 国際労働機関総会勧告(第117号)

職業訓練に関する勧告

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに招集されて、1962年6月6日にその第46回会期として会合し、

1939年の職業訓練勧告、1939年の徒弟制度勧告及び1950年の職業訓練(成年者)勧告に替える目的で、この会期の議事日程の第四議題である職業訓練に関する提案の採択を決定し、

この提案が勧告の形式をとるべきであることを決定し、また、

国際連合教育科学文化機関が技術教育に関する勧告を準備していることに留意して、

次の勧告(引用に際しては、1962年の職業訓練勧告と称することができる。)を1962年6月27日に採択する。

I 一般原則

1 この勧告は、経済活動のあらゆる分野における雇用(最初のものであると否とを問わない。)又は昇進のための準備又は再訓練を目的とするすべての訓練(この目的のために必要とされる一般的、職業的及び技術的教育を含む。)について適用する。ただし、次の訓練は、除外する。

(a) 管理者の地位にある者の訓練又は工業において職長より上の監督者の地位にある者若しくは経済活動の他の分野においてこれらの者と同等の地位にある者の訓練

(b) 1946年の職業訓練(船員)勧告により引き続き規制される船員の訓練

(c) 1956年の職業訓練(農業)勧告により引き続き規制される農業における訓練

2(1) 訓練は、訓練自体が目的ではなく、雇用機会を十分に考慮して人の職業的能力を發展させ、かつ、その人が自己及び社会の最大の利益となるようにその能力を利用することができるようにする手段である。訓練は、特に年少者については、個性を伸ばすようにすべきである。

(2) 訓練は、一体をなすものであり、各部分に切り離すことができない。

(3) 訓練は、個人として及び社会の構成員としての必要に応じ、当該個人の職業生活を通じて継続する過程である。

(4) 訓練については、人種、皮膚の色、性、宗教、政治的見解、国民的出身又は社会的出身に基づきいかなる差別もあつてはならない。

(5) 訓練は、11 に定めるところに従つて、関係のある団体及び個人の継続的協力を必要とする。

II 国の企画及び管理

3(1) 各国は、自国の住民の訓練の必要に応ずるため、数、場所及び教科に関し国全体又はさらに適当なときは各地域若しくは地方の経済的要求及び雇用の可能性に適合した訓練施設の組織網を有すべきである。

(2) 前記の組織網は、個人がその能力及び性向に応じて訓練の最高水準に達することができるように、いずれかの種類の訓練から他の種類の訓練への移動並びに訓練の次の段階及び異なる水準への進級を容易にするようにすべきである。

(3) 職業、特に技能的職業につくことについては、経済活動のすべての分野の要求並びに個々の訓練生の多様な能力、関心及び事情に応じることができるよう十分な道を開いておくべきである。

(4) 国情により完全な全国的組織網の發展が不可能なときは、当該国は、共通の組織網の發展又は共同訓練所の設置について隣接国と協力することを考慮すべきである。

4(1) 訓練の問題について責任のある公の機関のそれぞれの権限は、明確に定めるべきである。

(2) 各国の公の機関及び各種の公私の団体で訓練を取り扱うものは、創意の自由な發揮を認め、かつ、経済活動の異なる分野、地域及び地方の要求に対する適合性を確保するとともに、

- (a) 中央で立案された一般計画に基づき、
- (b) 適当な機関の援助を得て任意に、又は
- (c) これらの方法の組合せにより

十分に調整された訓練施設の發展のために協力すべきである。

(3) いずれの方法が用いられる場合にも、(2)にいう施設の發展のために執られる措置には、応募者の職業選択の自由を尊重しつつ、次の措置を含めるべきである。

- (a) 訓練の必要の範囲及び性質並びに利用しうる施設の決定
- (b) 他の職業及びこれに必要とされる者の訓練を無

視することなく優先的に訓練を行なうべき職業の決定

(c) 資格基準が必要であり又は望ましいと認められる職業の決定、その資格基準の設定及び適用、適当な訓練教科の決定並びにこれらの職業における訓練の修了試験の基準の設定及び適用

(d) 訓練の条件及び方法に関する基準の設定及び適用

(e) 訓練所、特に資格基準が設定されている職業のための訓練を行なう訓練所に関する基準の設定及び適用

(f) 訓練所の指導員の資格基準の設定及び適用

(g) 事情により、訓練所及び訓練を行なう企業に対する技術的及び財政的援助の供与

(4) 権限のある機関は、一般計画が採択された場合には、その実施のために執られる措置に(3)に掲げる措置を含めることを確保すべきである。

(5) 任意に調整が行なわれる場合には、(3)に掲げる措置は、(2)にいう機関及び団体の権限の範囲において、それらの機関及び団体の責任とすべきである。

(6) (3)に掲げる基準は、可能なときはいつでも、当該加盟国の全領域に適用すべきである。

(7) これが不可能なときは、できる限り全国的に画一な基準の設定に役だつ模範基準を作成すべきである。

(8) (2)にいう十分に調整された訓練施設を發展させるにあつては、次の事項を十分に考慮すべきである。

(a) 個人の職業的利益並びに文化的及び道徳的要求、労働力の需要並びに一般社会の経済的及び社会的利益

(b) 教育及び訓練に関する国の政策

(c) 一般教育、職業指導及び選択のための現存の及び計画中の施設

(d) 職業教育及び技術教育のための施設を含む現存の及び計画中の訓練施設

(e) 雇用市場の構造及びその發展の動向

(f) 国の経済政策及び経済發展

(g) 人口の状況及び予想される変動

(h) 技術及び作業の組織方法の予想される変動

(i) 地理的孤立、人種の相違その他の理由により特に考慮を必要とする人口集団の存在

(9) 十分に調整された訓練施設については、絶えず検討を行ない、かつ、変動する要求に適応させるため必要な措置を執るべきである。

(10) 十分に調整された訓練施設は、(8)に掲げる種々の事項に関係のある機関その他の関係団体の協力を得て、全国的に發展させるべきである。

5(1) 全国的段階での協力は、利害関係を十分に代表する一又は二以上の適当な団体を通じて達成すべきである。

(2) 前記の団体は、同様に利害関係を代表する団体で地域的又は地方的水準で必要に応じて設置されるものの

援助を受けるべきである。

6 経済活動の分野又は職業を代表する諮問委員会を設置し、同委員会は、関係職業の訓練の必要性を評価し、かつ、その職業に関する訓練計画を発展させることについて5にいう団体と協力すべきである。

7(1) 公立訓練所の訓練は、無料とすべきである。

(2) (1)の規定は、訓練生が訓練課程への出席を義務づけられておらず又は雇用され若しくは雇用を継続するための訓練を必要としない場合には、訓練所が訓練料を徴収することを妨げるものではない。

(3) 権限のある機関が実施し又は承認する訓練所における訓練の期間中は、賃金を取得していない成年者及び困窮している年少者は、経済的及び財政的事情が許す限り、次の事項を十分に考慮して決定される妥当な手当を権限のある機関から受けるべきである。

(a) 前記の者が受けることができる失業給付その他の手当

(b) 家族扶養の責任、当該地域における生活費及び交通費又は住宅費のような訓練に関連する特別な個人的経費並びに特殊な場合における年齢等のその他の要因

(c) 成年者に対し、雇用市場の要求及び訓練を受けた者に対する社会の要求に応じて訓練を受けかつ修了するよう奨励する必要性

(4) 企業内で訓練を受けている者は、法令、労働協約又は当該企業の規則で定める基準に従って妥当な報酬を受けべきである。

(5) 公立職業訓練所及び同様の種類の公認私設訓練所への通所並びに公認された他の形式の訓練への参加は、事情により必要とされる場合には、無料の食事、作業衣、用具、設備及び教科書の供与、乗車賃の免除若しくは割引、扶助料若しくは家族手当、奨学金、貸付金若しくはは給費又は宿泊所の供与等の形式で経済的援助を与えることにより容易にすべきである。

8(1) 企業内又は訓練所において訓練を受けている者、なかんずく年少者の労働条件が満足すべきものであること、特に、これらの者が行なう労働が本質的に教育的な性格のものであるように適当に制限されることを確保するため、措置を執るべきである。

(2) 訓練所における訓練生の労働は、本来営利を目的とするものであつてはならない。

(3) 訓練所又は訓練を行なう企業は、訓練生の労働中における安全及び保護に関する規則及び基準の設定及び適用を確保する責任を負うべきである。

9(1) 国の資格基準が定められている職業のための訓練は、高度の信頼性及び妥当性のある基準が画一的に定められている試験を含むべきである。これらの試験基準の遵守を確保するため、必要な措置を執るべきである。

(2) 前記の試験の結果発給される証明書は、全国を通じて効力を認めるべきである。

(3) 国の資格基準が存在しない場合にも、系統的な訓練課程を修了した者は、訓練所又は企業からその旨の証明書を受けることが望ましい。この証明書は、行なわれた訓練の主要な内容を明記すべきである。

10 訓練課程を修了した者は、取得した技能及び知識に応じた仕事を得るため、当該国の職業紹介機関による援助を与えられるべきである。この場合において、就業地の選択の自由を保障すべきである。

III 協力のための措置

11(1) 訓練に関係があるすべての者、特に公の機関、教育機関、使用者団体及び労働者団体は、訓練制度の計画、発展及び運営について、また、一般に訓練問題の取扱いについて、あらゆる機会を捕えて相互に援助しかつ協議すべきである。

(2) 訓練について責任を負うすべての者が訓練の行なわれる状況を十分に理解するため定期的に訓練所を訪問するように、措置を執るべきである。

(3) 使用者団体及び労働者団体の代表者は、公立の訓練所の管理及びその技術的運営の監督について責任を有する機関に参加すべきである。この機関が存在しないときは、使用者団体及び労働者団体の代表者は、他の方法により、公立の訓練所の運営に緊密に関与すべきである。

(4) 訓練所又は訓練を行なう権限のある機関と企業との間の協力は、特に訓練の一部を企業内で、一部を企業外の訓練所で行なう場合には、維持し、かつ、促進すべきである。

(5) (1)の規定の普遍性を害することなく、かつ、国内の事情の下で可能な限り、

(a) 教育訓練機関、使用者団体、労働者団体その他直接関係のある者は、次のことについて協力すべきである。

(i) 資格基準が必要であり又は望ましいと認められる職業を決定すること。

(ii) 前記の資格基準及び適当な訓練教科を設定すること。

(iii) 適当な試験を行ない、かつ、取得される資格の性質及び等級を決定すること。

(b) 12にいう訓練の機会に関する情報を収集しかつこれを周知させることについては、完全な協力がなければならぬ。その協力には、初等学校、中等学校、技術及び職業教育機関、職業指導機関、職業相談機関、公共職業安定機関、使用者団体、労働者団体、職業団体並びに企業が参加すべきである。

(c) 公共職業安定機関による援助は、次のことを含むべきである。

(i) 雇用市場の動向の研究

(ii) 現在及び将来の労働力需要の評価

(iii) 訓練を受けた者の職業紹介

IV 訓練の機会に関する情報

12(1) あらゆる職業の訓練の機会に関する情報は、継続

して収集すべきであり、かつ、すべての関係者及び関係機関の利用に供すべきである。

(2) 前記の情報は、次のような事項問題を取り扱うべきである。

- (a) 与えられる訓練の種類
- (b) 各種の訓練の機関
- (c) 各種の訓練を受けるための条件
- (d) 雇用又は昇進の見込みに関するそれぞれの訓練の特徴
- (e) 訓練生が受けることができる財政的その他の援助の性質及び条件
- (f) 訓練の終りに行なわれる試験及び取得しうる資格

(3) 前記の情報を周知させる方法は、適当なときは、次のものの全部又は一部を含むべきである。すなわち、面接、講義、小冊子、論文、ポスター、フィルム、フィルムストリップ、ラジオ談話、テレビジョン談話、事業所見学及び職業展示会

V 職業指導及び選抜のための措置

13(1) 訓練の応募者、特に訓練を受けたことがない者は、訓練課程に入り又は職業を選択するに先だち、権限のある職業指導機関又は職業相談機関から個人指導の便益を受けることができる。

(2) 労働者は、指導、再訓練又は継続訓練を受けるため、職業安定組織内において職業相談機関から便益を受けることができる。

14(1) 訓練生の選抜は、職業選択の自由を害することなく、個々の職業の要件及び特殊性に従って行なうべきである。

(2) 選抜の手続は、訓練生が自己に適していない職業の訓練を受ける危険及びその結果として生ずる訓練と人間的努力との損耗の危険を最少限度にとどめるようにすべきである。

(3) 選抜の手続は、訓練生がその目的とする訓練及び職業に必要な肉体的及び精神的能力を有することを確かめるための措置を含むべきである。

(4) 医学的検査は、選抜の手続の一部をなすときは、目的とする訓練及び職業の特殊な要件に基づいて行なうべきである。

(5) 心理学的検査は、選抜の手続の一部をなすときは、当該国の事情に適合したものであり、十分に信頼しうるものであり、かつ、目的とする職業の要件に直接関連した基準から見て妥当なものでなければならない。

VI 事前の職業的準備

15(1) 事前の職業的準備は、まだ雇用されていない年少者に対し、各種の仕事について説明を行なうものでなければならない。その準備は、一般教育を害するものであつても、実際の訓練の最初の段階に代わるものであつてもならない。

(2) 事前の職業的準備は、次のことを目的とし、かつ、年少者の年齢に適した一般的及び実地的な指導を含

むべきである。

- (a) すでに受けた教育を継続し及び補足すること。
- (b) 実際の仕事について、概念を与え、興味及び尊重の念を呼び起こし、並びに訓練について関心を呼び起こすこと。
- (c) 職業的関心及び適性を発見し、これにより職業指導を容易にすること。
- (d) 将来の職業的適応を容易にすること。

(3) 事前の職業的準備は、可能なときは、多くの職業に共通な設備及び材料に習熟させることを含むべきである。

VII 訓練の組織

16(1) 各職業のための訓練教科は、当該職業の発展及び予想される変動を十分に考慮して、その職業に必要な作業、技能、知識並びに衛生及び安全要因の組織的分析に基づき決定すべきである。

(2) 訓練教科は、最新のものとしておくため定期的に検討すべきである。

17(1) 訓練教科は、すべての訓練生に対し、理論的及び実地的知識の堅実な基礎を与えるべきである。

(2) 訓練生に対しては、当該職業に必要な作業、技能、知識並びに衛生及び安全要因に関する指導並びに社会立法の概要に関する指導のほか、特に昇進を容易にするため、当該訓練生が従事することを望む職業及び経済活動の分野に関連する一般的知識を与えるべきである。

(3) 一般教養科目は、長期訓練の教科に含めるべきであり、時間が許す限り、短期訓練の教科にも含めるべきである。

18(1) 教科及び訓練計画は、当該職業の一般的枠(わく)内における訓練生の将来の適応を助長するように作成すべきである。

(2) この目的のため、長期訓練については、次のことに留意すべきである。

- (a) 訓練生に対し当該職業の理論的基礎について広い知識を与えること。
- (b) 訓練の初期においては、その後の専門化が最小限度の追加訓練又は再訓練により可能となるような技能及び知識の広い基礎を訓練生に与えるようにするため、専門化を回避すること。

19(1) 特定の職業に必要なすべての理論的及び実地的知識を訓練生に与えることができない企業は、必要に応じ、次のことを行なうべきである。

- (a) 次の一又は二以上の措置を執ることにより、訓練所においてその欠陥を補うこと。
 - (i) 一日又は二日以上労働を免除すること。
 - (ii) 毎年一度数週間にわたって労働を免除すること。
 - (iii) 企業内における相当の期間にわたる訓練を訓練所における相当の期間にわたる研修に振り替えること。

(iv) 国内法令によりその他、訓練に関する適当な措置を執ること。

(b) 共同訓練計画を設定し、かつ、運営すること(それぞれの施設の共同利用及び共同訓練センターの設立を含む。)

(2) (1)に掲げる措置に基づいて訓練所で研修を受ける企業の訓練生は、この目的のため、賃金を失うことなく労働時間中労働を免除されるべきである。

20 企業は、訓練所の訓練生に対し相当期間の実際的な職場訓練を行なうことにより、訓練所が設定した訓練計画の実施に協力すべきである。

21(1) 他の訓練を受けていないすべての年少労働者については、18歳に達するまで、その従事する職業に関連する一層高度の一般教育及び技術的知識を与えるための補足訓練課程を受けさせるべきである。

(2) 年少労働者については、19(2)に定める条件で前記の課程を受けようようにすべきである。

22 自己の一般的、技術的及び商業的知識の向上を望むすべての労働者については、その昇進を容易にし、これによりその社会的及び経済的地位を改善するため補足訓練課程を受けさせるべきである。

23 訓練期間は、次のことを考慮して決定すべきである。

- (a) 習得すべき技能及び知識の水準及び種類
- (b) 用いられる訓練の方法及び手段
- (c) 訓練を受けるために必要な最低の資格及び訓練生が訓練を受ける際に現に有する資格
- (d) 成年者については、過去の職業経験及び雇用のためできる限り短期間に資格を与える必要性

24 身体的又は精神的欠陥のある年少者及び成年者の訓練並びに能力の乏しい年少者の訓練については、特別の注意を払うべきである。

VIII 訓練の方法及び手段

25 訓練の方法は、課程の性質並びに訓練生の教育水準、年齢、地位及び従来の経験に適應させるべきである。

26 原則として、訓練生を能動的に参加させる方法を知識の一方的な伝達の方法に優先させるべきである。

27(1) 訓練は、できる限り実際的でなければならない。

- (2) 訓練所における実技訓練は、
- (a) 企業の条件及び環境にできる限り類似した条件及び環境の下で行なうべきである。
 - (b) 訓練生が作業環境に親しむとともに職場における通常の作業速度及び技能を習得することができるように、可能かつ必要なときは、企業における実地訓練の期間を含み、又はその期間をもつて完結すべきである。

28(1) 職場以外の場所で行なわれる実技訓練は、当該職業に必要な作業実施及び適当なときは実際の作業経験を含むべきである。

(2) 前記の作業経験は、当該訓練が必要とするものでなければならないが、また、訓練生の使用により通常の労働

者がこれと競争する立場に置かれないように、適当な保障措置を執るべきである。

(3) 職場訓練において訓練生に割り当てられる作業は、実際の訓練価値のあるものでなければならない。

29 訓練実習は、訓練生が現在受けている訓練の実際の適用及び生産された物品の効用を理解しうるように計画すべきである。

30(1) 複雑な作業は、単純な要素に分解すべきである。

(2) 訓練生は、ある作業を容易に遂行することができるようになった後に次の作業に進むべきであり、また、単純な作業から複雑な作業に進むべきである。

31 理論(訓練課程の一部として授けられる一般教育を含む。)は、できる限り、目的とする職業に関連して教えるべきである。

32 技術指導及び関連指導は、実技訓練と組み合わせて行なうべきであり、また、可能なときは、実技訓練と統合すべきである。

33 指導の速度は、訓練生の習得能力に合わせて調節すべきであり、また、随時修正すべきである。

34 訓練生に対しては、特に職場訓練の場合には、組織的に技術的監督を行なうため措置を執るべきである。

35 実施した訓練及びその進捗は、詳細に記録しておくべきであり、また、訓練生に対しては、受けた訓練について各自が詳細に記録すること及び自己の実績を検討する習慣を養うことを奨励すべきである。

36(1) 指導用具は、習得課程を容易にするため、適当なときはいつでも利用すべきである。

(2) 責任のある訓練機関は、最新の訓練技術及び指導用具類を十分に理解し、かつ、その利用を確保すべきである。

37 訓練施設は、特に遠隔の地において、地方住民の訓練の必要を満たさないときは、適宜次の一又は二以上の方法により補足すべきである。

- (a) 地方の事情に適應した通信指導
- (b) 巡回指導員及び移動訓練班
- (c) ラジオ、テレビジョンその他のマス・コミュニケーションの手段による指導
- (d) 他の地方にある訓練所の訓練課程に出席するため、毎年一度数週間にわたって訓練生に与えられる企業の労働からの免除
- (e) 他の地方で訓練を受けることができるようにするためのその他の措置、たとえば補助金、奨学金及び交通又は宿泊に関する便益等

IX 企業が行なう訓練

38(1) 使用者は、訓練された労働者に対する需要を満たすため必要な措置に関して、方針を樹立すべきである。

(2) 個々の使用者又はその集団に対しては、その雇用の必要に従い、かつ、その企業の技術的作業条件の許す範囲内で、組織的な訓練計画を設定するよう奨励すべきである。

- 39 使用者は、企業内の訓練計画の立案及び実施について、その企業に雇用されている労働者の代表者と協議しかつ協力すべきである。
- 40 訓練問題に関する企業内における責任は、当該企業の訓練の必要の性質及び程度に応じ、特別の訓練担当部局又は一若しくは二以上の常勤若しくは非常勤の者に対し明確に割り当てるべきである。
- 41 訓練担当部局又は訓練担当者の任務は、次のことを含むべきである。
- (a) 訓練の方針を提案すること。
 - (b) 関係部局と協議して訓練計画の立案を確保すること。
 - (c) 訓練生の選抜に参加すること。
 - (d) 指導員の訓練を確保すること。
 - (e) 企業内の訓練を監督すること。
 - (f) 企業外で行なう指導及びその指導と企業内で行なう指導との調整について、企業に代わつて措置を執ること。
 - (g) 訓練生の進捗を記録し、かつ、その記録を保持すること。
 - (h) 訓練については、効果のあつた訓練方法を考慮に入れることを確保すること。
 - (i) 訓練が能率的なかつ最新式のものであることを確保するため、調査及び研究を行ない、奨励し、又は援助すること。
- 42 企業は、適当なときは、訓練の全期間を短縮し、かつ、訓練の能率を増大するため、訓練生が最初の相当期間にわたる広範な基礎訓練を全面的に訓練所で受けうるように措置を執るべきである。
- 43 訓練生は、訓練に関し、企業内であると企業外であることを問わず訓練のあらゆる段階において、訓練担当部局又は訓練担当者の一般的な監督及び管理の下に置くべきである。
- 44(1) 企業内のいかなる場所で訓練を行なうかを決定するにあつては、次の要因を考慮すべきである。
- (a) 訓練の性質及び期間
 - (b) 訓練生の数、年齢、知識及び経験
 - (c) 当該職業に対する職場訓練の適否
 - (d) 通常の作業場における雑踏、騒音その他注意の集中を妨げるもの、安全要因及び設備破壊の危険
 - (e) 時間、指導員及び設備の節約
 - (f) 独立の訓練施設に要する費用
 - (g) 訓練から仕事への転換をできる限り容易にする必要性
 - (h) 企業の技術的可能性
- (2) 訓練の初期の段階においては、独立の訓練施設又は少なくとも通常の作業場内で区画されかつ訓練に必要な設備を備えた訓練の場所を可能なときはいつでも設けるべきである。
- 45(1) 企業は、すべての新規採用者について、受入れの

ための措置を執り、かつ、入職訓練期間を設けるべきである。

(2) 年少者の受入れについては、その訓練の必要を考慮して、特別の注意を払うべきである。

X 徒弟制度

- 46 徒弟訓練を認められた職業のための組織的長期訓練で実質的に企業内又は独立の熟練職人の下で行なわれるものは、書面による徒弟契約により規制すべきであり、かつ、所定の基準に従うことを条件とすべきである。
- 47 特定の職業について徒弟訓練を認めるべきかどうかを決定するにあつては、特に次の事項を考慮すべきである。
- (a) 当該職業に必要な技能及び理論的技術的知識の程度
 - (b) 必要な技能及び知識の習得に要する訓練期間
 - (c) 必要な技能及び知識の習得に対する徒弟訓練の適否
 - (d) 当該職業における現在及び将来の雇用状況
- 48(1) 徒弟契約は、個々の使用者、使用者の団体又は徒弟制度委員会若しくは徒弟制度の管理を特に委任された機関のような団体のうち、国内事情に最も適したものと締結すべきである。
- (2) 徒弟が年少者である場合には、親、後見人又は法律上の代理人は、当事者として契約に参加すべきである。
- (3) 徒弟訓練の実施に責任のある当事者は、その訓練を行なう適当な資格を有する者、又はそのような資格を有する者に訓練を行なわせるための措置を執りうる者のいずれかでなければならない。
- (4) 権限のある機関は、訓練を実施する企業又は人と定期的に連絡し、かつ、定期的な検査又は監督により、徒弟訓練の目的が達成されることを確保すべきである。
- 49 前記の契約は、次のことを含むべきである。
- (a) 特定の職業について徒弟期間中徒弟として働くという明示的又は黙示的義務に対応して、当該職業について訓練を行なうという明示的又は黙示的義務を含むこと。
 - (b) 当該職業について定める基準及び規則で当事者のため必要であり又は望ましいものを織り込むこと。
 - (c) その他の相互の権利及び義務で関連がありかつ他に定めのないもの(特に安全規則の遵守を含む。)を定めること。
 - (d) 当事者間の紛争の解決について定めること。
- 50 当該国の事情に応じ、特定の職業について徒弟訓練を認めることができ、また、46 にいう基準及び徒弟制度に関する規則は、次のいずれかにより定めることができる。
- (a) 法令
 - (b) 徒弟制度の管理を特に委任された機関の決定
 - (c) 労働協約

- (d) これらの組合せ
- 51 徒弟訓練を認められた各職業に関しては、徒弟制度を規制する基準及び規則について特に次のことを考慮すべきである。
 - (a) 徒弟訓練への入門のため必要な教育的資格及び最低年齢
 - (b) 所定の最高年齢をこえる労働者の特例のための措置
 - (c) 必要な技能及び理論的技術的知識の程度を考慮した徒弟訓練期間(試用期間を含む。)
 - (d) 徒弟のこれまでの訓練若しくは経験又は徒弟訓練期間中の進捗に照らして、通常の徒弟訓練期間を短縮しうる程度を決定する措置
 - (e) 作業工程表、予定の理論の指導及び関連指導並びに各単位科目の所要時間
 - (f) 訓練所に出席するための一日又は二日以上労働の免除その他適当な形式の労働の免除
 - (g) 徒弟訓練の期間中又はその修了の時に行なう試験
 - (h) 徒弟訓練の修了により取得しうる資格又は証明書
 - (i) 十分な訓練を確保し、当該職業における人員過剰を防ぎ、及び関係経済活動分野の労働力の需要に応ずるために必要な徒弟数の規制
 - (j) 徒弟に支払うべき賃金率及び訓練期間中の昇給表
 - (k) 疾病による欠勤の場合の賃金支払の条件
 - (l) 災害保険
 - (m) 有給休暇
 - (n) 徒弟制度を規制する規則が遵守されること、訓練が所定の基準に合致していること及び徒弟訓練の条件が十分な画一性を保っていることを特に確保するため徒弟訓練に対して行なわれる監督の性質及び程度
 - (o) 徒弟及び徒弟契約の適当な機関への登録
 - (p) 徒弟契約の形式及び内容
- 52 徒弟は、生ずることがある新たな事故の場合を考慮に入れて、工具及び機械の使用について安全作業の習慣を養いかつ一般的安全措置の遵守を学ぶように、包括的な安全指導を受けるべきである。
- 53(1) 徒弟訓練への入門に先だち、あらゆる場合に、その訓練の対象とする職業の要件に関連する包括的な職業指導及び医学的検査を行うべきである。
 - (2) 目的とする職業が特別の身体的素質又は精神的適性を必要とする場合には、それらの素質及び適性を特定し、かつ、これについて特別の試験を行なうべきである。
- 54(1) 徒弟のいずれかの企業から他の企業への移動は、その訓練の完成のために必要であり又は望ましいと認めるときは、すべての関係者間の合意により可能にすべきである。
 - (2) 数種類の徒弟訓練制度が存在する場合において、

徒弟のいずれかの種類の訓練から他の種類の訓練への移動は、その適性から見て有利であるときは、すべての関係者間の合意により可能にすべきである。

X I 速成訓練

- 55(1) 速成訓練のための恒久的制度は、
 - (a) 訓練を受けた労働者に対する緊急な需要を満たしかつ工業化の速度を促進するため、
 - (b) 労働者を技術的進歩に適合させる恒常的手段として、
 - (c) 年齢及び能力に適した職業につくため、職業上の資格の急速な習得を必要とする種類の人のため、
 - (d) 職業的及び社会的昇進を促進するため組織すべきである。
- (2) 速成訓練のための恒久的制度は、適当な教育方法に従って計画され、この目的のために特に訓練された指導員により実施され、及び産業に直結する具体的な技術に基礎を置くべきである。
- 56 速成訓練は、次のことにより達成すべきである。
 - (a) 速成訓練の受講を許されるすべての訓練生が、その課程について定められた時間内に必要な知識及び技能を習得する能力を備えていることをできる限り確保するため、厳格な選抜手続を適用すること。なお、この場合、応募者で、新たな職業に役だつ職業経験を有するものには、優先権を与えること。
 - (b) 職業につくため直接必要な技能及び知識であつて当該職業及びこれに含まれる作業の徹底的な分析に基づくものを訓練生に与える段階的実習及び関連理論を示した詳細な指導要目を使用すること。
 - (c) 実技訓練を中心に置くこと及び必要な理論的技術的知識を実技訓練の課程において教えること。
 - (d) 利用しうる時間を考慮して各訓練生に対しその指導の全段階を通じ絶えず周到な監督を行ないうる程度まで、各級の訓練生の数を制限すること。
 - (e) その他 25 から 37 までに掲げる訓練の方法及び手段で特に適当と認めるものを適用すること。
- 57(1) 訓練生は、速成訓練の課程の修了後できる限りすみやかに仕事につき、そこで必要な入職訓練を受けた後、必要に応じ職場訓練により速成訓練を補完させるべきである。
 - (2) 速成訓練の修了後生産過程に参加している者は、その多能性及び技能を増大するために組織される訓練課程への参加の機会を持つべきである。
- X II 職長以下の監督者の訓練
- 58(1) 監督者は、その職務を十分に遂行しうるように、特別の訓練を受けるべきである。
 - (2) 前記の訓練は、必要に応じ、次のものを含むべきである。
 - (a) 一層高度の一般教育
 - (b) 一層高度の技術的訓練及び経験
 - (c) 次のことに関する指導

- (i) 統率及び人間関係(労使関係並びに紛争の防止及び解決の手續を含む。)
- (ii) 管理手續
- (iii) 作業の指導方法
- (iv) 労働安全及び衛生
- (v) 企業の各段階における調整
- (vi) 責任のある職務への適応
- (vii) 作業方法
- (viii) 労働法規
- (ix) 計画、作業研究及び原価計算のような専門的分野の活動

(3) 監督者は、職業相談に関し、その役割及び重要性並びにこの分野の専門家によるその実施の必要性を認識するため、十分な指導を受けるべきである。

- 59(1) 原則として、初歩の監督者訓練は、監督者としての職務につくに先だつて行なうべきであり、これが不可能なときは、その職務についた直後に行なうべきである。
- (2) 監督者に対しては、恒常的に継続訓練を行うべきである。その訓練は、一般に企業内及び監督者自身の専門分野における進展についての情報の供与を含むべきであり、また、適当な場合には昇進の基礎となるものでなければならない。

XIII 訓練所及び企業における指導員

60 指導員の選抜は、次のことを十分に考慮して行なうべきである。

- (a) 一般教育、技術的資格及び経験、性質、人格並びに指導の適性
- (b) 指導を必要とする者
- (c) 指導の性質
- (d) 適用される国内基準

61 一般教育科目担当の指導員は、一般教育施設においてこれらの科目の指導員に通常必要とされる資格を有する者のうちから採用すべきである。

62 理論的技術的課程担当の指導員は、訓練の種類に従い、次に掲げる者のうちから採用すべきである。

- (a) 指導すべき職業についての確実な理論的知識、一般教育の十分な背景及び指導能力を有するほか、その職業について訓練を受けかつ数年の経験を有する者
- (b) 適当な経験及び大学、専門学校、教員養成所又は公の機関の認可する団体における適当な訓練の後与えられる資格又は卒業証書を有する者

63(1) 実技課程担当の指導員は、62(a)に定める資格を有する者のうちから採用すべきである。

(2) 望ましい資格の全部を有する実技課程担当の指導員を採用することができない場合には、高水準の一般教育よりも専門的能力、職業的経験及び指導能力を重要視すべきである。

64 監督者の任務に関する課程を担当する指導員は、技術的訓練及び一般教育の十分な背景を有するほか、監督者

として訓練を受けかつ監督者として数年の経験を有する者のうちから採用すべきである。

65 工業、商業及び自由職業に従事する者の経験は、訓練所の特別の科目の非常勤指導員としてそれらの者を採用することにより、できる限り利用すべきである。

66 原則として、初歩の指導員訓練は、指導員としての職務につくに先だつて行なうべきであり、これが不可能なときは、その職務についた直後に行なうべきである。

67(1) 訓練所又は企業において常勤又は非常勤職員として採用される指導員は、その指導能力並びに必要なときはその専門的能力及び一般教養を發展させるため、指導実習を含む特別の訓練を受けるべきである。

(2) 訓練所の指導員のための前記の指導実習は、指導員養成所をできる限り通常の訓練所と結合させることにより、その実施を容易にすべきである。

(3) 訓練所及び企業の指導員は、安全問題に関し、特に指導を行なう職業における作業条件並びにその職業で使用される工具及び設備の操作に関し、特別の訓練を受けるべきである。

(4) 指導員に対しては、恒常的に継続訓練を行なうべきである。その訓練は、指導員に対し指導上及び技術上の進歩を十分に理解させかつ昇進の資格を取得させるものでなければならない。

(5) また、次のことを継続訓練の手段として考慮すべきである。

- (a) 企業又は訓練所の定期的見学の組織及び、個々の指導員又は指導員の集団のための勤務時間内課程、週末課程又は休日課程のような特別課程の組織
- (b) 旅行若しくは研究のための奨学金又は有給若しくは無給の特別休暇の特別の場合における供与

68 一般教育及び理論的技術的科目の指導員は、その訓練の一部として、訓練生が従事することを希望し又はすでに従事している活動部門に関する知識を習得すべきである。

69 訓練所の実技課程担当の常勤指導員は、企業において随時実際の仕事を行なうようにすべきである。

70 監督者の任務に関する課程を担当する指導員の訓練は、58に掲げる事項のうち必要とされるものに関する追加指導並びに監督者訓練の方法及び技術に関する指導を含むべきである。

71(1) 訓練所に有能な指導員を獲得しかつ維持するため、その指導員の雇用条件は、指導に必要な特別の資格を十分に考慮して、同様の知識及び経験を有し、教職以外の職務に雇用されている者が享有する雇用条件と比較して有利なものでなければならない。

(2) 企業内の指導員についても、同様の方針を適用すべきである。

72 訓練所の指導員について国の資格基準が設定されている場合には、訓練を行なう企業に対し、適当なときは、同企業の指導員にその基準を適用することを奨励すべきである。

73 訓練所の直接の監督又は技術的管理に関与する者は、可能なときは、生産及び指導のいずれの経験をも有すべきである。

74 権限のある機関は、訓練所の指導員に対し、その業務について援助を与えかつその指導を改善するため、定期的な検査又は監督を行なうべきである。

XIV 工業化の過程にある国

75(1) 工業化の過程にある国は、この勧告の規定に従って漸進的に自国の訓練制度を発展させることを目標とすべきである。

(2) 工業化の過程にある国は、その現在及び将来の労働力の需要及び供給の状態を明らかにすることに主たる注意を払うべきである。

(3) 前記の需要を満たすための訓練施設の設置及び発展の計画は、事情に応じ次のことに十分な優先順位を与えて、立案すべきである。

- (a) 資格のある指導員の組織の設立
- (b) 訓練に必要な土地及び建物の供与
- (c) 読み書きのできない訓練生に読み書きを教える訓練課程を含む最も適当な訓練計画の発展

(4) 前記の計画は、所定の優先順位に従って実施すべきである。

76(1) 工業化の過程にある国は、次の者の訓練の必要に応ずるため、特別の措置を執るべきである。

- (a) 工業活動の開始が予定されている農村地域に居住する者
- (b) 農村地域の出身の者で、都市地域において工業への雇用を求めている者

(2) 前記の措置は、少数の基本的職業を対象とする簡易訓練作業場のような特別の訓練所を特に農村に設置すること並びに当該地方の農民の教育水準及び開発程度に適合するように訓練方法を調整することを含むべきである。

(3) 農村地域における訓練は、当該地域の天然資源を利用し、かつ、その地域の住民の文化的伝統と両立する新たな経済活動を発展させる可能性を考慮すべきである。

77 工業化の過程にある国は、次のことが望ましいかどうかについて検討すべきである。

- (a) 隣接諸国との間で共同訓練施設を設置すること。
- (b) 訓練計画の実施について国際的援助を得ること。

XV. 国際的協力

78(1) 各国は、訓練の分野において、できる限り、また、希望するときは国際機関の援助を得て、協力すべきである。

(2) 前記の協力は、次のような措置にまで拡大すべきである。

- (a) 相互に関係のある訓練問題に関するセミナー及び作業班の組織
- (b) 他国の選抜された人員がその国で習得しえない技能、知識及び経験を訓練生交換その他の方式によ

り習得しうるように訓練施設を利用に供すること。

(c) 訓練関係者が他国における訓練方法に精通しうるように海外見学を組織すること。

(d) 訓練の組織化を援助するため一国から他国へ経験のある人員を派遣すること。

(e) 資格のある人員を交換すること。

(f) 訓練用の教科書その他の教材を作成し、かつ、供給すること。

(g) 訓練問題に関する情報を組織的に交換すること。

(h) 工業化の過程にある国が自国の訓練制度を設定しかつ発展させ、及び資格のある指導員を養成することに對し援助を与えること。

79 次のことを考慮すべきである。

(a) 海外での訓練及び職業間の移動を容易にするため一群の国の中で同一職業に対する訓練の水準を漸進的に等しいものにすることの可否及び可能性

(b) 同一職業に対する訓練の水準が比較可能である領域における試験証書の相互承認の可能性

(c) 移民の訓練に特に有用な職務解説のような職業情報の作成及び交換

XVI 従来の勧告に対する効果

80 この勧告は、1939年の職業訓練勧告、1939年の徒弟制度勧告及び1950年の職業訓練(成年者)勧告に代わるものとする。 『勧告』

1962年12月11日

[6-8] 第12回ユネスコ総会採択

技術・職業教育に関する勧告

国際連合教育科学文化機関の総会は、1962年11月9日から12月12日まで、その第12回会期としてパリで会合し、

教育の発展に関する同機関の憲章上の責任を想起し、教育の改善は経済的、社会的および文化的進歩の重要な要因であることを考慮し、

技術・職業教育が近代文明の複雑な機構の基盤の一つでありかつ、間断なき経済発展の諸要因の一つであることを認め、

さらに、発展途上にある国は、自国の教育制度の計画立案と改善のための指導を、特別かつ緊急に求めていることを認め、

この会期の議題17・1・1である技術・職業教育の計画立案の際遵守すべき一般基準に関する提案を審議し、

総会の第11回会期において、この問題が加盟各国に対する勧告の形式で国際的取極の主題となるべきことを決定し、

国際労働機関の総会が、その第46回会期において、職業訓練に関する勧告を採択したことに注意し、

1962年12月11日この勧告を採択する。

総会は、加盟各国に対し、加盟各国が自国の技術・職業

教育の発展と改善を行なうに際して、自国の領域内でこの勧告に規定された基準を効果あらしめるために必要な国内法上の措置もしくはその他の措置をとることにより、下記の規定を適用するよう勧告する。

総会は、加盟各国に対し、この勧告を技術・職業教育に関係のある当局および団体に周知させるよう勧告する。

総会は、加盟各国に対し、総会の定める期日および形式により、加盟各国がこの勧告を効果あらしめるためにとつた措置について総会に報告するよう勧告する。

I. 範囲及び定義

1. この勧告は、工業、農業、商業およびこれに関連する業務の分野で、職業的訓練を与えるために学校またはその他の教育機関で提供されるすべての形態の教育に適用される。

2. この勧告の目的のため、

(a) 次の三者が区別される。

(i) 熟練労働者のレベルでの教育

(ii) 技術者のレベルでの教育

(iii) 技師または技術専門家のレベルでの教育

(b) 「熟練労働者」という語は、特定の分野における職業または技術の実際面で広い教育と訓練を受けたひとびとを指す。

(c) 「技術者」という語は、技術とこれに関連する科学につき、熟練労働者と技師または技術学者との中間の知識を必要とする職務をもつひとびとを指す。技術者のレベルの職務には、点検と維持、細部の開発計画、生産作業の監督、細部の建設が要求される。技師との協力は技術者の仕事の本質的部分である。

(d) 「技師」または「技術専門家」という語は、大学またはそれに相当する高等教育機関で専門的な科学教育を受ける必要性を公式にまたは伝統的に認められている職務に就いている人を指す。このレベルの職務は、研究、開発、組織、計画および生産のような活動にわたる。

3. 技術・職業教育は、教育の全過程の一部であり、国際連合教育科学文化機関の第 11 回総会で採択された教育における差別待遇反対のための条約および勧告の中で定義された「教育」ということばに含まれる。従ってこの条約および勧告は技術・職業教育にも適用される。

II. 科学および技術の進歩を見通した教育

4. 世界のすべての国で進行しまたは企図されている非常な技術的発展にかんがみて、教育は、人々を偉大な科学のおよび技術的進歩の時代に生活し得るようにするものでなければならない。

5. 科学的諸方法、工業技術および組織の複雑性の増大は経済的社会的発展の基礎であるから、できるだけ多数のひとびとのための高水準の一般教育の必要性が認められるべきである。こどもたちのかなり大きな部分が初等教育以

上に進学するので、その教育内容、特に後期のそれは社会の必要を充たすことに貢献すべきである。

6. したがって技術・職業教育は、将来の需要がじゅうぶん充足されるよう、拡張できるものであるべきである。

7. 技術・職業教育は教育の全体系の必要部分であるべきで、したがってその教養的な内容へも考慮が払われるべきである。

技術・職業教育は、必要な技術および理論的知識を与えることにより学生を一定の職業につくよう訓練するのみでなく、一般教育と調和して、人格および特性の形成をめざすとともに理解力、判断力、表現力および環境への適応性を養うべきである。この目的のため技術・職業教育の教養的な内容は、この教育に避け得られない専門化が、より広範囲な関心を抑圧しないような水準に定められるべきである。

8. 他方、一般教育は、知識を与えるのみでなく、学生に現代技術の助けによってつくられる産物の製造および利用を理解させ、かつ彼等の生活している世界をより良く理解させることにより、すべての学生が実生活に活発に参加できるようにすべきである。

9. 現代技術を進展させるためにも、学生がどのような水準で専門化された教育をうけるにせよ、それ以前にじゅうぶん広い一般教育の背景をもち、またそれが継続する必要があることが認められるべきである。

10. 社会の発展にとっては、女性が家族的・家事的活動の訓練を受けるだけでなく、あらゆる種類の職業にさらに広く参加することを要請しているのだから、女性に対して技術・職業教育を受ける機会を与えることは、男性の場合と同じく重要視され、かつその範囲は拡大されるべきである。あらゆる種類の、かつ、あらゆる水準における技術・職業教育を受ける機会を男性と女性に平等に与えられるべきである。技術・職業教育を通じて、女性に対し職につくことの可能性を与えるよう、特別の配慮がなされるべきである。

III. 技術・職業教育の一般原則と目的

11. 技術・職業教育が時の需要に常に応じよう、その計画は、現代技術の急速に変化しつつある性質を考慮したものでなくてはならない。したがって、技術・職業教育はたんに基礎的技術の進歩をめざすだけでなく、熟練労働者、技術者、技師および技術専門家が急速に新しい作業方法に適応でき、かつ、将来伸びて行くことができるよう、より以上の基礎的科学知識とある程度の融通性とを与えることを目的としなくてはならない。

12. 早期の専門化は避けねばならない。また、すべての学習計画においては、一般教育、科学教育、専門化された主題による教育のあいだに、学習主題の総量を増加させることなく、適当な均衡が保たなければならない。

13. 技術・職業教育は、すべての段階において、手による労働の尊厳と、その現代の生産過程における重要性との

認識を教えるべきである。

14. 技術・職業教育はあらゆる学生が各々のもっている可能性を完全に発展させようまで教育を続けて受けることができるように組織されるべきである。技術・職業教育の一分野から他の分野へ変ることができ、かつ、あらゆる水準における技術・職業教育と一般教育とはともに、能力ある人はだれでも受け得るようにしなければならない。この受け入れを可能にするための適当な手段がとられねばならない。

15. 一定の形態の技術・職業教育は、身体的あるいは精神的に欠陥のある学生が社会と社会のもつ職業とに参加できるように、これら学生を受け入れるべきである。

IV. 技術・職業教育の立案と運営

立案

16. 技術・職業教育は、経済的状況とその展望とを考慮し、工業、農業、商業の各界の関係機関と密接な関係を保って立案されねばならない。

17. 国家の経済発展計画がある場合、技術・職業教育はその重要な部分の一つでなければならない。国家経済発展計画またはこれに類する他の調査計画は、訓練された人々の将来の需要の予想を含むものでなければならない。予測にあたっては地方の環境を考慮しなければならないが、企画および統計にあたる当局は、予想をたてるにあたって、必要があれば各国の異なる必要に適応させながら一定の広範な原則に従わねばならない。予想は最新のものでなくてはならない。

18. 技術・職業教育の分野における供給と需要との算定は、たんに資格をえた人間の将来の需要をおおまかにしめすだけであるから、権限ある当局は人口統計を含む他の多くの要素を考慮して決定するべきである。職業集団の補充および拡大にたいする要請の算定にあたっては、年令別就業状況および退職者比率を示す国勢調査表、経済の一般的動向と、異なる種類の商品および業務、技術および知識に対する要請によっておこりうると思われる変化を示す諸統計が使われねばならない。

運営

19. 技術・職業教育に関係する公共機関の責任は、明白に定められねばならない。またその組織は活動の継続性を保証するのにじゅうぶんな程度、安定性のあるものでなくてはならない。

20. 多くの国では、技術・職業教育の組織、発展、立案の責任は文部省の権限範囲内にあるべきであり、そうでないところでは文教行政当局と1つあるいはそれ以上の他の当局との間の緊密な協力関係がなければならない。

21. 連邦機構の国において、教育責任が、または郡に属する場合、国家的水準での立案に関する評議会または他の諮問機関が設けられねばならない。

物質的便宜供与

22. 国または地方の権限ある当局は、技術・職業教育のための建物の企画に特に注意をはらい、その用途と地方的条件とをじゅうぶんに考慮しなければならない。

23. 技術・職業教育の学校および施設は、実地の課題を教えるため、作業場、実験室、農場および商業事務所のような特別の施設をもたねばならない。建物および設備は、学校から職場への移行が、最少限の困難さをもってできるようなものでなくてはならない。

24. 教室の配分、ならびに教室、製図室、実験室、作業場、商店、事務室、学生の住居および福利施設のための空間の詳細な要件が収容される学生数、教授課目の特殊性に応じて実際の建築計画を委託する以前に決定されなければならない。

V. 技術・職業教育の編成

一般教育と技術・職業教育の関連性

25. 原則として一般的かつ非職業的性格をもつ初等教育のあらゆる制度は、児童に手工への趣味と関心とを与え、観察と創造的努力とに慣れさせ、家庭および集団生活で生じる実際問題に理解をもって接することを奨励する若干の方法を含むべきである。しかしながら、一般教育に貢献しないと思われる作業は避けるべきである。

26. 生徒が初等学校で学ぶものと、日常生活の現実とを関連づけ得るよう観察と活動とを通しての学習が、書物からの知識の獲得を補うべきである。

27. 一般中等教育にある種の技術的課目を含めようとする動向は奨励されるべきである。中等教育の後期においては、すべての生徒が、自己に適した職業を選ぶのに備えるよう、各種の特別課目の間の選択の機会が彼等に提示されるべきである。

技術・職業教育の必要条件

28. いずれの技術・職業教育の制度にあっても、有効な成果を生み同時に下記のことを可能ならしめるため高度の柔軟性が維持されねばならない。

- (a) 専門化における多様性
- (b) 適応性
- (c) 技術・職業教育の各々の問題を、適当な解決を見出すための特殊なケースと考えること。
- (d) 学生が、自己の適性と予想される国家的需要および教育制度が生み出す卒業生を吸収する経済界の能力に応じた選択とに従って自己の学習を進めることを可能による便宜供与。

29. 従って責任ある当局は、技術の発展に伴い、より多くの、より良い技術・職業教育の必要性は一般に認識されているよりも遙かに大きい、という基本的仮定に立って、技術・職業教育の組織を推進しなければならない。さらに、もし技術・職業教育を身につけるよう奨励される青少年の数がますます増大すべきであるならば、技術・職業教育を

魅力的にし、効果的にし、また最も広い意味で教育的にするために、あらゆる措置をとるべきである。

技術・職業教育の種々な型

30. 技術・職業教育の施設の設置に当っては責任ある当局は次の主な制度を考慮すべきである。

- (a) 学校自身の中で、実地訓練を含む職業・技術教育を与える制度
- (b) 学校では理論的な教育を与え、実地訓練は選択された職業における作業の期間に得られる制度
- (c) 週 1 日学校に出席する勤労者に与えられる 1 日派遣制度
- (d) 学校の期間が、工場、農場あるいは他の企業における期間と交替に与えられる「サンドイッチ」制度あるいは「協同」制度
- (e) 被傭者が、1 年に 1 回または 2 回の短期間雇傭者から解放されて技術・職業課程に出席する短期派遣制度
- (f) 全日の被傭者のための夜間課程
- (g) 通信課程
- (h) すでに職業・技術教育を受けた人、または職務上実地の経験をもっている人に対する補習課程

31. 全日制教授制度は、この型の教育を望むすべての有資格学生に利用されなければならない。これを可能ならしめるために必要な施設、設備が提供されるべきである。

32. 各国において各段階の技術・職業教育のためのじゅうぶんな施設が提供され、それによって各学生が国の必要と矛盾しない限りの最高段階まで訓練を受け得るようにすべきである。

33. 発展途上にある諸国は、技術・職業教育の協同施設、特に最高レベルのそれを設置することが望ましいかどうかを検討すべきである。

経済上の必要性

34. 技術・職業教育の組織と発達において、各国は、専門家に関する人的資源と需要の見通しの両面について考慮をはらうべきである。

35. さらに、学業を終えたすべての学生が職を得るよう努力することは必須である。権限ある当局は卒業者の個人的希望を考慮に入れ、彼等が教育を受けた職業において職を得るように配慮すべきである。

36. 経済と技術の発達は、一般的な又多方面にわたる教育を受けた人材と同時に専門家を必要とする。しかし専門教育は専門家が科学的・技術的変遷の一般的傾向についていけるよう、広範囲な科学的、技術学的教育の上に基盤が置かれなくてはならない。

37. さらに、技術・職業学校の設立については、その建設、設備、経営の費用を考慮し、卒業者に対し確実な需要の見通しがある場合にのみなされるべきである。

38. あらゆる段階の技術・職業教育はそれを受ける能力をもつかない人に対しても経済的理由で否定されてはな

らないということは広く容認されるべきである。それ故に貧困な学生に対して政府又はその他の当局は、無償で技術・職業教育を与えるかあるいは義務を含まない経済的又は他の援助を与えるための適切な措置をとるべきである。

諮問委員会

39. 技術・職業教育にかかわるすべての人、そして特に公の当局、教育団体、労資団体および私立教育機関は技術・職業教育計画の立案、発達、運営についてあらゆる機会をとらえて相互援助と協議を行なうべきである。

40. 技術・職業教育の編成の責を有する当局を助けるために、諮問委員会は国内レベルで設立され、計画の作成を援助し、かつ、あらゆる種類の技術・職業教育に関してなされる作業の調整にあたるべきである。

41. 諮問委員会は地方レベルでも設立され、特定の施設を援助する任にあたるべきである。地域レベルの諮問委員会は、これらの施設と直接の接触を保ち、かつ、施設の編成に参加するべきである。この種の諮問委員会は地方の人的資源への要請に関する研究計画の立案を助け、その協力している施設が、現実および予想される使用者側の要請に応じることにに関して助言すべきである。

42. 諮問委員会は下記の諸機関、団体の代表者を含むべきである。

- (a) 技術・職業教育の企画の責任をもつ当局
- (b) 経済活動の種々の領域
- (c) 労働組合および他の労働者組織
- (d) 使用者の組織
- (e) 教師会、場合によっては学生会および同窓会
- (f) 公共職業安定所
- (g) 他の関係機関、例えば技術者の協会、技師の協会

学習の計画

43. 技術・職業教育課程の編成の立案にあたり、その責を有する当局は、他の関連団体と協議して、この報告の付録にある計画実例を参考にすることができる。

44. 専門分野の分類にあたっては、地方の経済的諸要因および地方におけるこれら専門分野の重要性に注意が払われるべきである。特定の専門分野を学習することを望むと考えられる学生数が相当数にのぼるところでは、そのための独立した課程が設けられるべきであり、その場合、研究室および作業場の設置とこれに関連する管理上の問題に適切な注意が払われねばならない。

45. 熟練労働者の教育および訓練は、のちの専門化あるいは昇進のための広範な基盤を提供するとともに、現在あるいは将来の職場で必要とされる実際の・理論的技術、知識を教示するべきである。

46. 技術者の教育および訓練は、特定の職業にともなう実際の技術と知識とともに、特に技術学の面に重点をおくべきである。

47. 教師または技術専門家の教育および訓練は、広い基

礎をもち、かつ、彼等の働く分野にふさわしいじゅうぶんな実際の科学知識を提供すべきである。調査および開発の分野を専攻しようとする者には、これらの科学の高度な研究をする機会が与えられるべきであり、同時に、生産と維持の分野に関心をもつ者にも、同様により専門的な技術学的研究が可能でなくてはならない。

48. 技術者、技師、技術専門家は、専門的知識のほかに、利用できる人的・物的資源を最も調和のとれた、かつ、最も効果的な方法で使用するために、各々の活動分野の社会的・経済的な面をも研究すべきである。

49. 技術者、技師、技術専門家水準の教育計画には、世界的に広く使用されている一外国語の学習を含み、学生が、自己の専攻分野のおよび一般に科学の領域の発展を続けている技術に精通し、またそれを維持できうるようにすべきである。

50. これらの学習課程は、例えば、次の部門に分かれる。

- (a) 語学、社会科学等の一般教科
- (b) 数学、物理学、化学、生物学等の基礎科学
- (c) 応用力学、物質の強度、熱力学、液体力学、耕種学、会計学等の一般技術教科
- (d) 熱動力、圧搾器、機械工具、建物安定、エレクトロニクス、農業機械等の専門教科

51. 責任ある当局は、学生が包括的な一般教育を受けることを保証しなければならない。それは、学生の人格、理性的能力、道徳的心情、社会的心情、職業上の価値意識および責任感を発達させることに重点を置かなければならない。

VI. ガイダンス

52. 一般教育からある形態の技術・職業教育へ進学するすべての学生は、有資格者に対する将来の需要を銘記し、かつ、権限ある当局のとり措が、学生に対し、本人が望むならば、その訓練分野を変更して訓練期間の延長以外には何らの障害もなく本人の学習をその能力の限界まで継続せしめるものであることを了解して、自己の希望ならびに自己の能力と興味の自覚に従って分野を選択する自由をもつべきである。

53. 上記の自由選択を妨げることなく、過度の中途退学者を出さないよう適当な入学のための必要基準が定められるべきである。

54. ガイダンスは学生に対し、一方では学生個人個人の潜在能力に関し、他方では各種の職業グループの要求および経済の将来の必要に関してのより周到な知識をもって、自己の目標をより正確に設定し、かつその目標を最も適切な訓練方法によってよりよく達成し得るようにしなければならない。

55. ガイダンス業務は、学校の組織によって与えられるものとその他の当局によって与えられるものと別なく、すべての学生が利用できるようにしなければならない。

56. できる限り、各学校において学生がその専門の訓練

分野を選択する以前に、じゅうぶんな診断および実地研究を行ないうる期間を設定するよう措置されるべきである。

57. ガイダンスおよび職業紹介業務は、権限ある政府当局またはその他の機関により、次の目的のために組織されなければならない。

- (a) 学生の完全で組織的な累積記録を保存すること。
- (b) 学生および両親に対し職業の機会、利用し得る課程およびその他の関連事項を提供すること。
- (c) 学生が評価の結果を判断し、それによって決心することを助けること。
- (d) 若い人々が自己の受けた、または受けつつある教育および訓練の型とレベルに従って就職先を発見することを助けること。
- (e) 卒業生であると否とを問わず、かつての学生と接触を保ち、ガイダンスの組織の有効性を保証すること。

VII. 職員

技師、技術専門家教育のための教員

58. 高等技術職業教育施設の新しい教員の募集および訓練について、権限ある当局は、当該者が二重の職責を有するものであるという事実を考慮しなければならない。すなわち、教育上の義務と、この教育に関連ある科学的または技術的領域における研究を遂行することである。

59. 良好な結果を生み、かつ教育施設の地位を改善するため、教育者の教育上の義務と研究作業との間に、妥当な均衡が保たなければならない。作業条件と授業時間表は、この研究作業を実施するための上席教員と適宜委託された若手教員とに課せられるように調整されなければならない。

60. 科学科目を担当する教員は、一般的に大学の科学の学部の相当する職を占めるものと同じ資格をもたなければならない。基礎科学の教員は、また、応用科学の知識をもたなければならない。これは、これらの科目が、技術学生にとってその後の段階においてきわめて重要なものとなってくるからである。

61. 一般に、工芸学施設、工業学校、工業大学および高等技術職業教育の分野のその他の学校の教員は、大学卒業生または同等の水準の学校の卒業生をもって構成されなければならない。上席教員は、一般に、高度の科学または技術の資格をもたなければならない。なぜならば、これらの教員は教育の義務を履行するのみならず、研究をも指導することになるからである。

62. 専門科目を担当する教員は、その専門分野における実務経験をもたなければならない。

63. 工業、農業および商業と連繫を強固にするため、これらの分野で活動している技術者および技術専門家は、その主要業務を専門科目の教育に結びつけることができるように、高等技術教育施設の教員に加わるよう招へいされなければならない。

64. 常勤教員と非常勤教員の数は均衡が保たなければならない。専門技術科目の教員の大多数は、常勤教員とし

て採用されなければならない。なぜならば、授業以外に、教員は、若手の教員の養成、実験室、学習室の計画、教材の準備その他類似の作業を行なう責任を有するからである。

65. 卒業後の研究は、教員と科学研究にもっとも有能な候補者をひきつける一手段として奨励されなければならない。この地位の空席と競争試験の通告は公示され、また、卒業後の研究を行なう学生には、奨学金、補助金等の形で財政援助が与えられなければならない。

66. 卒業後の学生および教員の技術分野における研究業務は、主として実験的性格のものでなければならない。またそれは、工業、農業および商業の目標とするものと密接な関連をもって行なわなければならない。特にこのような研究は、問題のすみやかな解決が特に価値をもっている新しい技術分野において実施されるべきである。

技術者教育の教員

67. 技術者教育のための教員は、適当な分野の学位または高等技術者の資格を持たなければならない。また工業的経験または特別訓練によるそれに匹敵する経験を持つべきである。

68. 教授義務のみでなく応用研究作業を指導することを要請された上席教員は、適当な高等資格をもつべきである。

熟練労働者教育の教員

69. 一般教育および理論的科目を担当する教員は、生徒がこれから入ろうとする、またはすでに入っている活動分野について十分な知識をもたなければならない。

70. 基礎科学を担当する教員は、できるだけその教育を、生徒の学習の特別な分野に適応させるようにすべきである。

71. 一般技術科目または専門科目を担当する教員が生徒に教えるものより上級の水準の専門的訓練をうけるか、または広範な実務経験の結果としての同程度の能力をもつべきである。

72. 技術または専門科目を担当する教員は、できる限り、教授する職業または専門について、少なくとも3年の実務経験をもつべきである。

作業室指導員

73. 作業室指導員は、適当な工業またはそれに相当する企業において、広範な職業または技術の経験をもたなければならない。

教員の訓練

74. 常勤、非常勤を問わず技術・職業教育の施設に雇われた教員は、教授能力を發展させ、技術的資格および一般教育を改善するために、教育実習を含む特別訓練をうけるか、またはうけていなければならない。これらの訓練は、次の形式の一つまたそれ以上で行なわれる。

- (a) 適当な施設における全日制課程
- (b) 定時制課程

(c) 助教員または補助指導員としての現職訓練

(d) 教授法についての専門家からの助言

75. 技術・職業教育教員の訓練施設は、地方の要求に適応するものでなければならない。

76. 技術・職業教育にあたる教員の訓練は、教員としての職にある間中、継続される過程として考慮されなければならない。教員が生産と経営の近代的過程と方法におくれをとらないために定期的に教職から解放されるよう処置がとられなければならない。

校長およびその他の職員

77. 技術施設の校長の地位は、その施設で教える専門の一つの実際業務に十分精通したもので、実務および教職の経験あるものに委託されなければならない。また、その地位への候補者の行政的能力も考慮されなければならない。なぜなら、健全な管理は学校の成功に不可欠であるからである。

78. 校長は、施設の重要な教育的、科学的面に主として努力できるよう十分な行政的援助をうけるものとする。

79. 技術・職業教育施設の職員には、次のことを行なう職員も含めなければならない。

- (a) 学生生徒への助言およびガイダンス
- (b) 実務と実験の準備、管理、および調整
- (c) 作業場、実験室の機械・器具・道具の維持

80. 作業室指導員および実験室要員は、指導する分野の作業条件の安全および道具、器具の使用の安全に重点をおいた、安全を主題とする特別な訓練をうけなければならない。

81. すべての技術施設は、産業界、労働組合、父兄会等との関係を保ち、その教授する科目の最近の發展について絶えず接触をもつことを保証する準備をしなければならない。調整はまた、工業、農業、商業からの非常勤職員の利用、あるいはその他の適当な方法で達成されるものである。

82. 調整の目的の一つは、工業、農業、商業において被訓練者に与えられる業務が、かれらの訓練にとって価値あるものであるということを保証することでなければならない。

勤務条件

83. 技術・職業教育制度に高度の資格をもったものをひきつけ、かつ保有するために、与えられる給与と勤務条件は、工業、農業、商業の分野で同様な資格と経験をもつものが享受しているものに対比できるものであるべきである。特に、技術・職業教育施設の教職員の俸給および恩給の率は、教職につく以前の実地経験を計算に入れるべきである。

VIII. 教授方法

84. 技術・職業教育の全科目の教授は、実験ならびに学生の積極的参加の方法を十分に利用しなければならない。その教授は、生徒の現在または将来の職業に関連し、地方

の状況に関係があつて、かつ最近の科学的技術的發展を反映するものでなければならない。その教授は、生徒が變動する経済的要求に適応できるよう準備を与えるものでなければならない。

85. 農場、事務所および作業室での実地訓練は、生徒がその訓練の目的である職業で遭遇する問題を系統的に解決できるようになることをめざすべきである。これは、適当な職業の分析に基づき、かつ監督下に行なわれる、しだいに難しさが増加する段階的訓練を含むものでなければならない。

86. 数学および科学の教授では、実際の応用に重点がおかれ、また実験を十分に利用しなければならない。

87. 生徒の文化的背景に一般の科目が重要な貢献をしていること、またそれらに対する時間の割当てが限定されていることを考慮し、これらの科目の選択が注意深く行なわれ、その教授を發展させる適当な方法がとられなければならない。このような方法は、技術・職業教育の学校およびその学生の特別の必要に合致するものであるべきである。

88. 注意深く選択された教科書、視聴覚その他の新しい教授資材料は、教授過程において利用されなければならない。

技術職業教育における評価

89. 生徒の完全な評価を行なうため、責任ある当局は、次の一般原則に従って近代的評価方法が十分に行なわれることを保証すべきである。

(a) 評価の効果的かつ包括的な制度は、知識と実務遂行の水準についての認識を与えるのみならず、生徒、学級、学校の教育的、文化的、社会的標準についても認識を与えるものであるべきである。

(b) それは、学校ならびにそれが用いられる経済制度の要請および一般形態に適合するものでなければならない。

(c) 評価技術の選択および適用、結果の記録にあたっては、与えられたデータの即時利用ばかりでなく長期利用についても考慮されなければならない。

(d) 評価は、評価される生徒が自分自身の価値を評価することによって協力することを必要とするような包括的なものでなければならない。自己評価は生徒をして、自己の進歩を認識させるものである。

(e) 用いられる評価方法の基礎となる仮定、意図および直接の目的は、教員、父兄、生徒に説明されなければならない。

90. 次のような評価方法が用いられるべきである。すなわち、伝統的形態の試験、総合評点作業作品の評価、一般的能力その他のテスト、観察、質問書、面接、健康診断。

91. もし得られるなら、入学試験により得た結果は、学校当局によって生徒の最初の評価に利用されるべきである。評価の継続を保証する処置がとられなければならない。

IX. 研究と技術・職業教育

92. 研究の精神は、技術・職業教育のすべての段階において育成されなければならない。責任ある当局は次のことを奨励しなければならない。

(a) 高等技術教育施設における科学技術研究

(b) 国または地域のための技術・職業教育において、健全なカリキュラムの評価と方向づけに応用される研究

(c) 技術・職業教育、その方法、活動の方法および設備の利用法に応用される教育学的研究

93. 技術・職業教育の問題がもっとも高い段階で検討されることを保証するために、またこの分野に対する国際的研究を育成する目的で、加盟国は自国の領域内かまたは国家群の協力によって、高等教育の適当な技術・職業教育の講座を設置しなければならない。

X. 国際協力

94. 加盟国は、望ましい場合は国際機関の援助を得て、技術・職業教育の分野で協力しなければならない。この多数国または2国間の協力は、十分に調整され、また次のような処置にまで及ぶものでなければならない。

(a) 情報および技術的文献の交換

(b) 特定の問題についてのセミナーおよび作業部会の組織

(c) 奨学金および旅行補助金の授与、技術職員または設備品の提供、教員、生徒の交換

(d) 海外での職業またはその他の雇用の経験のための機会の提供

(e) 特定の職業のため国家群の間でのカリキュラムの漸進的標準化

95. 加盟国は、技術・職業教育の分野で国際協力計画を樹立するため、継続的な活動をしなければならない。この目的、加盟国はその領域内において、国際協力が好ましい世論を醸成するようにする必要がある。各校長および教員は、技術教育の分野で当局が国際協力を發展させるために行なっていることについて絶えず情報をうけ、またこの計画に対して効果的援助を与えるよう要請されるものとする。

96. 各国間における情報の国際交換に対する第一段階は、単位制度、科学技術記号のような技術教育の一つまたはその他の分野に関連する国際規準の系統的適用を促進するものでなければならない。

付 表 (編注：次ページ)

全日制技術・職業教育の計画見本

ここに示された計画見本は、教育施設で完全に行なわれる全日制課程にのみに関するものである。

			技術または 技術専門家	技 術 者		塾練労働者
				A	B	
これまでに受けた教育の期間(年)			11 - 13	11 - 12	9 - 10	8 - 10
課程の継続期間(年)			4 - 6	2 - 3	3 - 5	2 - 4
科目群に 対する時 間の割当 て(%)	一般科目	関係実験	10	10	10	20
	基礎科学科目	室または	20 - 30	15	15	
	一般技術科目	同種の作	20 - 30	20	20	20
	特別技術科目	業を含む	20 - 30	20	20	
	作業場または現場実習		10 - 20	35	35	60
筆記試験または口頭試験の外に資 格取得に必要とされるもの			論文または実 地計画	実地計画	実地計画	実習試験

『ユネスコ』

第VII編 統計編

[7-1-1] 学校卒業者数及び就職率

(3月末時点)

年度	中学校		高等学校		各種学校		短期大学		大学	
	卒業者数	就職率	卒業者数	就職率	卒業者数	就職率	卒業者数	就職率	卒業者数	就職率
昭和23年	1,588,227	45.2	253,278	44.9	268,518				1,858	63.8
24年	1,713,361	46.3	443,851	46.3	372,582				18,997	76.2
25年	1,682,239	47.5	565,840	49.6	...		838	59.3	28,122	81.0
26年	1,746,709	41.7	585,767	49.0	...		10,293	56.7	79,583	79.8
27年	1,531,488	40.0	680,191	48.5	603,882		17,385	60.8	81,887	80.3
28年	1,663,184	42.0	715,916	47.6	681,506		23,903	60.4	94,735	73.9
29年	1,871,682	42.6	755,847	51.7	681,980		28,407	53.5	107,867	73.2
30年	1,997,931	43.3	731,036	58.4	753,888		31,117	52.3	113,622	76.9
31年	1,895,967	40.9	776,753	57.6	786,114		31,096	54.0	116,083	77.4
32年								53.5		
33年								53.5		

出典：文部科学省「学校教育総括」、『文部科学統計要覧』(WEB)より作成
(編注：公共職業補導、技能者養成への進路はこの頃は「就職」である。)

[7-1-2] 労働力人口及び失業率

(単位：千人)

年次	労働力人口(全国)												備考
	合計						(完全)失業率(%)						
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
昭和22年平均	33,580	20,920	12,660	670	460	210	2.00	2.20	1.66	数之年	285	285	0.5
23	34,840	21,340	13,500	240	160	90	0.69	0.75	0.67	15歳以上	211	211	0.3
24	36,440	21,840	14,610	380	230	150	1.04	1.05	1.03				
25	36,160	21,930	14,230	440	290	150	1.22	1.32	1.05				
26	31,600	22,130	14,480	390	240	150	1.23	1.08	1.04				
27	37,750	22,710	15,040	470	290	170	1.25	1.28	1.13	満			
28	39,700	23,480	16,220	450	260	190	1.13	1.11	1.17	14歳以上			
29	40,150	23,570	16,580	580	340	240	1.44	1.44	1.45				
30	41,800	24,270	17,530	680	390	290	1.63	1.61	1.65				
31	42,350	24,940	17,410	630	350	280	1.49	1.40	1.61	満			
32	43,360	25,600	17,770	520	270	250	1.20	1.05	1.41	15歳以上			
33	43,680	25,850	17,830	560	340	230	1.28	1.32	1.29				

出典：『労働統計年報』

[7-1-3] 一般職業紹介状況(男女計月平均)

年次	有効求職者数	有効求人数	有効求人倍率
昭和24年	590	285	0.5
25	840	211	0.3
26	914	294	0.3
27	1,003	308	0.3
28	992	349	0.4
29	1,166	348	0.3
30	1,283	353	0.3
31	1,199	458	0.4
32	1,180	572	0.5
33	1,407	547	0.4

出典：『労働統計年報』

[7-1-1-4] 昭和26年度労働省所管一般会計概算要求額 (抄)

番号	事 項	昭和25年予算額	昭和26年度査定額	(円)	比較増△減
(大臣官房)	計	195,460,000	208,638,000		13,178,000
(労働省労政局)	計	152,735,000	161,347,000		8,612,000
(労働省労働基準局)					
1	労働基準行政の監理監督に必要な経費	12,890,000	11,019,000	△	1,871,000
2	労働安全行政に必要な経費	6,479,000	7,209,000		730,000
3	労働衛生行政に必要な経費	13,594,000	14,958,000		1,364,000
4	賃金行政に必要な経費	7,308,000	7,231,000	△	77,000
5	能行政に必要な経費	3,718,000	3,487,000		231,000
6	労働基準監督官研修所に必要な経費	2,962,000	5,781,000		2,819,000
7	労働者用物資対策に必要な経費	1,258,000	288,000	△	970,000
	計	48,209,000	49,973,000		1,764,000
(労働省婦人少年局)	計	25,148,000	19,617,000	△	5,531,000
(労働省職業安定局)					
1	職業紹介に必要な経費	22,087,000	23,205,000		1,118,000
2	失業対策た事業の指導監督に必要な経費	7,217,000	6,944,000	△	273,000
3	職業補導の指導監督に必要な経費	5,550,000	3,932,000	△	1,618,000
4	職業補導に必要な経費	681,000	0	△	681,000
5	失業保険に必要な経費	4,629,630,000	6,245,314,000		1,615,684,000
6	一般公共職業補導所に必要な経費	173,552,000	215,818,000		42,266,000
7	失業対策の実施に必要な経費	4,000,000,000	7,750,000,000		3,750,000,000
8	連各国軍関係労務者供出に必要な経費	501,000	231,000		270,000
9	失業中の退職政府職員等の退職手当に必要な経費	52,494,000	300,000,000		247,506,000
10	日雇労働者の物資配給に必要な経費	59,000	50,000	△	9,000
11	日雇労働者の福利厚生施設に必要な経費	2,000,000	0	△	2,000,000
12	職業補導地方職員に必要な経費	2,075,000	2,055,000	△	20,000
13	身体障害者職業補導所に必要な経費	13,733,000	20,139,000		6,396,000
14	身体障害者職業補導所庁舎新営並に増築に必要な経費	0	4,649,000		4,649,000
	計	8,909,579,000	14,572,327,000		5,662,7498,000
(中央労働委員会)	計	113,484,000	130,181,000		16,697,000
(公共企業体労働関係調整委員会)	計	26,218,000	22,773,000	△	3,345,000
(産業安全研究所)		6,354,000	7,263,000		909,000
(労働保護官署)	計	715,940,000	739,333,000		23,393,000
(職業官署)	計	1,232,361,000	1,205,967,000	△	26,394,000
(国立国会図書館支部図書館)		1,031,000	1,059,000		28,000
労働省所管合計		11,426,419,000	17,118,478,000		5,692,059,000

出典：『労働週報』

[7 - 2 - 1] 全国職業補導所名便覧

昭和 24 年 7 月 1 日現在

公共職業補導所名	所在地	所 安 定 所 名	轄 經 營 主 体	補導種目	補導 定員	補導 期間	補導方法	昼夜間 の別	寄 宿 舎 の 有 無	種目内容
北海道庁										
北海道札幌	札幌市北 24 条東 1 丁目 (4590)	札幌	北海道 庁	建築 木工 機械 自動車修理	50 40 30 30	6 ヵ月	重復制 単式制 重復制	昼間	有	工作機械
〃 札幌女子	札幌市南 1 条西 15 丁目	札幌	〃	和文タイプ	30	3 ヵ月	〃 機動式	昼夜		
〃 函 館	函館市外亀田村本町 65 (呼 2,555)	函館	〃	建築 木工	25 25	6 ヵ月	重復制	〃	有	
〃 函館女子	函館市新川町 14 (呼 2,555)	〃	〃	洋裁	40	〃	〃	〃		
〃 旭 川	旭川市上常磐 (4,647)	旭川	〃	建築 木工	50 50	〃	〃	〃	有	
旭川市旭川窯業	旭川市常磐公園 (呼 3、558)	〃	旭川市	陶磁器	30	〃	〃	〃	有	
北海道室蘭	室蘭市輪西町 (呼 572)	室蘭	北海道 庁	建築 機械	25 25	〃	〃	〃	〃	工作機械
〃 十勝	帯広市南 7 条東 9 丁目 (922)	帯広	〃	建築 木工	50 50	〃	〃	〃	〃	
〃 北見	北見市大通り西 12 丁目 (577)	北見	〃	木工 農機具 建築	30 30 30	〃	〃	〃	有	
〃 釧路	釧路市	釧路	〃	水産加工	50	1 ヵ年	重復制	昼間		海産物加工 漁撈
計	10				19	690				
青森県										
青森県青森洋裁	青森市裏町 (2947)	青森	青森県	洋裁	40	6 ヵ月	重復制 (2 ヵ月毎)	昼間		
〃 青森木工	青森市沖館 (2491)	〃	〃	木工	40	1 ヵ年	〃	〃		家具建具
〃 弘前機械	弘前市馬屋町 (1,213)	弘前	〃	機械	40	6 ヵ月	〃	〃	有	機械組立修理
〃 弘前建築工	弘前市白金町 (1,286)	〃	〃	建築 木工	30 30	1 ヵ年	重復制	〃	有	建具、家具
〃 弘前建築工 五所川原分所	五所川原町 (275)	五所川原	〃	建築	30	1 ヵ年	〃	〃	有	
〃 八戸	八戸市 (1,276)	八戸	〃	和文タイプ (英文)	30	6 ヵ月	重復制 (2 ヵ月毎)	〃		
〃 大湊木工	下北郡大湊町 51 (224)	田名郡	〃	木工	40	1 ヵ年	〃	〃	有	建具、家具
〃 三本木	紙北郡三本木町 (302)	大三沢	〃	自動車修理 木工	50 30	6 ヵ月 1 ヵ年	重復制 (2 ヵ月毎)	〃	有	車両木工
計	8				10	260				
岩手県										
岩手県盛岡	盛岡市三ツ割上名須川 805 (1,624)	盛岡	岩手県	建築 木工	50 30	1 ヵ年	〃	昼間	有	漆芸用浮彫
〃 盛岡婦人	盛岡市加賀野北井崎 68 (870)	〃	〃	洋裁 和文タイプ	25 25	6 ヵ月 3 ヵ月	〃	〃	有	
〃 花巻	稗貫郡花巻町大字下根子 桜花 (470)	〃	〃	建築	30	1 ヵ年	〃	〃	有	
〃 一関	一関市山目町西五台	一関	〃	建築	50	〃	〃	〃	有	
〃 盛	気仙郡盛町字砂土場 (35)	岩手高田	〃	建築	40	〃	〃	〃	有	
〃 水沢	胆沢郡水沢町塩竈字中上野 3	水沢	〃	洋裁	30	6 ヵ月	〃	〃		
〃 千厩	東磐井郡千厩町字古加口 94 (117)	千厩	〃	建築	50	1 ヵ年	〃	〃	有	
計	7				9	330				
宮城県										
宮城県工業技術	仙台市	仙台	宮城県	機械 溶接鍛造 自動車修理	30 25 25	1 ヵ年	重復制	昼間		機械工作

				電気工 電機器	25 25				電気工事 電機器修理
”	建築工	土仙台市北四番丁 167	”	”	建築	40	”	”	”
”	女子総合	仙台市荒巻 86	”	”	英文タイプ 洋裁	30 50	6ヶ月	単式制 重複制	”
”	身体障害者	仙台市表町木場東 1	”	”	ラジオ修理 時計修理 製図	20 15 15	”	”	有 建築製図(マ) 土木製図
”	木工	石巻市日和山下	石巻	”	木工	30	1ヵ年	単式制	有 家具建具
”	水産加工	塩竈市中ノ島	塩竈	”	水産加工	30	6ヶ月	単式制	有 海産物加工
	計	6				13	360		
秋田県									
秋田県	秋田	秋田市上中成町 5 (3,503)	秋田	秋田県	建築 木工	30 30	1ヵ年		昼間 有
”	能代	能代市出戸町 (604)	能代	”	建築	50	”		有
”	大館	北秋田郡大館町 (3,921)	大館	”	建築	50	”		有
”	本荘	由利郡本荘町 (239)	本荘	”	漆器	30	”		”
”	大曲	仙北郡大曲町 (336)	大曲	”	建築 木工	25 25	”		有
”	湯沢	雄勝郡湯沢町 (364)	湯沢	”	建築	30	”		”
”	毛馬内	鹿角郡毛馬内町 (115)	花輪	”	建築	30	”		”
	計	7				9	300		
山形県									
”	山形	山形市霞城区 1 (1,260)	山形	山形県	建築 木工	25 25	1ヵ年 6ヵ月	重複制 (6ヵ月毎) 重複制 (3ヵ月毎)	昼間 家具
”	米沢	米沢市住之江町 (359)	米沢	”	建築 木工	25 25	1ヵ年 6ヵ月	重複制 (6ヵ月毎)	有
”	鶴岡	鶴岡市宝町甲 9 (1,002)	鶴岡	”	漆器	30	1ヵ年	随時	漆芸品
”	酒田	酒田市山居町 52ノ7 (596)	酒田	”	木工	30	6ヵ月	重複制 (3ヵ月毎)	工芸木工
		新庄市金沢町吉袋 478 (407)	新庄	”	木工	30	”	重複制 (3ヵ月毎)	家具
	計	5				7	190		
福島県									
福島県	福島	福島市太田町 202 (361)	福島	福島県	建築	50	6ヵ月	随時	昼間 有
”	福島女子	福島市仲間町 41 (190)	”	”	洋裁	50	”	”	”
”	矢吹	西白河郡中畑村字陣馬 2 (111)	白河	”	竹細工	30	”	”	有
”	原ノ町	相馬郡原町新町 78	相馬	”	木工	30	”	”	家具
”	中村	相馬郡中村町字田町 60 (407)	”	”	木工	30	”	”	家具
”	二本松	安達郡岳下村	二本松	”	木工	30	”	”	家具
	計	6				6	220		
茨城県									
茨城県	水戸	水戸市轟町 590	水戸	茨城県	建築 木工 竹細工	40 15 15	6ヵ月	重複制	昼間 有
”	自動車修理士	水戸市東町	”	”	自動車修理	50	”	”	”
”	下館建具工	真壁郡下館町浦町	下館	”	木工	30	”	”	”
”	太田建具工	久慈郡太田町 (2,184)	日立 太田出張所	”	木工	30	”	”	有
”	鉾田建具工	行方郡秋津村	鉾田	”	木工	40	”	”	有
”	笠間陶土器工	西茨城郡笠間町	水戸 笠間出張所	”	陶土器	30	”	”	”
	計	6				8	250		

栃木県

栃木県岡本	河内郡古里村岡本 2,160 (2,318)	宇都宮	栃木県	ラジオ修理	30	6ヵ月	昼間	
〃 足利	足利市西宮町 3,870 (呼 1,626)	足利	〃	洋裁	40	〃	〃	
〃 鹿沼	鹿沼市麻苧町 1,556 (467)	鹿沼	〃	木工	30	1ヵ年	〃	
〃 今市	上都賀郡今市町春月町 1,346 (274)	〃	〃	木工	30	〃	〃	
〃 烏山	那須郡烏山町泉町 218	烏山	〃	建築	40	〃	〃	
〃 太田原	那須郡太田原町荒町 2,221 (68)	太田原	〃	木工	30	1ヵ年	〃	
計	6				6	200		

群馬県

群馬県前橋	前橋市百軒 417 (呼 2,022)	前橋	群馬県	木工	30	6ヵ月	昼間	
〃 傷痍者	勢多郡木瀬村大字天川大島 896 (3,078)	〃	〃	竹細工 義肢 時計修理 ラジオ修理	10 5 10 15	〃	〃	有
〃 高崎	高崎市宮元町 153 (152)	高崎	〃	建築 ラジオ修理 通訳	30 30 30	〃	〃	
〃 桐生	桐生市永楽町 4丁目 1192 (1674)	桐生	〃	電機器 機械工	30 30	〃	〃	
〃 沼田	利根郡沼田町大字沼田 3,952 (474)	〃	〃	建築 木工 測量	25 25 30	〃	〃	有
〃 安中	碓氷郡安中町大字安中 蚕糸学校内 (27)	安中	〃	製糸	30	〃	〃	
計	6				14	330		

埼玉県

埼玉県浦和婦人	浦和市白幡 456 (呼 2,078)	浦和	埼玉県	洋裁	30	6ヵ月	昼間	
〃 飯能木工	入間郡飯能町大字双柳 50 (呼 101、102)	飯能 所沢出張所	〃	木工	30	〃	〃	
〃 熊谷建築工	熊谷市見晴町 355 (呼 355)	熊谷	〃	建築	50	〃	〃	
〃 大宮建築工	大宮市大字坪宿 1,202 (呼 380)	大宮	〃	建築	50	〃	〃	
〃 松山工芸	比企郡松山町字永久保 (呼 240)	松山 川越出張所	〃	ラジオ修理 電気工	25 25	〃	〃	
〃 春日部婦人	南埼玉郡春日部町字粕壁 4249 (呼 249)	春日部	〃	洋裁	30	〃	〃	
計	6				7	240		

千葉県

千葉県千葉	千葉市春日町 71 (355)	千葉	千葉県	建築 英文タイプ (和文) 自動車修理	30 30 30	6ヵ月	昼間	
〃 市川	市川市呷下 (1,045)	市川	〃	洋裁 印刷	40 30	〃	〃	
〃 銚子	銚子市松岸町 (342)	銚子	〃	籐細工	30	〃	〃	
〃 館山	館山市館山 (384)	館山	〃	水産加工 木船	40 30	6ヵ月 1ヵ年	〃	有
〃 木更津	木更津市吾妻町 (呼 385)	木更津	〃	木工	30	6ヵ月	〃	
計	5				9	290		

東京都

東京都牛込	新宿区原町 3ノ8 (33) (2,161)	飯田橋	東京都	和裁 洋裁	30 70	6ヵ月	昼間	有
〃 御茶ノ水	文京区本郷元町 1ノ9 (85) (1,242)	御茶ノ水	〃	英文タイプ 和文タイプ 謄写筆耕 経理事務	40 60 50 50	6ヵ月 4ヵ月 3ヵ月 6ヵ月	〃	〃

荏原	品川区東中延 4ノ1,387 (08) (4,389)	品川	溶接 自動車修理 自転車修理	30 50 30	6ヵ月	〃	
品川	品川区東品川 4ノ138 (49) (4,622)	〃	木工 建築製図 塗装 電気工	30 50 30 30	6ヵ月	昼間 昼夜間 昼間	家具木工(マ)
大蔵	世田谷区大蔵町 1320 大蔵厚生園内(站) (761)	渋谷	洋裁	30	〃	昼間	有
身体障害者	北多摩郡小平町小川小川 (小川) (40)	立川	竹細工 洋裁 木工 時計修理 板金工 義肢 刻印	20 80 20 40 10 10 20	1ヵ年	〃	
多摩	〃 〃	〃	労働省 委託 建築 木工	50 50	6ヵ月	〃	家具木工
大塚	豊島区巢鴨 6ノ20ノ1	□□	東京都 洋裁	70	〃		
王子	北区王子町 2ノ18 (08) (4,220)	王子	自動車修理 木工 建築	50 30 30	1ヵ年	昼間	
立川	立川市柴崎町	立川	経理事務	50	6ヶ月	〃	
計	10			28	1,100		

神奈川県

神奈川県語学要員	横浜市港北区湊町 (呼網島 50)	横浜	神奈川県 通訳 英文タイプ	50 30	6ヶ月	昼間	
横浜建築工	横浜市西区紅葉丘 59 (長者町 0,960)	〃	建築 謄写筆耕	30 50	〃	〃	
横浜自動車修理工	横浜市鶴見区大黒町 20 (鶴見 4,964-7)	〃	自動車修理	50	〃	〃	
川崎木工	川崎市境町 48 (川崎 3,331)	川崎	建築 木工	25 25	〃	〃	
平塚	平塚市本宿 1,275 (呼平塚 522)	平塚	建築 木工	25 25	〃		
婦人	藤沢市藤沢 1660	藤沢	洋裁	30	□□	□□	
計	6			10	340		

新潟県

新潟県新潟	新潟市太川前通 3 (5,004)	新潟	新潟県 洋裁 建築 木工	25 30 30	6ヶ月	昼間	有
長岡	長岡市西新町古町 43ノ1 (1,495)	長岡	建築 木工	25 25	〃	〃	有
高田	高田市南新町 1ノ49 (1,242)	高田	建築 木工	40 30	〃	〃	有
直江津	中頸城郡直津町字砂山 (315)	直江津 出張所	板金 機械	25 25	〃	〃	
三条	三条市大字田島字奥野	三条	機械 鍛造	25 25	6ヶ月 1ヵ年	〃	有
柏崎	柏崎市大字比角字古見野 2446 (497)	柏崎	木工	40	6ヶ月	〃	有
小出	北魚沼郡小出町字青島 1,735 (114)	小千谷 小千出張所	木工	40	〃	〃	有
計	7			13	385		

富山県

富山県富山建築工	富山市千歳町 47 (4,689)	富山	富山県 建築	30	1ヵ年	昼間	
富山建築工 上龍分所	上新川郡上龍町中龍町 3,021	〃	木工	30	〃	〃	有
傷痍者	富山市清水町 (富山 5,360)	〃	洋裁	30	〃	〃	
富山タイピスト	富山市大泉 878 (富山 2,165)	〃	和文タイプ	40	6ヵ月	〃	
高岡木工	高岡市中川 10 (高岡 719)	高岡	木工	30	1ヵ年	〃	
高岡木工 新湊分所	高岡市新湊町荒屋 831 (新湊 318) 下新川郡桜井町天神前	〃	木船	30	〃	〃	

桜井木工	(桜井 113)	魚津	木工	30	有	
福野繊維工業	東礪波郡福野町苗島 (福野 141)	出町	機織工 (染色)	30	有	紡織、染色
上市木工	中新川郡上市町石浦町 19 (上市 145)	滑川	木工	30	有	
福光木工	西礪波郡福光町西町 (福光 310)	石動	木工	40	有	
戸出洋裁	西礪波郡戸出町戸出 2,368 (戸出 18)		洋裁	30	有	
計	11			11	350	
石川県						
石川県立自動車	金沢市野田町 (金沢 329)	金沢	石川県 自動車修理工	50	6ヵ月	昼
金沢木工	金沢市手木町 (金沢 6,384)		木工	50	1ヵ年	
美川	石川郡美川町 (美川 35)		建築 木工	40 30		有
機械工	金沢市泉新町 (金沢 2,466)		機械	50		
理容	金沢市仙石町 (金沢 2,598)		電髪理容	50		
小松木芸	小松市土居原町 (小松 1,147)	小松	木工	50		
寺井野	龍美郡寺井町 (寺井 30)		陶磁器	30		
小松洋裁	小松市小馬出 (小松 83)		洋裁	80	6ヵ月	
七尾	七尾市府中 (七尾 34)	七尾	木工	50	1ヵ年	
山中	江沼郡山中町 (山中 222)	大聖寺	漆器	30		
輪島	鳳至郡輪島町 (輪島 55)	輪島	漆器	30		
計	11			12	540	
福井県						
福井県福井	福井市田屋町桜 3ノ4ノ1	福井	福井県 建築 木工	25 25	6ヵ月	昼間 建具
自動車整備	福井市松本上町 16ノ28		自動車修理	50		
福井第二	福井市松本町中野 27		パナマ編 事務	25 25	3ヵ月 6ヵ月	昼夜 { 珠算簿記 謄写筆耕
敦賀	敦賀市北津内 150ノ12 (143)	敦賀	建築	40	6ヵ月	昼
大野	大野郡大野町横町 (呼 341)	大野	木工	30		
武生	武生氏相生町 55 (823)	武生	木工	50		
朝日	丹生郡朝日町西田中 15ノ2 (104)	朝日出張所	電機器	30	1ヵ年	
三国洋裁	坂井郡三国町玉井 30 (呼 362)	三国	洋裁	30	6ヵ月	変電機、電動機、 ラジオ修理
計	8			10	330	
山梨県						
山梨県甲府木工	甲府市古府中町 (甲府 2,671)	甲府	山梨県 木工	50	1ヵ年	重複制
甲府洋裁	甲府市伊勢町 (甲府 3,136)		洋裁	40	6ヵ月	昼間
甲府建築工	甲府市穴切町東青沼 (甲府 4,663)		建築	60	1ヵ年	有
甲府水晶工	甲府市桜町 (甲府 3235)		水晶加工	30		
増穂木工	南巨摩郡増穂村 (青柳 47)	鯉沢	木工	30		
塩山木工	東山梨郡塩山町 (塩山 14)	塩山	木工	30		
大月建築工	北都留郡大月町 (大月 54)	谷村	建築	30		
身延	南巨摩郡身延町 (身延 113)	身延	竹細工 洋裁	25 25	6ヵ月	
計	8			9	320	
長野県						
長野県長野	長野市中場所 (呼長野 2,933)	長野	長野県 建築	40	1ヵ年	有
松本	松本市桐 1,523 (松本 2,253)	松本	建築 木工	40 50		昼間 家具、建具
上田	上田市大字上田 3,573 (呼上田 550)	上田	木工	40		
飯田	飯田市鈴加町 (呼飯田 43)	飯田	建築	60		有
伊那	上伊那郡伊那町 (伊那 464)	伊那	建築	40		

上松	西筑摩郡上松町	長野福島	木工	30	〃	〃	家具、建具
中野	下高井郡中野町 563ノ1 (呼中野 151)	飯山	木工	40	〃	有	家具、建具
計	7			8	340		
岐阜県							
岐阜県岐阜自動車修理工	岐阜市京町二丁目 (岐阜 4,409)	岐阜	岐阜県自動車修理	60	1ヵ年	昼間	修理運転 溶接
大垣建築工	大垣市郭町三丁目 (大垣 490)	大垣	建築 木工	25 25	1ヵ年	〃	
高山家具建具工	高山市七日町三丁目	高山	木工	40	〃	昼間	家具、建具
多治見建築工	多治見市白山町3 (多治見 661)	多治見	木工 建築	30 50	〃	〃	〃
多治見女子工芸	多治見市昭和町 (多治見 390)	〃	洋裁	40	〃	〃	アップリケ
中津川建築工	恵那郡中津町駒場 (中津 206)	大井	建築	50	〃	〃	
岐阜八幡建築工	郡上郡八幡町島谷	岐阜八幡	建築 木工	25 25	〃	〃	
太田木工芸	加茂郡川辺町中川辺 (川辺 26)	岐阜太田	彫刻	30	〃	〃	木材彫刻
計	8			11	400		
静岡県							
静岡県静岡建築	静岡市相生町二丁目15 (呼静岡 2,214)	静岡	静岡県建築	50	1ヵ年	重複制	
静岡機械技術	静岡市小黒一丁目13 (静岡 4,048)	〃	機械	50	〃	〃	旋盤 工作 鑄造
静岡工芸	静岡市西稲川町4 (呼静岡 2,216)	〃	漆器	30	〃	〃	漆器塗
静岡事務	静岡市追手町247 (静岡 1,746)	〃	事務 和文タイプ	25 25	6ヵ月	〃	珠算簿記 謄写筆耕
浜松建築	浜松市菅原町429ノ1 (浜松 2,107)	浜松	建築	50	1ヵ年	〃	〃
浜松機械技術	浜松市向宿町1,103 (浜松 282)	〃	機械	50	〃	〃	旋盤 工作 溶接
沼津建築	沼津市上香貫御園町749 (沼津 1840)	沼田	建築	50	〃	〃	〃
計	7			8	330		
愛知県							
愛知県名古屋	名古屋市千種区花田町 (千種 94)	名古屋市	愛知県建築 木工	50 50	6ヵ月	重複制	昼間
名古屋洋裁	名古屋市西区枇杷島通	名古屋北	洋裁	50	〃	〃	〃
瀬戸窯業	瀬戸市西蔵所町 (瀬戸 1,163)	瀬戸	陶磁器	30	〃	〃	〃
愛知	宝飯郡一の宮村三河一の宮 18	豊川	建築 木工	100 50	〃	〃	有
守山	東春井郡守山町 (大森 40)	名古屋北	自動車修理	50	〃	〃	〃
計	5			7	380		
三重県							
三重県津	津市岩田町西浦 (850)	津	三重県自動車修理	50	1ヵ年	単式生	昼間
一志	一志郡久居町本町	〃	建築	30	〃	重複制	〃
宇治山田	宇治山田市大世古町	宇治山田	建築 木工	25 25	1ヵ年	〃	〃
志摩水産	志摩郡越賀村	〃	水産物加工	30	〃	〃	海産物加工 漁撈
度会	度会郡鵜倉村	〃	水産物加工	30	6ヵ月	単式制	〃
上野	上野市大字丸の内40 (呼 702)	上野	建築	30	1ヵ年	〃	〃
南牟婁	南牟婁郡市太村	木本	建築	30	〃	〃	〃
計	7			8	250		

滋賀県

滋賀県大津建築工	大津市膳所本町 (呼 304)	大津	滋賀県 建築	30	1 ヵ年	昼間	
〃 農化	大津市 (1,171)	〃	〃 皮革加工	30	〃	〃	
〃 彦根洋裁	彦根市斧中町 (983)	彦根	〃 洋裁	60	〃	〃	
〃 信楽窯業工	甲賀郡信楽町	水口	〃 陶磁器	30	〃	〃	
〃 八日市家具木工	神崎郡八日市浜町 (391)	八日市	〃 木工	30	〃	〃	家具
〃 長浜機械	長浜市八幡中山市 (309)	長浜	〃 機械 木工	50 30	〃	〃	
計	6		7	260			

京都府

京都府京都洋裁	京都市左京区川端丸田町上ル 東丸大町 48ノ2 (呼上 2,349)	京都西陣	京都府 洋裁	40	6 ヵ月	昼間	
〃 京都建築工	京都市東山区馬町通東大路 西入 (王 4567)	京都七条	〃 建築 塗装	30 30	〃	〃	
〃 京都ラジオ	京都市左京区川端通荒神口上ル	舞鹽	〃 木工	40	〃	〃	
〃 京都陶工	京都市東山区五条通東大路東入 (呼福 1,250)	京都七条	〃 陶磁器	50	〃	〃	
〃 舞鶴木工	舞鶴市字倉谷官有地 (呼 570)	舞鶴	〃 木工	40	〃	〃	
〃 福知山建築工	福知山市天田 (呼 745)	福知山	〃 建築	40	〃	〃	
計	6		7	270			

大阪府

大阪府大手前 建築木芸技術	大阪市東区大手前之町	城東	大阪府 建築 木工	50 30	6 ヵ月	昼間	
〃 中央	大阪市天王寺区上汐町	阿部野	〃 { 謄写印刷 珠算 英文タイプ 和文タイプ ミシン裁縫 軽機器工作 自動車修理	30 50 50 70 100 20 30	3 ヵ月 4 ヵ月 6 ヵ月 1 ヵ年 6 ヵ月	夜間 昼夜 〃 昼間 〃	運輸修理
〃 機械電気技術	大阪市旭川区橋寺町 (守口 518)	天満	〃 { 機械 溶接 電気工 ラジオ修理 自動車修理 電機器	30 25 25 70 30 30	6 ヵ月	昼間 〃 〃 〃 〃	旋盤、仕上 電気溶接
〃 森口	守口市土居 703 (506)		〃 { ミシン裁縫 靴下編立 竹細工 時計修理 刻印 ミシン修理	20 30 20 100 30 30	6 ヵ月 3 ヵ月 6 ヵ月	〃 〃 〃	
〃 泉尾家具工芸技 術	大阪市大正区泉尾松之町 3 丁 目 (1,640)	浪速港	〃 木工	60	6 ヵ月	昼夜	家具
〃 堺建築木工技術	堺市南榎町五丁目 (506)	堺	〃 建築 木工	40 30	6 ヵ月	昼間	家具
〃 身体障害者	堺市旭ヶ丘 295	〃	〃 { 洋裁 義肢 建築製図 機械	60 10 20 60		昼間 〃 〃 〃	有 家具製作 修理
〃 溶接技術	大阪市東成区神路町 (東 121)	城東	〃 溶接	60	6 ヵ月	〃	電気 30 ガス 30
計	8		29	1,210			

兵庫県

兵庫県神戸	神戸市生田区相生町一丁目 (元町 5,216) (湊川 5,724)	神戸	兵庫県 謄写筆耕 木工 塗装 英文タイプ (和文)	30 100 30 40	6 ヵ月	重複制 〃 〃 重複制	有 家具、船舶木工
-------	------------------------------------------	----	---------------------------------------	-----------------------	------	----------------------	-----------

〃	姫路	姫路市亀山 324 (飾磨 415)	姫路	〃	建築 木工	30 30	6ヵ月	〃	有	建具
〃	西宮	西宮市津門高松 (5175)	西宮	〃	建築 木工	25 25	〃	〃		家具
〃	洲本	洲本市塩屋 (604)	洲本	〃	木工	50	〃	〃	有	工芸木工
〃	伊丹	伊丹市南本町八丁目 (呼 780)	伊丹	〃	木工	50	〃	〃	有	車両木工
〃	豊岡	城崎郡豊岡町豊岡 (603)	豊岡	〃	建築 木工	25 25	〃	〃	有	家具
〃	山崎	穴栗郡山崎町山崎 (152)	龍野	〃	木工	50	〃	〃		〃
〃	龍野	楯保郡龍野町 (158)	〃	〃	洋裁	50	〃	〃		〃
〃	柏原	氷上郡柏原町柏原 (100、211)	柏原	〃	木工 竹細工	40 30	〃	重複制	有	家具建具
〃	網干	姫路市網干区余子浜 (266)	網干	〃	木船	40	6ヵ月	〃	昼間	
〃	小野	加東郡小野町小野 (417)	西脇	〃	鍛造	40	〃	〃		
計	11					18	710			

奈良県

奈良県天理木工	山辺郡二階堂村里庄 (丹波市 304)	奈良	奈良県	木工	30	6ヵ月	〃	昼間		建具
〃	近畿総合	奈良市七条町西浦 (郡山 491)	〃	〃	建築 木工 電気工 洋裁	40 30 40 50	6ヵ月	〃	有	建具
〃	吉野木工	吉野郡吉野町 (上市 75)	下市	〃	木工	30	〃	〃		建具
計	3				6	220				

和歌山県

和歌山県和歌山	和歌山市湊葵町	和歌山	和歌山県	建築 木工	25 25	6ヵ年	〃	昼間		建具
〃	和歌山洋裁	和歌山市湊葵町	〃	〃	洋裁	70	6ヵ月	〃		
〃	海南漆芸	海南市船尾 222 (呼 322)	海南	〃	漆器	40	1ヵ年	〃		
〃	名手農機具	那珂郡名手町 (24)	和歌山	〃	農機具	50	〃	〃		
計	4				5	210				

鳥取県

鳥取県鳥取	鳥取市吉方町 265ノ1 (407)	鳥取	鳥取県	機械 建築	40 30	1ヵ年	〃	昼間		精密機械修理
〃	米子建築木工	米子市博労町米子工業内 (271)	米子	〃	建築 木工	25 25	1ヵ年	〃		
〃	米子和洋裁	米子市灘町 1 (1,002)	〃	〃	洋裁 (和裁)	30	6ヵ月	〃		
〃	倉吉建築木工	東伯郡倉吉町駄経寺 (499)	倉吉	〃	建築 木工	30 30	1ヵ年	〃	有	
〃	八頭木工	八頭郡賀茂村郡家 (47)	八頭	〃	木工	40	〃	〃		家具
計	5				8	250				

島根県

島根県立中央	松江市東朝日町風景 67 (1,725)	松江	島根県	建築 木工 機械	25 25 40	1ヵ年	〃	昼間	有	竹材編組 機械工作修理
〃	松江和傘工	松江氏幸町 3	〃	〃	和傘	30	6ヵ月	〃		和傘製造一貫作業
〃	製紙工	八束郡岩坂村大字東岩坂 1113	〃	〃	製紙	30	〃	〃	有	手漉和紙製造
〃	松江女子	松江市外中原町 3 (1,178)	〃	〃	洋裁	40	〃	〃		〃
〃	浜田	浜田市大寺原井 (457)	浜田	〃	建築 木工	25 25	1ヵ年	〃		家具建具

〃	浜田水産	浜田市大字周布 (8)	〃	〃	水産物加工 (漁撈)	40	〃	〃	〃	〃
〃	江津窯業	那賀郡石見江町大字郷里 (8)	〃	〃	陶磁器	50	〃	〃	〃	〃
〃	出雲	出雲市今市町 (527)	出雲	〃	木工	40	〃	〃	〃	家具
〃	盆田	美濃郡盆田町 54 大字吉野 (54)	盆田	〃	建築 木工	25 25	〃	〃	〃	有 家具
〃	大東	大原郡大東町大字大東	木次	〃	木工	30	〃	〃	〃	家具
	計	10				14	450			
岡山県										
	岡山県中央	岡山市津島	岡山	岡山県	自動車修理	50	1 ヵ年	〃	昼間	〃
〃	建築	岡山市北方	〃	〃	建築	30	〃	〃	〃	有
〃	津山	津山市大谷	〃	〃	木工	50	〃	〃	〃	〃
〃	事務	岡山市上伊福	〃	〃	和文タイプ 会計事務	30 30	4 ヵ月 6 ヵ月	〃	〃	〃
〃	倉敷	倉敷市幸町	倉敷	〃	洋裁 建築	30 30	6 ヵ月 1 ヵ年	〃	〃	〃
〃	玉野	玉野市和田	玉野	〃	木工	30	1 ヵ年	〃	〃	有
〃	笠岡	小田郡笠岡町	笠岡	〃	木工	40	〃	〃	〃	〃
	計	7				9	320			
広島県										
	広島県広島第一	広島市宇品町八丁目	広島	広島県	建築 木工	30 30	1 ヵ年	重複制	昼間	有
〃	広島第二	広島市霞町	〃	〃	印刷 自動車修理	30 30	1 ヵ年	〃	〃	〃
〃	広島洋裁	広島市	〃	〃	洋裁	40	6 ヵ月	〃	〃	〃
〃	呉	呉市西城町	呉	〃	英文タイプ 和文タイプ	25 25	〃	重複制	〃	〃
〃	尾道	御調郡向島西村	尾道	〃	建築	50	1 ヵ年	重複制	〃	有
〃	福山	福山市野上町	福山	〃	機械	40	〃	〃	〃	旋盤、仕上、フラ イス
〃	三次	双三郡十日市町	三次	〃	建築	40	〃	〃	〃	〃
〃	竹原	賀茂郡竹原町	竹原	〃	木船	40	〃	〃	〃	有
〃	府中	芦品郡広谷村	府中	〃	木工	50	〃	〃	〃	〃
〃	大竹	佐伯郡大竹町	大竹	〃	洋裁	40	6 ヵ月	〃	〃	〃
	計	10				13	470			
山口県										
	山口県建築工	山口市立小路	山口	山口県	建築	30	6 ヵ月	〃	昼間	有
〃	木工	山口市外大内村	〃	〃	木工	30	6 ヵ月	〃	〃	家具建具
〃	日本刺繍	山口市野田町	〃	〃	刺繍	50	〃	〃	〃	刺繍
〃	自動車修理工	山口市宮野江平	〃	〃	自動車修理	30	〃	〃	〃	〃
〃	木船工	豊浦郡栗野村	下関	〃	木船	30	〃	〃	〃	〃
	計	5				5	170			
徳島県										
	徳島県立徳島	徳島市上佐古町 15 ノ 1 (徳島 9)	徳島	徳島県	建築 木工 洋裁	50 50 40	1 ヵ年	〃	昼間	有
〃	池田	三好郡池田町新町 1,388 (池田 256)	阿波池田	〃	建築 洋裁	30 30	1 ヵ年 6 ヵ月	〃	〃	〃
〃	鴨島	麻植郡鴨島町 750	鴨島	〃	木工 建築	30 30	1 ヵ年	〃	〃	〃
	計	3				7	260			
香川県										
	香川県高松洋裁	高松市瓦町 (4,616)	高松	香川県	洋裁	40	6 ヵ月	〃	〃	〃
〃	高松総合	高松市花園町	〃	〃	木工 建築	30 40	1 ヵ年	〃	〃	家具建具
〃	観音寺洋裁	三豊群観音寺町 (観 469) 大川郡三本松町	観音寺	〃	洋裁	40	6 ヵ月	〃	〃	〃

〃	太川木工	(呼三本松 9)	長尾	〃	木工	30	1ヵ年	〃	家具建具		
計	5				6	230					
愛媛県											
愛媛県松山建築工	松山市西沢川町	(松山 1,462)	松山	愛媛県	建築	70	1ヵ年	重複制	昼間	有	
〃	今治木工	今治市蔵敷町	今治	〃	木工	30	1ヵ年	〃	〃	家具建具	
〃	宇和島建築工	宇和島市坂下津	宇和島	〃	建築工	40	〃	〃	〃	〃	
〃	伊予窯業	伊予郡砥部町大字大南	松山	〃	陶磁器	30	6ヵ月	〃	〃	〃	
計	4				4	170					
高知県											
高知県総合	高知市潮新町 15	(高知 71)	高知	高知県	木工 建築 和文タイプ 塗装	50 40 25 25	1ヵ年 6ヵ月	〃	昼間	有	家具建具
〃	中村建木	幡多郡中村町	中村	〃	建築 木工	25 25	1ヵ年	〃	〃	〃	家具建具
〃	山田鍛造	香美郡山田町	高知	〃	鍛造	30	〃	〃	〃	〃	大工道具 農機具
〃	伊野製紙	吾川村伊野町	伊野	〃	製紙	50	6ヵ月	〃	〃	〃	製紙
計	4				8	270					
福岡県											
福岡県福岡	福岡市福岡町舞鶴通		福岡	福岡県	謄写筆耕 自動車修理	30 50	3ヵ月 6ヵ月	〃	昼間	〃	〃
〃	身体障害者	小倉市三萩野 1,065	小倉	〃	洋裁 木工 機械 義肢 溶接 竹細工	45 15 10 5 10 15	1ヵ年	〃	〃	有	工芸品
〃	戸畑	戸畑市沖台弁入町 2ノ2	〃	〃	機械	50	6ヵ月	〃	〃	〃	〃
〃	八幡	八幡市折尾町	八幡	〃	和裁	30	6ヵ月	〃	〃	〃	〃
〃	柳川	山門郡三橋村子高畑 330	大牟田	〃	木工 洋裁	30 30	6ヵ月	〃	〃	〃	〃
〃	宗像	宗像郡神湊町字江口 965	香椎	〃	建築 木工	70 50	1ヵ年	重複制	〃	有	〃
〃	田川	田川郡添田町大字添田	田川	〃	木工	30	6ヵ月	〃	〃	〃	建具家具
計	7				15	470					
佐賀県											
佐賀県佐賀	佐賀市内赤松町		佐賀	佐賀県	建築 木工	25 25	6ヵ月	〃	昼間	〃	家具
〃	佐賀タイピスト	佐賀市多布施町	佐賀	佐賀県	和文タイプ	30	4ヵ月	〃	昼間	〃	〃
〃	唐津木工	唐津市西唐津第一海岸通	唐津	〃	木工	30	6ヵ月	〃	〃	〃	〃
〃	佐賀陶芸工	西松浦郡有田町泉山	伊万里	〃	陶磁器	30	〃	〃	〃	〃	〃
計	4				5	140					
長崎県											
長崎県立長崎	長崎市小曾根町		長崎	長崎県	建築 木工 溶接	30 30 30	6ヵ月	重複制	昼間	〃	電気瓦斯溶接
〃	長崎女子	長崎市中川町	〃	〃	洋裁	40	〃	〃	〃	〃	〃
〃	佐世保	佐世保市白岳町	佐世保	〃	建築	30	〃	〃	〃	有	〃
〃	諫早	諫早市西郷町	諫早	〃	竹細工	30	〃	〃	〃	〃	〃
〃	三河内	東彼杵郡折尾瀬村今浦	佐世保	〃	陶磁器	30	〃	〃	〃	〃	〃
計	5				7	220					
熊本県											
熊本県熊本	熊本市宮内町 2,718		熊本	熊本県	建築 竹細工 ラジオ	25 25 30	1ヵ年	〃	昼間	〃	木竹工芸
	八代市新開町 1,507				洋裁 木工	30 30	6ヵ月	〃	〃	〃	〃

〃	八代建築工	八代造船所内	八代	〃	電気工	30	1ヵ年	昼間	
〃	人吉	人吉市麓町	球磨	〃	竹細工 木工	25 25	〃	〃	挽物
〃	天草建築工	天草郡本渡町大字木戸馬場 65	天草	〃	建築	30	〃	〃	有
〃	玉名建築工	玉名郡玉名町大字繁根木 70	玉名	〃	建築	40	〃	〃	
〃	鹿本	鹿本郡山鹿町上広町	菊池	〃	建築 木工	30 40	〃	〃	
〃	水俣	水俣市浜	八代	〃	洋裁	30	6ヵ月	〃	
	計	7				13	390		

大分県

大分県総合	大分市新川	大分	大分県	建築 木工 機械 謄写筆耕	60 30 30 30	1ヵ年 6ヵ月	昼間	有
〃	傷痍者	別府市浜脇	別府	〃	竹細工	30	〃	〃
〃	別府和洋裁	別府市流川七丁目	〃	〃	洋裁 (和裁)	40	〃	〃
〃	佐伯	佐伯市駅前	佐伯	〃	建築 木工	25 25	1ヵ年	〃
	計	4				8	270	

宮崎県

宮城県宮城	宮城市牟田町 65	宮城	宮城県	建築 洋裁	50 30	1ヵ年 6ヵ月	重複制	昼間	有
〃	都城市委託都城	都城市北原町 1,106 / 4	都城	都城 建築 織布工 竹細工	30 25 25	1ヵ年 6ヵ月		〃	竹細工
〃	延岡市委託延岡	延岡市本小路東 128	延岡	延岡市	建築 木工	30 30	1ヵ年	〃	
〃	高千穂町委託高千穂	西臼杵郡高千穂町三田井 1361 / 5	〃	高千穂 町	建築	40	〃	〃	
〃	小林	西諸県郡小林町細野	小林	宮城県	木工	40	〃	〃	
	計	5				9	300		

鹿児島県

鹿児島県 鹿児島建築工	鹿児島市鴨池町 681	鹿児島	鹿児島県	建築	50	1ヵ年		昼間	有
〃	鹿児島竹製品技工	鹿児島市草牟田町 4,180	鹿児島	鹿児島県	竹細工	30	6ヵ月	昼間	竹材工芸
〃	鹿児島機械器具工	鹿児島市郡元町 804	〃	〃	機械 自動車修理	25 25	〃	〃	機械修理
〃	鹿児島木工	鹿児島市鴨池町 681	〃	〃	木工	30	〃	〃	
〃	川内建築工	川内市向田町 284	川内	〃	建築	30	〃	〃	
〃	宮之城木工	薩摩郡宮之城町屋地本通	宮之城 出張所	〃	建築 木工	25 25	〃	〃	建具
〃	鹿屋木工	鹿屋市中名 6938	鹿屋	〃	木工	30	1ヵ年	〃	
〃	阿久根建築工	出水郡阿久根町波留 5529	出水	〃	建築	30	1ヵ年	〃	
	計	8				10	300		

出典：『補導事務必携』

(編注) ①「補導方法」における「重複制」とは、今日に言うモジュール訓練のような入所一修了時期を随時に行う方式と推測される。

②見開きの冒頭に項目名覧があるが削除した。

③原本は縦書き、漢数字である。

[7-2-2] 職業補導状況

(昭和23年8月1日現在)

府県名	施設数	建築		木工		木船		付属建築		機械		手工業		食品加工		和洋裁		事務		計		
		種目	定員	種目	定員	種目	定員	種目	定員	種目	定員	種目	定員	種目	定員	種目	定員	種目	定員	種目	定員	
北海道	7	5	300	4	300	1	40			2	130					1	50			13	820	
青森	9	3	250	2	100					2	100					1	50	1	30	9	530	
岩手	10	6	265	1	40	1	30			1	30					2	100			11	460	
宮城	9	1	50	1	30			1	20	4	195	1	15	1	30	1	50	1	50	11	440	
秋田	7	5	260	3	120							2	80							11	460	
山形	8	2	70	4	150							2	60							8	280	
福島	8	1	50	4	160			1	30			2	100			1	80			9	420	
茨城	7	1	50	4	165					1	50	2	65							8	330	
栃木	7	2	80	1	100					1	50	1	60			2	80			8	340	
群馬	7	4	150	1	50					3	95	4	55			1	30	1	30	14	410	
埼玉	7	2	100	2	80					1	50					2	120			7	350	
千葉	5	1	30	1	30	1	30					2	60	1	40	1	50	2	60	9	300	
東京	17	4	180	3	150			2	100	4	180	2	80			7	450	5	300	27	1,440	
神奈川	9	3	150	1	40					2	80	1	30			2	66	2	100	11	460	
新潟	7	3	130	5	230					1	50	1	50							10	460	
富山	14	1	30	6	240					3	110	1	30			2	100	1	50	14	560	
石川	11	1	40	4	180			1	30	1	50	4	200			1	100	1	80	13	680	
福井	9	2	100	2	100					1	50	3	170			1	50			9	470	
山梨	14	4	120	4	140							4	160			3	110			15	530	
長野	9	5	230	4	170			1	30			1	50							11	480	
岐阜	10	5	240	3	120					1	60	2	100							11	520	
静岡	9	4	180	1	30					2	100	1	50					1	50	9	410	
愛知	9	3	300	1	50					1	50	3	130			1	50	1	30	10	610	
三重	8	4	200			1	30			1	100			1	50					8	430	
滋賀	7	1	80	3	170					1	80	2	100	1	50	2	130			9	560	
京都	8	3	150					1	100	1	50	2	80			1	50			8	430	
大阪	13	3	170	4	200					3	130	4	180			1	50	3	100	18	830	
兵庫	14	5	240	6	270	1	50	1	50	1	40	1	30			1	50	1	30	17	760	
奈良	6	2	150	3	130			1	50	1	50	1	30			1	50			9	460	
和歌山	6	2	100	1	50					1	50	1	50			1	50			6	400	
鳥取	6	3	170	1	50					1	50					1	50			9	320	
島根	12	3	160	4	200					1	40	5	240	1	60	1	60			15	760	
岡山	9	2	90	4	170	1	50			1	50					1	30			9	390	
広島	10	3	120	3	120	1	50			2	120					2	100	2	80	13	590	
山口	6	1	50	1	50	1	30			1	50	1	30			1	70			6	280	
徳島	3	2	90	2	90							1	30			2	80			7	290	
香川	9	3	150	2	90							2	80			2	90			9	410	
愛媛	3	2	150	1	50															3	200	
高知	7	2	100	1	50	1	30	1	30	1	50	2	100							8	360	
福岡	8	1	250	1	30					2	80	3	90			1	30			8	480	
佐賀	6	2	60	2	60							1	10					1	30	6	210	
長崎	6	2	120	1	50					1	30	2	100			1	50			7	350	
熊本	10	6	300	3	110					1	30	2	60			2	90			14	570	
大分	5	1	100	2	60					1	30	2	80			1	50	1	30	8	350	
宮崎	6	4	180	2	80							2	60			1	50			9	370	
鹿児島	8	3	180	3	150					1	50	1	50							8	130	
一般職業補導所計	385	129	6,710	113	5,005	9	340	10	440	53	2,510	74	2,965	4	180	53	2,790	24	1,050	469	21,990	
傷痍者職業補導所																						
東京	1			1	30					2	60	1	30			1	30			5	150	
大阪	1									3	90	1	30			1	30			5	150	
福岡	1			1	30					1	30	2	60			1	30			5	150	
同計	3			2	60					6	180	4	120			3	90			15	450	
総計	383	129	6,710	115	5,665	9	340	10	440	59	2,690	78	3,085	4	180	56	2,880	24	1,050	484	22,440	

出典：『労働時報』昭和24年版。

(編注)「計」の覧のゴチック体は誤植と思われる。

[7-2-3] 都道府県別職業補導状況(一般)

年度別 項目 都道府県	22年度			23年度			24年度			25年度			26年度			27年度		
	施設 数	種目 数	一回定 員	施設 数	種目 数	一回定 員	施設 数	種目 数	一回定 員	施設 数	種目 数	一回定 員	施設 数	種目 数	一回定 員	施設 数	種目 数	一回定 員
北海道	19	26	1,770	8	15	640	10	19	690	11	24	890	6	22	880	9	26	950
青森	6	6	400	8	8	430	7	9	350	7	9	350	7	8	310	6	8	330
岩手	9	11	400	10	10	420	7	9	330	6	10	340	7	9	290	8	11	350
宮城	7	7	310	9	11	390	6	16	460	5	11	360	5	10	330	7	12	390
秋田	12	17	535	7	11	410	7	9	300	7	7	320	6	10	320	6	10	320
山形	8	8	285	6	6	210	5	7	190	5	7	200	5	5	150	5	5	170
福島	10	11	570	8	9	380	6	6	220	7	7	250	8	8	290	7	7	260
茨城	9	10	430	7	8	290	6	8	250	7	12	320	7	11	330	7	12	360
栃木	6	6	300	7	7	250	6	6	200	6	7	230	5	6	200	5	7	200
群馬	10	17	460	7	15	390	6	14	330	5	16	370	5	11	325	5	11	305
埼玉	8	8	380	7	7	310	6	7	240	6	11	320	6	12	370	7	13	400
千葉	5	8	240	5	9	300	5	9	290	5	0	320	4	8	245	4	8	245
東京	21	32	2,050	16	22	1,170	11	29	1,210	9	28	1,310	9	34	1,670	9	33	1,640
神奈川	10	14	480	8	10	400	7	16	490	7	12	420	7	16	530	7	16	530
新潟	9	10	490	7	10	400	7	13	385	7	14	400	7	14	390	8	14	390
富山	14	16	510	13	13	470	11	11	350	9	13	380	7	11	325	7	11	315
石川	12	13	700	12	14	700	10	11	510	8	10	480	7	9	450	7	11	460
福井	9	9	470	9	9	420	8	10	330	9	11	350	8	10	320	8	10	320
山梨	14	15	475	12	13	450	8	9	320	6	9	300	6	0	315	6	9	315
長野	9	12	465	7	9	410	7	8	340	7	10	370	7	19	370	8	11	400
岐阜	10	10	520	8	9	490	8	11	400	7	13	460	6	11	420	6	11	420
静岡	12	12	540	8	8	380	7	8	330	5	10	380	5	10	360	4	8	300
愛知	10	12	930	7	8	390	6	7	360	7	10	450	8	14	610	6	17	580
三重	3	9	230	8	8	400	8	9	280	8	9	280	5	7	220	5	7	220
滋賀	6	8	460	6	8	330	8	7	260	5	6	250	5	6	250	5	6	230
京都	9	9	430	8	8	350	6	7	270	6	8	290	4	8	280	4	8	265
大阪	12	17	755	9	21	890	7	26	1,220	5	27	1,100	5	34	1,250	5	33	1,220
兵庫	13	19	730	14	17	770	12	19	760	10	26	900	6	23	900	8	23	900
奈良	6	8	510	5	6	260	3	6	220	4	8	280	3	8	270	3	8	260
和歌山	6	7	370	5	5	310	4	5	10	5	7	240	3	5	180	2	5	180
鳥取	6	7	300	6	7	320	5	8	250	4	9	250	3	6	180	3	7	200
島根	10	10	670	12	14	670	10	14	450	9	15	450	8	13	400	8	15	420
岡山	9	9	390	8	8	340	7	9	320	9	13	360	8	14	385	7	14	405
広島	8	12	470	10	13	590	10	13	470	10	15	470	10	15	490	10	15	485
山口	7	7	375	6	6	200	5	5	170	6	6	230	5	7	230	5	7	230
徳島	3	8	330	3	7	290	3	7	260	3	9	270	3	8	275	3	9	275
香川	9	10	390	8	8	270	5	6	230	3	7	260	3	6	230	2	6	210
愛媛	3	4	200	3	3	150	4	4	170	5	5	170	4	5	170	4	5	140
高知	7	8	330	7	8	330	4	8	270	4	8	260	4	7	220	4	7	200
福岡	27	27	2,670	8	8	370	7	15	470	5	10	400	5	13	540	6	16	620
佐賀	7	7	360	5	5	160	4	5	140	4	5	140	4	4	170	4	6	220
長崎	14	15	800	6	7	230	5	7	220	5	8	250	5	8	250	4	8	250
熊本	10	13	490	11	15	460	7	13	390	7	13	380	6	9	280	6	9	265
大分	6	8	260	4	7	260	4	8	270	5	9	310	5	8	280	4	8	295
宮崎	5	6	250	6	9	330	5	9	300	6	13	380	6	11	325	6	10	310
鹿児島	7	7	380	8	8	400	8	10	300	7	9	310	3	8	230	3	8	230
計	434	530	25,740	362	447	18,780	306	472	16,775	293	518	17,790	264	501	17,805	262	521	17,980

出典：『職業補導提要』（下巻）

[7-2-4] 公共職業補導実施状況

(身体障害者職業補導を除く)

年度	都道府県立		総合職業補導所		延定員	国庫補助 万円	施設数	延種目	延種目	延定員	国庫補助 万円	職業補導所		
	施設数	延種目	一回定員	延定員								施設数	延種目	延定員
敗戦時	228													
昭和21年	432	523		40,000										
22	434	530		30,000										
23	362	447	25,740	30,000										
24	306	472	18,780	25,000										
25	295	518	16,775	18,350										
26	271	501	17,790	17,565										
27	268	514	17,805	23,200										
28	271	658	22,645	24,775	9	16	710							
29	261	658	24,385	25,620	17	57	2,120							
30	255	654		25,470	17	58	2,140							
31	245	640		22,280	19	92	3,235							
32	247	640		22,010	23	130	3,885							
33	258	798		40,190	33	200	7,575							
34	258	822		41,210	38	242	9,110							

出典：敗戦時は『補導事務必携』、昭和21年～24年度は「職業訓練の現況と問題点」、25年～32年度は『労働市場年報』、「延種目」及び「一回定員」、33年度以降は『失業対策年鑑』各年度版。

[7-2-17] 補導生応募・入所・中退・修了就職調

区分	年度	一般公共 職業補導所		総合 職業補導所		身体障害者公共 職業補導所	
		昭和	31年度	昭和	31年度	昭和	31年度
応募者		79,278 (255.7%)	75,965 (217.0%)	9,734 (289.7%)	4,731 (220.0%)	1,869 (162.5%)	1,631 (141.8%)
定員		31,000	35,000	3,360	2,150	1,150	1,150
入所者		31,138 (100.4%)	30,146 (86.9%)	3,330 (99.1%)	1,752 (81.5%)	1,074 (93.4%)	960 (83.5%)
中退者		2,981 (9.6%)	3,774 (12.5%)	361 (10.8%)	245 (14.0%)	183 (17.0%)	206 (21.5%)
修了者		28,157 (90.4%)	26,372 (87.5%)	2,969 (89.2%)	1,507 (86.0%)	891 (83.0%)	754 (78.5%)
就職者		27,009 (95.9%)	24,766 (93.9%)	2,881 (97.0%)	1,416 (94.0%)	825 (99.3%)	639 (84.7%)
他人に雇用された者		23,849	21,880	2,768	1,289	671	573

出典：『失業対策年鑑』昭和31年度版。

[7 - 2 - 5] 公共職業補導種類別実施数

(注2) 年(度)	一般公共職業補導所(注1)						種目別入所者						総合職業補導所								
	年齢別入所者(注3)			月別入所者(注5)			調査人員			建築・木工・裁縫			機械・金属(注6)			年齢別入所者			月別入所者		
	19歳以下		%	4月入所者		%	調査人員	比率		比率		比率		18歳以下		4月入所者					
	人数	比率		人数	比率			人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率						
昭和	人		人		人		人		人		人		人		人		人				
23			26,646	6,863	25.8																
24		6,507(上)	29,015	10,959	37.8																
25		16,884(下)	23,943	10,516	44.1	26,465	13,378	505	3,333	12.6											
26		22,407	15,072	67.3	21,218	10,858	51.4	22,197	9,271	41.8	4,084	18.4									
27		28,294	18,983	67.1	26,958	15,553	57.9	28,412	95,527	33.5	5,894	20.7									
28		27,722	20,069	72.4	26,549	16,257	61.5	28,069	8,828	31.5	5,890	21.0									
29		27,429	18,729	68.3	27,560	18,030	65.7	29,074	8,531	29.3	6,451	22.2	261(下)	231	88.5						
30		30,146	20,338	67.7	29,606	19,485	65.8	29,606	8,872	30.0	6,519	22.0	1,752	1,175	67.1	2,106	1,085	51.5			
31		31,138	21,133	68.1	26,902	20,055	74.5	26,902	8,573	31.9	6,537	24.3	3,330	2,584	77.6	3,274	2,746	83.9			
32		32,262	20,968	65.2	27,208	21,382	78.9	27,208	8,349	30.7	6,765	24.9	4,639	3,521	75.7	4,031	3,556	88.2			
33		30,831	20,888	68.0	26,602	21,844	82.4	26,602	8,020	30.1	6,416	24.1	6,045	4,589	77.6	5,534	4,563	82.5			

出典：職業補導所は『労働市場年報』より、監督者訓練は『労働行政要覧』及び『職業安定行政十年史』より作成。

(注1) 身体障害者職業補導については年令別入所には含まないが、昭和25年迄の月別・種目別入所者には含むことが予想され、又、昭和26～29年の種目別には含んでいる。

(注2) 年令別入所者は「年度」であり。他は「年」である。

(注3) 29年度の下半期からは「18才以下」となる。

(注4) (上)は上半期、(下)は下半期のみである。

(注5) 25年は「公共職業補導所への入所あつ旋」である。

(注6) 機械、精密機械、仕上、旋盤、板金、溶接、鍛造、鋳造、自動車整備、内燃機関整備、製図の合計である。

[7 — 2 — 6] 補導生の実態

	昭和27年度下半期		昭和28年度		昭和30年度				総 合
	身体障害者		身体障害者		身体障害者				
	一 般	一 般	一 般	一 般	一 般	一 般	一 般	一 般	
1、応募率	183.7%	138.5%	165.4%	119.5%	241%	100%	138%		
2、入所者率	91.5%	111.0%	98.0%	77.9%	—	—	—		
3、就職状況(修了直後の調査)									
就 職 者	81.3%	63.6%	87.5%	63.2%	84.6%	82.9%	90.5%		
自 営 者(又は家族従業員)	10.5%	18.2%	10.2%	14.7%	9.3%	9.0%	3.5%		
補修残留者	2.5%	8.3%	0.4%	9.1%	—	—	—		
未就職者	5.7%	10.0%	1.9%	13.0%	6.1%	8.1%	6.0%		
4、年齢構成									
19才以下(30年は18才以下)	70.88%		72.4%	67.6%	71	33	70	45	67
20～24才(同上18～24才)	17.85%		16.2%	17.6%	20	36	23	35	25
25～29才	6.64%		6.5%	7.4%	5	18	3	9	3
30～39才(同上30才以上)	3.42%		3.8%	5.8%	4	13	4	11	5
40才以上	1.21%		1.1%	1.6%					
5、学歴別									
小学校卒	5.15%	17.30%	4.4%	17%	—	—	—	—	—
新制中学中退	4.84%	23.78%	4.3%	15%	—	—	—	—	—
新制中学卒	62.23%	23.08%	61.8%	33%	75	59	76	64	75
高卒以上					21	16	22	34	23
そ の 他	27.78%	26.84%	29.5%	35%	4	25	12	2	37
6、生活維持方法									
生活保護	0.6%	10.4%	1.5%	16%					
失業保険	8.7%	3.2%	8.7%	3%					
その他	90.7%	96.5%	89.8%	81%					

出典：『労働行政要覧』より作成

〔7-2-7-1〕補導生実態調査

昭和25年4月1日～昭和26年3月31日

A行 番号	B区 分	C項 目	D		E (Dの内数)		F (Dの内数)	
			計	男	女	計	男	女
1	I 定員	補 導 定 員	26,100	-	-	-	-	-
2	II 応 募 者	総 数	48,566	33,748	14,818	1,187	174	174
3		(内数) 自県内応募者	46,510	32,127	14,383	742	120	120
4	III	総数	25,328	18,756	6,572	910	137	137
5		(内数) 自県内補導生	24,153	17,859	6,294	561	117	117
6		a 当初の入所	23,119	16,865	6,254	771	124	124
7		b 中途入所	2,209	1,891	318	139	14	14
8	IV	a 病氣又は死亡	471	336	125	35	32	3
9		b 退所を命ず	825	693	132	35	2	2
10		(1) 性行不良	92	89	3	5	-	-
11		(2) 成業の力なし	90	83	7	18	-	-
12	中 途	(3) 欠席又は興味欠如	643	523	120	12	10	2
13	退 所	c 自分でやめた	3,200	2,558	642	76	59	17
14		(1) 経済事情	1,286	1,094	192	33	28	5
15		(2) 交通事情	174	143	31	4	2	2
16	の 理 由	(3) 家族の病氣又は事情	1,290	924	366	31	24	7
17		(4) 興味喪失又は補導を 無価値と思考す	84	76	8	1	-	1
18		d 就職	926	800	126	13	13	-
19		e 進学	11	2	9	-	-	-
20		f 自営	23	21	2	-	-	-
21		g 転居	4	4	-	-	-	-
22		h その他	355	333	22	27	23	4
23	V	総数	19,879	14,330	5,549	731	617	114
24		a 就職者	12,505	9,852	2,653	310	270	40
25		b 自営者	2,671	1,596	1,075	198	165	30
26		c 補習の為残留	1,859	954	905	124	101	23
27		d 未就業	2,844	1,928	916	99	81	18
28	VI	1 9歳以下	16,646	13,072	3,574	256	206	50
29		2 10歳～14歳	5,167	3,555	1,612	319	273	46
30		3 15歳～19歳	1,953	1,255	698	157	135	22
31		4 20歳～24歳	1,203	634	569	138	122	16
32		5 25歳以上	359	240	119	40	36	4
33		最 高	-	68	72	-	64	48
34		最 低	-	14	12	-	15	15

VII 就初 職給 者賃 の金	最高 最低 平均	重 度		中 度		軽 度				
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
35	14,800	1	1	-	3	2	1	1	1	-
36	500	1	1	-	2	1	1	2	-	2
37	3,334	3,136	10	5	2	1	1	17	3	14
38	1,690	2,190	50	13	18	13	5	3	2	1
39	2,183	2,805	33	5	16	16	-	4	4	-
40	11,234	13,569	53	8	17	13	4	2	2	-
41	3,649	6,764	29	5	10	9	1	19	18	1
42	915	1,194	125	7	57	45	12	17	15	2
43	968	1,468	166	12	59	54	5	28	18	10
44	17,213	23,212	2	-	7	6	1	5	4	1
45	250	362	74	12	25	24	1	47	39	8
46	1,293	1,754	549	67	216	184	32	145	106	39
47	頭部	1	1	-	3	2	1	1	1	-
48	顔面部	1	1	-	2	1	1	2	-	2
49	目	15	10	5	2	1	1	17	3	14
50	耳 口	50	37	13	18	13	5	3	2	1
51	上 腕	33	28	5	16	16	-	4	4	-
52	前 腕	53	45	8	17	13	4	2	2	-
53	手 指	29	24	5	10	9	1	19	18	1
54	大 腿	125	118	7	57	45	12	17	15	2
55	下 腿	166	154	12	59	54	5	28	18	10
56	趾(あしゆび)	2	2	-	7	6	1	5	4	1
57	その他	74	62	12	25	24	1	47	39	8
58	計	549	482	67	216	184	32	145	106	39
59	XII 切断義手									
60	人 切断義足									
61	工 機能障害上肢補助器									
62	補 機能障害下肢補助器									
63	装 機能障害その他									
64	計									

出典：『職業補導提要』（下巻）

[7-2-7-2) 補導生 実態調査

昭和26年4月1日～昭和27年3月31日

A行 番号	B区 分	C項 目	D 総数		E (Dの内数) 身体障害者			
			計	男	女	計	男	女
1	I 定員	補導定員	25,315	-	-	950	-	-
2	II 応募者	総数	44,070	29,393	14,677	1,174	944	230
3	III 補導生	(内数) 自県内応募者	42,414	28,276	14,178	679	540	139
4		総数	22,407	15,805	6,602	870	686	184
5		(内数) 自県内補導生	21,471	15,105	6,366	492	370	122
6		a 当初の入所	20,551	14,363	6,188	738	580	158
7		b 中途入所	1,856	1,442	414	132	106	26
8	IV	a 病気又は死亡	397	263	134	20	19	1
9		b 退所を命ず	573	495	78	19	18	1
10		(1) 性行不良	58	56	2	5	5	-
11		(2) 成業の力なし	31	29	2	5	5	-
12		(3) 欠席又は興味欠如	484	410	74	9	8	1
13		c 自分でやめた	2,117	1,600	517	46	36	10
14		(1) 経済事情	964	792	172	24	20	4
15		(2) 交通事情	139	122	17	1	1	-
16		(3) 家族の病気又は事情	949	628	321	19	13	6
17		(4) 興味喪失又は補導を無価値と思ふ	65	58	7	2	2	-
18		d 就職及び自営	796	609	187	30	25	5
19		e 進学	32	31	1	-	-	-
20		f 結婚	16	1	15	-	-	-
21		g 転科(ママ)	34	30	4	10	8	2
22		h その他	101	84	17	12	12	-
23	V	総数	18,090	12,553	5,545	733	568	165
24		a 就職者	13,290	10,062	3,228	420	319	101
25		b 自営者	2,439	1,250	1,189	218	173	45
26		c 補習の為残留	729	338	391	51	38	13
27		d 未就業	1,640	903	737	44	38	6
28	VI	19歳以下	15,072	11,190	3,882	323	251	72
29		20歳～24歳	4,362	2,984	1,378	264	208	56
30		25歳～29歳	1,675	1,035	640	172	137	35
31		30歳～39歳	993	423	570	93	77	16
32		40歳以上	305	173	132	18	13	5
33		最	-	74	57	-	51	51
34		低	-	14	14	-	14	15

VII就初 職給 者賃 の金	最高	最低	平均	中度		軽度	
				計	男	計	男
35	-	-	4,165	20,000	13,000	-	12,900
36	-	-	4,898	500	500	-	1,000
37	1,623	1,887	3,582	4,898	3,582	3,771	4,200
38	1,089	1,532	2,622	1,089	534	156	127
39	9,562	3,091	2,622	1,532	355	228	197
40	6,713	325	262	9,562	2,622	224	169
41	822	52	48	3,622	3,091	193	69
42	1,242	151	35	597	325	52	49
43	20,521	6,070	684	591	651	48	41
44	290	99	116	191	99	151	35
45	1,596	433	31	1,163	433	35	4
46	20,521	6,070	684	14,451	6,070	539	145
	計	計	計	計	計	計	計
	485	388	97	289	232	57	96
					有		無
47	XI 頭部	-	-	2	1	1	2
48	顔面部	-	-	-	-	-	-
49	目	11	10	1	2	-	16
50	耳口	49	39	10	10	2	3
51	上腕	37	28	9	18	5	3
52	前腕	38	28	10	15	8	7
53	手指	21	16	5	14	2	4
54	大腿	128	115	13	83	25	12
55	下腿	118	91	27	63	6	21
56	趾(あしゆび)	3	2	1	15	4	1
57	その他	80	59	21	65	7	31
58	計	485	388	97	289	57	96
59	XII 切断義手	39	31	8	19	13	6
60	切断義足	112	105	7	14	11	3
61	機能障害上肢補助器	12	10	2	63	50	13
62	機能障害下肢補助器	16	9	7	177	141	36
63	機能障害その他	143	101	42	275	215	58
64	計	322	256	66	548	430	118

出典：『職業補導提要』（下巻）

[7-2-8-1] 公共職業補導所月報 (総数)

種別 年月別	補導 所数	定員	新入者数			修了者数			中途退所者数			今月末現在在所者数		
			計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
			昭和25年計	295	18,350	26,465	19,331	7,134	19,916	14,168	5,748	6,100	4,867	1,233
昭和26年計	-	-	22,197	15,961	6,236	18,590	13,276	5,314	4,770	3,687	1,083	-	-	-
1月	297	18,420	801	536	265	471	332	139	455	355	100	14,860	11,567	3,297
2月	297	18,420	394	318	76	337	359	78	382	295	87	14,535	11,331	3,204
3月	297	18,420	1,399	888	511	9,195	7,369	1,826	398	284	114	6,341	4,566	1,775
4月	276	17,645	11,199	8,612	2,587	2,081	1,556	525	438	342	96	14,940	11,199	3,741
5月	274	17,615	1,075	381	244	577	416	161	532	409	123	14,906	11,205	3,702
6月	272	17,525	1,020	847	173	291	132	169	397	296	101	15,238	11,444	3,604
7月	271	17,495	563	362	201	416	221	195	398	331	67	14,987	11,324	3,543
8月	270	17,480	465	305	160	302	201	101	288	224	64	14,862	10,266	3,538
9月	270	17,510	612	467	145	2,501	1,236	1,265	256	289	67	12,617	11,182	2,351
10月	271	17,525	3,532	2,048	1,484	1,298	782	506	456	340	116	14,395	11,182	3,213
11月	271	17,480	630	427	203	392	223	169	393	310	83	14,240	11,076	3,164
12月	271	17,565	507	320	187	729	549	180	277	212	65	13,742	10,635	3,107

出典：『労働市場年報』

[7-2-8-2] 公共職業補導所月報 (身体障害者分)

種別 年月別	補導 所数	定員	新入者数			修了者数			中途退所者数			今月末現在在所者数		
			計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
			昭和25年計	5	750	1,101	939	162	575	518	57	239	229	10
昭和26年計	-	-	979	783	196	744	614	130	169	141	28	-	-	-
1月	5	750	14	11	3	40	30	10	18	11	7	638	535	103
2月	5	750	27	22	5	17	17	-	10	8	2	638	532	106
3月	5	750	98	77	21	326	276	50	15	13	2	395	320	75
4月	5	750	341	283	53	68	63	5	19	16	3	639	519	120
5月	5	750	91	56	35	4	4	-	18	13	5	708	558	150
6月	5	750	23	20	3	7	1	6	8	6	2	216	171	45
7月	5	750	22	20	2	6	5	1	23	21	2	709	565	144
8月	5	750	42	36	6	22	22	-	9	8	1	720	571	149
9月	5	750	22	20	2	69	48	21	12	12	-	661	531	130
10月	5	750	152	124	28	160	127	33	7	7	-	646	521	125
11月	5	750	110	76	31	4	2	2	20	18	2	732	577	155
12月	5	750	37	33	4	21	12	2	10	8	2	738	583	155

出典：『労働市場年報』

[7-2-9] 公共職業補導所月報への入所あつ旋状況 (計)

年 月別	区分 特別応募者数	入所あつ旋数			入所者数		
		一般	一般失業保険 金受給資格者	身体障害者	一般	一般失業保険 金受給資格者	身体障害者
昭和25年計	—	39,248	2,637	875	22,609	1,334	573
昭和26年計	36,414	39,523	2,098	902	19,987	1,020	597
1月	1,122	492	45	15	367	29	9
2月	2,710	2,269	97	43	488	12	11
3月	10,075	13,070	237	200	2,281	42	77
4月	6,153	9,141	260	185	8,913	207	165
5月	1,860	1,871	119	50	1,379	55	43
6月	1,739	1,575	223	28	752	72	14
7月	1,303	1,040	91	21	576	71	6
8月	1,586	739	74	21	350	32	9
9月	4,883	4,673	409	184	752	81	96
10月	2,856	2,824	304	123	2,850	249	130
11月	1,216	994	148	21	739	91	89
12月	913	835	129	11	542	79	8

出典：『労働市場年報』

[7-2-10] 昭和27年度公共職業補導所の職員定員

職名	一般補導所(人)	特別補導所(人)
所長	270	8
指導員	1,338	111
書記	485	64
用人	322	30
計	2,415	213

出典：『失業対策年鑑』

[7-2-11] 昭和28年度職業補導事業予算

	昭和28年度	昭和27年度	前年度に對する増加額
1、一般職業補導所に必要な経費	千円 301,693	千円 (一般) 223,969 (臨時) 51,517 計 275,946	千円 25,747
2、身体職業補導所に必要な経費	67,395	61,220	6,175
3、本省費	3,034	980	2,054
計	371,122	338,146	23,975

出典：『職業安定広報』

[7-2-12-1] 補導種目別職業補導実施状況 (一般) 27.4.1 現在

職業安定行政に共通して使用されるべき職業分類		補導種目名		26年度実施状況				27年度実施計画					
大分類	中分類	種目数	一回定員	年間定員	種目数	一回定員	年間定員	種目数	一回定員	年間定員	種目数	一回定員	年間定員
0	自由専門的管理的職業	0-4	測量 製図 通訳 統計 無線通信 化学	1 3 4 1 2 1	25 100 140 100 55 30	50 170 280 200 80 30	1 3 4 1 3 1	25 100 135 100 85 30	50 160 220 200 145 30				
1	書記的販売的職業	1-0	英文タイプ 和文タイプ 経理事務 速記	7 9 22 1	235 310 820 30	470 705 1,710 60	7 9 19 1	235 315 675 30	420 660 1,350 60				
2	奉仕職業	2-2	接客サービス職業	8	360	360	10	315	315				
		4-01	食料品製造の職業	2	85	85	7	190	190				
4-9	技能、半技能、無技能職業(製造工業及び関連作業の職業)		水産加工 織布 製糸 手芸(編物) 染色	4 9 1 3 1	150 290 25 105 25	180 375 25 270 50	4 9 1 4 1	150 300 25 135 25	220 385 25 270 50				
		4-21	洋裁 和裁 男子服 ミシン縫製 刺繍	38 1 6 1 4	1,540 30 180 30 130	2,405 60 180 60 206	41 1 8 1 2	1,600 30 220 30 70	2,265 60 220 60 140				
		4-29	木工 竹細工 籐細工 木竹工芸	93 7 1 2	3,150 200 30 55	3,320 315 60 105	93 7 1 2	3,105 205 30 55	3,235 290 60 80				
		4-41	紙及び紙製品製造の職業	2	60	90	3	90	120				
		4-44	活版印刷 騰写印刷	5 9	170 345	170 720	5 12	170 425	170 850				
		4-59	皮革及び皮革製品製造の職業	-	-	-	1	10	10				
			陶磁器 ス製品	8	255	255	8	245	245				

4-65	製造の職業(窯業、土石加工)	石材加工(石工)	2	50	75	2	50	50	50
	板金 鋳造 鍛造 溶接 鍍金 機械 旋盤 仕上 精密機械 時計修理 ミシン組立修理 装身具(真珠) 銅器		10 1 2 14 1 30 2 4 1 2 2 1 1	285 25 55 445 30 1,070 75 155 30 75 50 30 30	460 25 80 610 60 1,130 150 280 30 75 100 30 30	10 4 1 14 1 32 3 4 1 3 3 1 1	280 105 55 440 30 1,095 125 155 30 95 70 30 25	280 105 55 440 30 1,095 125 155 30 95 70 30 25	395 180 55 665 60 1,185 200 230 30 95 120 30 25
4-71	金属加工の職業		30 2 4 1 2 2 1 1	1,070 75 155 30 75 50 30 30	1,130 150 280 30 75 100 30 30	32 3 4 1 3 3 1 1	1,095 125 155 30 95 70 30 25	1,095 125 155 30 95 70 30 25	1,185 200 230 30 95 120 30 25
4-97	電気師及び電気機械器具製造の職業	ラジオ組立修理 電気機器修理	2 7	55 235	85 330	2 7	55 235	85 330	85 285
5-02	輸送機械製造の職業	木船	4	130	130	4	130	130	130
5-06	各種製品製造の職業	義肢 刻印 玩具 模造真珠	- 1 1 2	- 30 25 60	- 30 25 120	- 1 1 -	- 30 25 60	- 30 25 120	10 30 - -
5-16	各種製造加工の職業	塗装 漆器 木型	11 6 1	350 190 25	505 190 25	12 6 1	350 190 25	350 190 25	525 190 50
5-23	建設職業	建築 鉄筋 左官 タイル	90 1 1 1	3,250 40 25 30	3,435 80 25 60	89 1 1 1	3,155 40 30 30	3,155 40 30 30	3,285 80 30 60
5-21	通信、ガス、水道電気の職業	電工	10	325	425	12	390	390	480
		自動車整備 自動車組立修理 内燃機修理	31 1 2	1,470 30 70	1,950 60 70	31 1 2	1,490 30 70	1,490 30 70	1,900 60 70
		(計) 63種目	501	17,805	23,780	521	17,980	17,980	23,095

出典：『職業補導提要』(下巻)

[7-2-2-12-2] 補導種目別職業補導実施状況(身体障害者) 昭和27年4月1日現在

職業安定行政に共通して使用されるべき職業分類		補導種目名		26年度実施状況				27年度実施計画			
大分類	中分類	種目数	年間一回定員	年間一回定員	種目数	一回定員	年間一回定員	種目数	一回定員	年間一回定員	年間一回定員
0	自由専門的職業	1	20	20	1	20	20	1	20	20	20
	管理的職業	1	20	20	1	20	20	1	20	20	20
	0-4	1	20	20	1	20	20	1	20	20	20
1	書記的販売職業	1	20	20	1	20	20	1	20	20	20
	1-0	1	20	20	1	20	20	1	20	20	20
2	奉仕作業職業	1	15	15	1	15	15	1	20	20	20
	2-2	1	15	15	1	15	15	1	20	20	20
	接客サービス職業	1	15	15	1	15	15	1	20	20	20
	4-21	3	110	110	2	80	80	2	80	80	80
	洋裁	3	110	110	2	80	80	2	80	80	80
	男子服	3	160	160	4	210	210	4	210	210	210
	木工	2	20	20	2	20	20	2	20	20	20
	木材及び木材製品	2	20	20	2	20	20	2	20	20	20
	4-29	1	10	10	1	10	10	1	10	10	10
	品の製造の職業	1	10	10	1	10	10	1	10	10	10
	藤細工	1	20	20	1	20	20	1	20	20	20
	(A) 製造工業及び関係職業	1	20	20	—	—	—	—	—	—	—
	木竹工芸	1	20	20	—	—	—	—	—	—	—
	印刷業の職業	3	80	80	3	70	70	3	70	70	70
	4-59	4	60	60	3	70	70	3	70	70	70
	皮革及び皮革製品製造の職業	4	60	60	3	70	70	3	70	70	70
	(製靴、革袋物)	3	60	60	3	70	70	3	70	70	70
	4-71	1	20	20	1	20	20	1	20	20	20
	金属加工の職業	1	20	20	1	20	20	1	20	20	20
	ミン組立修理	1	20	20	1	20	20	1	20	20	20
	時計修理	4	105	105	3	100	100	3	100	100	100
	機械	1	10	10	—	—	—	—	—	—	—
	4-97	1	30	30	1	30	30	1	30	30	30
	電気師及び電気機械器具製造の職業	1	30	30	1	30	30	1	30	30	30
	ラジオ組立修理	1	30	30	1	30	30	1	30	30	30
	電気機器修理	1	30	30	1	30	30	1	30	30	30
	5-06	5	60	60	5	55	55	5	55	55	55
	各種の製造の職業	5	60	60	5	55	55	5	55	55	55
	義肢	4	60	60	4	75	75	4	75	75	75
	5-63	1	10	20	1	10	10	1	10	10	10
	各種の職業	1	10	20	1	10	10	1	10	10	10
	(B) 非製造加工作業の職業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	自動車組立修理	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(計)	41	900	930	47	1,150	1,150	47	1,150	1,150	1,150

(備考) ※昭和27年度計画として愛知県及び広島県に身体障害者補導所の設置が予定されており、その種目数は計10種目、一回定員は計250名(年間定員250名)の見込みであるが、その具体的な種目については未定である。

出典：『職業補導提要』(下巻)

[7-2-2-13] 総合職業補導所の概要

年度区分	設置箇所数	補導種目数	定員	予算		
				施設費(建設)	補導所経営委託費	計
昭和28年度	9	16	710	75,410,000	12,397,000	87,807,000
昭和29年度	9	42	1,500	236,364,000	106,731,777	351,757,234
昭和30年度	2	34	1,150	321,913,000	8,661,457	351,757,234
計	20	92	3,360	633,687,000	8,661,457	351,757,234

出典：『失業対策年鑑』昭和30年版より。

[7-2-2-14] 補導生就職先規模別調

就職先規模別	一般公共職業補導所		総合職業補導所		身体障害者公共職業補導所	
	昭和32年度	昭和31年度	昭和32年度	昭和31年度	昭和32年度	昭和31年度
4人以下	20.5	19.7	6.4	7.4	50.0	69.7
5～9人	23.1	21.7	14.5	16.3	18.1	14.1
10～49人	34.8	31.5	39.9	32.0	23.0	9.7
50人以上	21.6	27.1	39.2	44.4	8.9	6.4

出典：『失業対策年鑑』昭和32年版

[7-2-2-15] 技能検定実施状況(公共職業補導所関係)

昭和29年度前期	受験者総数		合格者数		合格率	
	人	%	人	%	人	%
昭和29年度前期	2,176	96	2,089	96	2,089	96
後期	8,438	90	7,591	90	7,591	90
昭和30年度前期	2,099	88	1,835	88	1,835	88
後期	10,190	81	8,162	81	8,162	81
昭和31年度前期	2,056	79	1,625	79	1,625	79
後期	10,998	81	8,942	81	8,942	81
昭和32年度前期	1,938	82	1,581	82	1,581	82
後期	11,881	80	9,551	80	9,551	80

出典：『失業対策年鑑』昭和32年版。

[7-2-16] 補導種目別職業補導実施状況(一般・臨時)

27.4.1.現在

種目名	一般			臨時			計		
	種目数	一回定員	年間延定員	種目数	一回定員	年間延定員	種目数	一回定員	年間延定員
測量	1	25	50	-	-	-	1	25	50
製図	3	100	160	8	230	430	11	330	590
通訳	4	135	220	-	-	-	4	135	220
統計	1	100	200	-	-	-	1	100	200
無線通信	3	85	145	2	60	120	5	145	265
化学	1	30	30	-	-	-	1	30	30
英文タイプ	7	235	420	2	40	80	9	275	500
和文タイプ	9	315	660	9	185	380	18	500	1,040
経理事務	19	675	1,350	43	1,120	2,240	62	1,795	3,590
速記	1	30	60	4	110	200	5	140	260
理容	10	315	315	-	-	-	10	315	315
美容	7	190	190	1	25	25	8	215	215
水産加工	4	150	220	1	20	40	5	170	260
織布	9	300	385	-	-	-	9	300	385
製糸	1	25	25	-	-	-	1	25	25
手芸(編物)	4	135	270	8	170	360	12	305	630
染色	1	25	50	-	-	-	1	25	50
洋裁	41	1,600	2,265	22	470	795	63	2,070	3,060
和裁	1	30	60	1	25	50	2	55	110
男子服	8	220	220	5	130	130	13	350	350
ミシン縫製	1	30	60	4	110	200	5	140	260
刺繍	2	70	140	-	-	-	2	70	140
木工	93	3,105	3,235	3	60	100	96	3,165	3,335
竹細工	7	205	290	-	-	-	7	205	290
籐細工	1	30	60	-	-	-	1	30	60
木竹工芸	2	55	80	-	-	-	2	55	80
製紙	3	90	120	-	-	-	3	90	120
活版印刷	5	170	170	3	70	120	8	240	290
謄写印刷	12	425	850	16	390	810	28	815	1,660
皮革加工(製靴革袋物)	1	10	10	-	-	-	1	10	10
陶磁器	8	245	245	-	-	-	8	245	245
石材加工(石工)	2	50	50	-	-	-	2	50	50

種目名	一般			臨時			計		
	種目数	一回定員	年間延定員	種目数	一回定員	年間延定員	種目数	一回定員	年間延定員
板金	10	280	395	9	185	345	19	465	740
鑄造	4	105	130	1	20	20	5	125	150
鍛造	2	55	55	1	20	40	3	75	95
溶接	14	440	665	6	155	305	20	595	970
鍍金	1	30	60	1	20	40	2	50	100
機械	30	1,095	1,185	15	360	500	45	1,455	1,685
旋盤	3	125	200	-	-	-	3	125	200
仕上	4	155	230	-	-	-	4	155	230
精密機械	1	30	30	-	-	-	1	30	30
時計修理	3	95	95	1	30	30	4	125	125
ミシン組立修理	3	70	120	2	40	80	5	100	200
装身具(真珠)	1	30	30	-	-	-	1	30	30
銅器	1	25	25	-	-	-	1	25	25
ラヂオ組立修理	2	55	85	9	220	390	11	275	475
電気機器修理	7	215	285	1	30	30	8	245	315
木船	4	130	130	-	-	-	4	130	130
義肢	1	10	10	-	-	-	1	10	10
刻印	1	30	30	-	-	-	1	30	30
毛筆	12	350	525	2	40	80	14	390	605
塗装	6	190	190	-	-	-	6	190	190
漆器	1	25	50	-	-	-	1	25	50
木型	89	3,155	3,285	1	20	20	90	3,175	3,305
建築	1	40	80	-	-	-	1	40	80
鉄筋	1	30	30	-	-	-	1	30	30
左官	1	30	60	1	30	60	2	60	120
タイル	12	390	480	4	110	190	16	500	670
電工	31	1,490	1,900	5	120	170	36	1,610	2,070
自動車整備	1	30	60	1	30	60	2	60	120
自転車組立修理	2	70	70	-	-	-	2	70	70
内燃機修理									
(合計)	521	17,980	23,095	193	4,665	8,480	214	22,645	31,575

出典：『職業補導提要』(下巻)

[7—3—1] 技能者養成実施数

年月	単 独		共 同 養 成		国庫補助 万円
	事業所数 所	養成工数 人	団体数 所	養成工数 人	
昭和					
23年12月	67	1,968			
24年12月	209	2,399			
25年12月	1,530	8,235	19		
26年12月	1,863	(26,729)	259		
27年12月	3,562	22,029	563	27,983	
28年12月	2,180	19,594	808	44,541	797
29年12月	1,489	18,251	876	46,730	?
30年12月	1,180	16,078	843	45,310	1,350
31年12月	762	15,482	678	39,649	900
32年12月	602	17,827	662	38,592	900
33年7月	495	20,174	665	42,485	3,000
34年4月	260	15,806	467	38,894	2,906

出典 昭和32年までは『労働基準監督年報』、33年度以降は『失業対策年鑑』。

(注) () は昭和26年度までの合計数。

出典：

[7—3—3] 技能種目別技能習得者数
(昭和23年12月1日現在)

技能種目別 技能名	18才以上		18才未満		計
	通勤	住込	通勤	住込	
	男	女	男	女	
建具職	5	3	2		7
大工	"	"	"	3	6
電気工	1	1	1	1	17
機装工	"	"	68	3	72
機械組立工	"	2	48	41	91
電気機械組立工	4	"	276	227	507
精密機械工	"	2	7	5	17
治工具及金型 仕上工	"	"	19	2	21
仕上工	2	"	129	7	138
原図工	"	1	36	9	46
造船木工	"	"	74	5	79
車両木工	"	"	2	2	2
鍛工	10	"	26	6	42
木型工	3	"	21	6	30
鋳物工	1	"	78	8	87
ガス溶接工	"	"	1	1	1
電弧溶接工	"	"	32	32	32
製缶工	1	"	26	4	31
板金工	"	"	"	1	1
機械工	3	2	127	33	202
漆器師	8	3	22	4	37
陶工	男	男	男	男	1
	女	女	女	女	11
機関車乗務員	319	21	139	12	491
計	男 364 小計	男 38 女 38 小計	男 1,181 女 1,181 小計	男 380 女 380 小計	
合計	407		1,561		1,968

(出典)昭和23年『労働基準監督年報第一回』(p.172)より。

〔7-3-2〕 都道府県別「認可技能職種別技能習得者数」（昭和23年12月1日現在）

技能名 都道府県別	建具職	大工	電気工	機装工	機械組立工	電気機械組立工	精密機械工	治工具及金型仕上工	仕上工	原図工	造船木工	車両木工	鍛工	木型工	鋳物工	ガス溶接工	電弧溶接工	製缶工	板金工	機械工	漆器工	(1) 漆素地師	(2) 漆塗師	(3) 漆加飾師	陶工	機関車乗務員	計
北海道																											3
山形																										99	99
神奈川県																										5	523
新潟																											5
石川																											35
岐阜																											58
愛知																											158
三重																											175
大阪																											28
兵庫																											304
奈良																											6
和歌山																											19
広島																											181
山口																											14
香川																											212
愛媛																											2
福岡																											8
長崎																											133
宮崎																											5
合計	7	6	17	72	91	507	17	21	138	46	79	2	42	30	87	1	32	31	1	202	37	(13)	(5)	11	491	1,968	

(編注) 上掲以外の都道府県にては認可なし。

(出典) 昭和23年『労働基準監督年報第一回』

(出典) 昭和二十三年『労働基準監督年報第二回』

〔7-3-4〕 産業別技能習得者数 (昭和23年12月1日現在)

事業区分	認可事業場数	全労働者数	雇入者数	技能習得者数	内訳
漆器製造業				37	漆器師
陶磁器製造業				11	陶工
鋳物業				31	鋳物工
機械器具製造業				15	鍛工
電気機械器具製造業				507	精密機械工 5, 鋳物工 3, 機械工 24, 電弧溶接工 1, 精密機械組立工 1, 電気溶接工 1, 精密機械組立工 5, 機械組立工 2, 木型工 1, 板金工 1, 治工具及金型仕上工 1, 電弧溶接工 1, 鋳物工 3, 機械工 24
鉄道車両製造業				26	鋳物工
農業用機械器具製造業				9	鍛工
自動車製造業				11	機械工
家具・建具製造業				7	建具職
運輸業				491	機関車乗務員
船舶製造業				22	鍛工
探鉱業				3	鍛工
土建請負業				6	大工
計	67	28,906	1,968		

〔7-3-5〕 規模別技能者養成認可事業場数 (昭和24年12月1日現在)

全労働者数	事業場数	全事業場数に対する割合%
1000人以上	15	7.2
100人以上~1000人未満	10	4.8
10人以上~100認可技能職種別	26	12.4
2人以上~10人未満	93	44.5
認可のみうけて現在労働者のいないもの	59	28.2
1人	6	2.9
計	209	100.0

(出典) 昭和二十四年『労働基準監督年報第二回』

[7-3-6] 技能種目別技能習得者並びに指導員資格調(昭和 27 年度)

部門別	項目	技 習 年 度 別						技 習 年 度 別 者 数		年 齢 別		部 門 別 計		指 導 者 数		計	
		教 育		3		4		計		18 歳 未 滿	18 歳 以 上	指 導 員 数	技 能 習 得 者 数	修 了 者 数	技 規 第 18 技 術 文 本 本 文 該 当 者		技 規 第 18 技 術 書 該 当 者
		1	2	3	4	計	計	計									
工 芸 関 係	ついで金工	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	彫金工	10	-	-	-	-	-	10	7	3	10	-	-	-	3	3	
	鍍金工	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	かざり工	1	-	-	-	-	-	1	1	1	1	-	-	-	1	1	
	七宝工	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	寶石工	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ガラス工	34	65	-	-	-	-	99	31	68	99	566	898	7	25	32	
	陶工	31	84	20	-	-	-	415	262	153	415	-	-	1	219	220	
	漆工	290	29	4	2	-	-	325	112	213	325	-	-	12	267	279	
	編組工	7	11	-	-	-	-	18	11	7	18	-	-	-	12	12	
木彫工	12	2	-	-	-	-	14	8	5	18	-	-	-	19	19		
金属玩具工	2	5	-	-	-	-	7	2	5	7	-	-	-	-	-		
織 維 関 係	手織工	78	187	60	-	-	-	325	170	1796	325	13,078	16,001	3	119	122	
	紡機調整工	52	168	5	-	-	-	225	85	1,796	235	-	-	-	92	92	
	織機調整工	785	306	88	-	-	-	1,179	675	4,888	1,179	-	-	73	577	650	
	メリヤス機調整工	6	-	-	-	-	-	6	3	6	324	-	-	-	4	4	
	染色工	1,284	480	32	-	-	-	1,796	669	1,127	6	-	-	55	1,309	1,364	
	な染ロール彫刻工	10	38	20	-	-	-	68	36	330	2	-	-	-	28	28	
	型紙彫刻工	-	6	-	-	-	-	6	-	6	6	-	-	-	-	-	
	洋服工	11,078	1,075	-	-	-	-	12,153	4,622	7,531	12,153	-	-	25	10,660	10,685	
	洋裁工	230	19	-	-	-	-	249	69	180	4,737	-	-	3	130	133	
	製銃工	24	7	-	-	-	-	31	-	31	31	-	-	-	19	19	
金 属	製鋼工	27	9	-	-	-	-	36	24	10	36	-	-	-	17	17	
	非鉄金属精錬工	8	4	-	-	-	-	8	8	7	8	-	-	-	9	9	
	金属材料試験工	14	12	-	-	-	-	46	34	12	46	-	-	-	39	39	
	金属検査工	6	7	-	-	-	-	13	12	1	13	-	-	-	3	3	
	操炉工	24	4	-	-	-	-	28	9	19	28	-	-	-	13	13	
	圧延伸張工	163	18	2	-	-	-	183	101	82	183	-	-	2	103	105	
	鍛工	279	153	73	-	-	-	505	247	252	505	-	-	4	274	278	
	刃物工	120	7	9	-	-	-	136	75	61	136	-	-	-	92	92	
	金属溶融工	18	6	-	-	-	-	24	10	25	24	2,317	4,969	-	24	24	

関係	770 (58)	751 (67)	223 (25)	1,744 (150)	1,326 (107)	418 (43)	1,744 (150)	204	15	811 (9)	826 (9)
係	770 (58)	751 (67)	223 (25)	1,744 (150)	1,326 (107)	418 (43)	1,744 (150)	204	15	811 (9)	826 (9)
木型工	82 (5)	59 (1)	33 (7)	174 (13)	121 (10)	53 (3)	174 (13)	66	3	72	75
板金工	351 (37)	147 (20)	24 (7)	522 (64)	348 (32)	174 (32)	522 (64)	37	1	248 (1)	249 (1)
金属プレス工	114	24	3	141	94	47	141	10	—	56	56
製かん工	270 (15)	173 (17)	70 (21)	513 (53)	332 (26)	181 (27)	513 (53)	89	2	184 (7)	186 (7)
電弧溶接工	184 (14)	160 (8)	84 (7)	428 (29)	348 (26)	80 (3)	428 (29)	89	2	107 (4)	109 (4)
ガス溶接工	207 (6)	94 (3)	23 (5)	324 (16)	205 (12)	119 (4)	324 (16)	9	3	134 (3)	137 (3)
メッキ工	15	19	13	47 (3)	19	28 (3)	47 (3)	1	—	41	41
熱処理工	33 (1)	5	3	41 (1)	34 (3)	7	41 (1)	8	—	27	27
鉛工	12	3	10	25	13	12	25	—	—	12	12
電線被装工	60 (3)	7	—	67 (3)	24 (3)	43	67 (3)	1	3	44	47
ケーブル工	2 (2)	—	—	2 (2)	2	—	2	—	—	1	1
電路工	205 (6)	31 (2)	40 (1)	276 (9)	48 (4)	228 (5)	276 (9)	14	—	122	122
電機運転工	6	4	6	16	8	8	16	9	—	8	8
電機組立工	383 (31)	213 (32)	135 (31)	731 (94)	589 (62)	142 (32)	731 (94)	434	4	229 (1)	233 (1)
通信機組立工	11 (3)	4 (2)	3 (3)	18 (8)	13 (6)	5 (2)	18 (8)	14	—	12	12
特殊真空管工	1	24	4	29	5	24	29	—	—	5	5
電機製図工	2	7 (2)	7 (4)	16 (6)	12 (5)	4 (1)	16 (6)	15	—	10	10
精密機器関係	33	30	6	69	62	7	69	—	—	21	21
光学機器工	40 (4)	30 (4)	2	72 (8)	52 (3)	20 (5)	72 (8)	7	—	34 (2)	34 (2)
計測機器工	213 (134)	37 (13)	7 (4)	257 (151)	105 (56)	152 (95)	257 (151)	—	2	262	264
時計工	4	23	15 (1)	42 (1)	25	17 (1)	42 (1)	4	—	33	33
理化学器機工	42 (1)	56	9	107 (1)	81	26 (1)	107 (1)	—	—	18	18
機械関係	1,749 (211)	1,209 (69)	356 (56)	3,314 (336)	2,453 (226)	861 (110)	3,314 (336)	680	56	1,386 (24)	1,442 (24)
一般	603 (57)	474 (39)	276 (57)	1,353 (153)	900 (106)	363 (47)	1,353 (153)	252	22	572 (20)	594 (20)
機	23 (3)	19	7 (1)	49 (4)	26 (3)	23 (3)	49 (4)	8	—	35 (1)	35 (1)
械	30	31 (2)	6	67 (2)	58	9 (2)	67 (2)	20	—	15	15
関係	116 (1)	84 (7)	18	218 (8)	165 (8)	53	218 (8)	126	1	68 (2)	69 (2)
内	87 (9)	65	34 (8)	186 (24)	120 (10)	66 (14)	186 (24)	5	—	73 (1)	73 (1)
燃	3 (3)	6	3	12 (3)	3 (3)	9	12 (3)	9	—	9	9
機	5	9 (2)	—	14 (2)	7 (2)	7	14 (2)	7	—	16	16
汽	5	31 (6)	1	37 (7)	36 (7)	1	37 (7)	3	—	5	5
かん	46 (2)	16	5	67 (2)	61 (2)	6	67 (2)	—	—	35	35
工	56 (4)	37 (4)	—	93 (8)	52 (5)	41 (3)	93 (8)	4	—	31	31
起重機運転工	5	31 (6)	1	37 (7)	36 (7)	1	37 (7)	3	—	5	5
機械塗装工	56 (4)	37 (4)	—	93 (8)	52 (5)	41 (3)	93 (8)	4	—	31	31
木工	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

係	針布工	14 (14)	-	14 (14)	14 (14)	-	-	14 (14)	-	-	-	-	9	9
	製針工	5 (1)	8	10 (3)	10 (3)	19 (3)	-	29 (6)	-	-	4	-	5	5
	機械製図工	23 (2)	20 (1)	67 (2)	67 (2)	18 (1)	-	85 (3)	1	1	29	1	47 (2)	49 (2)
造	造船ぎ装工	12	16	41	41	10	-	51 (1)	-	-	38	-	50	50
	電機ぎ装工	15 (1)	13 (3)	40 (3)	40 (3)	9 (2)	-	49 (6)	-	-	10	-	19	19
	鉄工	127 (19)	85 (20)	261 (40)	261 (40)	64 (12)	-	325 (52)	-	-	62	-	77	77
	銅工	45 (4)	27 (6)	92 (13)	92 (13)	20 (6)	-	112 (18)	-	-	32	-	28	28
船	ドック工	12 (1)	8 (4)	27 (5)	27 (5)	6 (3)	-	33 (8)	-	-	16	-	9	9
関	船台大工	5	5	16	16	5	-	21	-	441	-	-	4	4
	船具工	7 (2)	7 (2)	14 (4)	14 (4)	8 (1)	-	22 (5)	-	-	-	-	6	6
係	造船木工	20	41 (4)	80 (5)	80 (5)	40 (2)	-	120 (7)	2	48	48	2	37	39
	舟大工	125 (19)	24 (5)	57 (21)	57 (21)	173 (27)	-	230 (48)	4	-	-	4	124	128
	現図工	31 (2)	42 (1)	88 (4)	88 (4)	31 (4)	-	119 (4)	1	25	25	1	41	42
	造船製図工	14 (5)	13 (6)	27 (9)	27 (9)	12 (4)	-	39 (13)	-	11	11	-	39	39
車	内燃自動車工	638 (45)	44 (1)	521 (35)	521 (35)	560 (36)	-	1,081 (71)	41	-	-	41	490	531
両	電気自動車工	1	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	1	1
関	自転車工	446 (162)	-	206 (105)	206 (105)	268 (67)	-	474 (172)	1	-	-	1	408	409
係	車両木工	40 (3)	22 (1)	101 (4)	101 (4)	27 (4)	-	128 (4)	1	9	9	1	37	38
	内張工	3	-	3	3	-	-	3	-	-	-	-	2	2
化	酸アロカリ工	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
	無機薬品工	15	-	2	2	13	-	15	-	-	-	-	6	6
	圧縮および液化ガス工	-	17 (17)	-	-	17 (17)	-	17 (17)	-	-	-	-	2	2
	電炉製品工	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	特殊ガラス工	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学	ガラス製品工	23	42	31	31	37	3	68	-	-	-	-	27	27
	窯業焼成工	32 (3)	14	9 (1)	9 (1)	39 (2)	2	48 (3)	-	-	-	-	16	16
	産業火薬工	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
関	高压合成工	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
	合成樹脂工	13	13	13	13	13	-	26	-	195	-	-	5	5
	ガス発生炉工	4 (4)	6 (3)	-	-	10 (7)	-	10 (7)	-	390	-	-	9	9
係	有機合成工	3 (3)	4 (3)	-	-	7 (6)	-	7 (6)	-	-	-	-	8	8
	塗料工	-	1	1	1	-	-	1	-	-	-	-	1	1
	油脂工	2	24 (5)	10	10	16 (5)	-	26 (5)	-	-	-	-	26	26
	硝化綿及びセルロイド工	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

職種	2	10	12	1	11	12	6,608	7,055	2,625	508	31,031	31,539
パルプ工												
製紙工	46	38	84	5	79	84					35	35
はっ酸製品工	24	13	37	6	31	37					23	23
化学分析工	20	15	39	27	12	39			6		32	32
	(4)	(3)	(8)	(5)	(3)	(8)						
大工	2,857 (999)	771 (310)	5,703 (2,174)	1,771 (889)	3,932 (1,285)	5,703 (2,174)			36	20	3,741	3,761
建具工	963 (288)	91 (19)	1,501 (429)	590 (201)	1,911 (628)	1,501 (429)			47	14	1,017	1,031
家具工	1,346 (388)	217 (102)	2,081 (616)	930 (298)	1,151 (318)	2,081 (616)			6	24	1,061	1,085
塗装工	108 (26)	—	88 (20)	88 (26)	83 (21)	88 (20)			—	—	95	95
左官	291 (51)	15	465 (105)	163 (37)	302 (68)	465 (105)			—	4	291	295
タイル張り工	4	1	8	5	3	8			—	—	7	7
配管工	21	5	38	21	17	38		10,374	12	—	27	27
石工	188 (63)	3	199 (69)	122 (52)	77 (17)	199 (69)			—	—	153	153
築炉工	8 (4)	—	8 (4)	4 (4)	4 (4)	8 (4)			2	—	10	10
屋根ふき工	62 (21)	2	64 (23)	22 (11)	42 (23)	64 (23)			—	—	25	25
表具工	1	—	4	2	2	4			—	—	3	3
畳工	101 (68)	—	107 (73)	54 (39)	53 (34)	107 (73)			—	—	116	116
印刷工	685 (57)	15	859 (59)	478 (27)	381 (32)	859 (59)			—	2	530	532
製本工	11	—	32 (1)	10 (1)	22 (1)	32 (1)			—	—	14	14
製靴工	—	—	—	—	—	—	4,158	7,055	—	—	2	2
くつ工	50 (26)	—	60 (33)	34 (24)	26 (9)	60 (33)			—	—	36	36
製パン工	5,671 (2,196)	—	6,034 (2,336)	2,622 (1,161)	3,412 (1,175)	6,034 (2,336)			—	92	3,426	3,518
おけたる工	59 (21)	—	70 (26)	27 (8)	43 (18)	70 (26)			—	1	55	56
職種未定	277	—	277	277	277	277			—	—	—	—
合 計	35,090 (10,289)	3,253 (878)	50,012 (13,858)	24,169 (6,610)	25,843 (7,248)	50,012 (13,858)			2,625	508	31,031 (119)	31,539 (122)

(備考) (1) 技能習得者の()内の数字は住込(寄宿)の習得者の員数である。

(2) 指導員数の()内の数字は、一人の指導員が二職種以上の資格を有している場合を、その従たる技能職種についての員数である。

(3) 修了者数は昭和27年1月1日より12月31日までの間に修了したものの数である。

出典：昭和二十七年『労働基準監督年報第五回』

[7-3-7] 技能種目別技能習得者並びに指導員資格調(昭和 28 年度)

技能種目別	技能習得者数										計	専任技能者	習得者数	養成契約	修了者数	養成に当たっている技術者数	技術者養成資格免状交付数	計	
	1		2		3		4		計										
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上									
ついで金工	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
彫金工	-	10	-	-	-	10	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	5
鋳金工	1	3	13	-	1	16	3	-	17	3	-	-	-	-	-	-	-	-	25
かざり工	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8
七宝工	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
寶石工	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガラス工	10	30	3	-	43	33	9	-	43	11	-	-	-	-	-	-	-	-	46
陶工	158	145	53	-	356	254	6	-	356	8	-	-	-	-	-	-	-	-	410
漆工	275	359	16	4	654	379	245	-	624	390	-	-	-	-	-	-	-	-	990
編組工	5	6	-	-	11	6	5	-	11	11	-	-	-	-	-	-	-	-	28
木彫工	68	31	1	-	100	38	9	-	100	44	-	-	-	-	-	-	-	-	92
金属玩具工	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
手織工	110	58	47	7	222	156	66	7	222	143	-	-	-	-	-	-	-	-	128
紡機調整工	85	91	84	-	260	168	92	-	260	91	-	-	-	-	-	-	-	-	236
織機調整工	1,050	315	162	15	1,542	1,018	524	-	1,542	88	-	-	-	-	-	-	-	-	1,625
メリヤス機調整工	-	6	-	-	6	2	4	-	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	4
染色工	509	772	388	-	1,669	1,179	490	-	1,669	704	-	-	-	-	-	-	-	-	2,162
な染ロール彫刻工	12	14	32	-	58	38	20	-	58	58	-	-	-	-	-	-	-	-	51
型紙彫刻工	8	-	-	-	8	4	4	-	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	7
洋服工	7,494	6,336	616	2	14,448	5,084	2,880	-	14,448	7,319	-	-	-	-	-	-	-	-	27,189
洋服工	1,408	94	21	-	1,523	992	531	-	1,523	147	-	-	-	-	-	-	-	-	3,249
製鉄工	18	7	7	-	32	15	17	-	32	13	-	-	-	-	-	-	-	-	28
製鋼工	27	28	12	-	67	59	8	-	67	67	-	-	-	-	-	-	-	-	68
非鉄金属精錬工	9	-	-	-	9	4	4	-	9	9	-	-	-	-	-	-	-	-	33
金属材料試験工	23	25	18	-	66	54	12	-	66	66	-	-	-	-	-	-	-	-	68
金属検査工	10	18	6	-	34	28	6	-	34	34	-	-	-	-	-	-	-	-	30
操炉工	8	14	14	-	26	17	9	-	26	26	-	-	-	-	-	-	-	-	52
圧延伸張工	104	13	16	-	233	194	39	-	233	233	-	-	-	-	-	-	-	-	228
鍛工	230	153	107	-	490	262	133	-	490	490	-	-	-	-	-	-	-	-	767
刃物工	71	102	8	-	181	89	92	-	181	181	-	-	-	-	-	-	-	-	308
金属溶融工	11	11	4	-	26	20	6	-	26	26	-	-	-	-	-	-	-	-	65

鋳物工	864	611	475	18	1,968	1,405 (289)	563 (28)	1,968 (317)	7	287 (8)	235	17	934	951	35	1,454	1,489
木型工	72	70	42	2	186	135	51	186	1	10	63	4	68	72	4	127	131
板金工	1,411	264	86	—	1,761	908 (182)	853 (155)	1,761 (337)	—	45 (1)	47	8	1,324	1,332	14	2,410	2,424
金属プレス工	44	80	20	—	144	94	50	144	—	20 (6)	6	—	62	62	—	118	118
製かん工	264	215	112	6	597	411 (39)	168 (4)	579 (43)	13	55 (9)	137	1	172	173	4	321	325
電弧溶接工	259	178	130	7	574	440 (88)	134 (11)	574 (99)	3	19 (8)	145	2	141	143	4	205	209
ガス溶接工	144	122	65	—	331	189 (12)	142 (4)	331 (19)	3	27 (4)	33	2	134	136	22 (2)	416 (2)	438 (4)
メッキ工	33	17	6	—	56	27	29	56	—	2	—	—	21	21	—	61	61
熱処理工	52	24	5	—	81	73 (1)	8	81 (1)	22	—	9	—	27	27	—	46	46
鉛工	6	9	2	—	17	3	14	17	—	—	10	—	12	12	—	28	28
電線被装工	25	45	6	—	76	23 (3)	53 (7)	76 (10)	—	21 (8)	—	—	46	46	—	48	48
ケーブル工	—	2	—	—	2	2	—	2	—	—	—	—	1	1	—	2	2
電路工	284	109	17	—	410	179 (49)	231 (20)	410 (69)	—	5 (1)	22	1	103	104	12	352	364
電機運転工	—	4	2	—	6	2	4	6	—	—	17	—	6	6	1	82	83
電機組立工	294	337	171	—	802	594 (73)	208 (28)	802 (101)	—	14	428	6	229	235	7	395	402
通信機組立工	11	10	6	—	27	13 (4)	14 (2)	27	—	1	7	—	12	12	—	53	53
特殊真空管工	2	23	2	—	27	8	19	27	—	—	4	—	6	6	—	7	7
電機製図工	8	3	10	—	21	14 (3)	7	21 (3)	—	—	26	—	8	8	—	15	15
工学機器工	28	21	27	18	94	71	23	94	—	—	2	—	24	24	—	35	35
計測機器工	16	37	22	—	75	34 (2)	41 (2)	75 (4)	—	6	2	—	41	41	—	57	57
時計工	174	128	19	—	321	119 (121)	202 (59)	321 (180)	—	16	—	3	312	315	8	716	724
理化学器機工	16	7	17	—	40	26	14	40	—	—	16	—	17	17	—	39	39
レンズ研磨工	28	29	50	22	129	78	51	129	—	4	1	—	21	21	2	48	50
機械工	2,251	1,440	839	5	4,535	3,230 (432)	1,305 (106)	4,535 (529)	50	438 (19)	750	52	1,793	1,845	130	3,207	3,337
仕上工	754	530	382	—	1,666	1,245 (131)	421 (34)	1,666 (165)	23	133 (6)	448	19	629	648	53	1,148	1,201
治工具仕上工	20	21	15	2	58	34 (1)	24	58 (1)	1	12	12	1	26	27	1	70	71
機械検査工	40	36	30	—	106	63 (6)	43 (2)	106 (2)	—	1	22	—	21	21	—	45	45
機械組立工	218	103	116	—	437	352 (20)	85 (3)	437 (23)	—	9 (1)	20	1	111	112	4	244	248
内燃機関組立工	101	66	59	10	236	156 (14)	80 (15)	236 (29)	—	26 (2)	34	1	64	65	10	172	182
機械運転工	10	4	—	—	14	3 (3)	—	14 (3)	—	—	—	—	9	9	—	17	17
汽かん工	7	3	4	—	14	8 (3)	6	14 (3)	—	6	—	—	13	13	12	129	141
起重機運転工	13	4	31	—	48	20 (13)	28 (3)	48 (16)	—	1	1	—	7	7	—	36	36
機械塗装工	74	43	14	—	131	93 (1)	38 (1)	131 (1)	1	6	12	—	39	39	—	54	54
木工	63	50	27	—	140	75 (17)	65 (12)	140 (29)	—	5	2	—	51	51	—	123	123
針布工	—	—	9	—	9	7 (7)	2 (1)	9 (8)	—	4	—	—	9	9	—	9	9

製針工	-	5	16	-	21	3	18	21	-	6	8	-	5	-	5	5
機械製図工	57	38	46	-	141	104 (7)	37 (12)	141 (7)	-	1	60	1	74	5	161	166
造船ぎ装工	13	10	20	-	43	29	14	43	1	4	45	-	51	-	64	64
電機ぎ装工	23	20	17	-	60	46 (5)	14	60 (5)	-	-	24	-	21	-	25	25
鉄工	166	129	110	3	408	343 (39)	65 (6)	408 (45)	15	15	201	1	91	1	115	116
銅工	49	42	31	-	122	101 (13)	21	122 (13)	3	5	63	-	27	-	40	40
ドック工	12	12	12	-	36	31 (6)	5 (3)	36 (9)	2	-	36	-	5	-	6	6
船台大工	7	7	11	2	27	20 (2)	7	27 (2)	3	3	10	-	5	-	5	5
船具工	7	7	6	-	20	17 (4)	3	20 (5)	-	2	4	-	5	-	6	6
造船木工	18	33	37	-	88	60	28 (1)	88 (1)	-	14	68	2	23	2	55	57
舟大工	82	45	45	-	172	22 (9)	150 (38)	172 (47)	-	37	1	4	90	33	250	283
理図工	46	40	47	13	146	86 (2)	60	146 (2)	3	-	31	3	44	3	79	82
造船製図工	21	20	12	-	53	39 (8)	14 (2)	53 (10)	-	-	26	-	30	-	40	40
内燃自動車工	628	435	301	-	1,364	488 (30)	876 (51)	1,364 (81)	1	101 (9)	18	47	495	241	1,146	1,387
電気自動車工	-	1	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	1	-	1	1
自転車工	544	147	18	2	711	311 (12)	400 (126)	711 (251)	-	41 (2)	-	1	569	5	1,466	1,471
車両木工	103	36	65	-	204	157 (3)	47 (2)	204 (5)	-	6	33	-	41	-	86	86
内張工	-	1	1	-	2	2	-	2	-	1	-	-	1	1	13	14
酸アルカリ工	-	3	-	-	3	3	-	3	-	-	-	-	4	-	7	7
無機薬品工	2	13	-	-	15	2	13	15	-	-	-	-	5	-	5	5
圧縮および液化ガス工	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	8
電炉製品工	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3
特殊ガラス工	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	15
ガラス製品工	28	37	2	-	67	22 (8)	45 (3)	67 (11)	19	-	3	-	25	-	55	55
薬業焼成工	20	19	2	-	41	11 (2)	30 (10)	41 (12)	-	7	-	-	14	-	31	31
産業火薬工	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	7
高圧合成工	-	3	-	-	3	3	-	3	-	-	-	-	2	-	2	2
合成樹脂工	2	16	-	-	18	2	10	18	-	5	-	-	7	-	10	10
ガス発生炉工	2	4	6	-	12	9 (1)	3 (3)	12 (4)	-	1	-	-	8	-	13	13
有機合成工	-	6	4	-	10	8 (3)	2 (2)	10 (5)	-	-	-	-	9	1	13	14
塗料工	-	-	1	-	1	1	1	1	-	-	-	-	1	-	1	1
油脂工	8	3	18	-	29	2	27	29	-	8	-	-	28	-	46	46
硝化綿及びセルロイド工	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バルブ工	10	20	-	-	30	-	30	30	-	2	-	-	1	-	14	14
製紙工	35	28	5	-	68	68	68	68	-	21	-	-	16	6	107	113

はっ酵製品工	-	19	-	-	-	19	5	14	19	-	6	-	22	22	2	30	32
化学分析工	14	22	14	-	39	50	(1)	(2)	50	-	-	-	34	34	8	50	58
大工	4,607	2,422	1,687	7	2,593	8,723	2,593	6,130	8,723	34	638	555	5,843	5,843	63	11,136	11,199
建具工	1,323	595	261	9	(1,281)	2,188	1,856	(1,981)	(3,262)	7	195	39	1,386	1,386	70	2,759	2,829
家具工	1,741	668	332	3	(332)	2,744	1,196	(513)	(845)	2	182	78	1,680	1,680	86	2,708	2,794
塗装工	147	67	7	-	(471)	221	85	(28)	(1,013)	-	76	1	133	133	-	246	246
左官	612	221	76	-	(21)	909	275	634	909	5	53	-	662	662	16	1,268	1,284
タイル張工	10	2	3	-	(104)	15	9	(238)	(343)	2	5	5	16	16	-	24	24
配管工	31	6	4	-	25	41	25	16	(5)	-	13	5	25	25	3	97	100
石工	348	104	12	-	(131)	464	229	235	(221)	-	6	-	310	310	12	858	870
築炉工	4	9	-	-	7	13	7	6	13	-	-	-	10	10	-	25	25
屋根ふき工	31	31	12	-	(13)	74	22	52	(3)	2	-	-	(1)	(1)	-	120	120
表具工	17	-	-	-	(8)	17	9	(15)	(28)	-	3	0	14	14	-	70	70
量工	340	48	21	-	(83)	409	141	268	409	3	15	-	332	332	-	1,584	1,584
石炭坑内直接夫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石炭坑内機電夫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石炭鉱山測量夫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
印刷工	614	230	82	-	536	926	536	390	926	4	93	9	612	614	2	854	856
製本工	31	2	-	-	(44)	33	21	(12)	(90)	-	(1)	-	26	26	-	51	51
製靴工	8	-	-	-	(3)	8	3	(5)	(6)	-	-	-	2	2	-	2	2
くつ工	146	27	6	-	(40)	179	73	106	179	-	8	0	112	112	-	276	276
製パン工	3,543	1,953	158	-	(2,047)	5,654	2,047	3,607	(93)	13	677	-	3,622	3,726	213	6,759	6,972
おけたる工	27	32	8	-	(1,336)	67	14	(53)	(3,557)	-	7	1	67	68	1	180	181
職種未定	232	20	-	-	(58)	252	252	(22)	(58)	-	17	-	-	-	-	-	-
精密機械工	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	8
合 計	34,982	21,044	7,952	157	28,600	64,135	28,600	35,535	64,135	384	5,317	4,228	38,909	39,494	2,221	82,105	84,326
					(9,424)	(21,599)	(9,424)	(12,175)	(21,599)		(452)		(108)	(108)	(3)	(3)	(6)

(備考) 1. 技能習得者数の()内の数字は住込(寄宿)の習得者の員数である。
2. 指導員数の()内の数字は、一人の指導員が二職種以上の資格を有している場合におけるその技能職種についての員数である。

3. 修了者は昭和28年1月1日より12月31日までの間に修了した者の数である。

(編注) 部門別の区別線は昭和27年度に準じて付した。
出典：昭和二十八年『労働基準監督年報第六回』

[7-4-1] 都道府県別監督者訓練受講者数(昭和27.8.31累計)

	J I	J M	J R	計
北海道	10,280	1,595	980	12,855
青森	286	16	171	473
岩手	753	—	174	927
宮城	698	—	277	975
秋田	1,673	96	516	2,285
山形	488	—	30	518
福島	16	—	—	16
茨城	629	624	10	1,263
栃木	1,917	199	360	2,476
群馬	987	40	45	1,072
埼玉	598	140	216	954
千葉	670	31	61	762
東京都	6,276	1,693	1,203	9,172
神奈川県	7,889	2,256	915	11,060
新潟	3,010	175	82	3,267
富山	1,689	486	506	2,681
石川	1,197	28	137	1,362
福井	1,012	283	169	1,464
山梨	234	—	74	308
長野	1,599	427	—	2,026
岐阜	2,617	432	530	3,579
静岡県	3,710	638	598	4,946
愛知	4,928	1,452	730	7,110
三重	2,302	692	296	3,290
滋賀	466	63	10	539
京都	2,184	130	135	2,449
大阪	6,292	1,034	890	8,216
兵庫県	7,031	907	825	8,763
奈良	548	47	85	680
和歌山	1,074	40	509	1,623
鳥取	148	—	—	148
島根	511	61	172	744
岡山	2,490	112	597	3,199
広島	3,192	112	237	3,541
山口	2,166	338	252	2,756
徳島	529	16	—	545
香川	727	44	406	1,177
愛媛	2,611	384	440	3,435
高知	201	—	—	201
福岡	13,378	1,751	1,876	17,005
佐賀	526	8	121	655
長崎	1,720	48	—	1,768
熊本	669	16	—	685
大宮	1,295	50	362	1,707
宮崎	220	69	—	239
鹿児島	439	47	77	563
合計	103,875	6,580	15,074	135,529

出典：『T W I 研究』第1巻第8号、昭和27年11月。

[7-4-2] 都道府県別被訓練監督者数

	昭和27年3月末日までの受講者累計				備考
	J I (仕事の教え方)	J M (仕事の仕方)	J R (人の扱い方)	計	
北海道	5,818	435	315	6,568	
青森	264	0	171	435	
岩手	539	0	47	586	
宮城	620	0	277	897	
秋田	1,425	16	471	1,912	
山形	359	0	30	389	
福島	16	0	0	16	
茨城	620	642	0	1,244	
栃木	1,351	96	139	1,586	
群馬	866	0	0	866	
埼玉	334	6	43	383	
千葉	327	0	0	327	
東京都	4,541	915	812	6,268	
神奈川県	6,716	1,157	346	8,219	
新潟	2,091	121	82	2,294	
富山	1,304	186	270	1,760	
石川	952	28	112	1,092	
福井	791	115	139	1,045	
山梨	0	0	10	123	
長野	1,077	221	0	1,298	
岐阜	2,138	155	385	2,678	
静岡県	3,012	153	372	3,537	
愛知	2,908	675	128	3,711	
三重	1,438	338	56	1,832	
滋賀	109	10	0	199	
京都	1,647	31	44	1,722	
大阪	4,999	605	484	6,088	
兵庫県	6,011	320	492	6,823	
奈良	392	6	38	436	
和歌山	868	40	288	1,196	
鳥取	60	0	0	60	
島根	463	61	82	606	
岡山	1,715	0	162	1,877	
広島	2,359	0	111	2,470	
山口	1,592	283	59	1,934	
徳島	413	0	0	413	
香川	633	16	122	771	
愛媛	1,760	86	250	2,096	
高知	159	0	0	159	
福岡	9,160	959	1,142	11,261	
佐賀	363	0	71	437	
長崎	1,093	0	0	1,093	
熊本	410	8	0	418	
大分	933	0	252	1,185	
宮崎	185	16	0	248	
鹿児島	288	47	0	288	
合計	75,235	7,729	7,802	90,766	

出典：『T W I 研究』第1巻第3号、昭和27年6月。

[7 - 4 - 3] 監督者訓練指導員職場補導員等現在数
所属別配置状況

(昭和 31 年 3 月末)

種別・所属別	項目別	J	I	J	M	J	R	計
監督者訓練指導員	労働本省	*	1	*	1 (1)			* 2 (1)
	都道府県間		1		1	1		3
	民間		6		5	7		18
	計		14		11	17		42
			22		18(1)	25		65(1)
職場補導員	都道府県間		48		31	36(36)		115
	民間		2,421	(31)		1,460	(67)	5,739
	計		2,469		1,858	1,496(36)		5,855(68)
					1,890(32)			
追指導養成員	労働本省		2		2	1		5
	都道府県間		37		12	17		66
	民間		170		53	73		296
	計		290		67	91		367
追指導員	労働本省		2		2	1		5
	都道府県間		62		24	27		113
	民間		3,422		1,910	1,295		6,627
	計		3,486		1,936	1,323		6,745

(注) 1. *は監督者訓練特別指導員数を示す

2. 括弧内数字は内数で他項目兼務を示す。

出典：『T W I 研究』第 5 巻第 7 号、昭和 31 年 7 月。

[7 - 4 - 4] 監督者訓練指導員職場補導員等現在数
所属別配置状況

(昭和 31 年 10 月)

種別・所属別	項目別	J	I	J	M	J	R	計
監督者訓練指導員	労働本省	*	1	*	1	-		2
	都道府県間		1		1	-		2 (1)
	民間	(1)	3		3	2		8
	計		14		11	17		42
			19		16	19		54(1)
			(1)					
職場補導員	都道府県間		9		15	12(12)		36
	民間		2,537	(15)		1,556	(27)	6,116
	計		2,546		2,023	1,568(12)		6,152(27)
					2,038(15)			
追指導養成員	労働本省		2		2(1)	-		4(1)
	都道府県間		13		8	6		27
	民間		173		64	73		310
	計		188		74(1)	79		341(1)
追指導員	労働本省		2		2(1)	-		4(1)
	都道府県間		15		12	8		35
	民間		3,566		1,976	1,410		6,952
	計		3,583		1,990(1)	1,418		6,991(1)

(注) 1. *は監督者訓練特別指導員数を示す

2. 括弧内数字は内数で他項目兼務を示す。

出典：『T W I 研究』第 6 巻第 1 号、昭和 32 年 1 月。

[7-4-5] 監督者訓練講習会受講者数
(都道府県別受講者数)

(昭和31年6月末)

月別 都道府県	4		5		6	
	月分	累計	月分	累計	月分	累計
北海道	63	35,771	160	35,931	252	36,183
青森	—	1,280	11	1,291	—	1,291
岩手	48	3,538	72	3,610	45	3,655
宮城	7	2,241	—	2,241	—	2,241
秋田	26	6,759	33	6,792	73	6,865
山形	23	1,412	0	1,412	12	1,424
福島	—	4,229	—	4,229	—	4,229
茨城	—	2,787	—	2,787	—	2,787
栃木	—	4,980	—	4,980	18	4,998
群馬	24	2,805	31	2,836	9	2,845
埼玉	12	4,343	45	4,388	—	4,388
千葉	—	3,280	—	3,280	93	3,373
東京都	150	24,207	148	24,355	258	24,613
神奈川県	221	28,772	287	29,059	555	29,614
新潟	45	9,381	34	9,415	76	9,491
富山	0	6,483	34	6,517	18	6,535
石川	—	4,051	—	4,051	57	4,108
福井	0	5,769	17	5,786	0	5,786
山梨	—	912	—	912	—	912
長野	0	6,458	77	6,535	145	6,680
岐阜	84	7,414	78	7,492	—	7,492
静岡県	175	13,430	185	13,615	168	13,783
愛知	168	24,775	249	25,024	213	25,237
三重	—	8,914	39	8,953	32	8,985
滋賀	—	2,424	—	2,424	—	2,424
京都	35	5,473	29	5,502	70	5,572
大阪	271	26,129	164	26,293	204	26,497
兵庫県	—	20,939	235	21,174	60	21,234
奈良	8	1,981	5	1,174	—	1,986
和歌山	23	3,809	40	3,849	8	3,857
鳥取	64	1,077	—	1,077	—	1,077
島根	—	1,547	26	1,573	—	1,573
岡山	47	9,119	58	9,177	65	9,242
広島	59	12,215	97	12,312	76	12,388
山口	204	17,170	86	17,256	132	17,388
徳島	25	1,892	24	1,916	—	1,916
香川	19	2,180	0	2,180	24	2,204
愛媛	—	10,616	—	10,616	—	10,616
高知	32	1,629	—	1,629	184	1,813
福岡	—	48,612	1,071	49,683	—	49,683
佐賀	—	2,609	—	2,609	—	2,609
長崎	64	12,929	47	12,976	71	13,047
熊本	—	2,220	42	2,262	20	2,282
大分	10	3,929	10	3,939	—	3,939
宮崎	—	2,907	—	2,907	—	2,907
鹿児島	45	1,552	9	1,561	—	1,561
計	1,952	406,949	3,443	410,392	2,938	413,330
備考						

出典：『TWI研究』第5巻10第号、昭和31年10月。

[7-4-6] 監督者訓練講習会産業別受講者数

期別 産業別	昭和31年度第1・4半期											
	4月				5月				6月			
	J I	J M	J R	計	J I	J M	J R	計	J I	J M	J R	計
01 農 業	27	—	30	57	27	—	30	57	27	—	30	57
02 林 業 及 び 狩 猟 業	1,338	8	969	2,315	1,337	8	1,027	2,373	1,338	8	1,131	2,477
03 漁 業 及 び 水 損 養 殖 業	15	—	9	24	15	—	9	24	15	—	9	24
04 金 属 鉱 業	9,007	6,105	5,703	20,815	9,007	6,105	5,703	20,815	9,007	6,105	5,703	20,815
05 石 炭 鉱 業	33,612	16,224	12,228	62,064	33,612	16,224	12,228	62,064	33,631	16,263	12,287	62,181
06 原 油 及 び 天 然 ガ ス 生 産 業	1,414	455	355	2,224	1,414	455	355	2,224	1,414	455	355	2,224
07 非 金 属 鉱 業	934	544	136	1,611	934	541	136	1,611	934	541	136	1,611
08 建 設 業	582	—	137	749	582	—	167	749	582	—	167	749
09 食 料 品 製 造 業	2,172	578	759	3,509	2,198	578	759	3,535	2,208	578	759	3,545
10 紡 織 業	31,636	9,073	12,151	52,860	31,801	9,128	12,254	53,183	31,899	9,177	12,385	53,461
11 衣 服 及 び 見 回 品 製 造 業	3,411	959	1,392	5,662	3,411	959	1,292	5,662	3,411	959	1,292	5,662
12 木 材 及 び 木 製 品 製 造 業	488	184	134	806	488	184	134	806	512	184	134	830
13 印 刷、出 版 及 び 類 似 産 業	1,422	320	421	2,163	1,422	334	429	2,185	1,422	334	436	2,192
14 化 学 工 業	31,786	12,062	9,720	53,568	31,747	12,280	9,945	54,072	31,795	12,795	10,062	54,300
15 ゴ ム 製 品 製 造 業	1,046	491	328	1,865	1,077	510	336	1,923	1,085	510	336	1,931
16 ガ ラ ス 及 び 土 石 製 品 製 造 業	1,538	558	373	2,469	1,559	600	373	2,532	1,559	617	373	2,549
17 第 一 次 金 属 製 造 業	15,115	6,610	542	27,217	15,162	6,712	582	27,406	15,221	6,860	606	27,637
18 金 属 製 品 製 造 業	7,018	6,091	2,388	12,497	7,101	3,109	2,406	12,616	7,210	3,142	2,468	12,820
19 機 械 及 び 武 器 製 造 業	5,085	2,913	1,856	9,854	5,151	2,942	1,864	9,957	5,174	2,976	1,881	10,031
20 電 気 機 械 器 具 製 造 業	7,789	4,364	2,869	15,022	7,848	4,422	2,893	15,163	7,880	4,431	2,953	15,264
21 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	18,762	10,463	6,647	35,872	18,726	10,480	6,712	36,118	19,002	10,609	6,766	36,377
22 精 密 機 械 器 具 製 造 業	7,513	7,121	2,587	14,221	7,513	4,128	2,587	14,228	7,613	4,128	2,603	14,344
23 そ の 他 の 製 造 業	7,855	2,984	2,640	13,479	7,951	3,002	2,700	13,653	7,987	3,009	2,720	13,716
24 卸 売 業	35	—	—	35	35	9	—	44	43	9	—	52
25 小 売 業	2,971	287	1,598	4,856	2,991	287	1,644	4,922	3,053	287	1,662	5,002
26 金 融 及 び 保 険 業	256	—	213	469	256	—	213	469	256	—	213	469
27 不 動 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28 陸 運 業	10,752	3,006	3,552	17,310	10,879	3,102	3,586	17,567	11,126	3,166	3,610	17,902
29 水 運 業	155	43	57	255	155	43	57	255	155	43	57	255
30 そ の 他 の 運 輸 業	3,883	926	1,257	6,066	3,903	946	1,266	6,115	3,970	946	1,266	6,182
31 通 信 業	1,041	242	490	1,773	1,041	242	490	1,773	1,049	242	490	1,781
32 熱、光 及 び 動 力 供 給 業	16,850	2,306	5,551	24,707	17,041	2,451	5,699	25,191	17,211	2,589	5,817	25,617
33 水 道 業 及 び 衛 生 業	150	12	50	212	150	12	50	212	150	12	50	212
34 家 事 使 用 人 を 使 用 す る 世 帯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35 修 理 業	345	110	82	537	375	110	107	592	394	153	138	685
36 興 業 娯 楽	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37 そ の 他 の サ ー ビ ス 業	909	164	134	1,207	919	164	134	1,217	919	164	134	1,217
38 医 療 保 健 業	16	—	—	16	16	—	—	16	16	—	—	16
39 自 由 業	708	176	247	1,131	724	202	247	1,173	741	202	247	1,191
40 公 務	6,196	88	916	7,200	6,196	88	958	7,242	6,228	110	966	7,304
41 分 類 不 能 の 産 業	113	57	82	252	113	57	82	252	113	57	82	252
計	233,945	89,530	83,474	406,949	235,243	90,658	84,491	410,392	236,516	91,453	85,361	413,330

出典：『T W I 研究』第5巻第10号、昭和31年10月。

庁府県	I		M		R		計	
	J 都道府県	事業場	J 都道府県	事業場	J 都道府県	事業場	J 都道府県	事業場
北海道	(1)	256	① (1)	153	(1)	101	① -	510
青森	-	7	-	13	-	3	-	23
岩手	-	21	-	24	-	12	-	57
宮城	① (1)	8	(1)	6	-	3	① -	17
秋田	-	26	-	26	-	20	-	72
山形	-	3	-	4	-	1	-	8
福島	-	46	-	35	-	7	-	88
茨城	-	15	-	27	-	8	-	50
栃木	-	42	-	35	-	21	-	98
群馬	-	11	-	10	-	5	-	26
埼玉	-	21	-	27	-	19	-	67
千葉	-	22	-	20	-	8	-	50
東京都	2	221	(2)	160	(2)	111	2	492
神奈川県	2	137	(2)	142	(2)	70	2	349
新潟	1	43	(1)	32	(1)	24	1	99
富山	-	37	-	36	-	22	-	95
石川	-	16	-	18	-	8	-	42
福井	-	16	-	21	-	12	-	49
山梨	-	3	-	1	-	1	-	5
長野	-	39	-	34	-	18	-	91
岐阜	-	43	-	26	-	24	-	93
静岡県	1	65	(1)	75	(1)	57	1	197
愛知県	(2)	121	① (1)	111	① (1)	111	② -	343
三重	-	60	-	58	-	38	-	156
滋賀	-	11	-	74	-	16	-	101
京都	-	28	-	17	-	18	-	63
大阪府	① 1 (1)	246	(2)	155	(1)	191	① 1	592
兵庫県	(2)	174	① (1)	117	① (1)	137	② -	428
奈良	-	12	-	7	-	10	-	29
和歌山	-	41	-	19	-	32	-	92
鳥取	-	6	-	8	-	2	-	16
島根	-	7	-	4	-	6	-	17
岡山	-	37	-	38	-	37	-	112
広島	1	48	(1)	42	(1)	37	1	127
山口	-	75	-	53	-	45	-	173
徳島	-	8	-	15	-	15	-	38
香川県	-	13	-	9	-	13	-	35
愛媛	-	43	-	30	-	27	-	100
高松	-	4	-	2	-	5	-	11
福岡	① 1 (1)	341	(2)	199	(1)	174	① 1	714
佐賀	-	18	-	16	-	11	-	45
長崎	-	82	-	60	-	36	-	178
熊本	-	17	-	8	-	6	-	31
大分	-	12	-	9	-	11	-	32
宮崎	-	27	-	43	-	21	-	91
鹿児島	-	8	-	4	-	2	-	14
計	③ 9 (8)	2,537	③ (15)	2,023	② (12)	1,556	⑧ 9	6,116
備考								

出典：『TWI 研究』第 6 巻第 1 号、昭和 32 年 1 月。

[7-4-8] 職場補導員産業別配置状況

期別 産業別	昭和31年度第2・4半期											
	7月				8月				9月			
	J I	J M	J R	計	J I	J M	J R	計	J I	J M	J R	計
01 農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
02 林業及び狩猟業	11	—	26	37	11	—	26	37	11	—	26	37
03 漁業及び水損養殖業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
04 金属鉱業	117	117	90	324	124	117	90	331	124	117	90	331
05 石炭鉱業	342	218	178	738	342	230	181	753	351	230	181	762
06 原油及び天然ガス生産業	14	5	8	27	14	5	8	27	14	5	8	27
07 非金属鉱業	9	7	5	21	9	7	5	21	9	7	5	21
08 建設業	4	—	2	6	4	—	2	6	4	—	2	6
09 食料品製造業	13	25	9	47	13	25	9	47	13	25	9	47
10 繊維業	321	237	256	814	327	239	256	822	327	239	256	822
11 衣服及び見回品製造業	36	24	24	84	36	24	24	84	36	24	24	84
12 木材及び木製品製造業	11	8	3	22	11	8	3	22	11	8	3	22
13 印刷、出版及び類似産業	10	8	8	26	10	8	8	26	10	8	8	26
14 化学工業	379	350	221	950	379	352	225	956	379	352	225	956
15 ゴム製品製造業	12	15	11	38	13	15	11	39	13	15	11	39
16 ガラス及び土石製品製造業	13	13	12	38	21	14	12	47	21	14	12	47
17 第一次金属製造業	77	93	70	240	92	93	70	255	92	93	70	255
18 金属製品製造業	135	128	120	383	135	128	120	383	135	128	120	383
19 機械及び武器製造業	52	59	32	143	52	59	32	143	52	59	32	143
20 電気機械器具製造業	82	91	46	219	82	91	46	219	82	91	46	219
21 輸送用機械器具製造業	182	189	116	487	182	189	116	487	182	189	116	487
22 精密機械器具製造業	74	83	37	194	74	83	37	194	74	83	37	194
23 その他の製造業	86	66	42	194	86	71	42	199	86	71	42	199
24 卸売業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25 小売業	37	12	33	82	37	12	33	82	37	12	33	82
26 金融及び保険業	2	—	3	5	2	—	3	5	2	—	3	5
27 不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28 陸運業	155	105	63	323	155	110	76	341	155	110	76	341
29 水運業	2	1	—	3	5	1	—	6	5	1	—	6
30 その他の運輸業	55	35	22	112	58	35	22	115	58	35	22	115
31 通信業	29	13	7	49	29	13	7	49	29	13	7	49
32 熱、光及び動力供給業	178	74	84	336	180	76	84	340	180	76	84	340
33 水道業及び衛生業	1	—	1	2	1	—	1	2	1	—	1	2
34 家事使用人を使用する世帯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35 修理業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
36 興業娯楽	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37 その他のサービス業	2	11	—	13	2	11	—	13	2	11	—	13
38 医療保健業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
39 自由業	17	5	4	26	17	5	4	26	17	5	4	26
40 公務	23	2	3	28	23	2	3	28	23	2	3	28
41 分類不能の産業	2	—	—	2	2	—	—	2	2	—	—	2
計	2,483	1,994	1,536	6,014	2,528	2,023	1,556	6,107	2,537	2,023	1,556	6,116

出典：『TWI研究』第6巻第1号、昭和32年1月。

戦後職業訓練関係年表

月	日	1945(昭和20)年
8	15	戦争終結の詔書を放送。『年表』
	16	文部省・厚生省、農業運輸通信従事者を除く学徒動員解除につき通達。『年表』
	21	厚生省勤労局長、各地方長官宛「大東亜戦争終結に伴う国民勤労働員令施行ノ為ニスル応急措置ニ関スル件」通牒。国民勤労働員令の実質的停止。[5-1-1]
	22	次官会議、「工場事業場従業者ノ応急措置」を決定。『行政二』
	22	厚生次官、各地方長官宛「戦争終結に伴う工場事業場従業者ノ応急措置ニ関スル件」通牒。[5-1-2]
	29	厚生次官、各地方長官宛、「帰還軍人の復員に関する応急措置の件」通牒。①前職復帰および優先採用を建前、②動員署に専門の係を設置すること、③必要に応じ失業救済、授産の措置を行うこと等を指示した。『行政二』
	30	次官会議、「外地及外国在留邦人引揚者応急援護措置要綱」を決定。『行政二』
	一	敗戦当時、国民勤労働訓練所4カ所、機械工補導所・女子職業補導所等132ヶ所、機械工養成所40ヶ所、幹部機械工養成所9ヶ所、地方勤労働訓練所47ヶ所、計232ヶ所の戦災を免れた施設を改修して職業補導を再発足させる。『必携』
9	2	降伏文書に調印。『年表』
	7	厚生省勤労局長、各庁府県長官・地方総監宛「連合軍進駐に伴う労務確保ノ準備措置ニ関スル件」(発勤199号)通牒。準備すべき労務者の供出範囲、供出方法を定める。[5-1-3]
	9	マッカーサー、日本管理方式につき声明発表(間接統治・自由主義助長など)。『年表』
	15	厚生省勤労局長、各庁府県長官宛「連合軍ニ対スル労務供出ニ関スル給与ノ支払等ニ関スル件」(勤発950号)通牒。『行政二』
	15	文部省、「新日本建設ノ教育方針」を公表。『年表』
	20	「昭和21年労働に関する団体の主要役員への就職禁止等に関する件」(厚生、運輸、内務省令第1号)公布
	22	GHQ、指令第3号<対日方針>に基づく<基本的指令>を公布。『年表』
	22	厚生省分課規程中改正(去月23日施行)。戦時下名称の変更。[3-1]
	22	勤労制限廃止、民間部門雇い入れ自由となる。『年鑑』
	28	厚生・内務次官、各地方長官・警視総監・地方鉱山局長宛「終戦に伴う産業報告会ニ関スル措置ノ件」(発勤208号・発警104号)通牒。[5-1-4]
	30	大日本産業報国会及び大日本労務報国会の解散。『行政二』
10	1	戦時教育令の廃止(勅令第564号)。
	1	閣議、「労働組合に関する法制審議立法に関する件」了解。(予想される連合軍司令部の労働政策に対処するため審議機構を設ける)『規定』
	9	ILO、「国際労働機関憲章」を採択。[6-1]
	9	「職業紹介法施行規則外9件中改正」(厚生省令第39号)公布。「国民勤労働員署」を「勤労署」に、「国民勤労働員署長」を「勤労署長」に改める。職業紹介業務の再発足。
	11	マッカーサー、幣原首相に5大改革を指令。[1-1]
	11	「国民勤労働員令外7勅令廃止」(勅令第566号)公布。学徒勤労令、学校技能者養成令、工場事業場技能者養成令等の廃止。
	11	国民勤労働員令施行規則等廃止(厚生・陸軍・海軍・文部省令第1号)公布。工場事業場技能者養成令施行規則、工場事業場技能者養成補助規則、工場事業場技能者養成令施行規則第4条第1項及第11条の特例ニ関スル件、機械技術員養成所規程、工場法戦時特例施行規則、勤労配置観察員規程等の廃止。
	11	勤労配置規則(厚生省令第40号)公布。第3条;「求職者ニ対シ其ノ就職前ニ於テ」、「勤労訓練ヲ受ケシムルコトヲ得」等を規定。昭和21年9月26日廃止。[4-1-1]
	12	学徒勤労令施行規則廃止(文部・厚生・商工省令第1号)。
	13	「昭和20年勅令第542号(ポッドダム宣言ノ受諾に伴ヒ発スル勅令ニ関スル件)施行ニ関スル件」(勅令第568号)公布。国防保安法等の廃止を規定。
	13	政府、松本丞治國務相を主任として憲法改正に関する研究開始。『年表』
	14	勤労局長、各庁府県長官宛「職業紹介業務規程ノ施行ニ関スル件」通牒。『行政二』
	16	昭和20年勅令第542号ニ基ク労務充足ニ関スル件(厚生省令第41号)公布。GHQの要求にかかる労務充足に関する令。
	21	大日本労務報国会、GHQの命により解散。①進駐軍労務者の斡旋は以後日雇勤労署が行う。②1945.12.労務協会(労務報国会の廃止により設置)も解散。『行政二』
	22	GHQ、「日本教育制度に対する管理政策」を指令。軍国主義、超国家主義的教育を禁止。『年表』
	24	「工場法戦時特例外一件廃止」(勅令第600号)公布。
	24	厚生次官、各地方長官宛「昭和20年10月16日厚生省令第41号事務取扱要領ニ関スル件」(発勤第224号)通牒。『行政二』
	24	「連合軍ニ対スル供出労務ノ給与ニ関スル件」(勤発第1079号)通牒。『行政二』
	26	閣議、「石炭生産緊急対策要綱」を決定。①治安の確保と中国人・朝鮮人労務者の引揚促進。②外国人労務者引揚後の事態に即応するために、労務者13万人の緊急充足。『行政二』
	27	厚生省官制中改正(勅令第609号)公布。大臣官房、健民局、衛生局、勤労局を大臣官房、健民局、衛生局、社会局、労政局、勤労局、保険局、防疫局に改組。勤労局を労政局と勤労局に再編。勤労局に企画課、業務課、補導課を設置。[3-2]
	27	厚生省に労務法制審議委員会(官制によらない)設置。第一回委員会を開催。労働組合法案の作成審議を開始。『規定』
	30	GHQ、教育関係の軍国主義者・超国家主義者の追放等を指令。『年表』
	31	厚生省分課規程中改正(27日施行)。勤労局に補導課を置き、職業補導、職業訓練、授産等を掌る。[3-3]
11	10	職業紹介業務規程(厚生省令第116号)。第35条;「勤労署ハ其ノ管内ニ就職セル者ニ対シ必要ナル輔導ヲ行フモノトス。」[4-1-2]
	11	日本共産党、「新憲法の骨子」を公表。「人民の生活権、労働権、教育される権利を具体的設備を以て保証す

		る」ことを明記。『憲法』
16		厚生大臣、閣議において各省庁毎に「終戦に伴フ失業対策ノ遂行」について各省に「終戦ニ伴フ失業対策ノ遂行ニ資セラルル様」対策を要望。[2-1]
21		厚生省勤労局長、警視総監・北海道長官・府県知事宛「失業対策委員会ノ設置運営ニ関スル件」(勤発第1,118号)通牒。失業対策委員会の設置とその運営大綱を指示。『失対一』
21		「治安警察法の廃止」(勅令第638号)公布。
21		憲法研究会、「第1次案」を起草。[1-2]
22		次官會議、「失業対策各省連絡本部」を厚生省に設置。「失業対策各省連絡本部設置要綱」を定める。『失対一』
22		近衛文麿、「帝国憲法改正要綱」(近衛案)を天皇に報告。「教育ノ自由」とする。『憲法』
23		佐々木惣一、天皇に「帝国憲法改正ノ必要」と報答する。『憲法』
24		労務法制審議委員会、「労働組合法案」を答申。答申にあたり労働省の設置を付帯決議する。『行政二』
26		厚生省分課規程中改正(22日施行)。社会局に引揚援護課を設置。
28		GHQ、「職業政策ニ関スル件」覚書を公開。戦後復員軍人の就職につき優先的扱いを禁止。[1-3]
29		憲法研究会、「第2次案」を起草。[1-4]
12	1	失業対策委員会官制制定(勅令第697号)公布。中央・地方失業対策委員会の設置。職業紹介委員会官制中改正。[3-4]
	4	芦田首相、貴族院で復員者を含め離職者総数1324万人(この他、知識層の失業者はおよそ140万人に達する見込み。)と発表。『行政二』
	5	厚生省勤労局長、各庁府県長官宛「昭和21年3月国民学校修了者ノ職業紹介ニ関スル件」(第1,136号)通牒。職業紹介の取扱要領を定める。統制的配置の撤廃、児童の個性に応じた職業紹介。『行政二』
	10	厚生省労政局長・勤労局長、各地方長官宛「地方勤労行政機構ノ改正整備ニ関スル件」(労発第32号)通牒。勤労行政の主務部課を警察部から内政部に移管することを指示。[5-1-5]
	11	憲法研究会、「第3次案」を起草。[1-5]
	15	厚生次官、東京・北海道長官・府県知事宛「地方行政機構ノ改正ニ伴フ厚生行政整備ニ関スル件」(労発第8号)通牒。今後の勤労行政は失業対策、労働者保護等の社会的施策が中心となるので、「官憲的気風ノ一掃」等を指示。[5-1-6]
	19	厚生省勤労・労政・社会局長、各都道府県長官宛「就職並労務管理に関する件」(発勤第1,166号)通牒。「勤労配置規則のうち、復員軍人の就職斡旋条項は撤廃。『行政二』
	20	「国家総動員法及戦時緊急措置法廃止」(法律第44号)公布。
	22	「労働組合法」(法律第51号)公布。
	24	「地方官官制等ノ改正ニ伴フ工場法施行規則外18省令中改正ノ件左ノ通定ム」(厚生省令第48号)公布。「警視総監」の削除。
	26	憲法研究会(鈴木安蔵起草)の「憲法草案要綱」を公表。労働権を重視し、「戦争」とともに「教育」を忌避した草案。GHQは本案を日本人が起草した憲法改正案として唯一参考にする。[1-6]
	27	厚生省勤労局長、各庁府県長官宛「日雇労務ニ関スル事務処理ニ関スル件」(勤発第1,181号)通牒。日雇勤労署の設置を決定し、その業務運営方針を示す。[5-1-7]
	30	厚生大臣、労務法制審議委員会に労働関係調整法の立案につき諮問。昭和20年11月24日答申。『行政二』
	31	GHQ、修身、日本歴史及び地理の授業停止と教科書回収に関する覚書。『年表』

月	日	1946(昭和21)年
1	1	天皇、神格化否定の詔書〔詔〕。マッカーサー、詔書に満足の意表明。『年表』
	4	GHQ、軍国主義者の公職追放、超国家主義団体の解散を指令。『年表』
	9	憲法問題調査委員会小委員会(宮沢俊義作成案)起草。「日本臣民は法律の定むる所に従い教育を受くるの権利義務を有する」。1月23日「日本臣民」を「日本国民」と改める。『憲法』
	9	GHQ、米国教育使節団に協力する日本側委員会設置を指令。2月7日発足(委員長:南原繁)。『年表』
	10	「労働者ノ就職及従業ニ関スル件」(厚生省令第2号)公布。労働者の賃金、労働時間等を差別的にしないように勧告した。
	17	厚生省分課規程中改正(12日より施行)。社会局に物資課を設置。
	21	自由党、「憲法改正要綱」を発表。「教育」の規定無し。『憲法』
	25	厚生省分課規程中改正(昨21年12月27日からこれを施行)。労政局を労政・労働組合、調査、労働保護、給与、労働統計の5課に改める。
	31	「神奈川県立厚生職業補導所規程」(告示第36号)公布。[5-2-1]
2	2	政府、「憲法改正案」(乙案)を完成する。[1-7]
	3	マッカーサー、GHQ民政局に三原則(天皇は国家の首にある、戦争を放棄する、封建制度を撤廃する)に基づく日本国憲法草案の作成を指示。『年表』
	3	厚生省勤労局長、関係地方長官宛「失業指数調査ニ関スル件」(勤発第85号)通牒。『失対一』
	8	憲法改正要綱(政府:松本試案)をGHQに正式提出。「教育を受ける権利」については明記されない。『憲法』
	9	中央失業対策委員会、厚生省大臣宛「失業対策トシテ急速措置スベキ事項ニ関スル意見」を建議。[2-2]
	10	GHQ、「CONSTITUTION OF JAPAN」(マッカーサー草案)を提起。[1-8]
	13	憲法改正に関するマッカーサー草案"CONSTITUTION OF JAPAN"が公開される。『憲法』
	14	日本進歩党、「憲法改正要綱」を発表。「教育」については規定無し。『憲法』
	15	閣議、「緊急就業対策要綱」を決定。「本案ノ実施ニ関シテ」、「就職シ難キ者ニ職業補導ヲ加ヘル」等を決定。[2-3]
	17	金融緊急措置令。2.25より新円に切り換え。『年表』
	24	日本社会党、「新憲法要綱」を発表。「就学は国民の義務なり、国は教育普及の施策をなし、文化向上の助長をなすべし」と規定。『憲法』
	25	政府、マッカーサー草案の政府訳を閣議で配布する。[1-9]
	27	「就職禁止、退官、退職等ニ関スル件」(勅令第109号)公布。いわゆる公職追放令。
	28	職業補導所ノ名称及位置(厚生省告示第29号)。大阪と福岡に傷痍者職業補導所、及び東京に婦人職業補導所

	を設置する。[3-5]
一	勤労局長、「定着地に於ける海外引揚者援護要綱について」通牒。海外引揚者の援護に関し指示。[5-1-8]
3	2 厚生・内務次官より各地方長官宛「緊急就業対策実施ニ関スル訓令ノ件」(厚生省発勤第11号)通牒。職業斡旋機関は責務重大と指示する。『雇用』 2 厚生・内務省、「現下ノ経済危機ニ対処シ就業対策ニ付必要ナル措置ヲ講ゼントスルニ際シ健全ナル職業ノ確保ニ遺憾ナキヲ期待方」(厚生省・内務省訓令第1号)公布。「職業ヲ確保シ完全就業ヲ期スルハ……民政ノ安定……産業ノ振興ニ資スル……平和日本ノ基盤ヲ為スモノ」[4-1-3] 2 厚生省勤労局長より各地方長官宛「緊急就業対策実施ニ関スルノ件」(厚生省発勤第8号)通牒。「就業斡旋実施要綱」を定め、指示する。就業相談では職業補導の可否を、斡旋では職業補導施設をも斡旋するとする。[5-1-9] 5 憲法懇談会、「日本国憲法草案」を公表。「国民は凡て教育に対する均等なる機会を与へられるべし」と規定。『憲法』 6 政府、「憲法改正草案要綱」を公表。主権在民、天皇象徴、戦争放棄を規定。「国民は凡て法律の定める所に依り其の能力に応じ均しく教育を受くるの権利を有すること」を規定。マッカーサー、直後に全面的承認を声明。[1-10] 13 厚生省労政局労働保護課にて、この頃労働保護法の草案起草の準備が始められる。『規定』 18 厚生大臣、中央失業対策委員会宛「人口と失業対策について」諮問。[2-4] 18 厚生省分課規程中改正。(13日より施行)[3-6] 30 米国教育使節団、合衆国教育使節団報告書を連合国最高指令部に提出。「日本の民主主義を保証するに熟練した、また職場に就いてゐる、物事のよく解った労働者の一団にまさるものはない。それは産業上の財産にも劣らぬ道徳上の財産である。」と記す。[1-11] 31 政府、失業者総数を5,839,000人とする。『行政二』
4	1 厚生省官制、失業対策委員会官制中改正・機械技術員養成所官制廃止(勅令第215号)公布。「労務監督官」を「監督官」に変更する等の旧称の改正。機械技術員養成所は東京、大阪及び名古屋に設置されていた。東京校は後の都立工業短大になる。 7 厚生省勤労局長、各地方長官宛「公共職業安定所における職業紹介業務運営の方針に関する件」通達。労働条件の劣悪な求人申し込みは受理せず、条件緩和等を指示する。『行政二』 11 労政局労働保護課、「労働保護法作成要領」を作成。「本案作成上問題トナルベキ事項」で、「徒弟制度及寄宿舎制度ノ改善並ニ強制労働禁止ニ関スル規定ヲ如何ニスベキヤ」と記す。『規定』 12 労政局労働保護課、「労働保護法作成要領」の第一読会を開く。「徒弟を雇傭する事業主の資格は命令をもって定める。」と規定。『規定』 17 政府、「憲法改正草案」を公表。[1-12] 20 持株会社整理委員会令(勅令第233号)制定。財閥解体の措置。 22 厚生省勤労局長、「海外引上者の就職斡旋に関する件」通達。「十年史」 24 労働保護課、「労働保護法案要綱」(第二次案)を作成。第二読会を開く。「徒弟」の章内容を「徒弟の作業の種類、契約の期間、賃金及労働時間其の他に付命令の定むる所に依り行政庁の認可を受くべし」、条の内容を「技能の習得に關係なき作業に従事せしめることを得ず」とする。『規定』 25 次官会議、「定着地に於ける海外引揚者援護要綱」を決定。[2-5] 26 人口調査結果の失業者数574万人(含潜在失業者、不就業者159万人)と公表。『雇用』 30 経済同友会設立。『年表』
5	1 船員職業紹介所官制改正(勅令第252号)公布。 1 第17回メーデー(11年ぶりで復活、宮城前に50万人参集)。『年表』 4 厚生省勤労局長、各地方長官宛「緊急就業対策に基く知識階級失業応急救済事業の実施に関する件(勤発第283号)通達。専門学校卒業以上の失業者に、進駐軍労務供出事務補助や失業調査当の調査業務を与えて救済する「実施要領」を定めた。『失対二』 6 引揚援護院次長、戦争調査会次長宛「定着地に於ける海外引揚者援護要綱時間会議決定に関する件」を要望。[2-6] 8 労働保護課、「労働保護法案要綱」(第二読会の現行2)を作成。徒弟条項に変化無し。『規定』 10 労働保護課(～13日)、第二読会を終え法案の章立てが整う。第六章「徒弟」:「事業主の資格」を「徒弟使用者の制限」と「徒弟の保護」の二つに分けて規定する。『規定』 13 労働保護課、「労働保護法案」(第四次案)を作成。第六章「徒弟」:「徒弟の意義」(徒弟とは使用者と生活を共にして技能を修得する目的をもって使用される未発達労働者)を加え、「徒弟使用者制限」と「一般規定に対する例外」との三つに分けて規定する。『規定』 22 GHQ、「日本公共事業計画原則」を指令。生産増大と失業者の吸収のため、土地の開発、道路の建設、配電線の架設、低廉住居の建設、戦災地の清掃を指示した。[1-13] 28 閣議、「労働省設置に関する件」を決定。『行政二』
6	3 労働保護課、「労働保護法案草案の要旨」をまとめGHQに提出。「事業主の安全教育に対する義務」、「所謂徒弟を禁止し技能習得を目的とする未成年者の使用は資格及技能を有する者に限って之を許可する」等を記す。『規定』 6 次官会議、「公共事業の実施に関する件」を了解。[2-7] 13 財団法人職業補導協会の創立。職業協会を改組して、国民勤労訓練所を改組した職業補導所を運営させた。『十年史』 16 労働省設置準備委員会、「労働省設置要領」を公表。[3-7] 20 政府、「帝国憲法改正案」を国会に提出する。[1-14] 21 中央失業対策委員会、厚生大臣宛に2/15諮問に対し、学校教育との勤労の結合、「知識階級失業者救済のための具体的方策」等を答申。知識階級専門の職業紹介機関、職業補導所、授産施設の付置等につき答申。[2-8] 29 日本共産党、「日本人民共和国憲法(草案)」を公表。「すべて人民は教育をうけ技能を獲得する機会を保障される」を明記。『憲法』
7	9 GHQ、「日本職業紹介制度に対する労働諮問委員会の勧告」を日本政府に交付。(職業安定法は日米双方の)「完全に意見の一致の下、立案も施行もスムーズに進んだ。」という。職業補導については現行組織図には示

	<p>しているが、問題点や改善の勧告はない。『厚生省職業安定局、職業紹介報務資料第三集』</p> <p>9 厚生省、臨時法制調査資料を臨時法制調査会幹事に提出。憲法の趣旨に鑑み、労働保護法（仮称）の制定について研究中であること。現在の工場法は女子及び年少者の身体保護を目的としているのに対し、労働保護法は雇傭関係に随伴する身分的拘束を排除し、労働者をして人たるに値する生活を営ませるに必要な最低限の労働条件の基準を定めることを目的とする、等を記す。法案は労務法制審議会で審議するようにした。『規定』</p> <p>9 閣議、「公共事業実施に関する件」を了解。[2-9]</p> <p>12 厚生省勤労局長、各地方長官宛「職業補導実施要綱に関する件」（勤発第 307 号）を通達。戦後の最初の基準の概要となる。[5-2-2]</p> <p>15 厚生省分課規程中改正（3日からこれを施行）。社会局に庶務課を設置し、職員の教育訓練等を掌らせる。</p> <p>15 厚生省労政局長、労働保護法案作成の資料とするため、279の事業主団体と549の労働組合に対し法制定の必要、規定の内容について質問書を発送。（労使双方より147の回答をそれぞれ得る。）教育に関する発言の多かった項目、⑦労働者の最低年齢は何才が適当であるか、⑧年少労働者の特別保護に関しては如何なる規定が必要か、⑨徒弟制度は我国産業の再建に必要なかどうか、必要があるとすれば、その特別保護に関しては如何なる規定が必要か。『規定』</p> <p>16 厚生大臣、議会で「労働保護法をできるだけ早い機会に制定する」と発言。『規定』</p> <p>19 労働保護課、労働組合側代表との座談会を開催。（労働組合総同盟をはじめ、16の組合に案内状を発送。うち113組合より16名出席。政府当局者、労務法制審議委員会の末広厳太郎委員長らも出席。）教育・徒弟制度に関しては○徒弟制度は封建的・非民主的存在であるから直ちに廃止すべきである（労協）。○職工学校の如きものを作って技術性及び地位の向上に資すべきである。16歳の保護年齢低すぎる（国鉄）。『規定』</p> <p>20 労働保護課、使用者代表との座談会を開催。（日本製鉄、三菱重工業をはじめ16事業所の代表に案内状を発送。うち13名出席。政府当局者および労務法制審議委員会委員も出席。）○能率安全衛生等あらゆる面からみても3月位の特別予備訓練が必要（全国鉱山会）。○最低年齢15才、国民学校卒は14才（三菱重工）。○徒弟制度は是非必要（三菱重工）。今後の産業復興は中小工場が中心となるだろう。人道上の問題からも監督は必要（三菱重工）。『規定』</p> <p>22 厚生大臣、労務法制審議会宛に正式に「労働条件の基準に関する法律案を諮問。[2-10]</p> <p>この日の総会で、志賀義雄：徒弟制度は「従来の封建的なものを省くならば日本の技術を向上する上においてかならずしも不可ではありません……」、○足立正：100人未満の工場が93%、職工数にしても52%の実情を考慮していただきたい。○末広厳太郎：中小工場の共同技能者養成施設として「大森機械工業徒弟学校」の例をあげ、中小工場の技能者養成のあり方につき説明。『規定』</p> <p>26 労務法制審議委員会第1回小委員会、「労働保護法案」を「労働基準法案」と変更する。『規定』</p> <p>29 GHQ、「労働諮問委員会最終報告書—日本における労働政策とプログラム—」を発表。解雇された労働者が相談や訓練や就職のサービスをするものでなければならぬ、また、親方＝徒弟関係はしばしば児童労働の搾取へと発展していった。徒弟の適切な訓練を保証する計画に着手すること、および徒弟に規定された最短期間に技能を授けることを保証するのに必要な措置を採ること等を勧告。[1-15]</p> <p>30 閣議、連合関係労務取扱に関する件を決定。『閣議』</p> <p>30 森戸辰男議員、衆議院帝国憲法改正案委員会小委員会において「勤労と言うのは天皇に奉仕するという特別の意味があるのであって、…寧ろ此の際労働と言う言葉に直した方が時勢に合う」と提案する。『審議』</p> <p>30 廿日出展議員（日本自由党）、衆議院帝国憲法改正案委員会小委員会において『『教育を受ける権利』があるは民主的な一切を盛ってある、是はもう社会主義のどなたでも是で結構だと思ひます。』と述べる。『審議』</p> <p>30 労務法制審議委員会第三回小委員会開催。第七章「徒弟」について審議。○鮎沢巖：将来の産業は中小工業で徒弟も増えるのじゃないかと思う。○末広：これと関連して少年工の教育規定が欲しい。徒弟に付いても技術面だけでなく教育・精神面が欲しい。いかなる名儀でもこういうものは徒弟で、これに当らないものは徒弟ではないと規定すべきだ。○志賀：廃止する方向にゆくべきだ。然し組合でやるの又は見習工は必要と思う。○国鉄当局者：何れ（の内部教育制度）も職員で月給取り。『規定』</p> <p>一 財団法人協調会、解散。資産は中央労働学園に寄付される。『行政二』</p>
8	<p>1 「神奈川県横浜木工補導所設置規程」（告示第329号）公布。[5-2-3]</p> <p>1 「神奈川県第一語要員養成所設置規程」（告示第330号）公布。[5-2-4]</p> <p>1 「神奈川県傷痍者職業補導所設置規程」（告示第331号）公布。[5-2-5]</p> <p>1 神奈川県告示第332号で、神奈川県立厚生職業補導所規程の廃止。</p> <p>6 労務法制審議委員会総会に諮るための第5回小委員会、「労働基準法草案」（第六次案）まとまる。第七章「徒弟」を「徒弟制度」と改め、「所謂徒弟の禁止」、「技能の習得を目的とする未成年者の使用」の二つに分けて規定。『規定』</p> <p>7 労務法制審議委員会総会を開催。末広小委員会会長、小委員会で20項目に纏められた事項につき報告。○法律の名称を「労働保護法」「労働法」「労働基準法」「労働条件基準法」「労働条件最低基準法」のうちの何れを選ぶか。○養成した徒弟の争奪防止の規定を設けるかどうか。○在来徒弟と称して年少労働者を酷使した、他の一面では若い者を充分仕込む必要がある。新しい徒弟制度を作らねばならない。今後日本の産業を考え新徒弟制度の方針を与える必要がある。○末広：「今後の日本の産業のことを考えると、徒弟制度というようなもので、優秀な職工を作るということは、非常に大事だから寧ろ落付いて、新徒弟制度或は徒弟の学校等のことまで考えなければならぬのではないかという議論がありました。』『規定』</p> <p>10 教育刷新委員会官制（勅令第373号）の公布。委員会は内閣総理大臣の所轄だが、「教育に関する重要事項の調査審議を行」い、「内閣総理大臣に報告」し、諮問にも答申する、と規定される。昭和24年6月、教育刷新審議会に改称。昭和27年6月6日、中央教育審議会に改称。</p> <p>12 経済安定本部令（勅令第380号）公布。</p> <p>16 経済団体連合会（経団連）創立。『年表』</p> <p>17 厚生省勤労局長、各地方長官宛「勤労署業務運営に関する通牒」（勤発第438号）。失業問題の解決が職業行政の最緊要事として、指示する。[5-1-10]</p> <p>22 連合軍総司令部労働諮問委員会、司令部に「日本における労働立法及び労働政策に関する勧告」を提出。「特殊勧告」の（ヌ）児童労働で、○最低年齢15才、学校を修了した者は14才。○徒弟のための十分な法的保護もまたこれを設けるべきである。『対日』</p> <p>24 衆議院、憲法改正案を修正可決。（賛成421、反対8）『年表』</p>

	26	厚生、内務、農林、運輸各次官及び震災復興院次長各地方長官宛「公共事業の実施に関する件」(発勤第 35 号) 通達。『失対二』
9	3	厚生省労政局長、「労働基準法草案に関する公聴会開催について」関係各省との打合せ会を主催。商工省、運輸省、通信省、農林省、大蔵省、内閣印刷局、文部省の関係局長・課長が出席。○文部省：§ 54 について義務教育を修了の者について「就学に差支えない範囲で」を入れて欲しい。○商工局：先山養成のための実習(未成年者を対象とする)を認めたらどうか。局長：18 才までは地上労働のみにしたらどうか。(坑内実習は)進駐軍関係がむずかしい。監督が困難である。○大蔵省：§ 66 は未成年者以外は酷使し又は家事に使用してもよい意見にとれるから表現上工夫はないか。『規定』
	3	閣議、「公共事業処理要綱」を決定。[2 - 11]
	13	厚生次官、関係地方長官宛「簡易公共事業の実施に関する件」(発勤第 35 号) 通達。『失対二』
	13	厚生省勤労局長、各地方長官宛「公共事業の実施に伴う労務者配置に関する件」(発勤第 47 号) 通達。「公共事業の実施に伴う労務者配置に関する取扱要領」を定め指示する。『失対二』
	13	厚生省勤労局長、各地方長官宛「知識階級失業応急救済事業実施に関する件」(勤発第 473 号) 通達。[5 - 1 - 11]
	14	労働保護課、「労務法制審議委員会小委員会の原案に対する公聴会意見摘録」をまとめる。労働者側の意見：○進歩的であると認め承認する。○労働者の教育と文化施設の利用について配慮されたい。○16 才未満のものは労働時間を短縮し、職業教育に重点を置き得るような規定を設けよ。○旧式の徒弟制度は全面的に禁止して、合理的な明るい徒弟制度を確立すべきである。○徒弟制度は全敗して、官公立の技能養成の施設を設けよ。○徒弟の雇入等に関し仲介者が利益を得ることを禁止せよ。使用者側の意見：○労働倫理の原則を宣言するするものでなければならない。…それは又労働教育の原則を含まねばならない。○国家は監督や取締りの代りに、労働教育等の積極的な措置を講ずべきである。○§ 66 の第二項(技能習得に関係のない作業に従事させてはならない)は実施が困難である。『規定』
	14	厚生省勤労局長、各地方長官宛「職業補導所等新設拡充に関する件」(勤発第 475 号) 通達。「授産共同作業施設拡充新設計画要領」を添付する。[5 - 2 - 6]
	16	厚生省社会局・勤労局長、各地方長官宛「勤労署において取扱ふ失業者中生活困窮者の保護に関する件」(社発第 731 号) 通達。『失対二』
	19	佐々木惣一(無所属倶楽部・京都帝大教授)、帝国憲法改正案特別委員会において「教育を受けると言うことが権利の内容になるのか」と問う。『審議』
	20	閣議、「失業対策本部設置に関する件」を決定。厚生省内に設置されていた失業対策各省連絡本部、臨時就業対策本部を拡充し、失業対策本部を設置。『閣議』
	26	「労働関係調整法」(法律第 25 号) 公布。「労働争議調停法」廃止、「労働組合法」中改正。
	30	厚生省、「労働基準法案」を発表。技能者養成については変更なし。『規定』
10	6	貴族院、特別委員会の修正通り憲法改正案可決、衆議院へ回付。『年表』
	7	衆議院、憲法改正の貴族院修正案に同意、「日本国憲法」成立。『年表』
	22	閣議、引揚者等援助緊急対策を決定。『閣議』
	25	厚生省勤労局長、各地方長官宛「公共事業実施に伴う失業者の吸収活用に関する件」(勤発第 520 号) 通達。特に大都市に付いて指示する。『失対三』
	29	枢密院、憲法改正案「日本国憲法」を可決。『年表』
11	1	政府、「失業対策の概要」を発表。[2 - 12]
	3	日本国憲法公布、昭和 22 年 5 月 03 日施行。[1 - 16]
	3	厚生省、「労働および職業行政関係職員の整備刷新実施要領」を定める。戦前の報国会等の職員の転勤を指示した。『雇用』
	4	ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)設立。「ユネスコ憲章」採択。冒頭に、「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心のとりでを築かなければならない。」とする。『条約』
	4	厚生省勤労局長、各地方長官宛「授産共同作業特別施設の設置に関する件」(勤発第 530 号) 通達。[5 - 2 - 7]
	5	厚生省分課規程中改正(10 月 30 日から施行)。勤労局を企画・業務・監理・紹介・補導課に拡大改組。補導課の「職業訓練」が削除される。[3 - 8]
	7	大蔵大臣、閣議に経済安定費支出補充について「職業補導施設費補助」の上奏書作成。[2 - 13]
	11	職業教育並に職業指導委員会の設立準備会の設立決定。昭和 22 年 1 月 21 日第 1 回総会の開催。同委員会は文部、厚生両省共管だった。『産業』
	12	閣議、「公共事業に失業者を優先雇傭するの件」を決定。[2 - 14]
	15	経済安定本部、「公共事業に失業者を優先雇傭するの件」を通牒(経四第 33 号)。[5 - 1 - 12]
	16	労務法制審議委員会第 9 回小委員会を開催。技能者養成につき審議。○許可を受けて酷使した場合、重い罰則をつける。(末広)○商店丁稚を技能者といふことは、どうか。(局長)「商業徒弟は含まないと云う解釈で行こう」。『規定』
	20	日本商工会議所の創立。『年表』
	20	労務法制審議委員会、第 10 回小委員会を開催。第七次案につき審議。○第七章「徒弟制度」を「技能者の養成」と改める。「技能者の養成は国又は公共団体がやるべきもので個人がやるのは例外的」と規定。○「所謂徒弟の禁止」を「徒弟の禁止」と改める。○「技能の習得を目的とする未成年者の使用」を「技能者養成のための未成年者の使用」に改める。『規定』
	20	労働基準法草案(第八次案)を作成。○条文中の「技能者養成の為の未成年者の使用」を「技能者の養成」に改める。○§ 70 における場合を除き、「技能者養成」に関する諸規定から「未成年者」という文字を削除、単に「労働者」とする。三者構成の技能者養成委員会に関する規定を新設。『規定』
12	4	厚生省勤労局長、東京都民生局長・各地方長官宛「失業対策としての授産並びに共同作業施設の運営に関する件」(勤発第 569 号) 通達。『失対三』
	5	GHQの大学担当官フィリップ・ウェンデル・シェイは「教育基本法」の「第 1 条改定案」の A 案として「教育は、人間を特別な職業の訓練に適合させながら、その職業の枠内で優れた〔申し分のない、よく適合した、あるいは良い〕個人的、社会的生活を達成させ易くする精神、意思、感情について修養を分かち与えることを目的とする。」と提言した。『五十年』
	11	経済安定本部第 4 部長、関係各省次官宛「昭和 22 年度公共事業の定義の件」(経 4 第 47 号) 通達。失業対策

	応急事業も挙げられる。『雇用』
14	東京商工会議所設立。『年表』
20	労働基準法草案（第九次案）を作成。技能者養成を許可制から認可制等に改める。『規定』
27	閣議、「昭和第四半期基礎物資需給計画策定並に実施要領」を決定。（石炭増産に集中、石炭・鉄鋼・セメント等を中心とする増産と、進駐軍物資の確保を決定。『閣議』
27	教育刷新委員会、義務教育の9年制・教育委員会の設置などを建議。『年表』
28	失業対策本部長・厚生省勤労局長、各地方長官宛「海外引揚者等失業者吸収活用に関する事」（勤発第 604号）通達。『失対三』

月	日	1947(昭和22)年
1	25	厚生省分課規程中改正（昨 21 年 12 月 27 日から施行）。労政局等の改変。[3 - 9]
	30	厚生省勤労局長、各地方長官宛「授産共同作業特別施設の利用に関する契約について」（勤発第 36 号）通達。『失対三』
	30	勤労局長、各地方長官宛「公共事業就労者勤労加配米に関する件」（勤発第 38 号）通達。『失対三』
	31	マッカーサー、「2・1ゼネスト」に対し中止を命令。『年表』
2	1	中央職業紹介委員会、厚生大臣に「労務供給事業に関する事項に対する答申」を提出。『通信』
	6	厚生省労政局労働保護課長、厚生大臣宛、「労働基準法案要綱に関する件」を提出。法律第 27 条により、労働者の生活を保障するため労働基準法制定の必要を強調。『規定』
	8	厚生省、労務法制審議委員会答申の「労働基準法案」を閣議提出。2.1 スト直後であったため、労働情勢は一変したとする意見もあり、容易に決せず、議を重ねること数回に及ぶ。『規定』
	22	閣議、「労働基準法案」（第 12 次案）を決定。第七章タイトル「徒弟の禁止」を「徒弟の弊害排除」と改める。法文に変化は無し。『規定』
3	4	勤労局企画課長、各県主務部長宛「勤労署業務運営要綱による報告に関する件」（企発第 13 号）通達。
	4	厚生大臣、衆議院に「労働基準法」を提案。新憲法に基づくことを表明。[2 - 15]
	4	勤労局長、各地方長官宛「昭和 22 年度職業補導並びに授産共同作業実施計画調の件」（勤発第 98 号）通達。経済安定本部の認証のため、継続を中心とする職業補導計画の樹立を指示。そこで補導種目として、建築工、建具家具工、木船工、建築関係技能者、機械器具修理工、手工業、食品加工関係技能者、和洋裁、事務関係の 9 職種を指示。[5 - 2 - 8]
	17	厚生大臣、衆議院委員会で「労働基準法」を説明。新憲法に基づくことを表明。[2 - 16]
	19	「労働基準法案」、貴族院へ上程。『規定』
	19	厚生省官制中改正（勅令第 87 号）。児童局の設置。
	19	厚生次官、各地方長官宛「昭和 22 年度失業応急事業実施に関する件」（発勤第 22 号）通達。これまでの「知識階級失業応急救済事業」と「簡易公共事業」を一元化し、「失業応急事業」とする。昭和 23 年度以降、前者を「知識層失業応急事業」、後者を「都市失業応急事業」と正式に呼称することになる。[5 - 1 - 13]
	20	厚生省職業安定局長、各都道府県知事宛「公共事業日雇労働者標準賃金に関する件」（労発第 155 号）通達。別表に地方別標準賃金表。[5 - 1 - 14]
	25	厚生省分課規程中改正。（19 日から施行）社会局の改変。[3 - 10]
	26	東京商工会議所、商工大臣・安本長官・東京都長官宛「中小工業振興大作要綱に対する意見」を提出。『東京』
	27	貴族院、「労働基準法案」を、4 項目の希望条件付きで可決。[2 - 17]
	31	職業補導所 432 所、補導種目延 523（建築 145、付属建築 23、木工 112、木船 12、機械 51、手工業 61、事務 18、和洋裁 40、食品加工 6、石炭 44）となる。『解説』
	31	「教育基本法」（法律第 25 号）公布。第 7 条に「勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」を規定。[4 - 1 - 4]
	31	G H Q、「教育基本法」の訳として"FUNDAMENTAL LAW OF EDUCATION"を報告。第 7 条「社会教育」の前半の「勤労の場所……において行われる教育」が訳されていない。[1 - 17]
	31	学校教育法（法律第 26 号）公布。「第 52 条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」と規定。
	—	連合国軍労働諮問委員会、「日本職業紹介制度に対する労働諮問委員会の勧告」発表。目的として「職業補導計画の展開」等を勧告している。[1 - 18]
4	1	新学制による小学校（国民学校初等科を改称）および中学校発足（財政難のため中学校の建築はかどらず）。『年表』
	7	「労働基準法」（法律第 49 号）公布。①第 7 章技能者の養成の全部、第 5 章安全衛生の全部、第 6 章女子及び年少者の一部、第 10 章寄宿舎規則の主要部につき 22.11.1 施行。その他は 22.9.1 施行。②「工場法」の廃止。[4 - 3 - 1]
	8	公共職業安定所官制（勅令第 118 号）公布。勤労署、日雇勤労所をそれぞれ、公共職業安定所、公共労働安定所に改称。公共職業安定所 = 455 ヶ所、公共労働者職業安定所 = 85 ヶ所。[3 - 11]
	10	公共職業安定所の業務運営方針を通達。「十年史」
	18	職業安定局長、各地方長官宛「公共事業年間実績報告に関する件」（職発第 199 号）通達。昭和 21 年度における職業補導、授産、共同作業施設等の年間実績の報告を求める。[5 - 2 - 9]
	22	厚生省分課規程中改正（4 月 15 日から施行）。勤労局の職業安定局への名称変更。[3 - 12]
	30	G H Q、職業協会の解散を命令。（戦前の国民勤労訓練所を運営していたため。）『行政二』
	30	職業教育並びに職業指導委員会、「職業指導員並びに相談員の養成計画」を意見具申。『産業』
5	2	厚生省官制中改正（勅令第 198 号）公布。労政局から労働基準局が分離独立。労働保護行政の強化。[3 - 13]
	2	職業安定局長、各地方長官宛「公共事業就労状況調に関する件」（職発第 231 号）通達。『失対三』
	2	都道府県労働基準局管制（勅令第 199 号）公布。都道府県に労働基準局を設置。[3 - 14]
	17	職業安定局企画課長、東京都労政局総務課長・各都道府県労働（教育・民政）部長宛「企業整備に伴う離職者趨勢に関する件」（企発 45 号）通達。『失対三』
	19	経営者団体連合会創立。昭和 23 年 4 月 12 日、日本経営者団体連盟（日経連）に改称。『年表』
	26	厚生省分課規程中改正（5 月 2 日より施行）。労政局に調査果を設置し、労働教育を分掌させる。労働基準局等の改編では技能関係業務は規定されない。

	26	厚生省職業安定局長、各都道府県知事宛「昭和 22 年度失業応急事業の実施に関する件」(職発第 298 号) 通達。[5-1-15]
	29	厚生省分課規程中改正(5月1日より施行)。国立栄養研究所の新設。
6	5	閣議、労働省設置準備委員会、「労働省設置要領」を決定。『行政二』
	5	厚生省分課規程中改正(5月30日から施行)。職業安定局の分掌の決定。[3-15]
	5	職業安定局長、各都道府県知事宛「授産共同作業特別施設の設置について」(職発第 329 号) 通達。「授産共同作業特別施設運営要綱」を定める。[5-2-10]
	11	G H Q 東京神奈川軍東京支部、12 日まで日比谷公会堂にて労働者教育大会を開催。『中央』
	11	政府、「経済緊急対策」を決定。積極的失業対策として職業補導施設の拡充強化、等の創設。[2-18]
	12	内閣、「労働省設置準備委員会規程」の決定。[3-16]
	16	第 2 回労働省設置準備委員会、「労働省設置要領」を決定。[2-19]
	21	職業安定局長、各都道府県知事宛「公共事業四半期報告について」(職発 395 号) 通達。[5-2-11]
	30	次官会議、官公庁における身体障害者の採用については欠員補充の方針の適用外を申し合わせ。『十年史』
	一	職業教育並びに職業指導委員会、「職業教育並びに職業指導行政機構の刷新拡充計画」を意見具申。『産業』
7	4	経済安定本部、第一回経済白書(経済実相報告書)を発表。『経済』
	19	米国学術顧問団来日。8月20日、報告書「日本における学術と技術の改組」を作成。『年表』
	22	政府、第一回国会へ「労働省設置案」を提出。『規定』
	29	厚生省職業安定局、「職業補導施設の拡充に関する事項」を起案。[2-20]
	一	職業教育並びに職業指導委員会、「各種工業に於ける見習い工教育計画基準案」等を具申。[2-21]
8	15	厚生大臣、衆議院労働委員会における職業安定法の提案理由として、憲法 22 条の「職業選択の自由」に基づいていることを説明。[2-22]
	30	労働基準法施行規則(厚生省令第 23 号)の公布。技能者養成に関する規定は無い。
	31	労働省設置法(法律第 97 号)公布。大臣官房、労政、労働基準、婦人少年、職業安定、労働統計調査の 5 局を設置。[3-17]
	31	労働基準法の一部の施行期日を定める件(政令第 170 号)公布。
	31	労働省設置法施行令(政令第 173 号)制定。[3-18]
	31	労働基準監督機関官制(政令第 174 号)公布。[3-19]
9	1	労働省新設に伴う訓令(労働省訓令第 1 号)公布。[4-1-5]
	1	労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「労働基準法の施行に伴う処置に関する件」(基発第 29 号) 通達。『行政二』
	1	労働省分課規程制定。大臣官房と労働基準、婦人少年、職業安定、労働統計調査の 5 局の設置について規定。労働基準局に監督・労災保険・安全・衛生・給与・鉱山の 6 課、職業安定局に監査室の他に庶務・失業対策・雇用安定・職業補導・労働市場調査の 5 課および監察室を設置。[3-20]
	3	労働省労政局、「労働者教育諮問委員会設置要綱」を決定。[3-21]
	4	労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「連合国軍関係労務の提供に関する件」(職発第 3 号) 通達。業者の介在を止めさせるように指示した。『時報』
	7	労働大臣(米窪満亮)、労働省発足に関しラジオ放送。「要覧誌」
	8	労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「受刑者の一般工場事業場における就労に関する件」(職発 11 号) 通達。『時報』
	8	厚生省分課規程中改正(1日より施行)。職業安定行政の廃止。[3-22]
	30	衆議院、附帯決議を伏して「職業安定法」を可決して参議院に送付。『安定』
10	18	技能者養成委員会第 1 回総会が開催。技能者養成規程案が諮問され逐条審議。『監督』
	29	技能者養成委員会第 2 回総会が開催。規程案を可決。『監督』
	31	労働基準法の一部の施行期日を定める政令(第 227 号)公布。①昭和 22 年 9 月 1 日施行されなかった残余部分が 11 月 1 日から施行。②技能者養成は 11 月 1 日施行。
	31	技能者養成委員会官制(政令第 230 号)公布。[3-23]
	31	技能者養成規程(労働省令第 6 号)公布。15 職種の養成期間を規定。なお、(G H Q が本国に報告した) 英文では"Apprenticeship Ordinance"としていた。[4-3-2]
	31	事業付属寄宿規程(労働省令第 7 号)公布。
	31	女子年少者労働基準規則(労働省令第 8 号)公布。[4-1-6]
	31	労働安全衛生規則(労働省令第 9 号)公布。
	31	職業安定局労働市場調査課、米国労働省の「職務分析訓練参考書」を翻訳する。戦後の職務分析の開始。後に『職務解説書』を発行。「職務手引草案」昭和 23 年 1 月 1 日発表。『行政二』
11	1	技能者養成委員会の設置。労働者代表：滝田実(全織労組技術部長)、秋山喜三(日本製靴(株)労組福委員長)、小柳政雄(王子製紙(株)江戸川工場労組長)、真島光男(関東金属労組横河支部)、菊地隆吾(日本冷蔵(株)労組執行委員)。使用者代表：加藤威夫(三菱電機(株)取締役)、児玉寛一(日立製作所取締役工場長)、宮長平作(日産土木建築(株)社長)、未樹樹三(日本商工会議所専務理事)、中島英信(全日本中小工業協議会中央副委員長)。公益代表：淡路円治郎(日本労務研究会理事長)互選会長、山口貫一(元日本鉄道会大阪支部長)、鈴木京平(東京工芸専門学校長)、藤林敬三(慶大経済学部教授)、国井真太郎(元商工省工芸指導所長)。『監督』
	11	労働次官、各都道府県労働基準局長宛「労働基準法中女子年少者に関する規定の施行に関する件(発婦第 2 号) 通達。『時報』
	11	婦人少年局長・労働基準局長、都道府県労働基準局長宛「婦人少年局職員室設置について」(発婦第 3 号) 通達。『時報史』
	11	労働省労働基準局長・婦人少年局長、各都道府県知事宛「年少者の就業に関する件」(婦発第 45 号) 通達。[5-1-16]
	14	参議院、一部修正して「職業安定法」を可決して、衆議院に回付。『安定』
	17	技能者養成委員会第 3 回総会が開催。専門委員会の設置を決議。『監督』
	22	G H Q ヘプラー人力班長、「職業安定法国会通過に際しての声明」公表。[1-19]
	25	運輸省鉄道総局職員局長、労働省労働基準局長宛「労働基準法の解釈について」(鉄総職発第 273 号)。『時報』

	27	技能者養成委員会第4回総会が開催。指導員養成、指導員資格検定を行う総合技能指導書に関し関係官庁に対する建議を議決。『監督』
	29	労働省分課規程中改正（22日から施行）。職業安定局失業保険課の所掌事務を規定。[3-24]
	30	職業安定法（法律第141号）公布。第2章第4節に職業補導を規定する。「職業紹介法」の廃止。[4-2-1]
12	1	失業手当法（法律第145号）公布。①失業手当金の支給は昭和23年4月以前に離職した者。②昭和24年5月20日「失業保険法」中改正（法律第87号）により廃止。
	1	失業保険法（法律第146号）公布。①失業保険金の支給は180日以内。昭和35年3月31日第16次改正によって訓練受講者には1年まで延長受給可。②昭和22年11月01日から施行。
	3	「身体障害者職業安定に関する件」通達。『十年史』
	6	失業保険法施行規則（労働省令第10号）公布。
	6	失業手当法施行規則（労働省令第11号）公布。
	8	失業保険特別会計法（法律第157号）公布。①保険施設への歳出を規定、②失業保険特別会計の積立金、昭和27年度末220億円、その利子収入も年間9億円。行政措置として、失業保険福祉施設の設置が昭和28年度から具体化。[4-1-7]
	9	労働次官より各都道府県労働基準局長宛「労働基準法中技能者の養成に関する規定の施行に関する件」（労働省発基第53号）通達。[5-3-1]
	11	技能者養成委員会、専門委員会として電気機械組立部、鋳物部を設置。『監督』
	12	技能者養成委員会、専門委員会として金属工芸部、漆器部を設置。『監督』
	12	児童福祉法（法律第164号）公布。
	13	技能者養成委員会、専門委員会として布帛部を設置。『監督』
	16	労働次官、各都道府県知事宛「労働部設置に関する件」（労働省発41号）通達。[5-1-17]
	17	技能者養成委員会第5回総会が開催。第4回の議決の取扱方法を審議。『監督』
	18	労働次官、「労働部設置に関する件」（労働省発総第43号）通達。労働部設置の督促。[5-1-18]
	20	臨時石炭鉱業管理法（法律第219号）公布。いわゆる「石炭国家管理」3年間の時限立法。
	27	職業紹介法施行令等を廃止する政令（政令第291号）制定。職業委員会官制及び公共職業安定所官制の廃止。[4-1-8]
	27	「失業保険特別会計令」（政令第296号）公布。
	29	職業安定法施行規則（労働省令第12号）公布。第17条から第23条までに職業補導に関して規定する。[4-2-2]
	31	閣議、「最近の日本移住者に対する国際情勢の有利な進展に即応するため、このさいすみやかに移住者の大量送出を可能ならしめる諸施策を実施するものとする。」ことを了解。『十年史』
	—	この年、公共職業補導所の施設数434ヶ所、種目：建築144、付属建築13、木工137、木船12、機械51、手工業61、事務17、和洋裁45、食品加工5、石炭44、義肢11。『行政二』

月	日	1948(昭和23)年
1	14	労働次官、各都道府県知事宛「労働部設置に関する件」（労働省職発総1号）通達。GHQが全面的に賛意を表明してきた事を紹介した。[5-1-19]
	16	厚生省分課規程中改正（昨年12月22日から施行）。児童局に企画・養護・母子衛生の3課を設置。社会局の課を庶務・保護・福利・物資課に改組。
	27	「高等学校設置基準」（文部省令第1号）公布。
	29	労働次官、各都道府県知事宛「職業安定法並びに同施行規則の公布に関する件」（労働省職発第7号）通達。職業補導の運営方針を指示。文部省の施設でも職業補導が行うことができること、職業補導所は学校教育法の各種学校の適用を受けることになっていること等を示唆。補導期間は概ね6ヶ月を標準、3ヶ月短縮又は6ヶ月延長まで可能。その教程基準は建築工、木船工、和洋裁及び公民科については通牒済み。その他は近く通牒することを明示。[5-1-20]
2	7	職業安定法施行規則中改正（労働省令第3号）公布。業務請負の制約を定める。
	7	文部・労働次官、各都道府県知事宛「新制中学校の職業指導に関する件」（発学第38号）通達。職業安定法施行に伴い、新制中学校卒業者の職業指導、職業紹介について、学校と安定機関との分担連携について通達。[5-1-21]
	16	労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「職業安定法施行に伴う職業補導実施に関する件」（発職第13号）通達。職業安定法施行に伴い「職業補導実施運営方針」を確立。[5-2-12]
	28	技能者養成委員会第6回総会が開催。追加技能職種案（32職種）を諮問、審議。『監督』
	28	教育刷新委員会、「労働者に対する社会教育について」（第13回建議）。技能者養成所に大学に進学する単位制クレジットを与えよ」と建議する。[2-23]
3	1	学校教育局長、都道府県知事宛「各種学校の取扱いについて」（発学81号）通達。技術を教授する教育施設として職業補導所も認定。[5-1-22]
	5	技能者養成委員会第7回総会が開催。追加技能職種案を可決。『監督』
	8	労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「共同作業施設の運営について」（職発第188号）通達。①所掌担当課を職業補導課より失業対策課へ移管（3月末）、②新たに共同作業施設を設置し、その運営方針を指示。[5-2-13]
	10	労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「東京都立工業専門学校技術専修科生募集依頼について」（基発第438号）通達。（旧機械技術員養成所であり）唯一の指導員養成に適應する施設に協力を依頼。[5-3-2]
	16	労働省労働基準局長各都道府県労働基準局長宛「技能者養成規程中別表第1に指定する技能に関する件」（基発第454号）通達。[5-3-3]
	30	労働省労働基準局長各都道府県労働基準局長宛「寄宿舎に関する規定の施行について」通達（基発第508号）。『時報』
	31	財団法人職業補導協会の解散。『十年史』
	—	労働省、『労働時報』を再刊。
4	1	失業対策事業、公共職業補導所関係の定期報告開始。『十年史』
	1	職務解説書第1輯「電気球製造業」を発行。『十年史』

	<p>1 新制高等学校（全日制・定時制）発足。『年表』</p> <p>1 「労働省所管公共事業共同作業施設設置方針」の実施。所管が昭和23年3月末に職業補導課から失業対策課へ移管することになる。[5-1-23]</p> <p>7 公共職業補導所の補導期間、指導員資格基準を通牒。『十年史』</p> <p>13 労働省設置法施行令改正（政令第84号）。労働事務官の増員を公示。</p> <p>23 「失業対策委員会官制」廃止。（政令第90号）</p> <p>28 経済安定本部第一副長官、関係各省次官宛「公共事業日雇労働者の雇用について」（経本第696号）を通達。公共事業に失業者吸収率を設定。『行政二』</p> <p>28 労働省設置法施行令の一部改正（政令第91号）。職員定員の改正。[3-25]</p> <p>30 閣議、経済復興計画委員会の委員を決定。『経済』</p> <p>30 「職業安定行政手引」の作成について通達。『十年史』</p>
5	<p>1 労働省、公共職業補導所の規模基準を定める。『十年史』</p> <p>11 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「海外引揚者の職業斡旋について」通牒。引揚者のために、地方引揚援護局内に職業相談所の仮設、公共職業補導所への入所あつ旋、共同作業所・公共事業への就労促進を通達。『行政二』</p> <p>14 閣議、「国際労働機関への復帰について」を決定。[2-24]</p> <p>17 第1回経済復興委員会開催。安本より「日本経済復興5カ年計画第一次試案」を提出。『経済』</p> <p>25 閣議、「国際労働機関への復帰について」を使用者、労働者の意見を聴取して再決定。[2-25]</p>
6	<p>4 労働省分課規程中改正（1日より施行）。大臣官房に渉外課を設置。</p> <p>5 衆議院本会議、「国際労働機関への復帰に関する決議案」を可決。</p> <p>9 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「地方職業安定行政主務課公共職業安定所の組織及び事務文掌について」（職発第635号）通達。[5-1-24]</p> <p>10 神奈川県、職業補導所及び養成所を各種学校に指定（告示第247号）。1953年2月17日に廃止。[5-2-14]</p> <p>15 全国職業安定主管課長会議の開催（～17日迄）。○労働大臣加藤勘十「職業安定行政の完遂」の説明で「職業補導事業今後のあり方」において「経済再建の一翼を担うことは職業補導に課せられたもっとも重要な責務である。」○職業安定局長齊藤邦吉「新憲法を実生活に活かす職業安定機関の責務……の第一線に立っているのは公共職業安定所と職業補導所」。○百田正弘職業補導課長「新しい職業補導の認識と新方針の実践を望む」で1,予算一般会計に移った。2,方針①補導所の濫設を避けて内容の充実に置く、②職業補導に関する手引きを作成、③各県における職業補導事業の実態調査を行う、④成績不良の補導所の補助金の停止、⑤昭和24年度以降における計画の準備等を説明。『通信』</p> <p>19 衆参両院、教育勅語・軍人勅諭・戊申詔書・青少年学徒に賜りたる勅語の失効確認に関する決議案を可決。『年表』</p> <p>19 技能者養成委員会第8回総会が開催。専門委員会で審議されてきた教習事項の追加による規定中改正案が提出され、議決。『監督』</p> <p>29 労働次官、都道府県労働基準局長宛「技能者養成規程中別表改正並びに同規程第13条の規定に基づく告示に関する件」（発基第118号）通達。[5-3-4]</p> <p>30 職業安定法中改正（法律第72号）公布。労働者供給事業の禁止措置の強化。昭和23年6月30日施行。</p> <p>30 技能者養成規程中改正（労働省令第9号）公布。指定技能職種を15から47に拡大。同日施行。各職種の必要基準を規定。[4-3-3]</p> <p>30 「昭和22年厚生省告示第46号（公共労働職業安定所の名称、位置、管轄区域及び事務取扱の範囲指定の件）中改正」（労働省告示第22号）。公共職業安定所と公共労働職業安定所は公共職業安定所に統合。昭和23年7月1日適用。</p> <p>30 「技能者養成規程に基き教習事項に関する件」（労働省告示第23号）公布。1年間1470時間で3年間。鎚金師等の伝統産業職種10、電気機械組立工等の近代産業職種2の12職種を規定。[4-3-4]</p>
7	<p>2 中小企業庁設置法（法律第83号）公布。</p> <p>7 神奈川県相模原病院における身体障害者の職業相談を実施。『十年史』</p> <p>8 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「技能者養成所教職員適確審査の伺について」（基発第984号）通達。[5-3-5]</p> <p>9 ILO第31回総会、「職業安定組織の構成に関する条約」（条約第88号）を採択。1953年10月20日条約批准発効。[6-2]</p> <p>10 国家行政組織法（法律第120号）公布。</p> <p>10 船員職業安定法（法律第130号）公布。昭和23年11月1日施行。</p> <p>14 「職業安定組織における監察に関する件」（労働省訓令第10号）公布。職業安定局に中央職業安定監察官を設置。[3-26]</p> <p>15 労働省職業安定局、職業補導用教科書第一集として『公民の話』（藤林敬三・勝田守一編著）を発行。以後、数学や各職種の教科書を順次発行。『戦後』</p> <p>17 労働省分課規程中改正（14日より施行）。職業安定局の監察室の廃止。</p> <p>20 政府、米国の援助のもとで日本経済の自立促進のための10項目の施策に関するGHQの勧告を発表（経済安定10原則）『年表』</p> <p>28 「労働者教育に関する労働省（労政局）、文部省（社会教育局）了解事項について」（発社209号）。本通達以降、学校教育と職業訓練との離反が進む。[5-1-25]</p> <p>29 民政委員法（法律第198号）公布。</p> <p>31 7.22 付内閣総理大臣宛連合最高司令官書簡に基き臨時措置に関する件（政令第201号）公布[ポ政]。国家・地方・公務員の団体交渉権・罷免権等を否認する。</p>
8	<p>1 東京都身体障害者公共職業補導所の設置。『十年史』</p> <p>2 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「失業応急事業共同作業施設労働者の賃金支払事務取扱要綱」を通達。『十年史』</p> <p>6 経済同友会、「失業対策案」を発表。『年鑑』</p> <p>6 学校教育局長、都道府県知事宛「労働学校の取扱について」（発学81号）通達。「労働学校及びこれに準ずる教育施設は……『各種学校の取扱について』の通牒によって処理せられること」と指示した。[5-1-26]</p>

	13	中央職業安定委員会委員発令(18人)、「十年史」
	16	厚生省分課規程中改正(8月13日施行)。労働基準局に庶務課を新設、労災保険課を労災補償課、衛生課を労働衛生課に改称。[3-27]
	20	職業安定委員会の開催。会長に淡路円次郎氏を選出。「十年史」
	26	経済安定本部建設局長、各都道府県知事宛「公共事業総合運営機関設置方に関する件」(経建第292号)通達。「公共事業総合運営機関設置要綱」を示し、設置を推奨する。『雇用』
	28	労働省職業安定局長・労働基準局長連名「職業安定機関と労働基準機関との連携について」。「十年史」
	31	経済安定本部建設局長、都道府県知事宛「公共事業総合運営機関設置方に関する件」(経建292号)通達。『行政二』
9	6	職業安定局長・厚生省社会局長連名「公共職業安定所において、その斡旋により急速に就職をなし得ない者で生活保護法の適用をうける者の取り扱いについて」通達。「十年史」
	14	機械及び電気関係の指導員講習会、旧東部補導所で開催。全国から33名参加。補導教程に関する説明等が行われる。『通信』
	15	『職業通信』第六号、職業補導特集。雇用安定課長百田正弘；職業補導の今後の問題、鈴木事務官；職業訓練の新分野-TWIとは何か-、総務係；職業補導事業の現況、身体障害係；身体障害者職業補導、(不明)；職業補導事業の監査、小林技官；補導所指導員の講習を終えて-機械及び電気関係-、(不明)；実習記録票の活用-静岡県立静岡建築公共職業補導所-、(不明)；技能競争会について、(不明)；同窓会を組織して活動-新潟県長岡公共職業補導所-、(不明)；補導所の性格と反省、職安談話；機械工補導の現状より-将来への考察-鳥取県-。
	25	労働省職業安定局長、神奈川県知事宛「職業安定法に基く職業補導の実習と労働基準法の規定並びに職業安定法に定める労働者提供事業禁止の規定との関係について」(職発第1185号)通達。[5-2-15]
	30	労働省設置一周年記念展示会(「労働展」)の開催。職業補導コーナーでは作品も陳列。全国400カ所の公共職業補導所でも開催。『通信』
10	1	労働省職業安定局、『職業安定行政手引き』を創刊。第7章職業補導の手引。これは戦後の職業補導に関する最初のマニュアル。ここでは職業補導の方針、補導基準を示す。63項目につき、6ヶ月の補導期間を標準にして(3ヶ月~1年)、教程基準(公民、建築工、木船工、裁縫、木工)を掲げ、指導員の資格基準も定める。[5-2-16]
	4	職業安定法施行規則中改正(労働省令第14号)公布。
	4	労働省職業安定局長、都道府県知事宛「連絡委員の廃止について」(職発第1193号)通達。各安定所に設ける巡回職業相談施設に代えるため。『時報』
	15	技能者養成委員会第9回総会が開催。技能者養成指導員資格検定規則案が諮問、可決。『監督』
	26	労働省分課規程中改正(19日施行)。労政局の労政課を庶務・労働法規・労働組合・労働教育の4課とする。[3-28]
	28	労働省労働基準局長、石川県労働基準局長宛「授産施設の労働基準法適用について」(基発第1599号)通達。『デジ』
	28	日本経営者団体、「生産的職場開発による雇用拡大並びに技能再訓練等による失業緩和方策」を発表。[2-26]
11	6	労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「授産施設の労働基準法適用について」(基発第1600号)通達。[5-2-17]
	6	労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「授産施設の労働基準法適用について」(基発第1600号の2)通達。[5-2-18]
	10	日本商工会議所、政府・国会に労働組合法、労働関係調整法並びに労働基準法について労働組合運動が健全に発達するように建議を提出。『日本』
	11	身体障害者公共職業補導所設置(労働省告示34号)。東京、大阪、福岡に設置。[3-29]
	11	神奈川県労働部長、各職業補導所長宛「職業安定法に基く職業補導の実習と労働基準法の規定並びに職業安定法に定める労働者供給事業禁止の規定との関係について」(二三職第780号)通達。[5-2-19]
	19	「職業安定連絡委員会令」(政令第349号)公布。[3-30]
	30	「職業安定行政手引施行要綱」(訓328号)制定。「十年史」
	30	「年少者の職業紹介手引」(職業安定行政手引の一部)が完成。新規学校卒業者に対する職業紹介の基盤ができる。『十年史』
	30	末弘巖太郎、『労働法のはなし』で「労働基準法」において規定した技能者養成を「新徒弟制度と呼ばれるべき」と解説する。
12	10	国連、第3回総会にて「世界人権宣言」を採択。[6-3]
	15	『職業通信第8号』、失業対策特集を組む。共同作業所の使命と運営。神奈川県の共同作業施設-現況とその批判-を掲載。
	18	GHQ、米国務・陸軍両省共同声明で、マッカーサーへ対日自立復興の9原則を指令と発表(経済安定9原則)。これに関し12.19マッカーサー、吉田首相に書簡送付。『年表』
	31	職務分析(「職業安定法」第15条の規定による)を60産業に予定、20産業で実施。『通信』
	31	静岡県、新規中卒者に公共職業補導所への入所を宣伝。鳥取県では新規中卒者の増大を予想。『通信』
	31	公共職業補導施設362ヶ所、製図、通訳、木船等48種目(延べ447)、1回補導定員18,780人。『通信』
		-GHQより、TWI関係資料の提供を受ける。『十年史』

月	日	1949(昭和24)年
1	8	労働大臣、中央職業安定委員会宛「目下予想される失業状況に対応すべき当面の失業対策」を諮問。『通信』
	10	労働省職業安定局、職業補導用教科書第六集として『木船』を発行。
	15	『職業通信第10号』福井・妹尾茂「職業補導の期間」において期間の長期化を要請。
	15	「職業補導月報」(昭和23年8月分)、補導定員21,990人、在所者数13,156人。『通信』
	18	企業整備に伴う「雇用状態の把握蒐集要領」を定める。『年鑑』
	28	GHQ経済科学局、「労使協議会雇用部会」を開催。「不足している技能者の積極的養成に努力することが日本産業復興の鍵である。」と述べ、職業補導事業の積極化を指摘。また「技能者の養成について……国家は…援助しなければならぬ。」[1-20]

2	1 米国陸軍長官ロイヤル、GHQ経済顧問ドッジ公使等来日。『年表』 2 労働省職業安定局、職業補導用教科書第二集として『数学』を発行。 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「技能者養成制度の運用に関する件」（基発第153号）通達。 8 [5-3-6] 職安弘報係、「着想の交換—新規卒業者に対する職業補導の宣伝—」を公表。新規卒業者の就職難、補導所の 15 入所率の低さに対応ため。『通信』 中央職業安定委員会、労働大臣宛「目下予想される失業情勢に対処すべき失業対策に関する答申」。「現行の 16 職業補導事業を刷新拡充し、民間業者に協力を求め委託補導制度あるいは協同養成制度を実施して熟練工の養 成を行う。」と答申。[2-27] 閣議、「行政機構刷新及び人員整理に関する件」決定。各省庁の機構規模及び定員の3割縮減を決定。『閣議』 25 労働省職業安定局長、都道府県知事宛「公共職業補導所の実習収入金について」（職発第267号）通達。[5-2 26 -20] 閣議、失業対策審議会の設置を決定。『年鑑』 28
3	4 閣議、「現下の失業情勢に対処すべき失業対策に関する件」を決定。「職業補導事業を整備拡充すること」、「新 制中卒者の就職打開」等を決定。[2-28] 7 技能者養成審議会機械関係専門審議会、機械関係教習事項並びに防護方法の基準案を審議。以下、9月16日 までに10種類の専門審議会が開催。『監督』 7 ドッジ公使、内外記者団会見で経済安定9原則実行に関し声明（竹馬経済からの脱却、政府支出は税収を限度 とするインフレ収束など強調。「ドッジライン」）。『年表』 10 岩手県、「“労働文化の発祥は職業補導から”の研究」を『職業通信』に発表。その精神で県下の指導員を集 めての研究会を開催した。 11 中央職業安定委員会、内閣官房長官・行政管理長官宛「行政整理及び失業対策について」を建議。行政整理 及び失業対策について。[2-29] 12 経済安定本部、「経済白書」（第3次）（経済自律化への課題）を発表。『年表』 12 労政局長、労働保護法草案の作成にあたり、労・使双方との座談会の開催を計画。労・使双方に案内状を出す 都道府県知事宛労働教育実施要綱に基く教育活動について通牒。「時報史」 15 技能者養成審議会委員の改選。労働者代表；滝田実、秋山喜蔵、斉藤鉄郎、進藤寅雄、小柳政雄。使用者代表 ；加藤威夫、安藤清太郎、中島英信、児玉貫一、今村五郎。公益委員；淡路円治郎、国井口太郎、鈴木京平、 山口貫一、藻利重隆。会長；淡路。『監督』 16 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「公共職業補導所の経営について」（職発第377号）通達。①「職業 安定法」改正によって、公共職業補導の委託は公共団体に限定されること。②「昭和24年度において相当数 の補導所を整理する方針」を示唆。[5-2-21] 17 政府、現状の3割縮減を目標とする行政機構改革案を発表。『年鑑』 23 第10回技能者養成審議会、七宝細工職以下11職種の教習事項の基準を審議可決。『監督』 23 次官会議、「行政整理による離職者に対する失業対策」を決定。[2-30] 25 閣議、「失業対策審議会設置に関する件」を決定。①内閣総理大臣の諮問機関。②失業対策関係会議の廃止。 『年鑑』
4	1 昭和29年3月31日「各種技能試験の施行に関する件」（職発第178号）通達の別紙。『神綴り』 11 20日まで、労働市場調査関係職員の訓練指導を各都道府県で実施。「時報史」 16 労働省、「労働経済の分析」（労働白書）を発表。『経済』 20 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「地方職業補導関係職員の調査について」通達。[時報誌] 23 GHQ、日本円に対する公式為替レート設定の覚書。（1ドル360円の単一為替レート、4月25日より実施）。 『年表』 25 労働者教育諮問委員会開催。「時報史」 — この頃、GHQ経済科学局、「Labor Division Manual」『労働課便覧』を纏める。GHQ内の労働政策の指針。「職 業訓練プログラムを開始するもう一つの同じく重要な理由は、働く権利、能力に応じた教育を受ける権利、職 業を選択する権利など、憲法に定められた民主的概念の一部に命を吹き込むことであった。」として、 "vocational training"が"education"等の権利を実質化すると整理。[1-21]
5	4 労政局長から各知事宛労働教育大会の開催について通達。「時報史」 9 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「補導手当の支給について」通達。[時報誌] 10 シヤウブ税制使節団の来日。『年表』 11 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「昭和24年度第1・4半期分共同作業施設費国庫補助申請について」 通達。「時報史」 11 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「職業補導所職員の効率的配置について」通達。「時報史」 11 三田職業安定所で、自由労働者<仕事よこせ>闘争開始（全都に波及）。『年表』 13 衆議院、身体障害者保護に関し、その認識を強める等の諸政策の強化を決議。「十年史」 17 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「昭和24年度職業補導事業の新規計画について」通達。「時報史」 20 緊急失業対策法（法律第89号）公布。深刻な失業情勢に対処するため、いわゆる「一般失業対策事業」を創 設。①公共事業を、失業対策事業と公共事業に二分、②失業対策事業は労働省作成の計画によって行う、③公 共事業の失業者吸収率を明記すること、④これまでの簡易公共事業は失業対策事業に吸収、⑤知識層失業応急 事業・共同作業施設は、昭和24年度第3・四半期以降廃止。 20 21日の2日間全国労働教育主任者会議開催。「時報史」 20 職業安定法中改正（法律第88号）。①失業情勢の深刻化に対処するため、職業安定機関の刷新強化、身体障害 者職業補導、監督者訓練（補導員の設置）等の積極的対策を打ち出す。②労働大臣への届け出制により、学校 は職業紹介事業を行うことを可能に。[4-2-3] 28 労働次官、各都道府県知事宛「職業安定法の一部を改正する法律、緊急失業対策法及び失業保険法の一部を改 正する法律の実施について」（発職第131号）。『時報』 31 GHQ経済科学局労働課、共同作業施設の廃止を勧告。共同作業施設は失業対策としては不能率として。昭和24 年第3四半期をもって廃止。『年鑑』

	<p>31 行政機関職員定員法（法律第 126 号）公布。昭和 24.6.1-9 月末までに 28 万 5、124 人の整理。</p> <p>31 労働省設置法改正（法律第 162 号）。国家行政組織法の公布による。①内部部局；大臣官房・労政・労働基準・婦人少年・職業安定の 4 局、②地方支分部局；都道府県労働基準局、労働基準監督署、公共職業安定所、④外局；中央労働委員会等。[3 - 31]</p> <p>31 労働基準法中改正（法律第 166 号）。昭和 24.6.1 施行。各種委員会を審議会の名称に変更。</p> <p>一 職業安定局、『労働時報』に「職業補導事業の整備拡充について」を公表。失業問題の緊迫に対処する方法として、産業の即戦力となるように整備拡充すべきと主張。</p>
6	<p>1 労働組合法中改正（法律第 174 号）。</p> <p>1 「教育刷新審議会令」公布。教育刷新委員会を改称。『百年史』</p> <p>1 職業安定法施行規則中改正（労働省令第 8 号）。職業紹介を行う学校長の役割についての諸規定の制定、学校において職業補導の実施可能性を明記、労働大臣は障害者職業補導基準を定めねばならない、等を改正。[4 - 1 - 9]</p> <p>1 座談会：身体障害者に対する職業補導の諸問題。『通信』</p> <p>7 労働次官、各省次官宛「行政整理の実施に伴う失業情勢の把握とその失業対策実施についての援助方依頼について」（発職第 137 号）通達。[5 - 1 - 27]</p> <p>8 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「行政整理の実施に伴う失業対策に関する件」（職発第 777 号）通達。行政整理に伴う失業情勢の把握及びその失業対策についての公共職業安定所の職業補導所への入所希望の確認等の職責について通達。[5 - 1 - 28]</p> <p>10 失業対策事業就労者賃金制定。「十年史」</p> <p>10 「社会教育法」（法律第 207 号）公布。第五条に「市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。」として、八、職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。」を定める。</p> <p>11 東京都、失業対策事業の日当を 245 円に決定。「ニコヨン」の呼称の始まり。『年表』</p> <p>11 教育刷新審議会、「職業教育振興方策」を建議 [2 - 31]</p> <p>14 閣議、「青少年問題対策協議会」の設置を決定。「十年史」</p> <p>15 第八回労働教育大会、7 月 31 日迄。「時報史」</p> <p>15 労働省職業安定局、職業補導用教科書第四集として『建築』を発行。</p> <p>20 労働教育審議会令（政令第 215 号）公布。[3 - 32]</p> <p>20 「労働省設置に伴う関係省庁の整理に関する省令」（労働省令第 9 号）公布。各種委員会の名称を審議会に改称。（6 月 1 日施行）[3 - 33]</p> <p>20 労働省組織規程（労働省令第 10 号）公布。旧来の労働省分課規程（訓令）の発展。労働基準局に庶務・監督・労災補償・安全・労働衛生・給与・鉱山、又、職業安定局に庶務・失業対策・失業保険・雇用安定・職業補導・労働市場課を設置。[3 - 34]</p> <p>21 「緊急失業対策法施行規則」（経済安定本部第 1 号）公布。</p> <p>21 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「緊急失業対策法の実施について」（職発第 843 号）通達。[5 - 1 - 29]</p> <p>23 労働次官・経済安定本部副長官、各省次官宛「緊急失業対策法の実施について」（発職第 148 号）通達。失業対策事業実施要綱を定める。『行政二』</p> <p>24 労働省労働基準局長・労働省婦人少年局長より労働基準局長宛「看護婦養成所の生徒に対する労働基準法の適用について」（基発第 648 号）通達。[5 - 1 - 30]</p> <p>25 労働省職業安定局、職業補導用教科書第五集として『木工』を発行。</p> <p>27 理容師法の養成施設として、石川県立理容公共職業補導所が指定される（厚生省告示第 127 号）。（指定第 1 号）</p> <p>27 ソ連からの引揚再開第一船高砂丸、2000 人を乗せ舞鶴入港。7. 2 共産党に 240 人入党。後続船の引揚者、上陸拒否・警官らとの騒擾頻発。8.11 引揚者の秩序保持に関する政令公布。『年表』</p> <p>30 労働省組織規程中改正（労働省令第 11 号）。①労働基準局の鉱山課を廃止し、技能課を新設。（昭和 24.5.16 鉱山保安法の公布により、鉱山に関する事項が商工省に移管されたため。）、②技能課設置以前では監督課の一係が担当。地方では都道府県労働基準局の監督課、労働基準監督署の第 1 課または第 2 課が技能者養成行政を所掌。[3 - 35]</p> <p>一 連合国軍最高司令官総司令部経済科学局労働課長チェスター・W・ヒプラー、スイス・ジュネーブにおける国際労働機関第 32 回総会で「日本における労働情勢に関する報告」を報告。労働行政全般にわたって好意的に報告。職業補導を職業安定行政で紹介しているが、技能者養成についての言及は無い。『占領』</p>
7	<p>1 「新しい補導方法の研究一特に効果を収めた事例一」。『通信』</p> <p>1 ILO 総会、「職業指導に関する勧告」（第 87 号勧告）を採択。『時報』</p> <p>5 職業教育及び職業指導審議会令（政令第 242 号）公布。</p> <p>5 労働者教育審議会令（政令第 250 号）公布。文部省設置法による設置。[3 - 36]</p> <p>21 失業対策事業運営方針の決定。『年鑑』</p> <p>26 第 11 回技能者養成審議会、カットグラス工以下 12 職種の教習事項の基準を審議可決。『監督』</p> <p>26 28 日迄、職業補導所木工科指導員講習会。「時報史」</p> <p>一 企業整備本格化。7 月 1,241 事業所 99,629 人、8 月 1,330 事業所 73,546 人。『年表』</p>
8	<p>1 ILO、東京事務所を開設。「時報史」</p> <p>5 「緊急失業対策法による事業費のうち労力費の占める割合を定める件」（労働省告示第 15 号）公布。事業種目を告示。</p> <p>25 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「公共職業補導所の補導過程修了者の就職あっ旋」を通達。「時報史」</p> <p>26 「失業対策事業開始及び規模決定に関する基準」の決定。『行政二』</p> <p>26 シュワブ税制施設団長、内外記者団に第 1 次税制改革勧告案概要を談話形式で発表。9.15 GHQ、全文を発表。（税制の根本的改変）。（シュワブ勧告）。『年表』</p>
9	<p>1 内閣総理大臣、失業対策審議会宛「諮問第 1 号」。「失業対策としてとるべき当面の方策について意見を求める」。[2 - 32]</p> <p>6 第 12 回技能者養成審議会、宝石細工職以下 10 職種の教習事項の基準を審議可決。陶工以下 7 職種防護基準案を審議可決。『監督』</p> <p>9 失業対策審議会、内閣総理大臣宛「答申第 1 号」。失業者の保護対策の 1 として、「職業補導施設の整備拡充」</p>

		を掲げる。[2 - 33]
12		ILO職業補導会議がシンガポールにて2週間にわたり開催される。技術補導の組織、必要資料、監督官の訓練、不具者への職業補導が検討される。『ILO』
12		第13回技能者養成審議会。「時報史」
12		中央職業安定審議会、労働大臣宛に失業対策に関し「建議」。「職業補導施設の整備拡充」を掲げる。[2 - 34]
13		ラジオ労働の時間(公共職業補導所について)。「時報史」
14		全国職業補導所、共同作業所作品展覧会。「時報史」
15		GHQ、シャープ税制勧告書マッカーサー、吉田首相宛書簡で、目標実現の政策立案を指示。『年表』
30		日本経営者団体連盟、総理、内閣官房、安本、大蔵、通産、建設、労働各政府当局、国会、失業対策委員会に「失業対策に関する意見」を具申。第一経済産業対策、第二社会政策的対策、第三移民対策等を具申。[2 - 35]
10	1	宮城・神奈川身体障害者公共職業補導所設置。「十年史」
	1	『労働市場弘報第21号』「新しい補導方法の研究(2)一特に効果を収めた事例一」。「随時入所制と個人指導」：出雲木工補導所、「学科と実技の並行」：尾道建築補導所、「地方産業との協力(現場実習)」：浜田建築木工補導所、「家庭連絡と作品競技」：高岡木工補導所・津山木工補導所、「震災復興の建築隊」：敦賀建築補導所、「進級する技能検定」：岐阜県八幡建築補導所、「Trainees and Employers Association (T.E.A.)の組織と活動」：長野県中野木工補導所、「遠隔地へ出張実習」：伊那公共職業補導所、「身体障害者の補導」：瀬戸窯業補導所。
	1	労働省職業安定局職業補導課、『補導事務必携』を刊行。「職業補導の手引」を掲載。教科基準として新たに7職種を追加。基準公開種目は計11職種となる。[5 - 2 - 22]
	8	労働省職業安定局長・文部省大学学術局長・初等中等教育局長、各都道府県知事・各国公私立大学高等専門学校長・各都道府県教育委員会宛「職業安定法の改正に伴う学生生徒の職業紹介について」(職発第1,318号)通達。[5 - 1 - 31]
	13	第13回技能者養成審議会、技能者養成規程改正案作成に着手。精密印刷工の防護基準案を審議可決。『監督』
	17	ILO総会、金属産業における職業補導の必要性を協調した報告書を発表。『ILO』
11	7	委託職業補導実施。「時報史」
	15	ラジオ労働の時間(働く少年少女の指導と保護)。「時報史」
	16	技能者養成規程中改正(労働省令第27号)。(1)技能者養成指導員の資格検定の制度化。(2)技能者養成資格者の免許制度の確立。[4 - 3 - 5]
	16	技能者養成指導員資格検定規則(労働省令第31号)公布。[4 - 3 - 6]
	28	職業教育及び職業指導審議会、「高等学校総合問題に関する決議」。『産業』
	29	第14回技能者養成審議会、専門審議会の改組。工芸関係部会を第1部会、第2部会、電気関係部会、機械関係部会、造船関係部会、車両関係部会、建設関係部会の計6部会。『監督』
12	1	『労働市場弘報第23号』「新しい補導方法の研究(3)一特に効果を収めた事例一」。「実習収入の効率的運用」一長岡公共職業補導所、「大工道の教義と実習」一名古屋建築工公共職業補導所、「意欲と興味の□□」一三重県一志公共職業補導所、「工場実習で就職促進」一松本公共職業補導所、「向上する複数制の競争」一香川県大川木工補導所、「緊張作業と生活指導」一兵庫県柏原木工補導所、「熟練工と同化する実習」一奈良県吉野木工補導所、「目と耳から情操教育」一大分県総合補導所、「応用実習と資材節約」一長崎公共職業補導所、「1日5問主義の教育」一十勝建築補導所、「品格高いタイプ養成」一宮城県通訳タイプリスト補導所、「上級生の下級生誘導」一米沢建築科□。
	2	衆議院労働委員会、失業対策の促進について決議。「十年史」
	5	第1回監督者訓練(TWI)・「仕事の教え方」講習会(於国鉄大井工場)。「十年史」
	15	労働省組織規程中改正(労働省令第34号)。大臣官房労働統計調査部の課の再編。
	24	労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長宛「技能者養成規程の一部改正並びに同規程第18条の規定に基づく技能者養成指導員資格検定規則施行について」(基発第1,440号)通達。[5 - 3 - 7]
	26	身体障害者福祉法(法律第283号)公布。第18条に職業補導を規定。[4 - 1 - 10]
	26	労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長宛「技能者養成指導員資格検定に関する件」(基発第1,441号)通達。[5 - 3 - 8]
	27	労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長宛「告示されていない指定技能の養成実施について」(基発第4,017号)通達。滋賀労働基準局長よりの問いに対する回答[5 - 3 - 9]
	31	GHQの勧告もあり、失業対策として不適当と考え共同作業施設を廃止する。『雇用』
	—	この年、技能者養成制度の普及啓蒙のために刊行物を発行。「技能者養成のあらまし」(B 6-86 頁-1000部)、「改正技能者養成規程」(B 6-250 頁-1000部)、「教習事項の基準就業可能業務及び防護方法の基準」(A 5-56 頁-2500部)、「多能工になりましょう」(リーフレット、17450部)、「技能者養成を促進しましょう」(リーフレット、18000部)、「技能者を養成しましょう」(リーフレット、15000部)、「技能者養成 伸びゆく日本」(ポスター、17,000部)。『監督』

月	日	1950(昭和25)年
1	16	ILO、第1回アジア地域会議をセイロンで開催。「職業補導並に技術訓練に関する決議」を採択。『ILO』
	18	第32回労働者教育諮問委員会。「時報史」
	19	工芸第1、第2部会及び建設部会(専門審議会)を開催。指導員資格検定問題について審議。『監督』
	20	機械部会・電気部会・造船・車両部会(専門審議会)を開催。指導員資格検定問題について審議。『監督』
	23	第15回技能者養成審議会を開催。(1)指導員用の指導書及び技能習得者用の教科書の編纂方針について、(2)短期技能者養成についてを審議。『監督』
	25	「技能者養成指導員資格検定の手数料に件関する件」(労働省令第4号)公布。昭和25.10.28改正
	26	労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「技能者養成指導員資格の検定について」(基収第226号の2)通達。[5 - 3 - 10]
	31	労働省、TWI「仕事の教え方」手引書の初版発行。『行政二』
2	1	労働省職業安定局、『職業安定広報』を発刊。これまでの『労働市場広報』は廃刊。
	1	職業安定局、『労働時報』誌に「職業補導事業の拡充」を掲載。「総合補導所」を各都道府県に設置することが望ましいとする。[2 - 36]

	<p>6 建設部会（専門審議会）を開催。技能検定方法の試行について審議。『監督』</p> <p>8 第16回技能者養成審議会を開催。指導員用の指導書の編纂方針について（漆器師、家具職、鋳物工、鍛工、現図工、大工）審議。『監督』</p> <p>10 労働次官、公共の機関が新制中学校卒業者を採用する場合は全面的に公共職業安定所を利用するよう協力依頼。「十年史」</p> <p>11 技能者養成監督官、「技能者養成指導員資格検定問題作成依頼について」伺。通産省工業技術院に問題作成依頼の伺い。[5-3-11]</p> <p>14 技能者養成規程中改正（労働省令第6号）。①就業可能業務及び防護方法基準の一部改正、②製かん工等追加。[4-3-7]</p> <p>16 技能者養成規程第13条の規定に基く教習事項に関する件中改正（労働省告示第2号）。新たに23職種について教習事項を告示、計35職種。[4-3-8]</p> <p>20 労働省職業安定局、職業補導用教科書第七集として『洋裁』を発行。</p> <p>28 労働省労働基準長、都道府県労働基準局長宛「技能者養成資格免許証の交付について」（基発第150号）通達。[5-3-12]</p> <p>28 労働省労働基準長、都道府県労働基準局長宛「技能者養成規程第22条第3項の規定に基く証明の取扱いについて」（基発第151号）通達。[5-3-13]</p>
3	<p>1 池田蔵相、記者会見で中小企業の一部倒産もやむを得ないと発言、国会で問題化。『年表』</p> <p>2 技能者養成審議会機械部会・造船・車両部会（専門審議会）を開催。①指導員資格検定問題について審議。②教習事項の基準案について。『監督』</p> <p>6 第17回技能者養成審議会を開催。①指導員資格検定規則の改正、②技能者養成実施状況について。『監督』</p> <p>9 中央職業安定審議会職場補導専門部会開催。「時報史」</p> <p>20 労働省、TWI職場補導員養成講習会（第1回）を開催、～31日まで。『十年史』</p> <p>28 工芸第1部会（専門審議会）を開催。①指導員資格検定問題について審議。『監督』</p> <p>28 失業対策審議会、「失業対策に関する意見」を公表。第四「新規学校卒業生の就職確保」において、「学校並びに各種施設による職業補導、技術教育の徹底化をはかり就業の機会拡大に資すること」を指摘。『年鑑』</p> <p>31 技能者養成指導員検定、初めて実施。これまで、技能者養成規程別表第4による有資格者のみによって占められていた技能者養成指導員に、検定合格者が加わる。『監督』</p> <p>31 職業教育及び職業指導審議会、「職業高等学校及び高等学校職業課程の改善振興方策について」を意見具申。『産業』</p>
4	<p>4 ラジオ放送労働の時間（職人気質と労働者）。『時報史』</p> <p>4 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「労働基準法の疑義について」（基収第894号）。[5-3-14]</p> <p>4 労働事務次官、各都道府県知事宛「失業対策事業運営の強化刷新について」（発職第51号）通達。①就労不適合者の排除、②作業監督の強化徹底、③事業の一時停止、等を指示。『行政二』</p> <p>7 「職業指導の目的、対象、職業紹介における役割等の基本方針について」通達。「十年史」</p> <p>14 鳥山身体障害者職業再教育訓練所卒業式。『時報史』</p> <p>14 技能者養成指導員資格検定規則中改正（労働省令第10号）。①昭和25.4.1適用、②検定関連科目に関する別表中、紡機調整工を追加。[4-3-9]</p> <p>17 職場補導員規程（労働省訓令第4号）公布。監督者の訓練方式を規定。[4-4-1]</p> <p>18 ラジオ放送労働の時間（年少者の教育と訓練）。『時報史』</p> <p>21 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「技能者養成指導員資格の免許について」（基収第1,057号）通達。[5-3-15]</p> <p>21 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「技能者養成指導員資格について」（基収第1,134号）通達。[5-3-16]</p> <p>24 日本経営者団体連盟、労働省に「労基法、労災法に関連し設立された各種団体の整備に関する要望」を建議。労働行政の円滑化を要望する。『日経』</p> <p>28 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「指導員資格の疑義について」（基収第1,232号）通達。徒弟制度と単なる労働経験は異なることを周知した。[5-3-17]</p> <p>29 労働省、第二次「労働白書」を公表。『経済』</p> <p>— 労働省職業安定局、『職業安定行政手引』の改正。身体障害者の職業指導、職業補導、職業紹介の強化。『十年史』</p>
5	<p>1 労働省設置法及び職業安定法の一部中改正（法律第120号）。地方職業安定委員会の設置等の改正。</p> <p>2 文部省管理局長「学校教育法第83条及び第84条の一部改正について」（文管庶第108号）通達。「職業安定法に基づく職業補導所、…等は、…各種学校の範囲から除外された」と通知。[5-1-32]</p> <p>4 生活保護法改正（法律第144号）。（従前の同法廃止）最低生活保障制度の性格を強化。</p> <p>9 中央職業安定審議会、労働・厚生・大蔵大臣・経済安定本部宛「失業者救済に関する決議」。『年鑑』</p> <p>9 日本経営者団体連盟、「新労務管理に関する見解」を公表。6に「従業員の教育訓練について」を公表。[2-37]</p> <p>9 失業対策審議会、内閣総理大臣宛答申第2号。第1号答申の追加答申。公共職業安定所職員の増員と待遇改善を具申。[2-38]</p> <p>11 「労働基準監督官研修所規程」（労働省令第14号）公布。</p> <p>12 閣議、「失業対策審議会の存置について」を決定。『年鑑』</p> <p>16 25日まで職業補導員訓練講習会。「時報史」</p> <p>18 「神奈川県小田原婦人公職業補導所設置規程」（神奈川県告示第248号）公布。</p> <p>20 労働省職業安定局、職業補導用教科書第八集として『機械』を発行。</p> <p>25 関東地区補導所長会議。「時報史」</p>
6	<p>6 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「技能者養成規程に関する疑義について」（基収第1,481号）通達。[5-3-18]</p> <p>6 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「技能者養成規程第18条別表第4使用者資格第1号の疑義について」（基収第1,661号）通達。[5-3-19]</p> <p>7 職業安定局長、各都道府県知事宛「失業対策事業の就労適格要件について」（職発第483号）通達。『行政二』</p> <p>8 「労働基準監察監督官規程中改正」（労働省訓令第8号）。職場補導員の職位等を改正。[4-1-11]</p>

14	各都道府県に職場補導員設置。「十年史」
20	労働省職業安定局長、神奈川県知事宛「公共職業補導所における実習について」（職発第 469 号の四）通達。実習に於ける建設工事等について指示。[5-2-23]
23	労働省、「失業の実相」を公表。『年鑑』
24	25 の両日補導生作品バザー(牛込補導所)。「時報史」
25	朝鮮戦争始まる。『年表』
26	4 日間「仕事の教え方」指導員研修会。「時報史」
27	ラジオ放送労働の時間(TWI 職長教育について)。「時報史」
30	経済安定本部、「経済現況報告—安定計画化の日本経済—」(第四次「経済白書」)を公表。『経済』
30	茨城労働基準局長、労働省労働基準局長宛「技能職種に関する疑義について」(茨基発第 618 号)伺い。[5-3-20]
30	ILO「身体障害者を含む成年者の職業訓練に関する勧告」(第 88 号条)を採択。[6-4]
—	この頃、TWI を応用した「補導予定表」が作成され、公共職業補導所に普及される。同予定表とは、週別、科目別の題目と時間数を一覧にしたもの。『TWI』
—	連合国軍最高司令官総司令部経済科学局労働課長ロバート・T・エーミス、スイス・ジュネーブにおける国際労働機関第 33 回総会で「1950 年における日本の労働情勢」を報告。労働行政全般にわたって好意的に報告。「職業訓練」の節は公共職業補導所についてである。ここでの「公共職業補導所」とは、原文では“public vocational training centers”であった『GHQ/SCAP Records』。なお、技能者養成についての言及は無い。[1-22]
7	4 閣議、「当面の失業対策について」を決定。①失業対策事業費の繰上支出、②対日援助見返資金の公共事業への吸収、③日雇失業保険制度の改正、④失業者多発地での公共事業の実施。『年鑑』
4	労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「日雇失業者に対する当面の対策について」(職発第 544 号)通達。閣議決定を紹介したもの。『時報』
11	日本労働組合総評議会〔総評〕結成大会(議長武藤武雄)。『年表』
12	労働省組織規程中改正(労働省令第 21 号)。涉外課を国際涉外課に改称。
17	第四回婦人労働者教育大会(東京都主催)。「時報史」
24	GHQ、新聞協会代表に共産党と同調者の追放を勧告。いわゆる「レッドパージ」始まる。『年表』
26	職業安定法施行規則中改正(労働省令第 22 号)。職業安定局涉外課に TWI 担当の指導員 3 名、都道府県に 48 名の補導員を置く。[4-4-2]
27	東京都中央職業補導所開所。「時報史」
28	技能者養成審議会委員改選。労働者代表：滝田実(全織労組会長)、秋山喜蔵(産別会議幹事)、斉藤鉄郎(国鉄労組執行委員長)、進藤寅雄(東芝電気労組)、赤沢禎二(日本鋼管川崎製鉄所労組執行委員)。使用者代表：加藤威夫(三菱電機取締役)、安藤清太郎(全国建設業会会長)、中島英信(昭和光機工業監査役)、児玉貫一(日立製作所取締役)、今村五郎(日本麦酒調査室主任)。公益代表：淡路円治郎(日本労務研究会理事長)、国井喜太郎(日本工芸協会)、都崎雅之助(茨城大工学部長)、竹内房太郎(東京電気大教授)、大越諄(東大工学部教授)。会長一互選により淡路。『監督』
31	第 18 回技能者養成審議会を開催。①技能者養成審議会会長選出の件、②技能者養成専門委員会設置の件、③指定技能職種の追加に関する件、④指導員資格検定に関する件を審議。『監督』
8	3 9 日迄、補導員養成訓練講習会。「時報史」
5	統計法律第 10 条第 6 号第 4 項により、東京都杉並公共職業補導所統計科が指定される(統計委員会告示第 19 号)。(指定第 1 号)
10	警察予備隊令公布〔ポ政〕即日執行。8.23 第 1 陣約 7000 人入隊。『年表』
14	職場補導員規程廃止(労働省訓令第 9 号)。
15	19 日迄、補導員養成訓練講習会。「時報史」
18	政府、「鉄石炭合理化施策要綱」を決定。「十年史」
27	第 2 次米国教育使節団来日。『百年史』
28	特殊技能試験審議会。「時報史」
30	労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「技能者養成指導員資格検定と自動車整備士検定との関係について」(基発第 791 号)通達。[5-3-21]
9	1 7 日迄職場、補導員養成訓練講習会。「時報史」
2	職業教育及び職業指導審議会、「大学入学試験について」要望。『産業』
5	TWI についての講習会(岡山)。「時報史」
11	第 19 回技能者養成審議会を開催。①技能者養成専門審議会設置の件。従来の 6 部会の他に繊維、金属、精密機械、化学、検定調査、雑の 6 部会の追加を決定。②指定技能職種の追加に関する件。③技能者養成指導員資格検定に関する件。『監督』
11	17 日迄、職場補導員養成訓練講習会。「時報史」
11	中央職業安定審議会専門委員会職業補導部会。「時報史」
11	労働省職業安定局長、各都道府県知事あて「失業対策事業の就労の適正化並に作業能率の向上について」(職発第 702 号)通達。『時報』
12	安全課長より各都道府県労働基準局長へ「汽罐溶接士実技試験について」通達。「時報史」
14	失業対策審議会、昭和 26 年度予算に失業対策費として 132 億円余を計上するように「意見」を公表。『雇用』
21	～ 30 日。労働省、第 1 回全国職場補導員研修会を開催。『十年史』
22	第 2 次米国教育使節団、マッカーサー宛報告書提出。(9.30 発表。〈民主教育〉の反共的役割を示唆)。『年表』
25	ILO、アジア地域職業訓練講習会、インドで開催。翌年 1 月 06 日まで。日本から職員 4 名派遣。『ILO』
29	「労働省編一般職業適正検査」を制定してその取扱要領を通達。「十年史」
30	労働省職業安定局、『職業安定行政手引』を改正し、TWI「改善の仕方」を追加。[5-4-1]
—	『ILO』で「第 33 回国際労働総会における成人職業補導勧告案の作成」について紹介。『勧告』集(6 月 30 日)では「職業補導」は「職業訓練」とタイトルが記されていた。
10	3 ラジオ労働の時間(働く年少者の保護)。「時報史」
6	労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「連合国軍関係労務の充足について」(職発第 754 号)通達。『時報』
9	14 日迄、補導員養成訓練講習会(広島、岡山)。「時報史」

	17 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「昭和26年3月学校卒業者の職業紹介について」。「時報史」
	17 神奈川県立公共職業補導所設置規程（告示第510号）。[5-2-24]
	26 28日迄、補導員養成訓練講習会(神戸)。「時報史」
	28 技能者養成指導員資格検定の手数料に関する件中改正（労働省令第30号）。300円を600円に改訂。[4-3-10]
	28 労働省労働基準局長、石川労働基準局長宛「技能者養成資格の疑義について」（基収第3、324号）通達。機械技術員養成所卒では資格が取れないと通知。[5-3-22]
	30 技能者養成に関してニューランド氏をかこむ懇談会。「時報史」
	— 米国内務省技能養成局ジョン・アール・ニューランド監察官、GHQの技能者養成関係顧問として来日。3ヶ月にわたり指導。『監督』
11	1 7日迄、年少労働者保護運動。「時報史」
	2 東京地区技能者養成懇談会。「時報史」
	2 11日迄、補導員養成訓練講習会(八幡市)。「時報史」
	6 15日迄、技能者養成懇談会(兵庫、大阪、京都)。「時報史」
	6 11日迄、補導員養成訓練講習会(東京前橋京都)。「時報史」
	7 文部省初等中等教育局長、各都道府県教育委員会教育長・各都道府県知事宛「中学校高等学校昭和25年度卒業生の職業指導について」（発初第108号）通達。『時報』
	9 公共職業安定所予算基準審議会。「時報史」
	13 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「昭和26年3月学校卒業者の職業紹介について」（職発第775号の2）通達。[5-1-33]
	14 首相、失業対策審議会に対し、最近の情勢に即応せる失業問題解決の方策につき諮問。「十年史」
	16 技能者養成主務担当官ブロック会議(富山、石川、福井、岐阜、三重、愛知)、同(鳥取、島根、岡山、広島、山口)。「時報史」
	16 22日迄、補導員養成訓練講習会(富山、神奈川)。「時報史」
	18 技能者養成主務担当官ブロック会議(滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)。「時報史」
	20 技能者養成主務担当官ブロック会議(茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、静岡、長野)。「時報史」
	21 30日迄、技能者養成懇談会(福岡、長崎)。「時報史」
	24 12月2日迄、補導員養成訓練講習会。「時報史」
	24 技能者養成主務担当官ブロック会議(徳島、香川、愛媛、高知)。「時報史」
	25 技能者養成主務担当官ブロック会議(北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟)。「時報史」
	25 労働省職業安定局、職業補導用教科書第九集として『機械工作法』を発行。
	27 職業教育及び職業指導審議会、「職業指導教諭設置について」意見具申。『産業』
	27 技能者養成主務担当官ブロック会議(福岡、佐賀、岩手、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島)。「時報史」
	28 12月30日迄、全国職業補導所並びに共同作業所作品展示即売会(銀座三越)。「時報史」
12	13 金属、精密機械部会の委員15名を委嘱発令。『監督』
	13 工芸第1・第2部会（専門審議会）を開催。①指定技能職種の追加改正について、②追加職種の教習事項の基準案について、③技能検定の方法について審議。『監督』
	14 電気、機械部会（専門審議会）を開催。①指定技能職種の追加改正について、②追加職種の教習事項の基準案について、③技能検定の方法について審議。『監督』
	15 第20回技能者養成審議会を開催。①指定技能職種の追加について、②追加職種の教習事項の基準について、③技能習得者の技能検定方法について。『監督』
	31 技能者養成指導員指導書として初めて「漆工」、「鍛工」、「現図工」、「大工」、「家具工」が発刊される。いずれもB6版、51～81頁。『監督』
	— 「職業指導業務運営の刷新強化に関する件」通達。『十年史』

月	日	1951(昭和26)年
1	16	金属部会の専門審議会を開催。①指定技能の追加について、②同上の教習事項の基準について、③その他の専門的事項について。2月22日にも同上について開催。『監督』
	16	中央職業安定審議会職業補導部会。「時報史」
	16	アメリカTWI使節の指導による訓練講習会の開催について、発表。「時報史」
	22	労働省職業安定局長・厚生省児童局長、都道府県知事宛「年少者（児童福祉施設収容児童等）の職業紹介について」（職発第29号）通達。職業補導所への入所斡旋等を指示する。[5-1-34]
	23	第20回技能者養成審議会を開催。①指定技能職種の追加並びに改正について、②同上の教習事項の基準について、③技能検定方法について。『監督』
	25	米講和特使ダレス来日。『年表』
	31	日本商工会議所、「職業教育法の制定方要望」を発表。六・三制は普通教育が中心であると批判。[2-39]
	—	労働省、アハイオ州クリーブランドTWI協会の専門家を招く。会長 Lowell O.Mellen 「改善の仕方」担当、Dale R. Cannon 「仕事の教え方」担当、Raymond B.Richardson 「仕事の教え方」担当、Edward S.Scott 「人の扱方」担当。『TWI』
2	1	造船・車両部会の専門審議会開催。①指定技能職種の追加について、②同上の教習事項の基準について、③その他の専門的事項について。『監督』
	2	精密機械部会、電気部会、機械部会の専門部会を開催。①指定技能職種の追加について、②同上の教習事項の基準について、③その他の専門的事項について。『監督』
	2	労働基準局長、技能者養成審議会委員宛「化成関係技能職種追加指定について」意見聴取（基発第78号）。[2-40]
	3	工芸第1部会、工芸第2部会、繊維部会の専門部会を開催。①指定技能職種の追加について、②同上の教習事項の基準について、③その他の専門的事項について。『監督』
	6	労働省組織規程中改正（労働省令第3号）。各種所掌業務を追加した。
	9	建設部会の専門部会を開催。①指定技能職種の追加について、②同上の教習事項の基準について、③その他の専門的事項について『監督』

	12	技能養成指導官規程（労働省訓令第1号）公布。技能者養成の促進のため、労働省労働基準局に中央技能者養成指導官5名、各都道府県労働基準局に地方技能者養成指導官を労働大臣により任命。〔4-3-11〕
	14	労働省労働基準局長、「技能者養成指導官規程の施行について」（基発第118号）通達。〔5-3-23〕
	15	労働省労働基準局庶務課長、都道府県労働基準局長宛「技能者養成指導官の任命について」（基庶発第21号）。指導官の任命権限を解説。『デジ』
	16	第21回技能者養成審議会を開催。①技能検定方法について、②教習事項の基準について審議。『監督』
	24	労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長宛「技能者養成指導官実務講習会開催について」（基発第136号）。『デジ』
3	1	職業安定行政に用いる「産業名索引」を発行。「十年史」
	5	労働省職業安定局、職業補導用教科書第10集として『自動車整備』を発行。
	9	化学部会の専門審議会を開催。①指定技能職種の追加について、②同上の教習事項の基準について、③その他の専門的事項について。3月22日、同上について開催。『監督』
	12	ILO、第2回ヨーロッパ監督者訓練専門家会議をジュネーブにて17日まで開催。『ILO』
	26	第22回技能者養成審議会を開催。①教習事項の基準改正について、②技能検定方法について。『監督』
4	1	技能者養成規程中改正（労働省令第8号）。①養成職種を120に整理拡大する。②基幹産業部門関係職種の重視（金属、電気、機械、造船・車両、建設、化学等）、③全職種の教習事項の基準化、④技能者養成指導員については、検定制度による免許を原則とする。〔4-3-12〕
	4	技能者養成指導員資格検定規則中改正（労働省令第9号）。指導員については「検定制度による免許制を原則とし」、検定規則を「合理的に改正」した。〔4-3-13〕
	10	11日まで、全国職業安定主務課長会議を開催。昭和26年度失業対策方針等を指示。『年鑑』
	16	マッカーサー離日、衆参両院、感謝決議案を可決。『年表』
	30	技能者養成指導員資格認定基準（労働省告示第8号）公布。指導員の選定確保上の過渡的措置として、一定の資格又は業務及び経験年数を有する者（該当する資格基準10項目）に対しては、無試験免許制度を導入。〔4-3-14〕
	—	昭和26年度における「職業補導事業の特色」。1.補導種目の大幅転換、2.公共職業補導所の総合化、3.施設設備の拡充、4.臨時職業補導の新設充実、5.身体障害者補導種目の拡充『年鑑』
5	1	リッジウェイ、占領下諸法規再検討の権限を日本政府へ委譲と声明。『年表』
	4	「技能者養成規程に基づき、教習事項の基準」（労働省告示第9号）制定。昭和23年の教習事項の廃止。基準と明記し、120職種に拡大する。使用者による教習事項の変更を認める。〔4-3-15〕
	6	19日迄、TWI訓練講習会。「時報史」
	8	9日の両日、全国補導主務係長、補導所長東北地区ブロック会議。「時報史」
	8	労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「技能者養成規程及び技能者養成指導員検定規則の一部改正施行について」（基発第346号）通達。〔5-3-24〕
	12	労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「技能者養成指導員資格認定基準について」（基発第347号）通達。〔5-3-25〕
	14	15日の両日、全国補導主務係長、補導所長近畿地区ブロック会議。「時報史」
	15	労働省組織規程中改正（労働省令第14号）。11都道府県労働基準局に、次長制を導入。
	15	技能者養成指導官中国地区ブロック会議。「時報史」
	16	技能者養成指導官東海北陸地区ブロック会議。「時報史」
	17	18日の両日全国補導主務係長、補導所長九州地区ブロック会議。「時報史」
	17	技能者養成指導官四国地区会議。「時報史」
	18	技能者養成指導官九州地区ブロック会議、同北海道地区ブロック会議。「時報史」
	21	25日迄、TWI訓練講習会。「時報史」
	24	東京商工会議所、「労働基準法改正意見書」を発表。本法は封建的制度の打破を収めたが、理想的すぎるので、現実に併せるようにすべきと条項毎に要望。『東京』
	28	労働省組織規程中改正（労働省令第16号）。労働省職業安定局に監督者訓練課を新設。従前では監督者訓練は職業補導課が所掌。〔3-37〕
	29	「港湾運送事業法」（法律第161号）公布。港湾荷役業者の登録制を導入。
	30	労働省、米国TWI社と訓練契約を締結。『行政二』
6	1	労働省設置法の一部改正（法律第177号）。昭和22年9月3日に公布された「労働教育審議会令」の廃止に伴う改正。〔3-38〕
	1	労働省組織規程中改正（労働省令第17号）。〔3-39〕
	5	失業対策審議会令（政令第195号）公布。〔3-40〕
	11	産業教育振興法（法律第228号）公布。中学・高校等の産業教育への国庫補助。本法の対象は「学校教育法」の学校に限定され、産業界、産業に関する教育訓練は除外されている。
	11	日経連労働法規委員会、「地方別業種別経営者団体の労働関係法令改正意見」を発表。〔2-41〕
	14	TWIを巡る座談会。「時報史」
	15	結核回復者職業補導懇談会。「時報史」
	20	『養成工の評価』を翻訳出版。『監督』
	20	総評法規対策委員会、「労働基準法の改正は如何にあるべきか」を発表。使用者側の改正意見に反論したもの。技能者養成については無し。『三法』
	21	職場補導員養成講習会に実地演習の実施を決定。「十年史」
	21	国際労働機構（ILO）第34回総会、日本の加盟を承認。『年表』
	21	政令諮問委員会、経済関係法規の検討を終わる。（独占禁止法の大規模緩和、事業者団体関係法令の廃止、財閥解体関係法令の原則的廃止などを決定。『年表』
	28	労働省、労働白書（昭和25年度労働経済の分析）を発表。
	29	失業対策審議会、内閣総理大臣宛第3号答申。昭和25年11月14日第2号諮問に対する答申。日雇労働者の救済を答申。『年鑑』
	30	中央産業教育審議会令（政令第239号）公布。
	—	労働省婦人少年局の実態調査による全国の13カ所の造船関係大工場の700人余の働く年少者で、夜学に通って

	<p>いる者は技能養成工が 36.5 %、一般工が 38.6 %。『時報』</p> <p>— 労働基準局技能課、「わが国における技能訓練の必要性と技能養成指導官制度について」を公表。技能者を確保することは技能訓練として解説。『時報』</p>
7	<p>1 文部省、『学習指導要領一般編（試案）』を改訂（小学校授業時間の増加、毛筆習字の復活、中学に日本歴史復活など）。『年表』</p> <p>1 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「技能者養成第 13 条の規定に基づく教習事項の基準について」（基発第 499 号）通達。改正した教習事項の運用について解説した。[5-3-26]</p> <p>2 7 日迄、職場補導員養成訓練講習会（大阪市）、同 6 日迄同講習会（福岡県）。『時報史』</p> <p>3 6 日迄、公共職業補導所時計修理工指導員講習会。『時報史』</p> <p>3 結核回復者専門公共職業補導所設置について発表。『時報史』</p> <p>5 米国対日工業教育顧問団来日。（8.25 報告書提出、産学共同、工業教育協会の設立などを示唆。）『年表』</p> <p>6 第 24 回技能者養成審議会を開催。技能者養成関係諸規則の改正について審議。『年鑑』</p> <p>9 13 日迄、第 1 回公共職業補導所長研修会。『時報史』</p> <p>9 政令諮問委員会、「労働関係法令の再検討」を答申。[2-42]</p> <p>10 職業安定局雇用安定課長、休暇時を利用して中学校生徒に校外職業実習を行わせる場合について指示『十年史』</p> <p>13 経済安定本部、経済白書（経済自立達成の諸問題）を公表。『年表』</p> <p>16 20 日迄、第 2 回公共職業補導所長研修会。『時報史』</p> <p>16 28 日迄、都道府県職場補導員再訓練講習会。『時報史』</p> <p>24 ラジオ放送労働の時間（職人かたぎ）。『時報史』</p> <p>30 8 月 3 日迄、公共職業補導所溶接科指導員講習会。『時報史』</p> <p>31 労働省労働基準局技能課、『米国に於ける技能者養成の紹介 2』を翻訳出版（世界書院）。コロンビア区戦時人員委員会訓練局技能者養成部編「機械工技能者養成基準」等、5 団体の人々の論考の翻訳。</p>
8	<p>1 兵庫公共職業補導所設置（労働省告示第 16 号）。『職業安定法』第 27 条第 4 項に基づく設置。[3-41]</p> <p>1 職業補導課、「公共職業補導所におけるこれからの職業訓練を『職業安定広報』に発表。「進みつゝある職業補導」、「訓練内容の刷新」、「訓練設備の充実」、「補導生の選定」、「訓練方法の改善」、「指導員訓練の強化」、「産業界との協力」を解説する。職業補導と職業訓練をほぼ同義語として解説。</p> <p>1 4 日迄、「仕事の教え方」リーダー研修会、20 日迄同新規養成訓練、24 日迄「人の扱い方」新規養成訓練。『時報誌』</p> <p>6 労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長宛「技能者養成指導員資格認定基準に規定する『当該技能に関する学科又は科目の判定』について」（基発第 566 号）通達。『デジ』</p> <p>6 10 日迄、第 3 回公共職業補導所長研修会。『時報史』</p> <p>8 11 日迄、「仕事の教え方」補導員再訓練。『時報史』</p> <p>13 17 日迄、第 4 回公共職業補導所長研修会。『時報史』</p> <p>13 16 日迄、「仕事の教え方」補導員再訓練。『時報史』</p> <p>14 ラジオ放送労働の時間（塩をつくる人々）。『時報史』</p> <p>15 9 月 4 日迄、「仕事の教え方」都道府県職場補導員新規養成訓練講習会。『時報史』</p> <p>16 「TWI の現状と成果」を発表。『時報史』</p> <p>20 24 日迄、第 5 回公共職業補導所長研修会（労働省）、24 日迄公共職業補導所板金科指導員講習会。『時報史』</p> <p>25 労働省、基礎講習（10 時間）後の「追指導」（追跡・仕上指導）の方法に関する技術援助を開始（職発第 543 号）。『行政二』</p> <p>28 閣議、「行政の改革に関する件」を決定。総計 129,703 名の人員整理案を決定する。[2-43]</p> <p>30 労働省組織規程中改正（労働省令第 24 号）。ILO 復帰に伴い、大臣官房国際渉外課を国際労働労働課に改組。[3-42]</p> <p>— 日本経営者団体連盟、「監督者訓練諸方式の活用並に調整について」の意見を公表。各方式の実施状況を調査し、企業規模当の実態に即応した効果的訓練方式の樹立を期すとした。「TWI 方式」は、第一線監督者がそのまま実際に利用し得る、と評価。『日経』</p>
9	<p>1 東京商工会議所、「労働基準法改正意見」を発表。形式的監督を廃して合理的な行政項目を掲げ要望。『東京』</p> <p>3 7 日迄、公共職業補導所長研修会、同職業補導業務研修会。『時報史』</p> <p>4 労働省職業安定局職業補導課長より各都道府県労働主務部（局）長宛「公共職業補導所台帳の公民科の取扱いについて」（補発第 157 号）通達。[5-2-25]</p> <p>8 対日平和条約調印。（日本を含む 49 カ国が調印。ソ連・チェコ・ポーランド 3 国は新しい戦争のための条約であるとして調印を拒否）。'52.4.28 発効。『年表』</p> <p>8 日米安全保障条約調印。（全権吉田茂のみ調印）。'52.4.29 発効。『年表』</p> <p>10 14 日迄、第 7 回公共職業補導所長研修会。『時報史』</p> <p>11 労働大臣、中央労働基準審議会宛「労働基準法改正について」諮問。[2-44]</p> <p>17 21 日迄、第 8 回公共職業補導所長研修会。『時報史』</p> <p>21 26 日迄、全国職業補導展（神戸市）。『時報史』</p> <p>28 全国公共職業補導所、共同作業所作品展示審査打合せ会。『時報史』</p> <p>29 「全国職業補導展開催について、職業補導事業の現況」発表。『時報史』</p> <p>— 東京商工会議所、「労働基準行政に関する業界の実情並びに意見調査」を発表。技能者養成についての改革要望意見も記載される。[2-45]</p>
10	<p>1 「技能者養成計画の報告」を翻訳出版。『監督』</p> <p>1 6 日迄、第 9 回公共職業補導所長研修会。『時報史』</p> <p>1 職業補導課、「経済興隆策を中心とする職業補導事業の転換」を『職業安定広報』に発表。職業補導の失業対策から経済成長策へ転換する「職業補導の根本方針」を宣明した。[2-46]</p> <p>2 7 日迄、第 3 回国職業補導展（東京銀座三越）。『時報史』</p> <p>5 行政整理案、123,052 人を決定。『年鑑』</p> <p>8 13 日迄、第 10 回公共職業補導所長研修会。『時報史』</p> <p>12 職業補導基準草案審査打合せ（労働省）。『時報史』</p> <p>12 労働関係法令審議委員会、労働省に設置。公益、労働者、使用者代表から構成。政令諮問委員会答申、閣議決</p>

		定に基づき、労働基準法以外の労働関係法の改廃を審議。『時報』
	16	労働省労働基準局長より「査察指導の実施について」（基発第705号）通達。[5-3-27]
	16	労働省労働基準局長より「技能者養成促進指導の実施について」（基発第706号）通達。[5-3-28]
	17	失業対策審議会、日雇い労働者健康保険の創設について「意見」を発表。『雇用』
	22	27日迄、公共職業補導所長研修会。「時報史」
	29	日本商工会議所、「労働基準法改正意見」を発表。理想主義になり、現実の判断を誤っているとしての改正意見。『日本』
	31	職業安定法施行規則中改正（労働省令第28号）公布。TWI訓練組織の明確化。手数料の徴収。[4-4-3]
11	1	技能者養成審議会委員の改選。公益委員；桐原葆見（労研所長）、都崎雅之助（茨城大学工学部長）、藤本喜八（立大文学部教授）、国井喜太郎（日本工芸協会理事長）、淡路円治郎（日本労務研究所理事長）。労働者代表；斉藤鉄郎（国鉄労組大宮工場支部執行委員）、進藤寅雄（東芝鶴見工場労組執行委員長）、中野義明（浦賀ドック労組審査委員）、田原淳（旭化成東京労組幹事）。使用者代表；加藤威夫（三菱電機生産技術部長兼調査部長）、中島英信（中小企業研究所長）、児玉貫一（日立製作所勤労部長）、今村五郎（日本麦酒調査室主任）、作田カミ（高圧鋳物（株）社長）。会長；桐原葆見。『監督』
	12	労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「職業指導業務の刷新強化について」通達。職業指導業務運営の基本方針について指示。『十年史』
	16	政令諮問委員会、「教育制度改革に関する答申」を決定（普通教育偏重の是正、職業教育の強化。教育委員任命制など）。『年表』
	20	労働大臣、(第25回)技能者養成審議会宛「技能行政の運営について」諮問。[2-47]
	26	ILO事務局長、日本の再加盟申請書を受領。同日をもって、再加盟の実現へ。『十年史』
	27	第26回技能者養成審議会、「技能行政運営上あい路となっている問題点について」調査検討。『監督』
12	1	日本経営者団体連盟、労働次官・労働省労働基準局長宛「技能者養成制度改正に関する意見」を提出。[2-48]
	3	竹細工科補導基準諮問委員会、労働省で開催。「時報史」
	4	事務科補導基準諮問委員会、労働省で開催。「時報史」
	5	溶接科補導基準諮問委員会、労働省で開催。「時報史」
	5	GHQの大学担当官フィリップ・ウェンデル・シェイは「教育基本法」について、「覚書」で「次のように配列すべきであると信じている。」として、「第1条改定案」のA案で、(教育は、人間を特別な職業の訓練に適合させながら、その職業の枠内で優れた[申し分のない、よく適合した、あるいは良い]個人的、社会的生活を達成させ易くする精神、意志、感情について修養を分かち与えることを目的とする。)と主張した。『五十年』
	10	漆器科補導基準諮問委員会、労働省で開催。「時報史」
	11	第27回技能者養成審議会、技能行政運営上の各問題点の審議事項17項目を決定。[2-49]
	19	第28回技能者養成審議会の開催。第27回審議会で決定した17事項のうち、①～④について審議する。『監督』
	20	公民科補導基準諮問委員会、労働省で開催。「時報史」
	21	手芸科補導基準諮問委員会、労働省で開催。「時報史」
	25	労働省労働基準局長、労働省職業安定局長、文部省初等中等教育局長より都道府県労働基準局長、都道府県知事、都道府県教育委員会教育長宛「技能者養成制度の趣旨徹底について」（基発第833号）通達。[5-1-35]
	27	労働省労働基準局長、工業技術庁長官・都道府県知事宛「技能者養成実施促進に関する協力について」（基発第843号）通達。技能者養成のために、技術指導機関施設の提供並びに関連学科及び実技等の教習について強力な人的援助協力を依頼。[5-3-29]
	31	技能者養成指導員指導書として、「織機調整工」、「紡機調整工」、「鋳物工」、「仕上工」、「電機運転工」、「電機組立工」、「建具工」を出版。『監督』

月	日	1952(昭和27)年
1	29	身体障害者雇用促進協議会、労働大臣宛「身体障害者職業更生援護対策要綱」を提出。『時報』
2	2	『労働週報』、経営者団体の行政官庁へ技能者養成制度に関して意見具申を掲載。[2-50]
	4	機械科職業補導基準諮問委員会、労働省で開催。「時報史」
	5	理髪科職業補導基準諮問委員会、労働省で開催。「時報史」
	6	時計修理科職業補導基準諮問委員会、労働省で開催。「時報史」
	7	製図科職業補導基準諮問委員会、労働省で開催。「時報史」
	7	労働基準局長、「技能者養成における関連学科の集団教育を実施する教育施設について」の通牒を起案。[5-3-30]
	8	身体障害者共同作業所施設の設置について通達。「十年史」
	8	公共職業補導所の自動車整備科修了生に、3級自動車整備士の受験資格が付与される。「十年史」
	13	第30回技能者養成審議会を開催。労働大臣の諮問につき審議。『監督』
	18	ラジオ修理科職業補導基準諮問委員会、労働省で開催。「時報史」
	21	自動車修理科職業補導基準諮問委員会、労働省で開催。「時報史」
	27	第31回技能者養成審議会を開催。労働大臣の諮問につき審議。『監督』
	28	「職業補導訓練方法観察要領」制定。「十年史」
	29	木船科・事務科職業補導基準諮問委員会、労働省で開催。「時報史」
3	5	自動車科職業補導基準諮問委員会、労働省にて開催。「時報史」
	5	労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「製パン工技能者養成運営機関の設置について」（基発第129号）を起案。[5-3-31]
	14	電気科職業補導基準諮問委員会、労働省にて開催。「時報史」
	15	中央労働基準審議会、労働大臣宛「労働基準法改正について答申。7月に改正される：手続きの簡素化、16才以上男子に坑内作業の技能者養成の認可、女子の深夜作業禁止の修正。『行政三』
	20	建築科職業補導基準諮問委員会、労働省にて開催。「時報史」
	29	第32回技能者養成審議会を開催。労働大臣の諮問につき審議。『監督』
4	1	閣議、「身体障害者の雇用促進に関する重要事項について意見を聞くため臨時に委員を委嘱するの件」を決定。身体障害者雇用促進中央協議会の設置。『行政三』
	5	労働省職業安定局編『TWI研究』（月刊）、雇用問題研究会より発刊。

7	ポッドキャストの受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律（法律第 75 号）公布。労務充足に関する昭和 20 年厚生省令 41 号、労務者の就職に関する昭和 21 年厚生省令第 2 号、労働団体の関係する昭和 21 年厚生・運輸・内務省令第 1 号の廃止。
8	労働基準局長、都道府県労働基準局長宛「技能者養成指導員資格検定実施について」（基発第 204 号）。[5 - 3 - 32]
10	工芸第 1 部、工芸第 2 部、繊維部の専門審議会を開催。就業可能業務及び防護方法の基準案について。『監督』
11	金属部会、電気部会の専門審議会を開催。就業可能業務及び防護方法の基準案について。『監督』
12	精密機械部会、機械部会の専門審議会を開催。就業可能業務及び防護方法の基準案について。『監督』
14	造船・車両部会、化学部会の専門審議会を開催。就業可能業務及び防護方法の基準案について。『監督』
14	身体障害者雇用促進中央協議会の発足。「十年史」
15	建築部会の専門審議会を開催。就業可能業務及び防護方法の基準案について。『監督』
15	労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長宛「技能者養成指導員研修について」（基発第 322 号）通達。[5 - 3 - 33]
17	労働省労働基準局長、高知労働基準局長宛「職業補導に於ける既往の教育を受けた者に対する取扱について」（基収第 1,386 号）通達。[5 - 3 - 34]
21	労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長宛「技能者養成指導員資格検定問題参考資料送付について」（基発第 335 号）通達。[5 - 3 - 35]
26	労働省組織規程中改正（労働省令第 7 号）。労政局の庶務課を労政課に改組。
28	対日平和条約、日米安全保障条約各発効。『年表』
30	労働省職業安定局職業補導課長、神奈川県労働主務部長宛「公共職業補導所台帳の作製について」（補発第 56 号）通達。[5 - 2 - 26]
—	昭和 27 年度における「職業補導の重点」。1.組織の確立、2.臨時職業補導所の実施、3.身体障害者補導種目の拡充、4.内容の充実、5.補導種目の転換、6.補導期間の延長と訓練方法の改善。『年鑑』
5	5 ILO 第 4 回鉄鋼委員会、「職業訓練・昇進及び福祉」をテーマにジュネーブにて 16 日迄開催。『ILO』
17	『労働週報』、「労働基準法の一部を改正する法律案」を紹介。[2 - 51]
22	第 33 回技能者養成審議会を開催。①就業可能業務及び防護方法の基準改正案について、②労働基準法改正に伴う鉱山に於ける技能者養成について『監督』
26	身体障害者雇用促進中央協議会、労働大臣宛「身体障害者職業更生に関する意見」を提出。身体障害者職業更生について実を挙げるように期待するとした。『行政三』
27	技能者養成規程中改正（労働省令第 10 号）。指定技能のうち、洋服裁縫工が洋服工、洋裁工の 2 職種に分離。指定技能 121 職種になる。[4 - 3 - 16]
28	労働省、身体障害者雇用促進中央協議会宛「身体障害者職業更生援護対策要綱（案）」を提出。職業補導訓練の強化等の施策を示す。[2 - 52]
28	教習事項の一部改正（労働省告示第 9 号）。洋服裁縫工を分割し洋服工と洋裁工にする。[4 - 3 - 17]
31	第 1 回技能者養成指導員資格検定の実施。『監督』
31	技能者養成審議会、労働大臣宛「技能行政の運営について」答申。「技能者養成に関し新たな法令を早急に制定する必要がある」と答申。[2 - 53]
6	3 職業安定法施行規則の一部を改正する省令（労働省令第 11 号）[4 - 1 - 12]
5	次官会議、「官庁公共企業体地方公共団体等における身体障害者雇用促進に関する件」を申し合せ。[2 - 54]
6	中央教育審議会設置法（文相の諮問機関）。6. 12 教育刷新審議会を廃止。『年表』
11	第 34 回技能者養成審議会を開催。答申に基づく今後の問題の運営方針について。『監督』
19	次官名及び局長名、官公庁に身体障害者の優先雇用を依頼。『十年史』
25	第 35 回技能者養成審議会を開催。「労働基準法」改正に伴う技能者養成規程改正について。『監督』
28	ILO、「社会保障の最低基準に関する条約」を採択。『年鑑』
7	1 経済安定本部、独立日本の経済力と副題の 27 年度「年度経済報告」（経済白書）を発表。『経済』
23	労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「戦傷病者を中心とする身体障害者の公共補導所利用促進について」（職発第 497 号）通達。[5 - 2 - 27]
31	国家行政組織法改正（法律第 253 号）。①各省外局下の委員会、庁、各省内の部の整理、②府省、庁の課の設置及び所掌事務の範囲はこれまで各大臣、外局長の権限であったが、それが政令事項となる。
31	行政機関職員定員法（法律第 254 号）公布。
31	経済審議庁設置法（法律第 263 号）公布。経済安定本部の廃止。
31	労働関係調整法等の 1 部を改正する法律（法律第 288 号）。附則 28 項による労働省設置法中改正。
31	労働省設置法中改正（法律第 281 号）。婦人少年局地方職員室を婦人少年室とし、労働省地方支分部局とする。[3 - 43]
31	「労働基準法の一部を改正する法律（法律第 287 号）。男子に限り、16 歳以上の年少者に坑内作業の技能者養成を認める（第 70 条）を新設。[4 - 3 - 18]
31	地方公営企業労働関係法（法律第 289 号）公布。附則 6 項による労働省設置法中改正。
31	労働省、労働白書を発表。『経済』
8	5 閣議、「昭和 27 年度予算の節約について」を決定。『行政三』
5	技能者養成規程中改正（労働省令第 16 号）。①指定技能の中で女子及び年少者の就業規則業務について養成実施上必要な限度で特例が認められる職種を拡大するために、別表第 3 「就業可能業務及び防護方法の基準の全面改定、②新たに 82 技能について就業可能業務及び防護方法を定め、従来の 15 職種についても再検討する。[4 - 3 - 19]
11	労働省職業安定局長、神奈川県知事宛「身体障害者公共職業補導所における補導生（戦傷病者）の募集計画について」（職発 533 号）通達。身体障害者の雇用対策の重点は傷痍軍人の職業更正におくべきことを指示。[5 - 2 - 28]
20	労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「技能者養成規程の一部改正施行について」（基発第 612 号）通達。「時報史」
30	労働省組織令（政令第 393 号）制定。昭和 27 年 7 月 31 日国家行政組織法改正（法律第 253 号）により、課の設置、所掌事務は政令事項となる。[3 - 44]

9	6	中央産業教育審議会令の廃止（政令第406号）。
	9	第4回全国職業補導展（於東京至14日）。『十年史』
16		第36回技能者養成審議会を開催。坑内における技能者養成と専門審議会委員の委嘱について。『監督』
19		ILO第3回化学工業委員会が「職業訓練・労働時間」をテーマにジュネーブにて19日迄開催。『ILO』
20		労働省職業安定局、『職業補導提要（上）・（下）』を刊行。上巻＝職業補導に関する解説、下巻＝35職種の教程基準等を掲載。『戦後』
29		12月13まで、労働省、ヨーロッパ各地で行われたILO技能者養成講習会に、技能者養成関係者4名を派遣。『要覧』
10	1	愛知身体障害者公共職業補導所の設置（労働省告示第20号）。
	2	第1回技能者養成専門審議会、金属及び石炭鉱山合同部会。「時報史」
10		建設部会の専門部会を開催。昭和27年度第二回技能者養成指導員資格検定について。『監督』
11		金属鉱山部会、石炭鉱山部会の専門審議会を開催。坑内における技能者養成に関する審議すべき事項について『監督』
15		金属鉱山部会、専門審議会を開催。金属鉱山において坑内の技能者養成に必要な技能種目、技能概要並びに養成期間について。『監督』
16		日経連教育部会、「新教育制度の再検討に関する要望」を発表。実業高等学校の充実、新制大学の画一性打破等を要望する。『日経』
16		全国職業補導展示即売会開催について新聞発表。「時報史」
17		22日迄、全国職業補導展示即売会（東京白木屋）。「時報史」
29		神奈川県労働部長より各公共職業補導所長宛「所外実習に伴う補導生出張旅費の取扱について」（二七職第122号）通達。[5-2-29]
30		石炭鉱山部会、専門審議会を開催。石炭鉱山において坑内の技能者養成に必要な技能種目、技能概要並びに養成期間について。『監督』
30		昭和27年度第二回技能者養成指導員資格検定始まる。「時報史」
11	5	労働省労働基準局長、労働省労働基準局長宛「昭和27年度第二回技能者養成指導員資格検定問題基準答案について」（基収第767号）通達。[5-3-36]
14		19日迄、全国公共職業補導所並びに共同作業所作品展示即売会（大阪）。「時報史」
15		労働省組織規程（労働省令第36号）制定。労働省組織令を受けた新たな規程。[3-45]
25		労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長宛「技能者養成に対する地方公共団体等の援助について」（基発第811号）通達。[5-3-37]
12	1	3日迄、木工科指導要領制定諮問委員会。「時報史」
	5	労働省労働基準局技能課長、「技能習得者の技能検定問題の調査について」（基発第842号）通達。[5-3-38]
6		労働省労働基準局長、労働省職業安定局長、文部省初等中等教育局長より都道府県労働基準局長、都道府県知事、都道府県教育委員会教育長宛「技能者養成制度の趣旨徹底について」（基発第826号）通達。昨年出した通牒の徹底を再度指示した。『デジ』
8		12日迄、機械科指導員講習会。「時報史」
9		衆議院労働委員会、「失業対策事業に就労している失業者の越年措置に関する決議」を可決。『行政三』
13		労働省職業安定局職業補導課長より神奈川県労働部長宛「身体障害者職業障害部別職業補導種目選定基準の作成について」（補発第137号）[5-2-30]
23		「産業教育振興法施行規則」制定。（高等学校および中学校の産業教育に関する課程の施設および設備基準を定める。）『産業』
-		この頃、「[I] 技能習得者の技能検定の方法に関する規則」（労働省令案）及び「[II] 技能習得者技能検定実施要綱」が検討される。[4-3-20]

月	日	1953(昭和28)年
1	31	労働省、技能者養成指導員指導書を刊行開始。1月「染色工」『監督』
2	4	広島身体障害者公共職業補導所を1日に設置（労働省告示第4号）
	5	第4回技能者養成専門審議会石炭部会、石炭鉱山において坑内の技能者養成を必要とする技能種目、養成期間、入坑条件及び防護方法について『監督』
	8	東京都、第一回職場補導員研究会を開催（9日迄の2日間）。『TWI』
17		神奈川県告示第62号にて、「補導所及び養成所を各種学校に指定告示」（昭和23年6月神奈川県告示第247号）の廃止。
20		第5回技能者養成専門審議会石炭部会の開催。石炭鉱山において坑内の技能者養成を必要とする技能種目、養成期間、入坑条件及び防護方法について。『監督』
23		豪州に於いて3週間職業訓練講習会開催される。次いでフィリピン、日本で5週間開催。各国の職業訓練の組織と運営、職業教育、職業指導並びに企業内における初歩的訓練、再訓練等について研究討議が行われた。『ILO』
27		閣議、「政府職員の欠員補充に関する件」を決定。身体障害者の採用による欠員補充は認可。『行政三』
28		労働省、技能者養成指導員指導書を刊行。2月「板金工」。『監督』
3	6	福井自動車整備公共職業補導所が二重整備工場に認定さる（運輸省告示第80号）。（認定第1号）
16		製紙科教程基準諮問委員会の開催。『要覧』
17		第6回技能者養成専門審議会石炭部会の開催。石炭鉱山において坑内の技能者養成を必要とする技能種目、養成期間、入坑条件及び防護方法について。『監督』
20		被服部会の専門審議会を開催。昭和28年度技能者養成指導員資格検定について。『監督』
23		金属部会の専門審議会を開催。就業可能業務及び防護方法について。『監督』
24		繊維部会の専門審議会を開催。就業可能業務及び防護方法について。『監督』
24		金属鉱山部会の専門審議会を開催。金属鉱山において坑内の技能者養成を必要とする技能種目、養成期間、入坑条件、防護方法及び教習事項の基準について。『監督』
25		機械部会の専門審議会を開催。就業可能業務及び防護方法について。『監督』
26		技能者養成審議会第7回石炭鉱山部会において坑内の技能者養成を必要とする技能種目、養成期間、入坑条件

28	防護方法の基準、教習事項の基準、指導員の認定基準及び養成対象事業場について。『監督』 外務省、次官会議にて「国際労働機関主催アジア地域における公務員の職業訓練講習会に関する説明」を行う。 なお、ILOのパフレットタイトルは"REPORT ON THE ASIAN WORKING PARTY ON APPRENTICE-SHIP European Study Tour, 1952"としていた。[2 - 55]
31	労働省、技能習得者用教科書の刊行開始。「製図基礎編」(全職種用)。『監督』
—	失業対策審議会、「潜在失業に関する調査報告書」を公表。『雇用』
4	1 技能者養成審議会委員の改選。公益委員；桐原葆見(労研所長)、国井喜太郎(日本工芸協会理事)、都崎雅之助(茨城大学工学部長)、藤本喜八(立大文学部教授)、倉橋定(学校法人学習院常務理事)。労働者代表；斉藤鉄郎(国鉄労組大宮工場支部執行委員)、進藤寅雄(東芝鶴見工場労組執行委員長)、中野義明(浦賀ドック労組審査委員)、幸田孝(日本光学労組副組合長)、篠原光国(日本炭坑労組事務局長)。使用者代表；加藤威夫(三菱電機調査部長)、中島英信(中小企業研究所長)、児玉貫一(日立製作所勤労部長)、水室吉平(日経連理事)、作田力三(高圧鋳物(株)社長)。会長；桐原葆見。『監督』 7 第37回技能者養成審議会を開催。石炭鉱山における技能者養成について。『監督』 10 被服部会の専門審議会を開催。昭和29年度技能者養成指導員資格検定について『監督』 16 雇用安定課長、新卒未充足求人对策及び就職後の補導につき指示。「十年史」 17 金属部会の専門審議会を開催。就業可能業務及び防護方法について。『監督』 17 日本におけるアジア地域職業訓練講習会開催について発表。「要覧誌」 18 5月23日迄。ILO、アジア地域職業訓練講習会(東京)を開催。「時報史」 20 繊維部会の専門審議会を開催。就業可能業務及び防護方法について。『監督』 21 第38回技能者養成審議会を開催。石炭鉱山における技能者養成について。技能職種、養成期間、就業可能業務、防護方法の基準、教習事項の基準を決定し、労働大臣宛答申。『監督』 25 機械部会の専門審議会を開催。就業可能業務及び防護方法について。『監督』 30 雇用安定課長、駐留軍離職者の対策につき指示。「十年史」 — 昭和28年度における「職業補導の重点」。①総合職業補導所(8都県9ヶ所)の新設。②共同作業所の設置、③技能検定の実施。『年鑑』 — 28年度における技能行政の運営方針、①徒弟制度的弊害排除の指導と基幹的産業部門の実施促進、②中小規模事業場の共同養成の指導援助、③技能者養成指導員の選定確保、④技能者養成指導員の資質向上。『要覧』
5	1 技能者養成規程中改正(労働省令第3号)。昭和27年7月労働基準法中改正に伴い、鉱山における機械化の進展を背景に、石炭鉱山関係の3職種が養成職種に追加。指定職種は合計124職種となる。[4 - 3 - 21] 1 技能者養成規程第13条の規定に基づく教習事項に関する件中改正(労働省告示第8号)。石炭鉱山内直接夫・石炭鉱山内機電夫・石炭鉱山測量夫について定める。[4 - 3 - 22] 2 石炭鉱山技能者養成に関する技能者養成規程の改正について、発表。「時報史」 8 機械部会の専門審議会を開催。就業可能業務及び防護方法について。『監督』 16 ILO第4回常設農業委員会がジュネーブで開催され、「農業における職業訓練」が議論される。『ILO』 18 公共職業補導所英文タイプ科指導員講習会の開催。以後、各科の指導員講習会、順次開催。『年鑑』 20 電気機械修理科指導員要領制定諮問委員会の開催。「時報史」 22 アジア地域職業訓練講習会閉会式。「時報史」 29 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「技能者養成規程の一部改正施行について」(基発第415号)通達。[5 - 3 - 39] 31 労働省、技能習得者用教科書の刊行。「工業数学ME版」(機械関係職種)。『監督』 — 「西独における戦後の職業訓練対策」を『ILO』に紹介。ここでは教育省の基金で「あらゆる教育及び職業訓練」に援助されると紹介。『ILO』
6	2 職業補導所の資材基準設定。「十年史」 6 労働事務次官、各都道府県知事宛、「労働教育行政について」(発勞第14号)通達。[5 - 1 - 36] 10 追指導員養成講習会(仕事の教え方)。「時報史」 15 経理事務科指導員養成講習会(20日迄)。「時報史」 24 神奈川県労働部長、横須賀作業所長宛「作業所作業員の加工料の額承認について」(二八職補第231号の3)通達。[5 - 2 - 31] 26 ILO第4回常設農業委員会が「職業訓練・年少者雇用・農地改革」をジュネーブにて開催。『ILO』
7	1 職業安定局、「職業訓練の現況と展望と課題」を公表。[5 - 2 - 32] 24 労働省職業安定局職業補導課長より神奈川県労働主務部長宛「自動車整備士受験資格について」(補発第69号)通達。[5 - 2 - 33] 27 8月1日迄、職業補導課長研修会の開催。「時報史」 27 朝鮮戦争休戦協定調印。『年表』
8	4 日経連、失業対策を含む労働8原則を決定。『日経』 14 青年学級振興法(法律第211号)公布。 18 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(法律第238号)公布。 20 神奈川県労働部長より各職業補導所長宛「公共職業補導所補導生旅客運賃割引書の取扱について」(二八職補第187号)通達。[5 - 2 - 34] 24 労働省、「労働白書」を公表。『経済』 31 労働省、技能習得者用教科書の刊行。「工業英語ウッド・ワーカーズ・リーダー」(建設関係職種)。3月「製図基礎編」(全職種用)等。『監督』 31 失業保険施設として行う共同作業施設の運営要領指示。「十年史」
9	4 閣議、労働問題協議会の設置を決定。『年鑑』 8 労働省組織令中改正(政令第272号)。公企体等仲裁委員会事務局に審査課、及び中央調停委員会事務局に調整第3課の新設。 10 11日の2日間、日本技能者養成協会主催、第1回全国技能者養成大会開催。336技能者養成所の関係者800余名参加。表彰式、研究発表、見学等を実施。『要覧』 14 25日まで。第3回ILOアジア地域会議が東京で開催。昭和25年セイロンでの第2回会議にはオブザーバーとして参加。6決議中、「年少労働行政の保護と職業準備に関する決議」。『要覧』

	19 補導所作品展即売会の開催について、発表。「要覧誌」
	21 東京商工会議所、「労働基準法改正意見書」を発表。技能者育成関係として、危険有害業務の制限を緩和を要望 [2 - 56]
	23 30 日まで第 5 回全国職業補導展の開催。「時報史」
	24 I L O 理事会、「年少労働者の保護と職業準備に関する条約」を採択 [6 - 5]
	26 技能者共同養成費補助金交付規程(労働省告示第 20 号)公布。[4 - 3 - 23]
	26 技能者共同養成費補助金交付申請書の提出締め切り日(労働省告示第 21 号)公布。11 月 30 日と指定する。昭和 28 年度では 164 共同養成体に対し、国庫補助金約 800 万円が初めて交付。昭和 29 年度は、財政緊縮のため交付されず。昭和 31 年度から再開。
	29 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「技能者共同養成費補助金交付規程の施行について」(基発第 646 号) 通達。補助金交付規程の運用について指示したもの。[5 - 3 - 40]
	30 労働省、技能習得者用教科書の刊行。「金属材料」(金属機械関係職種)。『監督』
10	1 労働省組織令中改正(政令第 317 号)。「労働金庫法」(法律第 227 号)の公布に伴い、労働金庫の監督等に関する事務は労政局労政課がの所掌することになった。
	1 労働事務次官、各都道府県知事宛「技能者養成に関する協力方について」(発基第 87 号) 通達。中小企業の技能者養成にたいして補助金を出すようにした事に対して協力を依頼したもの。[5 - 1 - 37]
	7 労政局長、各都道府県知事宛「国民一般に対する労働教育の実施について」(労発 222 号) 通達。国民一般に対する労働教育実施要領を定める。[5 - 1 - 38]
	7 労政局長、各都道府県知事宛「労働学校の設置及び運営について」(労発 223 号) 通達。[5 - 1 - 39]
	17 労働省職業安定局監督者訓練課長、「職場補導員候補者の選定について」(訓発第 48 号) 通達。[5 - 4 - 2]
	17 労働省職業安定局監督者訓練課長、「職場補導員研修日程について」(訓発第 49 号) 通達。[5 - 4 - 3]
	25 労働省職業安定局、『職業安定広報』の臨時増刊号に「職業訓練の現況と問題点」を発表。「第四章 職業訓練の体系」で「学校における職業教育」を含めて構想する。[2 - 57]
	26 労働部長、神奈川県身体障害者公共職業補導所長宛「神奈川県身体障害者職業補導所補導手当支給要綱の改正について」(二八職補第 243 号) 通達。[5 - 2 - 35]
11	5 6 日迄、全国公共職業補導所長会議。「時報史」
	6 7 日迄、全国身体障害者公共職業補導所長会議(東京・北海道他八都府県)。「時報史」
	9 10 日迄、全国職業補導所長会議(広島・島根他 15 県)。「時報史」
	9 次官会議、「精神薄弱児対策基本要綱」を申し合せ。「十年史」
	11 12 日迄、全国職業補導所長会議(兵庫県・石川県他 15 県)。「時報史」
	13 全国職業補導展、(於大阪、至 18 日)。「十年史」
	16 駐留軍労働者の大量解雇に伴う情報の蒐集、就職あっ旋等について通達。「十年史」
	17 第 39 回技能者養成審議会を開催。①技能者共同養成費補助金交付について、②基幹産業における技能者養成の促進について検討審議。『監督』
	20 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「ソ連地区からの引揚者に対する職業援護について」(職発第 745 号) 通達。[5 - 1 - 40]
	27 学校教育法施行規則改正。(職業指導主事制度確立)。『産業』
12	8 労働省、失業保険福祉施設として総合職業補導所設置の方針決定。『雇用促進事業団十年史』
	10 『職業辞典』の発行。約 34,000 職業名を掲げる。『年鑑』
	16 労働省組織規程中改正(労働省令第 16 号)。
	16 駐留軍離職者の就職あっ旋について具体的方案を通達。「十年史」
	16 「公共職業補導所修了生の技能検定実施要領」通達。『十年史』
	31 技能者養成指導員指導書「内燃自動車工」、「洋服工」を出版。『監督』
	31 労働省、技能者養成指導員指導書を刊行。12 月「電弧溶接工」。『監督』
	一 この年、「失業保険施設設置要綱」を定める。宮城共同作業所等 8 所、群馬等 8 職業補導所、他に 29 年度設置する 9 職業補導所を明記。(12 月 8 日か) [5 - 1 - 41]

月	日	1954(昭和29)年
1	15	閣議、「人員整理に関する件」決定。『閣議』
2	18	東京商工会議所、「労働基準法施行規則及び女子年少者労働基準規則中改正を要する事項」を発表。規則の弾力化を要望。『東京』
	19	日本商工会議所、「労働基準法施行規則の改正に関する意見」を発表。規則の緩和的要望を要請し、本法も改正するように要望。『日本』
	22	27 日まで、労働省、公共職業補導生に対し、第 1 回技能検定を実施。機械製図、英文タイプ、和文タイプ、木工、板金、旋盤、仕上、電気機器修理、塗装、建築の 10 職種。『年鑑』
	22	労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「技能者養成修了者に対する労働安全衛生規則第 44 条に定める特殊技能者の免許について」(基発第 91 号) 通達。[5 - 3 - 41]
	25	日本経営者団体連盟、中央基準審議会に「労働基準法関係諸規則改正に関する要望」を提出。技能者養成に関しては無し。「女子年少者労働基準規則関係」を同記。『日経』
	27	労働大臣、技能者養成審議会宛「技能者養成規程改正案要綱」を諮問。[2 - 58]
3	1	第 40 回技能者養成審議会を開催。「技能者養成規程改正案要綱案」につき審議。『監督』
	5	労働省、青少年のための「職業指導指針」作成。『十年史』
	8	第 41 回技能者養成審議会を開催。「技能者養成規程改正案要綱案」を審議。3. 26. 要綱案の審議を終わり、答申案作成のため、小委員会を設置。『年鑑』
	16	労働省組織規程中改正(労働省令第 3 号)。大臣官房に 3 名の参事官を置き、安全衛生研究所の課を再編。
	26	第 42 回技能者養成審議会を開催。「時報史」
	29	労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「公共職業補導所におけるラジオ聴取料の免除について」(職発第 170 号) 通達。ラジオ聴取料が免除されることを通知したもの。[5 - 2 - 36]
	31	労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「公共職業補導所修了生に対するアセチレン溶接士試験の取扱について」(職発第 178 号) 通達。「公共職業補導所の溶接科補導課程修了者に対する労働安全衛生規則第 4 百條但書

	の規定の適用について」（基発第 159 号）通達」について、試験が免除されることとなった事について指示したもの。〔5-2-37〕
4	<p>5 技能者養成審議会小委員会を開催。3 月 8 日の設置決定による、「技能者養成規程改正案要綱」審議に基づき答申案作成のための委員会。『要覧』</p> <p>7 新規学校卒業者の就職後の補導について通達。「十年史」</p> <p>9 労働部長より横須賀共同作業所長宛「業務運営状況報告について業務運営状況報告について」（29 職補第 101 号）通達。〔5-2-38〕</p> <p>10 神奈川県労働部長、自動車整備平塚相模原公共職業補導所長宛「公共職業補導所修了生に対するアセチレン溶接士試験の取扱について」（二九職補第 91 号）通達。〔5-2-39〕</p> <p>13 失業保険事業を実施するため啓成会総合職業補導所を設置（労働省告示第 20 号）。総合職業補導所の第 1 号。〔3-46〕</p> <p>14 総合職業補導所の組織について通達。「十年史」</p> <p>16 技能者養成審議会、「技能者養成規程改正に関する答申」。単独法制定の要望。〔2-59〕</p> <p>16 労働省職業安定局長、神奈川県知事宛「公共職業補導所補導生の災害補償について」（職発第 210 号）通達。〔5-2-40〕</p> <p>22 公共職業補導所を修了する補導生の技能検定について発表。「時報史」</p> <p>22 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「身体障害者公共職業補導所補導生補導記録について」（職発 231 号）通達。〔5-2-41〕</p> <p>30 中央労働基準審議会、労働大臣宛「労働基準法施行規則及び女子年少者労働基準規則の改正に関する答申」。技能者養成関係については言及なし。『時報』</p> <p>— 昭和 29 年度における職業補導。(1) 技能者養成との連携強化、(2) 総合職業補導所の拡充、(3) 夜間職業補導の実施、(4) 技能検定の実施。『年鑑』</p> <p>— 昭和 29 年度における技能者養成の「行政運営方針」。(1) 基幹産業における養成促進、(2) 中小企業における養成促進、(3) 関係機関との提携、(4) 指導員の資質向上、(5) 徒弟制度の弊害排除。『要覧』</p>
5	<p>7 失業保険施設として行う労働者簡易福利施設設置要綱決定。『年鑑』</p> <p>12 第 24 回中央職業安定審議会開催（無料職業紹介事業の許可について）。「十年史」</p> <p>20 労働者の福利施設、職業補導施設の増設について、発表。「時報史」</p> <p>31 職業補導の定義。「職業補導」とは、「技能の種類と程度を原因とする労務の需要と供給の不結合を解決するため職業に就こうとする労働者に対し特定の知識と技能を授けてその就職を促進し、他面これらの技能労働者を要求する産業に対しては必要な労働力を充足することを目的として行われる職業訓練をいう」。『年鑑』</p>
6	<p>5 沼津総合職業補導所の設置（労働省告示第 29 号）。</p> <p>15 江東総合職業補導所の設置（労働省告示第 30 号）。</p> <p>15 神奈川県労働部長、各職業補導所長宛「神奈川県職業補導所補導生の災害補償について」（二九職補第 102 号）通達。〔5-2-42〕</p> <p>18 技能者養成規程の制定について、新聞発表。「時報史」</p> <p>19 女子年少者労働基準規則改正（労働省令第 13 号）。</p> <p>19 技能者養成規程の全部改正（労働省令第 14 号）。①公共職業補導所の指導員に技能者養成指導員の資格を付与②公共職業補導所の訓練受講者が技能者養成工になる場合、一部教習事項の免除、③教習事項の一部免除を受けた公共職業補導所修了生の労働契約期間の短縮、④技能者養成指導員資格検定規則（昭 24 令 31 号）の廃止〔4-3-24〕</p> <p>29 「労働基準法施行規則の一部を改正する省令、女子年少者労働基準規則、技能者養成規程等の施行について」（基発第 355 号）通達。〔5-3-42〕</p>
7	<p>1 技能者養成指導員免許証の交付及び再交付並びに技能者養成指導員の検定の手数料に関する省令（省令第 15 号）公布。昭 25.1.15.令 4 号の全部改正。〔4-3-25〕</p> <p>1 技能者養成規程第 14 条の規定に基づき、教習事項の基準を定める件（労働省告示 33 号）。昭和 26 年告示第 9 号の教習内容は変わらず新設&廃止。〔4-3-26〕</p> <p>1 技能者養成指導員の検定の学科及び実技の規程（労働省告示 34 号）公布。〔4-3-27〕</p> <p>1 共同作業所の設置（労働省告示第 35 号）。宮城、愛知共同作業所の設置。〔3-47〕</p> <p>2 労働省、「労働白書」の発表（潜在失業者の増加を警告）。『経済』</p> <p>2 労働省労働基準局長、「技能者養成教習指導について」（基発第 364 号）通達。〔5-3-43〕</p> <p>6 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛、「技能者養成と職業補導との提携協力について」（基発第 373 号・職発第 386 号）通達。「公共職業補導所修了生の技能者養成認可について」を添付。〔5-3-44〕</p> <p>7 職業補導研究発表全国大会。『年鑑』</p> <p>8 労働省職業安定局長、神奈川県知事宛「公共職業補導所補導生の災害補償について」（職発第 210 号の 1）通達。〔5-2-43〕</p> <p>8 労働省労働基準局長「技能者養成規程別表第二に定める養成職種に関する学科の判定について」（基発第 378 号）通達。〔5-3-45〕</p> <p>9 労働省労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「公共職業補導所修了生の技能者養成認可について」（基発第 385）通達。〔5-2-44〕</p> <p>17 労働省、公共職業補導生技能検定実施要領を指示。『年鑑』</p> <p>17 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「技能者養成制度との連携に伴う職業補導事業の運営について」（職発第 413 号）通達。〔5-2-45〕</p> <p>18 次官会議、「労働対策連絡協議会」の設置を決定。『行政三』</p> <p>20 閣議、「海外移住に関する事務調整について」を決定。農業移住者の募集・選考・訓練、現地技術調査—外務、農林共管。海外移住に関する事務の実施—日本海外協会連合会（海協連）。『閣議』</p> <p>21 神奈川県労働部長、公共職業安定所長宛「補導生に対する失業の認定について」（二九失第 259 号）通達。〔5-2-46〕</p>
8	<p>1 技能者養成審議会委員の改選。公益代表：桐原葆見（労働科学研究所所長）、倉橋定（学校法人学習院常務理事）、伏見三郎（都立武蔵工業高校長）、黒沢清（横浜国大経済学部教授）、大内経雄（立大文学部教授）。労働者代表：斎藤鉄郎（国鉄労組大宮工場調査課）、進藤寅雄（東芝鶴見工場労組執行委員長）、幸田孝（日本</p>

	<p>光学従業員組合復委員長)、漆原光圀(日本口労事務局長)、花里泰明(日本鉄鋳産業労組連合会書記長)。使用者代表:加藤威雄(三菱電機生産技術部長兼調査部長)、中島英信(中小企業研究所長)、児玉寛一(日立製作所勤労部長)、氷室吉平(日経連理事)、作田力三(高圧鋳物(株)社長)。会長:桐原。『監督』</p> <p>2 大阪共同作業所の設置(労働省告示第42号)。</p> <p>3 閣議、「公共事業による失業者吸収措置の強化について」決定。失業者特別指導訓練現場が設置される。[2-60]</p> <p>5 職業指導の定義、目的、要領等について指針作成。「十年史」</p> <p>6 広島総合職業補導所の設置(労働省告示第43号)。</p> <p>9 14日まで第2回職業補導生技能検定の実施。製図、英文タイプ等11職種2,176人受験。合格率95%。『要覧』</p> <p>10 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「公共職業補導所における追指導の強化について」(職発453号)通達。6ヶ月の補導期間のものについては、6ヶ月を追補導とし、①通信による補導、②指導員の巡回、③スクーリング、④レポート提出、⑤補習生制度等の利用で再訓練等を指示。[5-2-47]</p> <p>21 駐留軍関係労務者の大量解雇に伴い就職対策を強化。『年鑑』</p> <p>25 千葉総合職業補導所の設置(労働省告示第44号)。</p> <p>25 関係省庁次官又は次長、各都道府県知事・関係出先機関宛「公共事業等による失業者吸収措置の強化について」(閣議決定実施細目)(発職第102号)通達。閣議決定に基づき詳細について指示した。[5-1-42]</p> <p>25 職業安定局長、「公共事業等による失業者吸収措置の強化について」(職発第473号)通達。公共事業等に対する「失業者吸収強化措置要領」を定む。[5-1-43]</p> <p>31 労働省職業安定局職業補導課長、各都道府県労働主務部長宛「公共職業補導所補導生に対する旅客運賃の学生割引適用について」(補発第57号)通達。6ヶ月の職業補導生に学生割引の適用に関する日本国有鉄道運賃日の取扱について指示したもの。[5-2-48]</p>
9	<p>3 孤児片親児に対する職業援護強化。「十年史」</p> <p>6 香川総合職業補導所設置(労働省告示第46号)。</p> <p>6 中共地区引揚者に対する職業援護強化を指示。「十年史」</p> <p>6 身体障害者の職業更生週間(12日迄)。「時報史」</p> <p>10 11日迄、日本技能者養成協会、第1回全国技能者養成大会を開催。1)336養成関係団体の800余名が参加。一橋講堂。2)目的、関係団体の相互協力、技能者育成の社会的認識の拡大。『監督』</p> <p>13 みなと寮・名古屋港設置(労働省告示第47号)。</p> <p>18 第6回全国職業補導展(於東京)、11月12~17日:大阪。「時報史」</p> <p>21 全国職業補導所長会議開催。「時報史」</p> <p>22 神奈川県労働部長、各公共職業補導所長宛「公共職業補導所補導生に対する身分証明書の発行について」(二九職補第261号)通達。[5-2-49]</p> <p>25 群馬総合職業補導所の設置(労働省告示第49号)。</p> <p>25 労働省職業安定局、「失業者特別指導訓練実施要領」を定め、期間2ヶ月で土木作業、ほ装作業、コンクリート作業、石割作業等に関する訓練を指示。『年鑑』</p> <p>27 職業安定局長「簡易職業紹介業務取扱要領」を通達。[5-1-44]</p> <p>28 失業対策審議会、内閣総理大臣宛「当面の雇用、失業対策に関する意見書」を提出。炭鋳地区失業者に職業補導を行い職業転換の推進の必要性等を述べる。「特別失業対策事業」を提案。[2-61]</p>
10	<p>1 岐阜総合職業補導所の設置(労働省告示第51号)。</p> <p>5 閣議、「炭鋳失業者緊急対策としての鉱害復旧事業の繰り上げ追加施行について」を決定。[2-62]</p> <p>13 労働部長、各公共職業補導所長宛「生活指導要領の送付について」(二九職補第279号)通達。[5-2-50]</p> <p>14 教育課程審議会、高等学校教育課程改訂について答申。大幅な科目選択制を改め、生徒の進路と特性に応じた類型を作るなど。『百年史』</p> <p>18 理科教育審議会、「中学校職業・家庭科の改善」について答申。『百年史』</p> <p>20 労働大臣が定める無技能者についての失業者吸収率を70%とする区域及び事業を定める件(労働省告示第52号)公布。</p> <p>20 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「夜間職業補導の実施について」(職発第609号)通達。[5-2-51]</p>
11	<p>10 労働省職業安定局長、神奈川県知事宛「夜間職業補導における訓練方法について」(職発第665号)通達。[5-2-52]</p> <p>12 18日迄、全国公共職業補導所作品展示即売会(大阪十合百貨店)。「時報史」</p> <p>12 労働省、「孤児・母子家庭児童等の就職援護に関する実施対策要綱」通達。昭和30年3月10日通達の別紙。[2-63]</p> <p>13 日本商工会議所、「労働基準法改正に関する意見」を発表。理想主義になり、現実の判断を誤るとしての改正意見。「技能者養成上の観点から年少者の危険有害業務についての就業制限を緩和すること」を要望。『日本』</p>
12	<p>1 労働・文部事務次官、各都道府県知事・各大学学長宛「新規大学卒業者の就職促進について」(発職第147号・国大第230号)通達。[5-1-45]</p> <p>2 夜間職業補導の開始。これは昭和27年の行政整理に対処して行われた「臨時補導」と並んで、「早期就職促進のための短期的な補導」。『年鑑』</p> <p>8 技能者養成専門審議会の開催。繊維部会外4部会、延13回開催。技能検定について1954.12.10。『監督』</p> <p>8 東京商工会議所、「技能者共同養成機関の助成方に関する要望」を発表。[2-64]</p> <p>10 技能者養成専門審議会。「要覧誌」</p> <p>18 失業対策事業における特別事業の実施。「十年史」</p> <p>23 日経連、「当面教育制度改善に関する要望」を発表。法文系偏重の打破、専門教育の充実、6年制専科大学の設置。『日経』</p> <p>31 労働省職業安定局、『職業補導基準(技能標準・教程基準)-6か月・1年-』を刊行。4か月1、6か月18、7か月1、1か年34、計54職種の改訂教程基準を掲げる。『戦後』</p>

月	日	1955(昭和30)年
1	11	真駒内総合職業補導所の設置(労働省告示第2号)。
	25	新規学校卒業者のための「職業講話集」を作成。「十年史」
	28	神奈川・兵庫共同作業所の設置(労働省告示第3号)。

2	14	(財)日本生産性本部の設立。会長石坂泰三。『年表』
	14	第3回職業補導生技能検定の実施(至19日)。「十年史」
	15	労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「学校学生生徒旅客運賃割引証の取扱いについて」(職発第209号)通達。国鉄営業局長からの通知を案内。[5-2-53]
	18	東京商工会議所、「技能者養成教育の振興に関する意見」を発表。[2-65]
	19	愛知総合職業補導所の設置(労告示第5号)。
	21	労働部長、各公共職業補導所長宛「補導生用学校学生生徒旅客運賃割引書の取扱いについて」(三〇職補第36号)通達。[5-2-54]
3	2	労働省職業安定局長、神奈川県知事宛「公共職業補導所理容科並びに美容科に通信課程併設について」(職収第1749号の2)通達。[5-2-55]
	10	労働部長、各公共職業安定所長宛「孤児・母子家庭児童等に対する就職援護の実施について」(三〇職安第一四九号)通達。[5-1-46]
	19	日本経営者団体連盟、「技能者養成機関の助成に関する要望」を労働大臣に提出。[2-66]
	25	内閣総理大臣、失業対策審議会宛「今後の雇用・失業対策について」諮問第3号。『年鑑』
	26	「精神薄弱者の職業実態調査」、「身体障害者職業一覧表」作成。「十年史」
	30	「身体障害者の職業問題」を作成。「十年史」
4	1	労働省組織規程の一部を改正する省令(労働省令第8号)。地方労働基準局の事務分掌の改定。[3-48]
	1	労働大臣と神奈川県知事、総合職業補導所の運営に関し「委託契約書」を交わす。[5-2-56]
	1	昭和30年度に於ける職業安定行政の重点。職業補導の拡充強化。内職公共職業補導所、家事サービス公共職業補導所の設置等。『時報』
	5	失業対策審議会、内閣総理大臣宛答申第4号。労働力の適応性の向上のために、職業補導の拡充等を答申。[2-67]
	11	失業保険福利施設として総合職業補導所、共同作業所の設置(労働省告示第13号)。従来の個別設置告示を統合化する。[3-49]
	15	神奈川県総合職業補導所規則(神奈川県規則第34号)。[5-2-57]
	18	『官報』記事訂正。4月11日労働省告示第13号中、「直駒内」は「真駒内」の誤植である。
	18	労働部長、「補導生、共同作業所員に対する労務加配米の配給要領について」各所長宛(三〇職補第103号)通達。[5-1-47]
	20	労働部長、各(施設)長宛「補導生指導記録について」(三〇職補第14号2)通達。[5-2-58]
	—	失業対策審議会、「日本における雇用と失業に関する報告書の結び」を発表。将来の労働力需要に合わせた学校教育も考慮した職業補導と失業者の再訓練等を改善すべき等を述べる。『雇用』
	—	『公民』(雇用問題研究会)が『公民の話』に変わり新たに発行される。昭和27年9月の『職業補導提要』の基準に従った内容で、編者も一新される。「労働者の職業技術教育の課題」
5	1	「生産性向上と職業訓練」を『労働時報』に掲載。職業訓練は企業内訓練と企業外訓練に大別され、企業外訓練に学校教育、公共職業補導が入る、とする。
	2	神奈川県公共職業補導所設置規程中改正(神奈川県告示第330号)。川崎公共職業補導所製図科補導期間の1個年への延長等を告示。
	2	労働省、『官報』に「生産性向上と職業訓練」を掲載する。「生産性向上の必要性」、「職業訓練のいろいろ」、「就職を容易にする」、「300ヶ所の職業補導所」のタイトルで解説。
	20	閣議、「海外移住に関する関係各省の事務調整について」を了解。労働省、雇用移民の登録、あっせん、技術補導及び募集に関する事務『行政三』
	24	閣議、「石炭鉱業の合理化に伴う失業対策について」を決定。[2-68]
6	1	失業保険施設設置の一部を改正する告示(労働省告示第18号)。長野総合職業補導所の追加等の改正。[3-50]
	6	「労働省編一般職業適性検査(第二)」を制定、その取扱要領を通達。「十年史」
	7	TW I「訓練計画の進め方」の訓練に関する技術援助実施要領通達。「十年史」
	7	神奈川県知事、労働省職業安定局長宛「神奈川県身体障害者公共職業補導所の経営について」(三〇職補第151号)通達。[5-2-59]
	10	職業安定法施行規則の一部改正(労働省告示第19号)。生菓子製造を加える。[4-1-13]
	15	労働省職業安定局、『体育科指導要領』を発行。B5版、30頁。NHKラジオ体操担当紅林武男氏執筆。「時報史」
	16	労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「体育科指導要綱の制定について」(職発第736号)通達。[5-2-60]
	22	ILO、「身体障害者の職業更生に関する勧告」(第99号)を採択。『要覧』
	27	教育課程審議会、「高等学校職業課程における教育課程について」答申。『産業』
	28	神奈川県労働部長より各職業補導所所長宛「補導所入所、修了、就職状況調査について」(三〇職補第166号)通達。[5-2-61]
	30	失業保険施設設置の件の一部を改正する告示(労働省告示第22号)。真駒内を北海道に改称。
	—	特別失業対策事業の実施。比較的労働能力の高い失業者に高度の事業効果を追求する事業で東京等9都市に出していた「特別事業」を整備した失業対策。『雇用』
7	4	労働省設置法中改正(法律第50号)。職業安定局に失業対策部を設置。施行昭和30年8月1日。
	4	神奈川県労働部長、「昭和30年度事業計画について」各公共職業補導所長・各共同作業所長宛(三〇職補第171号)通達。[5-2-62]
	6	内閣総理大臣、経済審議会宛「経済自立と完全雇用のための長期経済計画」を諮問。『年鑑』
	11	総理府に海外移住審議会を設置。『行政三』
	15	神奈川県職業補導課長、神奈川共同作業所長宛「共同作業所月報の提出について」(三〇職補代91号)通達。[5-1-48]
	18	昭和30年分の技能者共同養成費補助金交付申請書の提出期限を定める告示(労告23号)。9月15日と定める。
	26	労働・建設・運輸次官、各都道府県知事宛「特別失業対策事業の実施について」(発職第89号)通達。[5-1-49]
	29	けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法(法律第91号)公布。附則22項による労働省設置法中改正(法第91号)。施行昭和30年9月1日。
	30	労働省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第143号)。職業安定局失業対策部の設

	置、8月1日開設。
30	労働省組織令の一部を改正する政令（政令第144号）。従来の失業対策課を廃止し失業対策部に企画・業務課を設置。雇用安定課に移民係、職業補導課に移民関係事務を追加。施行8月1日。[3-51]
31	労働大臣官房総務課、「総合職業補導所の運営要領」を起案。[5-2-63]
—	日本産業訓練協会設立される。『TWI』の指導・支援活動等を行う。『TWI』
8	2 労働省、29年度「労働白書」を発表。緊縮政策によって、雇用の悪化、失業の増大がおり、これらが当面の重要な問題だと指摘。『経済』
5	失業保険法中改正（法律第132号）。第27条の2規定の付加により、総合職業補導所・共同作業所が法的根拠を持つことになった。附則14項による労働省設置法中改正 [3-52]
5	閣議、「特需等対策連絡会議の設置について」を了解。昭和33年5月01日の「駐留軍離職者等臨時措置法」による駐留軍離職者等対策協議会の設置により廃止 [2-69]
5	神奈川県知事、労働大臣宛「神奈川県総合職業補導所経営委託費配布申請書」（三〇職補第198号の2）提出。[5-2-64]
8	閣議、臨時労働基準法調査会の設置を決定。『監督』
10	石炭合理化臨時措置法（法律第156号）公布。
10	家事サービス職業補導施設設置要綱・内職職業補導施設設置要綱制定。「十年史」
10	石炭鉱業合理化臨時措置法（法律第156号）公布。昭和30年9月1日から5カ年の時限立法。低能率炭鉱の買上、堅抗開発、抗口整理等の合理化。
12	職業安定局長、都道府県知事宛「簡易職業紹介業務の実施運営について」（職発893号）通達。簡易職業紹介業務取扱要領を定む。定食までの暫定的職のための職業紹介について指示した。『年鑑』
16	労働・外務次官、各都道府県知事・日本海外協会連合会会長宛「雇用移民の取扱について」（発職第109号）通達。海外へ移住する労働者の移民事務について定めた。『行政三』
17	労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「体力検定の実施について」（職発第913号）通達。体力検定実施要領を定む。[5-1-50]
22	第4回職業補導生技能検定の実施（至27日）。「十年史」
27	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（法律第179号）公布。技能者共同養成補助金交付についても適用。
30	労働省、「駐留軍労務者の大量解雇に伴う就業対策について」を通達。『行政三』
9	5 失業保険福祉施設の設置（労働省告示第32号）制定。総合職業補導所、宿泊所と共同作業所を「福祉施設」として統一する。[3-53]
7	特需対策連絡会議、駐留軍労務者の失業対策を協議。「十年史」
7	内閣総理大臣、失業対策審議会宛「当面の失業対策について諮問（諮問第4号）。『年鑑』
9	神奈川県労働部長、各公共職業補導所長宛「職業補導所補導生の災害補償について」（三〇職補第225号）通達。[5-2-65]
12	労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「失業者特別指導訓練の実施の推進について」（職発第1,022号）通達。失業者特別指導訓練実施要領を定める。[5-1-51]
14	技能者養成専門審議会の開催、建設部門。「時報史」
21	日本商工会議所、「労働基準法改正に関する意見」を発表。改正検討中の労働基準法への意見を発表。この中で、「技能者養成関係」として、「技能者養成については、生産性向上の観点から、別途単独法を制定して、その積極的な助長を図ること。（法律第70条乃至74条）を要望。『日本』
23	技能者養成専門審議会の開催、機械部門。「時報史」
26	労働省労働基準局長「技能者養成指導員研修について」（基発第605号）通達。[5-3-46]
27	労働部長、各公共職業補導所長宛「入所、修了式等次第について」（三〇職補第244号）通達。[5-2-66]
10	7 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「作業指導票の作成利用について」（職発第1,092号）通達。[5-2-67]
15	ILO、日本駐在員事務所をILO東京支局に拡充。『要覧』
17	企業整備による人員整理の際身体障害者が不利とならないよう、雇用主の理解と協力を求め、職場確保に努めるよう通達。「十年史」
21	「中学校職業・家庭科の学習指導要領の改訂」について通達。『百年史』
26	働く年少者の保護運動について発表。「時報史」
28	アジア地域職業訓練技術会議（於ラングーン、至12・8日）。「十年史」
11	11 第7回全国職業補導展開催（於大阪、至16日）。「十年史」
16	神奈川県労働部長、各職業補導所長宛「職業補導所補導生の災害補償について」（三〇職補225の2号）通達。[5-2-68]
17	全国職業補導所長会議。「十年史」
18	全国身体障害者公共職業補導所長会議。「十年史」
22	技能者養成専門審議会の開催。「時報史」
12	1 労働省職業安定局監督者訓練課、『TWI研究』誌に「新しい管理者訓練について」を発表。「問題解決法」はTWI訓練についての「追指導方法」とも言えると紹介。
5	労働省、『職業の手引』を印刷刊行。職業経験のない者が就職できる101職業を解説。都道府県公共職業安定所に配布。『行政三』
5	文部省、『高等学校学習指導要領』（一般編）発行。昭和31年度から実施。「試案」の文字が消え、コース制度を採用。『百年史』
8	ILO東京支局開局。「十年史」
9	技能者養成専門審議会の開催。「時報史」
9	労働省職業安定局長・中小企業庁長官、各都道府県知事・中小企業団体連盟会長宛「昭和30年度新規大学卒業者の就職促進について」（職発第1307号企庁5,521号）通達。[5-1-52]
14	技能者養成専門審議会（金属）。「時報史」
16	技能者養成専門審議会（機械工芸）。「時報史」
20	技能者養成専門審議会（工芸部門）。「時報史」

21	失業対策審議会、内閣総理大臣宛第5号答申。昭和31年度以降、「臨時就労対策事業」を創設、従来の「失業対策的公共事業は打ち切り、生活保護制度対策、新規学校卒業者対策、中小企業対策等を答申する。『年鑑』
23	閣議、「経済自立5ヶ年計画」を決定。初めて「完全雇用の達成」を目標に設定。職業補導を「産業の要請する優秀な技能労働者の育成に位置付ける。[2-70]
26	東京商工会議所、「労働基準法改正に関する意見」を労働大臣宛建議。基準を実情に合わせる事、18歳以下の就業規則の緩和を建議。『東京』
27	閣議、「審議会等の整理に関する件」を決定。失業保険審査会等の整理統合が行われる。『閣議』
31	技能者養成指導員指導書の刊行、石炭坑内直接夫、鉄工、製かん工、木型工、造船ぎ装工、石炭坑内機電夫、ガス溶接工、洋裁工、陶工、印刷工。『監督』
31	30年度：技能者養成指導員指導書の刊行。機械工、機械組立工、機械工作法、仕上作業法、機械製図、通信機組立工、合成樹脂工、左官。『監督』
—	下期より、輸出船ブーム始まる<神武景気>(～57年上期)。『年表』

月	日	1956(昭和31)年
1	12	中央青少年問題協議会、「定時制高等学校に学ぶ働く青少年の教育保護福祉対策要綱」を決定。[2-71]
	13	技能者共同養成費補助金交付規程改正(労働省告示第2号)。昭和30年8月27日補助金法(法律第179号)の公布に伴う改正。[4-3-28]
	13	昭和30年度分技能者共同養成費補助金に係る状況報告書の提出期限を定める件(労働省告示第3号)。1月13日と定める。
	13	神奈川県労働部長より職業補導所長宛「職業補導所修了生名簿の提出について」(三一職補第11号)通達。[5-2-69]
	27	技能者養成専門審議会の開催(機械部門)。「時報史」
2	1	技能者養成審議会委員の任命辞令。公益代表：桐原葆見(労研所長)、倉橋定(学習院常務理事)、伏見三郎(大召工場支部執行委員長)、黒沢清(横浜国大教授)、大内経雄(立大文学部教授)。労働代表：齋藤鉄郎(国鉄労組大工務局長)、進藤寅雄(東芝鶴見工場工具課)、幸田孝(日本光学機械部)、漆原光国(日本炭労務局長)、花里康明(日本鉄鋼業産業労組連合会副委員長)。使用者代表：加藤威雄(三菱電機(株)取締役生産技術部長)、中島英信(中小企業研究所長)、児玉寛一(日立製作所取締役勤労部長)、高戸三六(三井造船取締役玉野造船所所長代理)、中山三郎(日経連理事教育部長)。1956. 3. 13. 第45回総会選挙により会長桐原、会長代理倉橋。『監督』
	1	技能者養成専門審議会の開催、金属部門。『要覧』
	3	閣議、「特需の減少及び駐留軍、国連軍の引揚に伴う対策について」を了解。[2-72]
	3	労働省職業安定局長・調達庁労務部長、各都道府県知事宛「駐留軍及び国連軍労務被解雇者の就業対策について」(職発第105号・調労発第142号)通達。[5-1-53]
	10	技能者養成専門審議会(機械部門)。「時報史」
	13	第5回職業補導生技能検定実施(至18日)。「十年史」
	13	労働省職業安定局長、都道府県知事宛「総合職業補導所自動車整備科修了生の自動車整備士技能検定試験受験資格について」(収第147号)通達。[5-2-70]
	17	技能者養成専門審議会。「時報史」
	20	身体障害者公共職業補導所の入所選考基準制定。「十年史」
	28	駐留軍等離職者の応急就業対策の樹立について通達。「十年史」
3	5	労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「両親または片親を欠く児童等の職業紹介の強化について」(職発第303号)通達。『年鑑』
	8	技能者養成専門審議会。「時報史」
	9	労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「夜間職業補導基準の制定について」(職発第322号)通達。[時報誌]
	13	第45回技能者養成専門審議会の開催。1)技能者養成一般について審議、2)1956. 2. 1. 委員改選に伴い会長、会長代理の選挙、会長：桐原葆見、会長代理：倉橋定。『要覧』
	13	技能者養成審議会の開催。「要覧誌」
	15	全国職業補導所長会議開催。「十年史」
	15	技能者養成審議会の開催。「時報史」
	17	「受刑者職業訓練規則」(法務大臣訓令：矯正甲第268号)公布。受刑者に対する技能の習得・向上のための職業訓練を適正、組織的に実施するため訓練の内容方法等の規則を定めた。
	19	労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「昭和31年度職業補導事業について」(職発第360号)通達。『要覧』
	20	技能者養成審議会の開催。「時報史」
	27	労働・厚生・農林・運輸・建設次官、各都道府県知事宛「特別失業対策事業の実施について」(発職第41号)通達。『年鑑』
	27	労働省職業安定局長・厚生省公衆衛生局長・林野庁長官・運輸省港湾局長・建設省計画・河川・道路局長、各都道府県知事宛「特別失業対策事業の実施について」(職発第392号)通達。『年鑑』
	30	労働省職業安定局長より各都道府県知事宛「補導所入所、修了、就職状況調査について」(一部改正)(職発第463号)通達。[5-2-71]
	31	労働省組織令の一部を改正する政令(政令第70号)。給与課と技能課を福利課に統合。[3-54]
4	1	職業安定局、『労働時報』誌に「総合職業補導所について」を寄稿。都道府県の中心施設と記す。
	1	口頭職業技能検査、検討開始。「十年史」
	2	神奈川県労働部長より各職業補導所長宛「職業補導用教科書の取扱について」(三一職発第84号)通達。[5-2-72]
	4	「労働省組織令及び労働省組織規程の一部改正について」(発総第9号)。『要覧』
	5	労働次官、各都道府県知事宛「臨時就労対策事業の実施について」(職発第44号)。「要覧誌」
	7	労働部長、共同作業所長宛「神奈川県共同作業所の作業及び作業収入並びに委託料等処理要綱の制定について」(三一職補第87号)通達。[5-1-54]
	13	労働省設置法等の一部を改正する法律(法律第68号)制定。労働基準局の労災補償課を廃止し、労災補償部を新設、本省附属機関として労働衛生研究所を設置。

	<p>21 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「職業補導用代用教科書の指定について」(職発第 463 号) 通達。[5-2-73]</p> <p>24 簡易家事サービス職業補導施設々置要綱制定。「十年史」</p> <p>24 閣議、「呉地区国連軍引揚に伴う対策について」を了解。単なる離職者対策ではなく総合的な雇用失業対策の確立。[2-73]</p> <p>24 神奈川県労働部長、職業補導所長宛「補導生用労務加配用普通外米の配給割り当て要領について」(三一職発第 105 号) 通達。[5-2-74]</p> <p>26 神奈川県労働部長、職業補導所長宛「職業補導所の実習並びに実習製作品処理要綱について」(三一職発第 108 号) 通達。[5-2-75]</p> <p>26 神奈川県労働部長、(各施設長) 宛「予算経理状況報告について」(三一職発第 109 号) 通達。[5-2-76]</p> <p>28 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「体力検査実施要領の一部改訂について」(職発第 486 号) 通達。体力検査要領の一部改訂。握力測定項目の追加。[5-1-55]</p> <p>30 ILO 第 6 回鍛工委員会が 5 月 11 日迄イスタンブールで開催され、「労働力募集と職業訓練」が議論された。『ILO』</p> <p>一 島根、岡山総合職業補導所開設。『事業』</p>
5	<p>9 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「駐留軍及び国連軍関係離職者の就業対策について」(職発第 528 号) 通達。[5-1-56]</p> <p>10 労働省職業安定局長、神奈川県知事宛「身体障害者公共職業補導所補導生補導記録の一部改正について」(職発第 530 号) 通達。[5-2-77]</p> <p>11 労働部長、共同作業所所長宛「神奈川県共同作業所の作業及び作業収入並びに委託料等処理要綱の実施について」通達。(三一職補第 121 号) [5-2-78]</p> <p>11 労働部長、「神奈川県身体障害者職業補導所における実習収入金の分割後納制の承認について」(三一職発第 121 号の 2) 通達。[5-2-79]</p> <p>17 完全失業者、106 万人。『行政二』</p> <p>21 公共企業体等労働関係法中改正(法律第 108 号) 公布。附則 23 項により労働省設置法中改正。公共企業体等仲裁委員会と調停委員会は公共企業体等労働委員会に統合。</p> <p>24 労働基準局長、各都道府県労働基準局長宛「特別失業対策事業又は臨時就労対策事業に使用される日雇労働者に対する労働基準法律第 20 条の適用について(基発第 324 号) 通達。『時報』</p>
6	<p>4 労働保険審査官及び労働保険審査会法(法律第 126 号) 公布。附則 4 項により労働省設置法中改正。失業保険審査会設置。</p> <p>5 政府調査団、「呉地区国連軍引揚に伴う対策について」閣議報告。離職者の就業のため補導施設の新設・拡充の措置等を報告。『年鑑』</p> <p>14 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「駐留軍及び石炭山関係離職者の就職促進について」(職発第 690 号) 通達。[5-1-57]</p> <p>26 ILO 第 39 回総会、「農業における職業訓練に関する勧告」(第 101 号) を採択。[6-6]</p> <p>27 労働省職業安定局長・調停庁労務部長、各都道府県知事宛「駐留軍及び国連軍関係離職者対策本部の設置について」(職発第 737 号・調発第 1043 号) 通達。『年鑑』</p>
7	<p>12 労働省、30 年度「労働白書」を公表。『経済』</p> <p>13 技能度測定口頭試問作成委員会発足。「十年史」</p> <p>17 経済企画庁、経済白書(日本経済の成長と近代化)を公表。(技術革新による発展を強調。「もはや戦後ではない」が流行)『年表』</p> <p>18 炭鉱労働者を西炭炭鉱へ客員労働者として技術習得のため 500 名以内派遣することの合意文書成立。「十年史」</p> <p>27 労働省組織令中改正(政令第 246 号)。労災補償部の課として、管理・補償の 2 課を設置。</p> <p>27 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令(政令第 248 号) 公布。附則 7 項による労働省組織規程中改正。</p> <p>27 労働省職業安定局長、神奈川県知事宛「公共職業補導所台帳の整備について」(職発第 825 号) 通達。[5-2-80]</p> <p>27 労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長宛「技能養成工にして定時制高校生徒たる者にかかる技能者養成の教習事項の取扱について」(基発第 504 号) 通達。[5-3-47]</p> <p>31 公共企業体等労働関係施行令(政令第 249 号) 附則 22 項による労働省組織規程中改正。</p>
8	<p>1 労働省組織規程中改正(労働省令第 16 号)。労働衛生研究所に職業部(二課)、労働環境部(二課)を設置。</p> <p>6 労働省職業安定局長、神奈川県知事宛「代用教科書の取扱について」(職発第 854 号) 通達。[5-2-81]</p> <p>14 神奈川県労働部長、小田原公共職業補導所長宛「小田原婦人公職職業補導所美容科における実習モデルとなる者及びその者から徴収する料金について」(三一職補第 222 号) 通達。[5-2-82]</p> <p>16 第 6 回職業補導生技能検定実施。「十年史」</p> <p>16 労働省、失業対策の抜本策として雇用安定法(仮称)の制定を準備。『年鑑』</p> <p>25 東京商工会議所、「中小企業振興対策の確立に関する意見」を建議。「7. 中小企業の経営、技術指導の強化」にて「技能養成…における指導機構を整備強化」すること等を要望。『東京』</p>
9	<p>1 総合職業補導所の建物の規模基準及び設備基準制定。「十年史」</p> <p>9 労働省、雇用政策の積極化を検討。「雇用対策基本法案」要綱をまとめる。『年鑑』</p> <p>12 日本商工会議所、国会・政府・政党宛に「中小企業振興基本策の樹立実施とその財源の確保に関する建議」として「中小企業振興基本法案要綱」を建議。この中で「経営、技術の向上」として「中小企業の…技能養成…を整備強化すること」を提起。『日本』</p> <p>21 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「日雇労働者の常用化促進について」(職発第 973 号) 通達。</p>
10	<p>1 公共企業体等労働関係法施行令(政令 306 号) 制定。地方調停委員会及び事務局支局の設置。</p> <p>1 労働基準局、『労働時報』誌に「技能者養成の展望」を公表。「職業訓練における技能者養成の立場」として論述。</p> <p>5 労働省職業安定局長職業補導課長、神奈川県労働主務局長宛「職業補導用代用教科書の承認申請手続きについて」(補発第 60 号) 通達。[5-2-83]</p> <p>6 労働省、生産性向上運動を施策に採り上げる方針決定。『十年史』</p> <p>19 モスクワで日ソ国交回復に関する共同宣言、貿易発展及び最恵国待遇相互許与に関する議定書各調印。12. 12 発効。『年表』</p>

	19	閣議、「石炭鉱業の合理化に伴う失業対策について」を了解。[2-74]
	22	土建総連、全国板金協組、全日本洋服協組、日本洋裁組合、全国パン協組、岩手技能協会、長野技養協会の代表が参議院会館に参集し、全国共同技能者養成協議会発起人会を結成、技能者養成単独法立法化について検討を進める。協議会は11月設立。『33年』
	25	労働省職業安定局職業補導課長、神奈川県労働部長宛「職業補導所の事業状況の報告について」(三一職補第313号)通達。[5-2-84]
	27	身体障害者雇用促進中央協議会、労働大臣宛「身体障害者の職業更生に関する意見」を提出。1.職種の留保、2.官公庁の雇用の促進、3.身体障害者の職業補導所の充実強化、4.作業訓練委託制度の実施、5.作業設備等への国庫補助。[2-75]
	30	神奈川県公共職業補導所等に関する規則(規則第79号)。[5-2-85]
	30	神奈川県共同作業所等に関する規則(規則第80号)。[5-2-86]
11	1	労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「石炭鉱業合理化臨時措置法の施行に伴う離職者対策について」(職発第1,111号)通達。『年鑑』
	2	「日本人鉱山労働者のルール炭鉱業における期限付就労に関する口上書」が日独政府間に交換さる。「十年史」
	5	中学、高校生用として「職業の知識」作成。「十年史」
	5	10日迄、婦人雇用に関する専門家会議がジュネーブで開催され、「パートタイム・高齢婦人の雇用・職業指導と訓練」が議論された。『ILO』
	6	第8回全国職業補導展(至11日於東京)。「十年史」
	7	労働省、港湾労働対策協議会を設置。会長：石井照久。労働省に港湾労働対策協議会設置要綱を定む。『年鑑』
	9	日本社会党、中小企業政策要綱を決定。労働政策の一つとして、技能者養成法の制定を掲げる。『行政三』
	9	第8回全国職業補導展(至14日於大阪)。「十年史」
	9	日本経営者団体連盟、「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」を発表。「勤労青少年の技能教育の刷新」を要望。「(現行)制度を積極的に助長する建前の単行法の制定されることが急務」とする。[2-76]
	16	簡易家事サービス公共職業補導所の補導生の入所あつ旋、修了生の職業紹介の要領を通達。「十年史」
	17	労働省職業安定局職業補導課長、神奈川県労働主管部局長宛「自動車整備士技能検定規定の一部改正について」(補発第71号)通達。[5-2-87]
	22	失業対策審議会、内閣総理大臣宛答申第6号。「失業対策」から「雇用政策」への転換。[2-77]
	30	全国共同技能者養成協議会の結成。共同技能者養成の重視、単独法の法制化の要求。『行政三』
	30	中央産業教育審議会、「高等学校における工業教育振興について」答申。『産業』
12	3	技能者養成専門審議会の開催。「時報史」
	3	労働省職業安定局長、東京・神奈川・愛知・大阪・兵庫・福岡・都道府県知事宛「当面における港湾労働対策について」(職発第1,193号)通達。『年鑑』
	3	神奈川県労働部長より各職業補導所長宛「補導生補導記録の一部改正について」(三一職補第348号)通達。[5-2-88]
	4	衆議院商工委員会中小企業に関する小委員会、技能者養成に関する問題につき、参考人より意見聴取。各参考人より、積極的な技能者養成促進策の樹立が要請される。『監督』
	5	各種学校規程(文部省令第31号)公布。
	6	総合職業補導所補導生に災害補償制度適用。「十年史」
	7	日本社会党、「中小企業政策要綱」を発表。技能者養成法の制定を掲げる。『年鑑』
	11	総合職業補導所長会議。「十年史」
	12	労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「ソ連地域からの引揚者の就職促進について」(職発第1,220号)通達。『年鑑』
	17	公共職業補導所長会議(千葉、岐阜、広島至21日)。「十年史」
	18	国連総会、日本の国連加盟案を全会一致で可決。『年表』
	20	東京商工会議所、「技能者養成振興に関する意見」を発表。[2-78]
	31	労働省、大量失業の緊急対策に「雇用基本法案」を立案。「十年史」
		(この頃)労働省職業安定局『職業補導基準』(6ヵ月、1年)を発行。『戦後』

月	日	1957(昭和32)年
1	11	技能者養成規程の施設の指定(労働省告示第1号)。総合職業補導所を技能者養成の施設として教習事項、養成期間が免除される。[4-3-29]
	14	労働事務次官、「団結権、団体交渉その他団体行動に関する労働教育行政の指針について」(発労第1号)通達。[5-1-58]
	17	労働大臣官房に職業訓練審議室を設置。『解説』
	22	労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「総合職業補導所の技能者養成規程第15条第2項の施設としての指定について」(職発第59号)通達。1月11日の告示第1号の周知のための通達。[5-2-89]
	25	神奈川県労働部長、共同作業所所長宛「共同作業所所則(内規)基準の制定について」(三二職補第28号)通達。[5-1-59]
2	1	第7回職業補導生技能検定実施(至7日)。「十年史」
	1	技能者養成審議会委員の改選。会長：桐原、副会長：倉橋。『監督』
	7	労働省職業安定局長、神奈川県知事宛「職業補導用代用教科書の承認申請に対する決定について」(職発第104号)通達。[5-2-90]
	12	労働事務次官、各都道府県知事宛「昭和31年度における一般失業対策事業の高率補助について」(発職27号)通達。『行政三』
	15	閣議、「雇用審議会設置法案」を決定。『行政三』
3	4	技能者養成専門審議会の開催、鋳物工の技能試験基準について。『監督』
	15	職業安定法施行規則中改正(労働省令2号)。監督者訓練の手数料、受講資格規定等の廃止。[4-4-4]
	19	技能者養成専門審議会機械部会の開催。機械検査工の技能試験基準について。『要覧』
	25	職業小辞典発行。「十年史」
	25	技能者養成専門造船車両部会の開催。舟大工の技能試験基準について。『監督』

	27 第46回技能者養成専門審議会の開催。試験、技能者養成一般について。『監督』
	28 技能者養成専門審議会建設部会の開催。『要覧』
	29 労働省設置法中改正（法律第9号）。大臣官房に官房長を置く改正。
	29 技能者養成専門審議会電気部会の開催。電気運転工の技能試験基準について。『監督』
4	<p>1 労働省組織規程中改正（労働省令第6号）。職業衛生研究所の職業病部を2課から4課に、労働環境部を2課から3課に拡充。</p> <p>1 『T W I 研究』誌に「職業安定法施行規則の一部改正について」を公表。労働省令第2号（4月1日施行）の紹介。訓練指導員の資格は訓令で付与すること、受講手数料を廃止したこと、受講資格の撤廃等の改正をしたので注意を喚起した。[5-4-4]</p> <p>4 次官会議、「石炭鉱業、塩業及び駐留軍関係失業者多発地域対策について」申合せ。翌日閣議に報告。『要覧』</p> <p>4 労働省職業安定局職業補導課長、各都道府県労働主務（局）部長宛「補導生指導要録、補導生指導手帳の改訂及び補導所体操用レコードについて」（補発第18号）通達。[5-2-91]</p> <p>5 閣議報告。石炭鉱業、塩素、国連軍関係失業者多発地域対策について。[2-79]</p> <p>8 神奈川県労働部長、神奈川県身体障害者職業補導所長宛「補導手当の支給額改定について」（三二職補第110号）通達。[5-2-92]</p> <p>15 雇用審議会設置法（法律第61号）制定。失業対策審議会の廃止。雇用対策への転換の始まり。</p> <p>15 雇用審議会令（政令第66号）公布。</p> <p>19 神奈川県労働部長、施設長宛「代用教科書の取扱について」（三二職第126号）通達。[5-2-93]</p> <p>22 労働省、閣議に「失業者多発地域対策について」を報告。[2-80]</p> <p>22 労働省職業安定局長、神奈川県知事宛「身体障害者公共職業補導所補導生指導記録作成要領の改正について」（職発第327号）通達。[5-2-94]</p> <p>23 昭和32年度分の技能者共同養成費補助金交付申請書の提出期限を定める件（労働省告示第14号）公布。5月20日に定める。</p> <p>23 労働・農林・運輸・建設次官、各都道府県知事宛「特別失業対策事業の実施について」（発職第75号）通達。『年鑑』</p> <p>23 労働省職業安定局長・林野庁長官・水産庁長官・運輸省港湾局長・建設省計画局長・河川局長・道路局長、各都道府県知事宛「特別失業対策事業の実施について」（職発第328号）通達。『年鑑』</p> <p>25 労働省職業安定局長・調達庁労務部長、各都道府県知事宛、駐留軍関係離職者について職業補導の拡充、求人求職連絡交換会の開催等の対策を通達。『要覧』</p> <p>30 神奈川県労働部長、施設長宛「補導所入所、修了、就職状況調査実施要領の一部改正について」（三二職補第134号）通達。[5-2-95]</p> <p>一 新潟、栃木総合職業補導所開設。『事業』</p>
5	<p>1 労働省職業補導課、『T W I 研究』誌に「職業安定法施行規則の一部改正と、それに伴う監督者訓練業務の今後の運営の方針について」を公表。先月号で紹介した事が4月4日付けで都道府県知事に職発第268号で説明したことを紹介する。[5-4-5]</p> <p>9 神奈川県労働部長、施設長宛「身体障害者公共職業補導所補導生指導記録作成要領の改正について」（三二職補第135号）通達。[5-2-96]</p> <p>9 技能者養成専門審議会。「要覧誌」</p> <p>20 労働福祉事業団法（法律第126号）公布。7月1日発足。附則第22条により労働省設置法中改正、大臣官房に労働福祉事業団管理官1名を設置。[3-55]</p> <p>20 神奈川県労働部長、施設長宛「『神奈川県身体障害者職業補導所補導手当支給要綱』の一部改正について」（三二職補第160号）通達。[5-2-97]</p> <p>21 中央青少年問題協議会、内閣総理大臣宛「勤労青少年教育対策要綱」を提出。技能者養成施設の拡充を要望。[2-81]</p> <p>22 東京商工会議所、「理数科、科学、技術教育振興に関する要望」を公表。戦後教育は法文系中心であり、産業界が要望する科学、技術教育、産業教育を重視するように「4. 社会人となって既に働いている科学、技術者に対し、短期間の大学中心の啓発、訓練教育制度を採用すること。」等を要望。『東京』（編注：22日は推測日）</p> <p>31 農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律（法律第145号）公布。</p>
6	<p>1 労働福祉事業団法に基く非常勤職員の指定に関し決定（人事院公示第4号）。[3-56]</p> <p>1 『労働時報』巻頭の「時評」に「職業訓練政策」が掲載され、技能者の養成、技能訓練、技能労働者の確保の長期的職業訓練政策が必要と提起。</p> <p>12 内閣総理大臣、雇用審議会宛「政策の目標とすべき完全雇用の状態並びにこれを目標としてとるべき雇用及び失業に関する施策の大綱について」（諮問第1号）諮問。『行政三』</p> <p>13 労働福祉事業団設立委員の発令。「時報史」</p> <p>14 経済審議会総合部会第1回会合（新長期経済計画の検討開始）。「十年史」</p> <p>19 日本商工会議所、国会・政府・政党宛に「労働基準法の改正に関する意見」を建議。臨時労働基準法調査会が、当面同法の改正を行わないとしているのは、実態に即していない、として実情に適する改正を要望。『日本』</p> <p>19 神奈川県労働部長、施設長宛「『神奈川県身体障害者公共職業補導所及び神奈川県共同作業所における給食実施要綱』の制定について」（三二職補第202号）通達。[5-2-98]</p> <p>20 労働部長、神奈川県横須賀共同作業所長宛「作業所作業員の加工料の額承認について」（三二職補第206号）通達。[5-2-99]</p> <p>24 労働省、31年度「労働白書」（賃金格差拡大）を公表。『経済』</p> <p>28 労働福祉事業団法施行令（政令第161号）公布。[3-57]</p> <p>30 「昭和32年度総合職業補導所建設計画」が起案される。千葉、愛知、岐阜（28年度）、北海道、福島、埼玉、神奈川、長野、山口、高知、小倉、八幡（29年度）、栃木、島根（30年度）、宮城、新潟、八王子<保留>、岡山、徳島（31年度）、茨城、青森、山形、静岡、石川、富山、滋賀、大阪、兵庫、高崎、鹿児島（32年度）の各施設別の建設計画、予算が上司に伺われる。『デジ』</p>
7	<p>1 労働福祉事業団法登記令（政令第162号）公布。</p> <p>1 労働福祉事業団法施行規則（労働省令第14号）公布。第2条に、職業訓練施設等を都道府県に委託できるこ</p>

	<p>と等を規定。</p> <p>1 労働福祉事業団監理官監督規程（労働省訓令第3号）。[3-58]</p> <p>1 労働事務次官から労働福祉事業団理事長宛「労働福祉事業団法の施行について」（労働省発監第1号）[5-1-60]</p> <p>1 職業補導課、『TWI研究』誌に「職業安定法施行規則の一部を改正する省令及び援助関係申請書等の記載要領について」を発表。[5-4-6]</p> <p>19 港湾労働対策協議会、労働大臣宛「港湾労働対策に関する意見」を提出。技能訓練機関の設置等を建議。[2-82]</p> <p>19 労働福祉事業団監理官、労働福祉事業団理事長宛「労働福祉事業団法の業務に関連し事前に連絡を要する事項について」（監発第1号）通達。[5-1-61]</p> <p>22 技能度測定口頭試問（旋盤工外7職種）を制定しその取扱要領を通達。「十年史」</p> <p>31 労働省組織令中改正（政令第245号）。婦人少年局に庶務課を新設、大臣官房に参事官2名、国際担当審議官1名を設置。</p> <p>31 労働省組織規程中改正（労働省令第17号）。事務局に調査官補を置くことができる。</p>
8	<p>2 内閣総理大臣、経済審議会宛「わが国経済の安定的発展のための長期経済計画如何」を諮問。『年鑑』</p> <p>7 労働部長、神奈川共同作業所長宛「作業員の加工料の額承認について」（三二職補第262号）通達。[5-2-100]</p> <p>8 第8回職業補導生技能検定実施（至14日）。「十年史」</p> <p>27 閣議決定により、「臨時職業訓練制度審議会」が設置される。『解説』</p> <p>— 日本生産性本部、『技能教育国内使節団報告書』を発行。東京芝浦電気、日立製作所、日本光学工業、三菱造船、旭化成工業の5社と神戸市立産業高等学校を視察し、「技能者教育は技能者養成規程による教育のみを考へられ勝ちであるがもつと広く考え、大学卒業者も高等学校卒業者も含めて技術者、技能者すべての技能の発達を科学的手段で考え」るべきと纏めている。10月に別冊Ⅱ『団員所属各社の技能教育概況』を発行、別冊Ⅲ『全国概況』は未見。[2-83]</p>
9	<p>12 昭和32年度以降の予算から支出される技能者養成費補助金の交付に関する事務を委任した件（労告22号）。技能者養成費補助金を都道府県労働省労働基準局長等へ、失業対策事業費補助金を都道府県知事に委託した。</p> <p>12 労働大臣、臨時職業訓練制度審議会委員15名、幹事10名を任命。「最近の産業及び雇用の情勢に対処する職業訓練制度の確立について」諮問。[2-84]</p> <p>17 第9回全国職業補導展開催（於東京、至20日）。「十年史」</p> <p>20 総理府「特需等連絡対策会議」駐留軍関係離職者対策に職業補導の拡充、転職あつ旋の強化等決定。「十年史」</p> <p>22 労働省職業安定局長、都道府県知事宛「結核回復者の職業更正措置の強化推進について」。『年鑑』</p> <p>24 臨時職業訓練制度審議会第2回会議。『時報』</p> <p>24 閣議、「駐留軍撤退に伴う離職者の対策について」を決定。これまでの駐留軍離職者関係諸対策を集大成した。「職業補導の拡充」を第一に掲げる。[2-85]</p> <p>25 労働大臣、雇用対策審議会宛「現下の雇用失業情勢に即応する当面の雇用失業対策について」（諮問第1号）。『行政三』</p> <p>30 総理府総務長官、「離職者対策推進本部の設置について」（総審202号）。『年鑑』</p>
10	<p>1 労働福祉事業団が管理する福祉施設を定める件（政令第301号）。「職業訓練施設」として総合職業補導所を整理する。啓成会、及び江東総合職業補導所の削除（移管）。[3-59]</p> <p>1 職業訓練審議室が『労働時報』誌に「職業訓練の現状と問題点」を寄稿。技能者養成も職業補導も新しい時代の要請に応じ総合的職業訓練制度が必要、と整理する。[2-86]</p> <p>7 職業安定局長、都道府県知事宛「盲人に対する職業援護対策の推進について」通達。『年鑑』</p> <p>10 臨時職業訓練制度審議会第3回会議。『時報』</p> <p>21 駐留軍離職者の大量発生に対処するため駐留軍離職者対策本部を設置し、具体的対策を強力に推進するよう通達。「十年史」</p> <p>22 中央産業教育審議会、文部大臣宛「中堅産業人の養成について」建議。『産業』</p> <p>23 調達庁長官、神奈川県知事宛「軍施設内ニオケル在籍労務者ノ職業訓練ノ実施ニツイテ」（調達乙発第75号）通達。自動車整備、自動車（四輪車）運転、電気溶接、電気、塗装の職業補導計画を指示。『神奈川県立公文書館所蔵』</p> <p>23 神奈川県労働部長より各職業補導所長宛「要綱の一部改正について」（三二職補第351号）通達。[5-2-101]</p> <p>31 日本教職員組合、「全国教育研究集会」の報告書『日本の教育』に「（中卒者が）職を定めることはおよそ不可能になる。……このような場合には、親たちの職業意識の指導が必要だし、じっさいに、それらの子どもを職業補導所に送って、職業技術を身につけさせることが有効である」と記す。</p> <p>— 総合職業補導所11か所移管。『事業』</p>
11	<p>1 労働福祉事業団が管理する失業保険施設を定める政令中改正（政令第314号）公布。埼玉：昭和30年4月開所、総合職業補導所5箇所移管。[3-60]</p> <p>11 中央教育審議会、「科学技術教育の振興方策について」答申。『産業』</p> <p>22 中央産業教育審議会、「中堅産業人の養成について」建議。産業界との連繋等を建議。『産業』</p> <p>22 科学技術庁、「職業訓練要綱案に対する意見」を提出。技能検定に疑義を表明。[2-87]</p> <p>25 経済審議会、内閣総理大臣宛「新長期経済計画について」答申。『要覧』</p> <p>25 雇用審議会、労働大臣宛に諮問第1号答申。第4その他の措置：1職業訓練制度 職業補導、技能者養成等現に行われている施策について、これらを一層有効適切ならしめるため、再検討することは必要あると考えるがその際には、将来の技術、技能者の需要、現在及び将来の労働力供給事情並びに学校の職業教育等他の制度との関連をも十分考慮していくべきである。[2-88]</p> <p>30 労働省職業安定局長、神奈川県知事宛「承認代用教科書の申請について」（職発第962号）通達。[5-2-102]</p> <p>30 労働省職業安定局長、各都道府県知事宛通牒「指定代用教科書について」（職発第963号）通達。[5-2-103]</p> <p>— この頃、関係省庁との事務の調整が難航し、職業訓練法案の作成も絶望かと思われた、と審議室長（渋谷）は述懐している。『解説』</p> <p>— 総合職業補導所5か所移管。『事業』</p>
12	<p>4 第47回技能者養成審議会を開催。職業訓練制度について。『監督』</p> <p>6 臨時職業訓練制度審議会、労働大臣宛「職業訓練制度の確立について」答申。「職業訓練法」制定を要請。[2-</p>

	— 88]
6	理事長、各総合職業補導所長宛「訓練生の所外実習の取扱について」(労働福祉発第 357 号) 通達。[5-2-104]
12	日本経営者団体連盟、「科学技術教育振興に関する意見」を公表。技能者養成に対する免税措置を要望する。『日経』
14	神奈川県企画渉外部長、港渉外労務管理事務所長宛「基地内職業補導講習の実施について」通達。自動車運転課程、自動車整備課程、ラヂオ技術課程、溶接課程、電気課程、塗装課程、経理事務課程についての職業訓練実施要領を通達する。『神奈川県立公文書館所蔵』
17	閣議、「新長期経済計画」を決定。完全雇用状態への接近を最終目標。『年鑑』
26	労働省職業安定局長、知事及び労働福祉事業団理事長宛「総合職業補導所に対する委託料の基準について」(職発第 1,030 号) 通達。[5-2-105]
27	閣議、「港湾労働審議会の設置について」を決定。労働省に設置。『行政三』
28	労働福祉事業団が管理する失業保険の福祉施設を定める政令の一部を改正する(政令第 352 号)。宮城、神奈川、長野、沼津、愛知、高知総合職業補導所等 7 箇所管理、日吉臨時宿泊所の管理を規定。
31	日本政府、中近東・アフリカ技術協力計画、中南別技術協力計画に基づく援助を開始。『要覧』

月	日	1958(昭和33)年
1	13	理事長、各総合職業補導所長宛「労働福祉事業団総合職業補導所委託料基準について」(労働福祉発第 23 号) 通達。[5-2-106]
	17	神奈川県公共職業補導所等に関する規則の一部改正(神奈川県規則第 5 号)。鶴見公共職業補導所にタイル科の増設等の決定。
	—	総合職業補導所 7 か所移管。『事業』
2	11	日本共産党中央機関紙「アカハタ」、「吹き込む「生産性向上」」と題した「職業訓練法案」への論評を掲載。『33 年』
	13	資料室、「職業訓練法(案)」を公表。『時報』
	18	「職業訓練法」、新聞発表。「時報史」
	20	業務担当理事、各総合職業補導所長宛「通学定期乗車券発売対象施設としての指定手続きについて」(労働福祉発第 153 号) 通達。[5-2-107]
	21	政府、第 28 回通常国会へ「職業訓練法案」を提出。『解説』
	24	労働省職業安定局長、労働福祉事業団理事長宛「総合職業補導所の溶接科修了生に対する溶接士試験の取扱について」(職発第 137 号) 通達。[5-2-108]
	28	労働大臣、衆議院社会労働委員会で「職業訓練法案提案理由」の説明。[2-90]
	—	土建総連等、「職業訓練法案」は特に「労働組合の行う職業訓練」に関する規定が無いことに強く不満を表明。『33 年』
	—	土建総連、「職業訓練法について」を公表。労働省・与党に、①労働組合の行う職業訓練を職業訓練法に明記せよ、②学校教育法との関連を明記せよ、③身体障害者以外の公共訓練生にも手当を支給せよ、④中央職業訓練審議会の委員の構成を労・使・学識の 3 者同数とせよを要求。『33 年』
3	7	業務担当理事、各総合職業補導所長宛「総合職業補導所における訓練生等の取扱について」(労働福祉発第 188 号) 通達。[5-2-109]
	20	労働省組織規程中改正(労働省令第 1 号)。地方基準局の名称変更。
	25	理事長、各総合職業補導所長宛「溶接科修了生に対するアセチレン溶接士試験の取扱について」(労働福祉発第 240 号) 通達。[5-2-110]
	31	衆議院、「職業訓練法案」に修正事項を付して可決。[2-91]
	31	教育課程審議会、文部大臣宛「高等学校通信教育における職業科目の実施拡充について」を答申。『産業』
	31	労働福祉事業団が管理する失業保険施設を定める政令中改正(政令第 56 号)。[3-61]
	—	日本社会党、土建総連の 2 月の要求を取り上げ政府に要求。『33 年』
4	16	人口問題審議会、「潜在失業対策に関する決議」。『年鑑』
	17	土建総連、「政府は職業訓練法を何故出してきたのか」を公表。臨訓審答申の中央職業訓練審議会の構成について「労働官僚の統制強化である」、職業訓練部を職業安定局に設けることに「労働者保護の労働基準行政から戦時中の動員局一勤労働員署の変形である安定局、県安定課に行政機関が移行統一されることにより、統制行政、ファッション的運営が強化されている」と批判。『33 年』
	19	労働・農林・運輸・建設各次官、各都道府県知事宛「特別失業対策事業の実施について」(発職第 87 号) 通達。『年鑑』
	19	労働事務次官、知事宛「昭和 33 年度臨時就労対策事業の実施について」(発職 88 号) 通達。『年鑑』
	21	次官会議、「失業者多発地域対策について」申し合せ。[2-92]
	21	「高等学校学習指導要領一般編(昭和 31 年)」を一部改正(職業科目の実施拡充)。『産業』
	22	参議院、附帯決議を付けて「職業訓練法」を可決。[2-93]
	22	労働大臣、閣議へ「失業者多発地域対策について」を報告。[2-94]
	28	中央教育審議会、文部大臣へ「勤労青少年教育の振興方策について」答申。定時制課程に在学する生徒が技能者養成施設において職業技術教育を受ける場合は、これを当該高等学校の教科の一部を履習するものと見なすこと等を答申[2-95]
	28	農業・水産・工業又は商船に係わる産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(法律第 103 号) 公布。
	—	宮城、茨城、徳島総合職業補導所開設。『事業』
5	2	日本労働協会法(法律第 132 号) 公布。創立昭和 33 年 9 月 15 日。
	2	「職業訓練法」(法律第 133 号) 公布。[4-5-1]
	2	「労働基準法」の一部改正。(職業訓練法附則第 5 条)。[4-3-39]
	2	「職業安定法」の一部改正。(職業訓練法附則第 6 条)。[4-2-4]
	2	「失業保険法」の一部改正。(職業訓練法附則第 7 条)。[4-1-14]
	2	「地方財政法」の一部改正。(職業訓練法附則第 8 条)。一般職業訓練所及び身体障害者職業訓練所を規定。
	2	「労働省設置法」の一部改正。(職業訓練法附則第 10 条)。[3-62]

	2	「身体障害者福祉法」の一部改正。(職業訓練法附則第11条)。「職業補導」を「公共職業訓練」に改めるように規定。
	2	「最低賃金法」の一部改正。(職業訓練法附則第13条)。「職業訓練を受ける者」を規定。
	2	神奈川県総合職業補導所印及び神奈川県総合職業補導所長印を昭和33年4月1日から廃止した。(神奈川県告示第285号)。
	15	神奈川県労働部長、各職業補導所長宛「職業補導所安全週(旬)間の実施について」(三三職補第141号)通達。[5-2-111]
	16	労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「職業訓練法の制定に伴う技能者養成関係事務の移管について」(職発第391号)通達。「時報史」
	17	駐留軍関係離職者等臨時措置法(法律第158号)公布。駐留軍関係離職者等対策が閣議決定・閣議了解の形式から法律形式を採ることになる。第10条に「職業訓練等についての特別措置」を設定し、同離職者への職業訓練の受講推進の措置を規定した。
	17	駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令(政令第131号)公布。
	26	労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「職業訓練法制定に伴う準備事務について」(職発第416号)通達。1.教科基準はとりあえず、従来の基準を準用、2.新教科基準は中訓審の議を経て新たに設定。[5-2-112]
	31	労働省組織令中改正(政令第154号)。日本労働協会の所掌を労政局労働教育課が担当。
6	5	労働次官、各都道府県知事宛「都道府県駐留軍関係離職者等対策協議会の基準について」(発職第105号)通達。『年鑑』
	5	神奈川県労働部長より(各施設長)宛「職業訓練法の要点及び施行に伴う当面の措置事項について」(三三職補第158号)通達。[5-2-113]
	9	理事会、「総合職業訓練所訓練生災害手当支給要綱」を決定。[5-2-114]
	21	神奈川県労働部長、労働省職業安定局職業補導課長宛「神奈川新身体障害者公共職業補導所の経営委託契約について」(三三職補第29号の2)伺。[5-2-115]
	25	労働福祉事業団、「総合職業補導所の名称変更に関する件」(達第6号)。[5-2-116]
	27	閣議、「駐留軍撤退に伴う離職者の対策について」の取扱い等について了解。[2-96]
	30	労働省組織令中改正(政令第194号)。「職業訓練法」制定に伴う職業補導課の職業訓練部昇格。これに伴い、管理・指導課を設置。指導課は公共職業訓練、企業内職業訓練を所掌。技能者養成審議会令の廃止。[3-63]
	30	職業訓練法の施行期日を定める政令(政令第198号)公布。7月1日と定める。[4-5-2]
	30	職業訓練法施行令(政令第199号)公布。[4-5-3]
	30	総理府総務長官、各都道府県知事宛「駐留軍撤退に伴う離職者の対策について」(総審第128号)通達。再就職促進のため基地の施設内において約8千人の職業講習を実施したほか、一般又は総合職業訓練所において職業訓練を受けた者を含め、昭和33年度中に再就職した者は1万5,087人に及んだ。[5-1-62]
	30	日本教職員組合、「全国教育研究会」の報告書『日本の教育』に「技能者養成施設の整備拡充 中卒就職希望者の職業訓練のため、現在の職業補導所または技能者養成所を拡充整備する。」と記す。
7	1	職業訓練法施行規則(労働省令第16号)公布。公共基礎訓練(1年以下)65職種、公共専門訓練(1年)18職種、企業内訓練124職種の教科基準を規定。附則第6条により労働省組織規程中改正、技能者養成事務は各都道府県知事に。「技能者養成規程」及び同規程に関する告示の廃止。[4-5-4]
	1	職業安定法施行規則の一部改正(「職業訓練法施行規則」附則第4条)。[4-2-5]
	1	失業保険法施行規則の一部改正(「職業訓練法施行規則」附則第5条)。
	1	労働省組織規程の一部改正(「職業訓練法施行規則」附則第6条)。[3-64]
	1	労働福祉事業団法施行規則の一部改正(「職業訓練法施行規則」附則第7条)。[3-65]
	1	国が設置する身体障害者職業訓練所(労働省告示第21号)。[4-5-5]
	1	職業訓練指導官規程(労働省訓令第3号)公布。昭和36年6月15日、42年7月10日、52年5月01日、52年12月2日改正、県労働基準局から知事部局主管課へ移管。[4-5-6]
	1	労働次官、各都道府県知事宛「職業訓練法の施行について」(発職第116号)通達。『通達I』
	1	神奈川県一般職業訓練所設置条例(条例第19号)。[5-2-117]
	1	労働省労働基準局長、各都道府県知事宛「職業訓練法等の施行について(基発第416号)通達。『通達I』
	5	労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「職業訓練法の施行について」(職発第535号)通達。『通達I』
	7	職業訓練法施行に伴う会議。「時報史」
	10	労働省、「労働白書」を公表。『経済』
	11	神奈川県一般職業訓練所等に関する規則(規則第68号)。[5-2-118]
	19	第1回世界青年労働者会議、「青年労働者の要求綱領」を採択。働く権利と共に職業教育(工場における見習を含む)等の要求を掲げる。『職業教育と労働者』、1962、大月書店。
8	25	「職業訓練指導員免許を受けるため修了しなければならない職業訓練指導員の訓練等及び職業訓練指導員試験の免除を受けることができる旨等の範囲を定める件」(労働省告示第22号)公布。
	27	中央職業訓練審議会委員の発表。「要覧誌」
9	1	労働大臣、中央職業訓練審議会委員を任命。学識経験者：会長内田俊一(前東京工業大学学長)、江下孝(労働福祉事業団理事)、大内経雄(立教大学教授)、国塩耕一郎(元茨木県知事)、栗原浩(埼玉県知事)、佐々木重雄(慶應義塾大学教授)、鳳誠三郎(東京大学教授)、三島衛七(東京大学名誉教授)。事業主代表：岡松成太郎(日本商工会議所参与)、児玉寛一(株式会社日立製作所常務取締役)、小林隆徳(全国建設業会専務理事)、清水鷹治(新三菱重工業株式会社常務取締役)、乗富丈夫(日本光学工業株式会社常務取締役)、林泰(富士製鉄株式会社取締役)。労働者代表：石黒一正(鉄鉱労連副委員長)、加藤護郎(総同盟神奈川金属副組合長)、野口勝一(電機労連副委員長)、宮田口蔵(清水建設職員組合副委員長)、古田明(全国金属中央執行委員)。特別委員：奥野誠亮(自治庁財政局長)、久田太郎(科学技術庁計画局長)、内藤誉三郎(文部省初等中等教育局長)、松尾金蔵(通商産業省企業局長)、馬場靖夫(中小企業庁指導部長)、水品政雄(運輸省船舶局長)、稗田治(建設省住宅局長)。なお、職業訓練基準部会、技能検定部会、再訓練部会が設置された。『要覧』
	2	労働大臣、中央職業訓練審議会宛「職業訓練法律第10条の規定に基づく公共職業訓練の基準及び同法律第14条に基づく事業内職業訓練の基準について」、「職業訓練法に基づく技能検定の実施について」諮問。『要覧』
	15	労働部長、各職業訓練所長宛「所則の内規の制定について」(三三職訓第238号)通達。[5-2-119]
	20	労働省職業安定局長、各都道府県知事宛「総合職業訓練所の運営について」(職発第693号)通達。『通達I』

	29	中央産業教育審議会、「高等学校における工業教育振興について」答申。中堅産業人の計画的養成の為に改善を建議した。『産業』
10	1	労働省職業訓練部、『T W I 研究』誌に「職業訓練法と監督者訓練」を発表。[5-4-7]
	11	理事長、各総合職業訓練所長宛「総合職業訓練所の運営についての都道府県知事の指導監督について」(労働福祉収第 2,593 号) 通達。[5-2-120]
	—	青森、富山、石川、静岡、滋賀、大阪、宮崎、鹿児島総合職業補導所開設。『事業』
12	23	東京タワー完工式(高さ 333 m)。『年表』
	27	労働福祉事業団が管理する失業保険の福祉施設を定める政令中改正(政令第 358 号)。失業保険福祉施設簡易宿泊所を横浜、京都、広島、大牟田に、労働福祉館を大阪、徳山、福岡、田川、鹿児島に創設。

月	日	1959(昭和34)年以降
2	7	1959(昭和 34)年：神奈川県公共職業補導所等に関する規則の一部改正(神奈川県規則第 9 号)。神奈川県総合職業補導所を削除。
3	2	：「職業訓練法施行規則中改正」(労働省令第 8 号)公布。4 月 1 日より施行。
3	24	1960(昭和 35)年：中央職業訓練審議会、「技能労働者等の再訓練に関する答申」。『広報』
4	1	1961(昭和 36)年：中央職業訓練所開所。「職業訓練法」第 7 条に規定されていたが設立が遅れていた。『事業』
4	1	：「北九州総合職業訓練所所則」制定。[5-2-121]
6	2	：「雇用促進事業団設置法」(法律第 116 号)制定。労働福祉事業団の職業訓練、雇用関連事業を継承する。
10	31	：「学校教育法」の一部改正(法律第 168 号)。技能連携制度のための条文等が追加された。[4-1-15]
6	27	1962(昭和 37)年：ILO 第 46 回期総会、「職業訓練に関する勧告」(第 117 号)採択。種々の職業訓練に関する勧告を統合。原則として「経済活動のあらゆる分野における雇用(最初のものであると否とを問わない。)又は昇進のための準備又は再訓練を目的とするすべての訓練(この目的のために必要とされる一般的、職業的及び技術的教育を含む。)について適用する。」とした。[6-7]
12	11	：ユネスコ第 12 回総会、「技術・職業教育に関する勧告」採択。「国際労働機関の総会が、その第 46 回会期において、職業訓練に関する勧告を採択したことに注意し、「職業的訓練を与えるために学校またはその他の教育機関で提供されるすべての形態の教育に適用される。」とする。[6-8]
2	1	1965(昭和 40)年：中央職業訓練所、職業訓練大学校と改称。
12	16	1966(昭和 41)年：国連総会、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」を採択。「世界人権宣言」の文化面の詳細な権利規程。「労働の権利」に「職業の指導及び訓練に関する計画、政策及び方法を含む。」と規定。『条約』

資料索引 (かな優先。なお、項目の先頭に記された地名及び年度はその項目の最後に回した。)

英数字

- 1950年における日本の労働情勢 (GHQ労働課長のILO報告) … [1-22]
- 五大改革を指令 (マッカーサー、幣原首相に) … [1-1]
- CONSTITUTION OF JAPAN (マッカーサー草案) … [1-8]
- FUNDAMENTAL LAW OF EDUCATION (「教育基本法」GHQ訳) … [1-17]
- Labor Division Manual (GHQ『労働課便覧』) … [1-21]

あ行

- 委託契約書 (労働大臣と神奈川県知事) … [5-2-56]
- 一般職業訓練所設置条例 (神奈川県) … [5-2-117]
- 一般職業訓練所等に関する規則 (神奈川県) … [5-2-118]
- 一般職業紹介状況 … [7-1-3]

か行

- 各種学校の取扱いについて … [5-1-22]
- 各種工業に於ける見習い工教育計画基準案 … [2-21]
- 化成関係技能職種追加指定について … [2-40]
- 学校学生生徒旅客運賃割引証の取扱いについて … [5-2-53]
- 学校教育法の一部改正 … [4-1-15]
- 学校教育法第 83 条及び第 84 条の一部改正について … [5-1-32]
- 学校卒業者及び進学・就職率 … [7-1-1]
- 学校卒業者の職業紹介について (昭和 26 年 3 月) … [5-1-33]
- 簡易職業紹介業務取扱要領 … [5-1-44]
- 看護婦養成所の生徒に対する労働基準法の適用について … [5-1-30]
- 官庁公共企業体地方公共団体等における身体障害者雇用促進に関する件 … [2-54]
- 監督者訓練講習会産業別受講者数 … [7-4-6]
- 監督者訓練講習会受講者数 … [7-4-5]
- 監督者訓練指導員職場補導員等現在数 … [7-4-3]・[7-4-4]
- 技術・職業教育に関する勧告 … [6-8]
- 技能者養成振興に関する意見 … [2-78]
- 技能教育国内使節団報告書 … [2-83]
- 技能検定実施状況 (公共職業補導所関係) … [7-2-15]
- 技能行政の運営について … [2-47]・[2-53]
- 技能行政運営上の各問題点の審議事項 … [2-49]
- 技能者共同養成機関の助成方に関する要望 … [2-64]
- 技能者共同養成費補助金交付規程 … [4-3-23]
- 技能者共同養成費補助金交付規程の施行について … [5-3-40]
- 技能者共同養成費補助金交付規程改正 … [4-3-28]
- 技能者養成と職業補導との提携協力について … [5-3-44]
- 技能者養成における関連学科の集団教育を実施する教育施設について … [5-3-30]
- 技能者養成に関する協力方について … [5-1-37]
- 技能者養成に対する地方公共団体等の援助について … [5-3-37]
- 技能者養成委員会官制 … [3-23]
- 技能者養成機関の助成に関する要望 … [2-66]
- 技能者養成規程 … [4-3-2]
- 技能者養成規程に関する疑義について … [5-3-18]
- 技能者養成規程に基き教習事項に関する件 … [4-3-4]
- 技能者養成規程に基づき、教習事項の基準 … [4-3-15]
- 技能者養成規程の一部改正施行について … [5-3-39]
- 技能者養成規程の一部改正並びに同規程第 18 条の規定に基き技能者養成指導員資格検定規則施行について … [5-3-7]
- 技能者養成規程の施設の指定 … [4-3-29]
- 技能者養成規程の全部改正 … [4-3-24]
- 技能者養成規程改正に関する答申 … [2-59]
- 技能者養成規程改正案要綱 … [2-58]
- 技能者養成規程及び技能者養成指導員検定規則の一部改正施行について … [5-3-24]
- 技能者養成規程第 13 条の規定に基き教習事項に関する件中改正 … [4-3-8]・[4-3-22]
- 技能者養成規程第 14 条の規定に基き、教習事項の基準を定める件 … [4-3-26]

技能者養成規程第 18 条別表第 4 使用者資格第 1 号の疑義について … [5-3-19]
技能者養成規程第 22 条第 3 項の規定に基く証明の取扱いについて … [5-3-13]
技能者養成規程中改正 … [4-3-3]・[4-3-5]・[4-3-7]・[4-3-12]・[4-3-16]・[4-3-19]・[4-3-21]
技能者養成規程中別表改正並びに同規程第 13 条の規定に基く告示に関する件 … [5-3-4]
技能者養成規程中別表第 1 に指定する技能に関する件 … [5-3-3]
技能者養成規程別表第二に定める養成職種に関する学科の判定について … [5-3-45]
技能者養成教育の振興に関する意見 … [2-65]
技能者養成教習指導について … [5-3-43]
技能者養成指導員の検定の学科及び実技の規程 … [4-3-27]
技能者養成指導員研修について … [5-3-33]・[5-3-46]
技能者養成指導員資格について … [5-3-16]
技能者養成指導員資格の検定について … [5-3-10]
技能者養成指導員資格の免許について … [5-3-15]
技能者養成指導員資格検定と自動車整備士検定との関係について … [5-3-21]
技能者養成指導員資格検定に関する件 … [5-3-8]
技能者養成指導員資格検定の手数料に関する件中改正 … [4-3-10]
技能者養成指導員資格検定規則 … [4-3-6]
技能者養成指導員資格検定規則中改正 … [4-3-9]・[4-3-13]
技能者養成指導員資格検定実施について … [5-3-32]
技能者養成指導員資格検定問題作成依頼について … [5-3-11]
技能者養成指導員資格検定問題参考資料送付について … [5-3-35]
技能者養成指導員資格認定基準 … [4-3-14]
技能者養成指導員資格認定基準について … [5-3-25]
技能者養成指導員免許証の交付及び再交付並びに技能者養成指導員の検定の手数料に関する … [4-3-25]
技能者養成指導官規程の施行について … [5-3-23]
技能者養成資格の疑義について … [5-3-22]
技能者養成資格免許証の交付について … [5-3-12]
技能者養成実施数 … [7-3-1]
技能者養成実施促進に関する協力方について … [5-3-29]
技能者養成修了者に対する労働安全衛生規則第 44 条に定める特殊技能者の免許について … [5-3-41]
技能者養成所教職員適確審査の伺について … [5-3-5]
技能者養成制度との連携に伴う職業補導事業の運営について … [5-2-45]
技能者養成制度の運用に関する件 … [5-3-6]
技能者養成制度の趣旨徹底について … [5-1-35]
技能者養成制度改正に関する意見 … [2-48]
技能者養成指導員資格検定問題基準答案について（昭和 27 年度第二回） … [5-3-36]
技能者養成促進指導の実施について … [5-3-28]
技能者養成第 13 条の規定に基く教習事項の基準について … [5-3-26]
技能種目別技能習得者数 … [7-3-3]
技能種目別技能習得者並びに指導員資格調（昭和 27 年度） … [7-3-6]
技能種目別技能習得者並びに指導員資格調（昭和 28 年度） … [7-3-7]
技能習得者の技能検定の方法に関する規則（案）、技能習得者技能検定実施要綱 … [4-3-20]
技能習得者の技能検定問題の調査について … [5-3-38]
技能職種に関する疑義について … [5-3-20]
技能養成工にして定時制高校生生徒たる者にかかる技能者養成の教習事項の取扱いについて … [5-3-47]
技能養成指導官規程 … [4-3-11]
規模別技能者養成認可事業場数 … [7-3-5]
共同作業施設の運営について … [5-2-13]
共同作業所の作業及び作業収入並びに委託料等処理要綱の実施について（神奈川県） … [5-2-78]
共同作業所の作業及び作業収入並びに委託料等処理要綱の制定について（神奈川県） … [5-1-54]・[5-2-77]
共同作業所の設置 … [3-47]
共同作業所月報の提出について … [5-1-48]
共同作業所所則（内規）基準の制定について … [5-1-59]
共同作業所等に関する規則（神奈川県） … [5-2-86]
教育基本法 … [4-1-4]
教習事項の一部改正 … [4-3-17]
業務運営状況報告について … [5-2-38]
行政の改革に関する件 … [2-43]
行政整理による離職者に対する失業対策 … [2-30]
行政整理の実施に伴う失業情勢の把握とその失業対策実施についての援助方依頼について … [5-1-27]

行政整理の実施に伴う失業対策に関する件 … [5-1-28]
行政整理及び失業対策について … [2-29]
緊急失業対策法の実施について … [5-1-29]
緊急就業対策実施ニ関スルノ件 … [5-1-9]
緊急就業対策要綱 … [2-3]
勤労署業務運営に関する通牒 … [5-1-10]
勤労青少年教育の振興方策について … [2-95]
勤労青少年教育対策要綱 … [2-81]
勤労配置規則 … [4-1-1]
国が設置する身体障害者職業訓練所 … [4-5-5]
訓練生の所外実習の取扱について … [5-2-104]
経営者団体の行政官庁へ技能者養成制度に関して意見具申 … [2-50]
経済興隆策を中心とする職業補導事業の転換 … [2-46]
経済緊急対策 … [2-18]
経済自立5ヶ年計画 … [2-70]
現下ノ経済危機ニ対処シ就業対策ニ付必要ナル措置ヲ講ゼントスルニ際シ健全ナル職業ノ確保ニ万遺憾ナキヲ期待方
… [4-1-3]
現下の失業情勢に対処すべき失業対策に関する件 … [2-28]
建議(中央職業安定審議会) … [2-34]
憲法改正案(政府乙案) … [1-7]
憲法改正草案 … [1-12]
憲法改正草案要綱 … [1-10]
憲法草案要綱(憲法研究会) … [1-6]
公共事業による失業者吸収措置の強化について … [2-60]
公共事業に失業者を優先雇傭するの件 … [2-14]・[5-1-12]
公共事業の実施に関する件(次官会議) … [2-7]
公共事業四半期報告について … [5-2-11]
公共事業実施に関する件(閣議) … [2-9]
公共事業処理要綱 … [2-11]
公共事業等による失業者吸収措置の強化について … [5-1-42]・[5-1-43]
公共事業日雇労務者標準賃金に関する件 … [5-1-14]
公共事業年間実績報告に関する件 … [5-2-9]
公共職業安定所官制 … [3-11]
公共職業補導実施状況 … [7-4-1]
公共職業補導種類別実施数 … [7-2-5]
公共職業補導所におけるラジオ聴取料の免除について … [5-2-36]
公共職業補導所における実習について … [5-2-23]
公共職業補導所における追指導の強化について … [5-2-47]
公共職業補導所の経営について … [5-2-21]
公共職業補導所の実習収入金について … [5-2-20]
公共職業補導所の職員定員(昭和27年度) … [7-2-10]
公共職業補導所月報(総数) … [7-2-8-1]
公共職業補導所月報(身体障害者分) … [7-2-8-2]
公共職業補導所月報への入所あつ旋状況 … [7-2-9]
公共職業補導所修了生に対するアセチレン溶接士試験の取扱について … [5-2-37]・[5-2-39]
公共職業補導所修了生の技能者養成認可について … [5-2-44]
公共職業補導所設置(兵庫) … [3-41]
公共職業補導所設置規程(神奈川県立) … [5-2-24]
公共職業補導所台帳の公民科の取扱について … [5-2-25]
公共職業補導所台帳の作製について … [5-2-26]
公共職業補導所台帳の整備について … [5-2-80]
公共職業補導所等に関する規則(神奈川県) … [5-2-85]
公共職業補導所補導生に対する身分証明書の発行について … [5-2-49]
公共職業補導所補導生に対する旅客運賃の学生割引適用について … [5-2-48]
公共職業補導所補導生の災害補償について … [5-2-40]・[5-2-43]
公共職業補導所補導生旅客運賃割引書の取扱について … [5-2-34]
公共職業補導所理容科並びに美容科に通信課程併設について … [5-2-55]
工業専門学校技術専修科生募集依頼について(東京都立) … [5-3-2]
工場事業場の行う監督者訓練に封する技術援助(TWI) … [5-4-1]
厚生省官制中改正 … [3-2]・[3-13]

厚生省分課規程中改正 … [3-1]・[3-3]・[3-6]・[3-8]・[3-9]・[3-10]・[3-12]・[3-15]・[3-22]・[3-27]
厚生職業補導所規程（神奈川県立） … [5-2-1]
厚生大臣要望事項 … [2-1]
港湾労働対策に関する意見 … [2-82]
国際労働機関への復帰について … [2-24]・[2-25]
国際労働機関憲章 … [6-1]
国際労働機関主催アジア地域における公務員の職業訓練講習会に関する説明 … [2-55]
告示されていない指定技能の養成実施について … [5-3-9]
国民一般に対する労働教育の実施について … [5-1-38]
国連軍引揚に伴う対策について（呉地区） … [2-73]
孤児・[母子家庭児童等に対する就職援護の実施について … [5-1-46]
孤児・[母子家庭児童等の就職援護に関する実施対策要綱 … [2-63]

さ行

最近の産業経済及び雇用の情勢に対処する職業訓練制度の確立について … [2-84]
作業所作業員の加工料の額承認について … [5-2-99]
作業員の加工料の額承認について … [5-2-100]
作業指導票の作成利用について … [5-2-67]
作業所作業員の加工料の額承認について … [5-2-31]・[5-2-98]
査察指導の実施について … [5-3-27]
産業別技能習得者数 … [7-3-4]
事業計画について（昭和 30 年度） … [5-2-62]
失業応急事業の実施に関する件（昭和 22 年度） … [5-1-15]
失業応急事業実施に関する件（昭和 22 年度） … [5-1-13]
失業者多発地域対策について … [2-80]・[2-92]・[2-94]
失業者特別指導訓練の実施の推進について … [5-1-51]
失業対策としてとるべき当面の方策について意見を求める … [2-32]
失業対策トシテ急速措置スベキ事項ニ関スル意見 … [2-2]
失業対策に関する意見（日経連） … [2-35]
失業対策の概要 … [2-12]
失業対策委員会官制 … [3-4]
失業対策審議会令 … [3-40]
失業保険施設設置の一部を改正する告示 … [3-50]
失業保険施設設置要綱 … [5-1-41]
失業保険特別会計法 … [4-1-7]
失業保険福祉施設の設置 … [3-53]
失業保険法一部改正 … [4-1-14]
失業保険法中改正 … [3-52]
指定代用教科書について … [5-2-103]
指導員資格の疑義について … [5-3-17]
自動車整備士技能検定規定の一部改正について … [5-2-87]
自動車整備士受験資格について … [5-2-33]
終戦ニ伴フ産業報告会ニ関スル措置ノ件 … [5-1-4]
授産共同作業特別施設の設置について … [5-2-10]
授産共同作業特別施設の設置に関する件 … [5-2-7]
授産施設の労働基準法適用について … [5-2-17]
授産施設の労働基準法適用について … [5-2-18]
傷痍者職業補導所設置規程（神奈川県） … [5-2-5]
承認代用教科書の申請について … [5-2-102]
所外実習に伴う補導生出張旅費の取扱について … [5-2-29]
職業安定行政手引き … [5-2-16]
職業安定組織における監察に関する件 … [3-26]
職業安定組織の構成に関する条約 … [6-2]
職業安定法 … [4-2-1]
職業安定法に基く職業補導の実習と労働基準法の規定並びに職業安定法に定める労働者提供事業禁止の規定との関係について … [5-2-15]・[5-2-19]
職業安定法の改正に伴う学生生徒の職業紹介について … [5-1-31]
職業安定法の提案理由 … [2-22]
職業安定法一部改正 … [4-2-4]
職業安定法国会通過に際しての声明 … [1-19]

職業安定法施行に伴う職業補導実施に関する件 … [5-2-12]
職業安定法施行規則 … [4-2-2]
職業安定法施行規則の一部を改正する省令 … [4-1-12]
職業安定法施行規則の一部を改正する省令及び援助関係申請書等の記載要領について … [5-4-6]
職業安定法施行規則の一部改正 … [4-1-13]
職業安定法施行規則の一部改正と、それに伴う監督者訓練業務の今後の運営の方針について … [5-4-5]
職業安定法施行規則の一部改正について … [5-4-4]
職業安定法施行規則一部改正 … [4-2-5]
職業安定法施行規則中改正 … [4-1-9]・[4-4-2]・[4-4-3]・[4-4-4]
職業安定法中改正 … [4-2-3]
職業安定法並びに同施行規則の公布に関する件 … [5-1-20]
職業安定連絡委員会令 … [3-30]
職業教育振興方策 … [2-31]
職業教育法の制定方要望 … [2-39]
職業訓練に関する勧告 … [6-7]
職業訓練の現況と展望と課題 … [5-2-32]
職業訓練の現況と問題点 … [2-57]・[2-86]
職業訓練指導官規程 … [4-5-6]
職業訓練制度の確立について … [2-89]
職業訓練法 … [4-5-1]
職業訓練法と監督者訓練 … [5-4-7]
職業訓練法の施行期日を定める政令 … [4-5-2]
職業訓練法の要点及び施行に伴う当面の措置事項について … [5-2-113]
職業訓練法案提案理由 … [2-90]
職業訓練法参議院附帯決議 … [2-93]
職業訓練法施行規則 … [4-5-4]
職業訓練法施行令 … [4-5-3]
職業訓練法衆議院修正事項 … [2-91]
職業訓練法制定に伴う準備事務について … [5-2-112]
職業訓練要綱案に対する意見 … [2-87]
職業紹介業務規程 … [4-1-2]
職業紹介法施行令等を廃止する政令 … [4-1-8]
職業政策ニ関スル件 … [1-3]
職業補導に於ける既往の教育を受けた者に対する取扱について … [5-3-34]
職業補導施設の拡充に関する事項 … [2-20]
職業補導施設費補助 … [2-13]
職業補導事業の拡充 … [2-36]
職業補導事業予算（昭和 28 年度） … [7-2-11]
職業補導実施要綱に関する件 … [5-2-2]
職業補導状況（昭和 23 年 8 月 1 日現在） … [7-2-2]
職業補導所の事業状況の報告について … [5-2-84]
職業補導所の実習並びに実習製作品処理要綱について … [5-2-75]
職業補導所ノ名称及位置 … [3-5]
職業補導所安全週（旬）間の実施について … [5-2-111]
職業補導所及び養成所を各種学校に指定 … [5-2-14]
職業補導所修了生名簿の提出について … [5-2-69]
職業補導所等新設拡充に関する件 … [5-2-6]
職業補導所補導生の災害補償について … [5-2-65]・[5-2-68]
職業補導所補導生の災害補償について（神奈川県） … [5-2-42]
職業補導用教科書の取扱について … [5-2-72]
職業補導用代用教科書の指定について … [5-2-73]
職業補導用代用教科書の承認申請に対する決定について … [5-2-90]
職業補導用代用教科書の承認申請手続きについて … [5-2-83]
職場補導員規程 … [4-4-1]
職場補導員研修日程について … [5-4-3]
職場補導員候補者の選定について … [5-4-2]
職場補導員産業別配置状況 … [7-4-8]
職場補導員等都道府県別配置状況 … [7-4-7]
職業補導並びに授産共同作業実施計画調の件（昭和 22 年度） … [5-2-8]
職業補導の手引 … [5-2-22]

女子年少者労働基準規則 … [4-1-6]
所則の内規の制定について … [5-2-119]
新規大学卒業者の就職促進について … [5-1-45]
新規大学卒業者の就職促進について（昭和 30 年度） … [5-1-52]
人口と失業対策について … [2-4]
新身体障害者公共職業補導所の経営委託契約について（神奈川） … [5-2-115]
新時代の要請に対応する技術教育に関する意見 … [2-76]
新制中学校の職業指導に関する件 … [5-1-21]
「身体障害者公共職業補導所及び神奈川県共同作業所における給食実施要綱」の制定について（神奈川） … [5-2-98]
「身体障害者職業補導所補導手当支給要綱」の一部改正について（神奈川県） … [5-2-97]
身体障害者の職業更生に関する意見 … [2-75]
身体障害者公共職業補導所における補導生（戦傷病者）の募集計画について … [5-2-28]
身体障害者公共職業補導所の経営について（神奈川） … [5-2-59]
身体障害者公共職業補導所設置 … [3-29]
身体障害者公共職業補導所補導生指導記録作成要領の改正について … [5-2-94]・[5-2-96]
身体障害者公共職業補導所補導生補導記録について … [5-2-41]
身体障害者公共職業補導所補導生補導記録の一部改正について … [5-2-77]
身体障害者職業更生援護対策要綱 … [2-52]
身体障害者職業障害部位別職業補導種目選定基準の作成について … [5-2-30]
身体障害者職業補導所における実習収入金の分割後納制の承認について（神奈川県） … [5-2-79]
身体障害者職業補導所補導手当支給要綱の改正について（神奈川県） … [5-2-35]
身体障害者を含む成年者の職業訓練に関する勧告 … [6-4]
身体障害者福祉法 … [4-1-10]
新労務管理に関する見解 … [2-37]
生活指導要領の送付について … [5-2-50]
生産的職場開発による雇用拡大並びに技能再訓練等による失業緩和方策 … [2-26]
製パン工技能者養成運営機関の設置について … [5-3-31]
世界人権宣言 … [6-3]
石炭鉱業、塩素、国連軍関係失業者多発地域対策について … [2-79]
石炭鉱業の合理化に伴う失業対策について … [2-68]・[2-74]
全国職業補導所名便覧 … [7-2-1]
戦傷病者を中心とする身体障害者の公共補導所利用促進について … [5-2-27]
戦争終結ニ伴ウ工場事業場従業者ノ応急措置ニ関スル件 … [5-1-2]
総合職業訓練所の運営についての都道府県知事の指導監督について … [5-2-120]
総合職業訓練所訓練生災害手当支給要綱 … [5-2-114]
総合職業訓練所所則（北九州） … [5-2-121]
総合職業補導所、共同作業所の設置 … [3-49]
総合職業補導所における訓練生等の取扱について … [5-2-109]
総合職業補導所に対する委託料の基準について … [5-2-105]
総合職業補導所の運営要領 … [5-2-63]
総合職業補導所の概要 … [7-2-13]
総合職業補導所の技能者養成規程第 15 條第 2 項の施設としての指定について … [5-2-89]
総合職業補導所の名称変更に関する件 … [5-2-116]
総合職業補導所の溶接科修了生に対する溶接士試験の取扱について … [5-2-108]
総合職業補導所を設置（啓成会） … [3-46]
総合職業補導所規則（神奈川） … [5-2-57]
総合職業補導所経営委託費配布申請書（神奈川） … [5-2-64]
総合職業補導所自動車整備科修了生の自動車整備士技能検定試験受験資格について … [5-2-70]
ソ連地区からの引揚者に対する職業援護について … [5-1-40]

た行

第 1 号答申（雇用審議会） … [2-88]
第 1 次案（憲法研究会） … [1-2]
第 2 次案（憲法研究会） … [1-4]
第 3 次案（憲法研究会） … [1-5]
体育科指導要綱の制定について … [5-2-60]
第一語学要員養成所設置規程（神奈川県） … [5-2-4]
大東亜戦争終結ニ伴ウ国民勤労動員令施行ノ為ニスル応急措置ニ関スル件 … [5-1-1]
代用教科書の取扱について … [5-2-81]
代用教科書の取扱について … [5-2-93]

体力検査実施要領の一部改訂について … [5-1-55]
体力検定の実施について … [5-1-50]
団結権、団体交渉その他団体行動に関する労働教育行政の指針について … [5-1-58]
炭鉱失業者緊急対策としての鉱害復旧事業の繰り上げ追加施行について … [2-62]
知識階級失業応急救済事業実施に関する件 … [5-1-11]
知識階級失業者救済のための具体的方策 … [2-8]
地方勤労行政機構ノ改正整備ニ関スル件 … [5-1-5]
地方行政機構ノ改正ニ伴フ厚生行政整備ニ関スル件 … [5-1-6]
地方職業安定行政主務課公共職業安定所の組織及び事務文掌について … [5-1-24]
地方別業種別経営者団体の労働関係法令改正意見 … [2-41]
「駐留軍撤退に伴う離職者の対策について」の取扱い等について … [2-96]
中小工業振興大作要綱に対する意見 … [2-17]
駐留軍及び国連軍関係離職者の就業対策について … [5-1-56]
駐留軍及び国連軍労務被解雇者の就業対策について … [5-1-53]
駐留軍及び石炭山関係離職者の就職促進について … [5-1-57]
駐留軍撤退に伴う離職者の対策について … [2-85]・[5-1-62]
通学定期乗車券発売対象施設としての指定手続きについて … [5-2-107]
帝国憲法改正案 … [1-14]
定時制高等学校に学ぶ働く青少年の教育保護福祉対策要綱 … [2-71]
定着地ニ於ケル海外引揚者援護要綱 … [2-5]
定着地ニ於ケル海外引揚者援護要綱について … [5-1-8]
定着地に於ける海外引揚者援護要綱時間会議決定に関する件 … [2-6]
答申第1号（失業対策審議会） … [2-33]
答申第2号（失業対策審議会） … [2-38]
答申第4号（失業対策審議会） … [2-67]
答申第6号（失業対策審議会） … [2-77]
当面の雇用、失業対策に関する意見書 … [2-61]
特需の減少及び駐留軍、国連軍の引揚に伴う対策について … [2-72]
特需等対策連絡会議の設置について … [2-69]
特別失業対策事業の実施について … [5-1-49]
都道府県監督者訓練受講者数 … [7-4-1]
都道府県別認可技能職種別技能習得者数 … [7-3-2]
都道府県別被訓練監督者数 … [7-4-2]
都道府県別職業補導状況 … [7-2-3]
都道府県労働基準局管制 … [3-14]

な行

日本公共事業計画原則 … [1-13]
日本国憲法公布 … [1-16]
日本職業紹介制度に対する労働諮問委員会の勧告 [1-18]
入所、修了式等式次第について … [5-2-66]
年少者（児童福祉施設収容児童等）の職業紹介について … [5-1-34]
年少者の就業に関する件 … [5-1-16]
年少労働者の保護と職業準備に関する条約 … [6-5]
農業における職業訓練に関する勧告 … [6-6]

は行

日雇労務ニ関スル事務処理ニ関スル件 … [5-1-7]
婦人公共職業補導所美容科における実習モデルとなる者及びその者から徴収する料金について（小田原） … [5-2-82]
米国教育使節団報告書 … [1-11]
補導手当の支給額改定について … [5-2-92]
補導種目別職業補導実施状況（一般） … [7-2-12-1]
補導種目別職業補導実施状況（身体障害者） … [7-2-12-2]
補導種目別職業補導実施状況（一般・臨時） … [7-2-16]
補導所入所、修了、就職状況調査について … [5-2-61]・[5-2-71]
補導所入所、修了、就職状況調査実施要領の一部改正について … [5-2-95]
補導生応募・入所・中退・修了就職調 … [7-2-17]
補導生、共同作業所員に対する労務加配米の配給要領について … [5-1-47]
補導生に対する失業の認定について … [5-2-46]
補導生実態調査 … [7-2-7-1]

補導生実態調査 … [7-2-7-2]
補導生指導記録について … [5-2-58]
補導生指導要録、補導生指導手帳の改訂及び補導所体操用レコードについて … [5-2-91]
補導生就職先規模別調 … [7-2-14]
補導生補導記録の一部改正について … [5-2-88]
補導生の実態 … [7-2-6]
補導生用学校学生生徒旅客運賃割引書の取扱について … [5-2-54]
補導生用労務加配用普通外米の配給割り当て要領について … [5-2-74]

ま行

マッカーサー草案政府訳 … [1-9]
目下予想される失業情勢に対処すべき失業対策に関する答申 … [2-27]
木工補導所設置規程（神奈川県横浜） … [5-2-3]

や行

夜間職業補導における訓練方法について … [5-2-52]
夜間職業補導の実施について … [5-2-51]
要綱の一部改正について … [5-2-101]
溶接科修了生に対するアセチレン溶接士試験の取扱について … [5-2-110]
予算経理状況報告について … [5-2-76]

ら行

連合軍進駐ニ伴ウ労務確保ノ準備措置ニ関スル件 … [5-1-3]
労使協議会雇用部会 … [1-20]
労働学校の取扱について … [5-1-26]
労働学校の設置及び運営について … [5-1-39]
労働課便覧（G H Q : Labor Division Manual） … [1-21]
労働関係法令の再検討 … [2-42]
労働基準監察監督官規程中改正 … [4-1-11]
労働基準監督機関官制 … [3-19]
労働基準行政に関する業界の実情並びに意見調査 … [2-45]
労働基準法 … [4-3-1]
労働基準法の一部を改正する法律 … [4-3-18]
労働基準法の一部を改正する法律案 … [2-51]
労働基準法の疑義について … [5-3-14]
労働基準法の説明 … [2-15]・[2-16]
労働基準法一部改正 … [4-3-30]
労働基準法改正について … [2-44]
労働基準法改正意見書 … [2-56]
労働基準法施行規則の一部を改正する省令、女子年少者労働基準規則、技能者養成規程等の施行について … [5-3-42]
労働基準法中技能者の養成に関する規定の施行に関する件 … [5-3-1]
労働教育行政について … [5-1-36]
労働教育審議会令 … [3-32]
労働諮問委員会最終報告書 … [1-15]
労働者に対する社会教育について … [2-23]
労働者教育に関する労働省（労政局）、文部省（社会教育局）了解事項について … [5-1-25]
労働者教育諮問委員会設置要綱 … [3-21]
労働者教育審議会令 … [3-36]
労働省所管一般会概算要求額（昭和26年度） … [7-1-4]
労働省所管公共事業共同作業施設設置方針 … [5-1-23]
労働省新設に伴う訓令 … [4-1-5]
労働省設置に伴う関係省庁の整理に関する省令 … [3-33]
労働省設置準備委員会規程 … [3-16]
労働省設置法 … [3-17]
労働省設置法一部改正 … [3-62]・[3-38]
労働省設置法改正 … [3-31]・[3-43]
労働省設置法施行令 … [3-18]
労働省設置法施行令の一部改正 … [3-25]
労働省設置要領 … [2-19]
労働省設置要領 … [3-7]

労働省組織規程 … [3-34]・[3-45]
労働省組織規程の一部を改正する省令 … [3-48]
労働省組織規程中改正 … [3-35]・[3-37]・[3-39]・[3-42]・[3-64]
労働省組織令 … [3-44]
労働省組織令の一部を改正する政令 … [3-51]・[3-54]・[3-63]
労働省分課規程 … [3-20]
労働省分課規程中改正 … [3-24]・[3-28]
労働条件の基準に関する法律案 … [2-10]
労働部設置に関する件 … [5-1-17]・[5-1-18]・[5-1-19]
労働福祉事業団が管理する失業保険施設を定める政令中改正 … [3-60]・[3-61]
労働福祉事業団が管理する福祉施設を定める件 … [3-59]
労働福祉事業団監理官監督規程 … [3-58]
労働福祉事業団総合職業補導所委託料基準について … [5-2-106]
労働福祉事業団法 … [3-55]
労働福祉事業団法に基く非常勤職員の指定に関し決定 … [3-56]
労働福祉事業団法の業務に関連し事前に連絡を要する事項について … [5-1-61]
労働福祉事業団法の施行について … [5-1-60]
労働福祉事業団法施行規則一部改正 … [3-65]
労働福祉事業団法施行令 … [3-57]
労働力人口及び失業率 … [7-1-2]

本報告書等は、基盤整備センターホームページの「基盤整備センター刊行物検索」から閲覧、ダウンロードができます。

基盤整備センター

検索



URL: <https://www.tetras.uitec.jeed.go.jp/>

調査研究資料 No. 140

戦後職業訓練関係資料集《昭和20年～昭和33年》〈下〉

発行	2024年2月
発行者	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業能力開発総合大学校 基盤整備センター 所長 高井 宏幸
	〒187-0035 東京都小平市小川西町2-32-1 電話 042-348-5075（企画調整課）
印刷	株式会社コムラ 〒501-2517 岐阜県岐阜市三輪ぶりとぴあ3 電話 058-229-5858

本書の著作権は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が有しております。